

インターネット接続サービス契約約款

平成24年4月1日

KDDI 株式会社

目 次

第1章 総則	9
第1条 約款の適用	9
第2条 約款の変更	9
第3条 用語の定義	9
第2章 インターネット接続サービスの種類等	15
第4条 インターネット接続サービスの種類	15
第5条 ダイヤルアップサービスの種類	14
第5条の2 ADSL接続サービスの種類	16
第6条 インターネット接続サービスの品目等	16
第7条 外国における取扱制限	16
第3章 インターネット接続サービスの提供区間等	17
第8条 インターネット接続サービスの提供区間等	17
第4章 インターネット接続サービス利用契約	18
第1節 ダイヤルアップサービス利用契約	18
第1款 第1種ダイヤルアップサービス利用契約	18
第9条 契約の単位	18
第10条 第1種ダイヤルアップサービス利用契約申込の方法	18
第11条 第1種ダイヤルアップサービス利用契約申込の承諾	18
第12条 第1種ダイヤルアップサービスの品目等の変更	18
第13条 電子メールの利用	19
第14条 ホームページの利用	19
第15条 インターネット接続サービスの種類の変更	19
第16条 第1種ダイヤルアップサービスの利用の一時中断	19
第17条 第1種ダイヤルアップサービス利用契約に基づく権利の譲渡の禁止	19
第18条 第1種ダイヤルアップサービス利用契約者が行う第1種ダイヤルアップ契約の解除	20
第19条 当社が行う第1種ダイヤルアップ利用契約の解除	20
第20条 その他の提供条件	20
第2款 削除	20

第3款 第3種ダイヤルアップサービス利用契約	21
第22条の2 契約の単位	21
第22条の3 第3種ダイヤルアップサービス利用契約申込の承諾	21
第22条の4 インターネット接続サービスの種類の変更	21
第22条の5 メタルプラス電話サービスに係る利用の一時中断があった場合の取り扱い	21
第22条の6 第3種ダイヤルアップサービス利用契約に基づく権利の譲渡の禁止	22
第22条の7 メタルプラス電話サービスに係る契約の解除があった場合の取扱い	22
第22条の8 その他の提供条件	22
第2節 削除	22
第3節 フレッツ対応サービス利用契約	22
第28条 フレッツ対応サービス利用契約申込の方法	22
第29条 フレッツ対応サービス利用契約申込の承諾	23
第30条 音声通信の利用	23
第31条 インターネット接続サービスの種類の変更	23
第32条 その他の契約内容の変更	23
第33条 その他の提供条件	23
第4節 削除	24
第5節 ADSL接続サービス利用契約	24
第1款 第1種ADSL接続サービス利用契約	24
第42条 契約の単位	24
第43条 ADSL接続サービス利用契約申込の方法	24
第44条 利用契約申込の承諾	25
第45条 音声通信の利用	25
第46条 他社接続回線の移転	25
第47条 インターネット接続サービスの種類の変更	25
第48条 その他の契約内容の変更	26
第48条の2 他社接続回線に係る契約の解除又は利用休止があった場合の取扱い	26
第49条 その他の提供条件	26
第2款 第2種ADSL接続サービス利用契約	26
第49条の2 契約の単位	26
第49条の3 第2種ADSL接続サービス利用契約申込の承諾	27
第49条の4 音声通信の利用	27
第49条の5 インターネット接続サービスの種類の変更	27

第 49 条の 6	メタルプラス電話サービスに係る利用の一時中断があった場合の取り扱い	28
第 49 条の 7	メタルプラス電話サービスに係る契約の解除があった場合の取扱い	28
第 49 条の 8	その他の提供条件	28
第 3 款 第 3 種 ADSL 接続サービス利用契約		28
第 49 条の 9	契約の単位	28
第 49 条の 10	第 3 種 ADSL 接続サービス利用契約申込の承諾	29
第 49 条の 11	メタルプラス電話サービスに係る契約の提供の開始があった場合の取扱い	29
第 49 条の 12	その他の提供条件	29
第 6 節 削除		30
第 7 節 I P 電話サービス II 利用契約		30
第 55 条	契約の単位	30
第 56 条	I P 電話サービス II 利用契約申込を行うことができる者の条件	30
第 57 条	I P 電話サービス II 利用契約申込の方法	30
第 58 条	I P 電話サービス II 利用契約申込の承諾	31
第 59 条	音声通信番号	31
第 60 条	当社が行う I P 電話サービス II 利用契約の解除	31
第 61 条	その他の契約内容の変更	32
第 62 条	その他の提供条件	32
第 8 節 削除		32
第 9 節 アクセスコミュファ対応サービス利用契約		32
第 65 条の 2	契約の単位	32
第 65 条の 3	アクセスコミュファ対応サービス利用契約申込の方法	32
第 65 条の 4	アクセスコミュファ対応サービス利用契約申込の承諾	33
第 65 条の 5	インターネット接続サービスの種類の変更	33
第 65 条の 6	その他の契約内容の変更	33
第 65 条の 7	その他の提供条件	33
第 10 節 WiMAX サービス利用契約		34
第 65 条の 8	契約の単位	34
第 65 条の 9	WiMAX サービス利用契約申込の方法	34
第 65 条の 10	WiMAX サービス利用契約申込の承諾	34
第 65 条の 11	インターネット接続サービスの種類の変更	35
第 65 条の 12	その他の契約内容の変更	35
第 65 条の 13	その他の提供条件	35

第11節	モバイル対応サービス利用契約	35
第65条の14	契約の単位	35
第65条の15	モバイル対応サービス利用契約申込みの方法	35
第65条の16	モバイル対応サービス利用契約申込の承諾	36
第65条の17	インターネット接続サービスの種類の変更	35
第65条の18	その他の契約内容の変更	36
第65条の19	その他の提供条件	36
第5章	付加機能	37
第66条	付加機能の提供	37
第67条	付加機能の利用の一時中断	37
第68条	付加機能の接続休止	37
第6章	利用中止等	38
第69条	インターネット接続サービスの利用中止	38
第70条	インターネット接続サービスの利用停止	38
第71条	インターネット接続サービスの接続休止	39
第7章	通信	40
第1節	通信利用の制限等	40
第72条	通信利用の制限等	40
第72条の2	同上	41
第73条	当社又は協定事業者の契約約款等による制約	41
第74条	音声通信の品質	41
第2節	利用速度又は接続通信時間の測定等	41
第75条	利用速度又は接続通信時間の測定等	41
第3節	発信電気通信番号通知	41
第76条	発信電気通信番号通知	42
第8章	料金等	43
第1節	料金及び工事に関する費用	43
第77条	料金及び工事に関する費用	43

第2節 料金等の支払義務	43
第78条 定額利用料の支払義務	43
第79条 利用料の支払義務	46
第80条 手続きに関する料金の支払義務	47
第80条の2 ユニバーサルサービス料の支払義務	47
第81条 工事費の支払義務	47
第3節 料金の計算方法等	47
第82条 料金の計算方法等	47
第4節 割増金及び延滞利息	48
第83条 割増金	48
第84条 延滞利息	48
第5節 協定事業者に係る債権の譲受等	48
第85条 協定事業者に係る債権の譲受等	48
第6節 債権の譲渡等	48
第86条 インターネット接続サービスに係る債権の譲渡等	48
第9章 最低利用期間	49
第87条 最低利用期間	49
第10章 保守	50
第88条 インターネット接続サービス利用契約者の維持責任	50
第89条 インターネット接続サービス利用契約者の切分責任	50
第90条 修理又は復旧の順位	50
第11章 損害賠償	52
第91条 責任の制限	52
第92条 免責	52
第12章 雑則	53
第93条 承諾の限界免責	53
第94条 利用に係るインターネット接続サービス利用契約者の義務	53

第 95 条	インターネット接続サービス利用契約者からの当社が設置する電気通信設備の 設置場所の提供等	53
第 96 条	インターネット接続サービス利用契約者からの通知	54
第 97 条の 2	同上	54
第 97 条	インターネット接続サービス利用契約者の氏名等の通知	54
第 98 条	協定事業者からの通知	54
第 99 条	インターネット接続サービス利用契約者に係る情報の利用	54
第 100 条	協定事業者の電気通信サービスに係る料金等の回収代行	55
第 101 条	削除	55
第 102 条	インターネット接続サービスの技術的事項及び技術資料の閲覧	55
第 103 条	法令に関する規定	55
第 104 条	閲覧	55
第 13 章	附帯サービス	56
第 105 条	附帯サービス	56
別記		57
1	インターネット接続サービスの提供区間	57
2	インターネット接続サービス利用契約者の地位の継承	59
3	インターネット接続サービス利用契約者の氏名等の変更	60
4	インターネット接続サービス利用契約者の禁止行為	60
5	インターネット接続サービス利用契約者からの当社が設置する電気通信設備の 設置場所の提供等	60
6	自営端末設備の接続	61
7	自営端末設備に異常がある場合等の検査	61
8	自営電気通信設備の接続	62
9	自営電気通信設備に異常がある場合等の検査	62
10	当社の維持責任	62
11	協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行	62
12	情報料回収代行	62
13	削除	64
14	新聞社等の基準	64
15	インターネット接続サービスに係る技術資料の項目	64
16	支払証明書の発行	64
料金表		66
通則		66
第 1 基本利用料		70
1 第 1 種ダイヤルアップサービスに係るもの		70
1) 適用		70

2) 料金額	75
2の2 第3種ダイヤルアップサービスに係るもの	78
1) 適用	78
2) 料金額	79
4 フレッツ対応サービスに係るもの	81
1) 適用	81
2) 料金額	86
5 削除	91
6 第1種ADSL接続サービスに係るもの	92
1) 適用	92
2) 料金額	103
6の2 第2種ADSL接続サービスに係るもの	107
1) 適用	107
2) 料金額	117
6の3 第3種ADSL接続サービスに係るもの	121
1) 適用	121
2) 料金額	126
7 削除	127
8 IP電話サービスⅡに係るもの	128
1) 適用	128
2) 料金額	129
9 削除	131
10 アクセスコミュファ対応サービスに係るもの	132
1) 適用	132
2) 料金額	134
11 WiMAXサービスに係るもの	136
1) 適用	136
2) 料金額	138
12 モバイル対応サービスに係るもの	139
1) 適用	139
2) 料金額	140
第2 付加機能利用料	142
1 適用	142
2 料金額	146
第3 登録料	155
1 適用	155
2 料金額	155
第4 工事費	156
1 第1種ダイヤルアップサービスに係るもの	156
1の2 第3種ダイヤルアップサービスに係るもの	157
2 フレッツ対応サービスに係るもの	158

3	削除	159
4	第1種ADSL接続サービスに係るもの	160
4の2	第2種ADSL接続サービスに係るもの	163
4の3	第3種ADSL接続サービスに係るもの	165
5	削除	167
6	IP電話サービスⅡに係るもの	168
6の2	アクセスコミュファ対応サービスに係るもの	169
7	付加機能に係るもの	170
第6	支払証明書の発行手数料	173
1	適用	173
2	料金額	173
第7	ユニバーサルサービス料	174
1	適用	174
2	料金額	174
別表1	音声通信における当社又は協定事業者の電気通信サービスに係る契約	175
別表2	本邦外又は特定衛星端末への音声通信に係る取扱い地域等	181
別表3	IP電話サービスⅡにおける他社接続回線に係る協定事業者の電気通信サービス	184
別表4	パケット通信アクセス回線に係る当社又は協定事業者の電気通信サービスに係る契約	186
別表5	当社が別に定める音声通信番号に係る協定事業者	187
別表6	特定の電気通信サービス等	188
附則		189

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、国際電気通信連合憲章（平成7年条約第2号）、国際電気通信連合条約（平成7年条約第3号）、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）に基づき、この契約約款（料金表を含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これによりインターネット接続サービス（当社がこの約款以外の契約約款及び料金表を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。

(注) 本条のほか、当社は、インターネット接続サービスに附帯するサービス（当社が別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。）をこの約款により提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

2 当社は、事業法施行規則第22条の2の2第5項第3号に該当する事項の変更を行う場合、個別の通知及び説明に代え、当社の指定するホームページに掲示します。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 インターネット接続網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号、音響又は映像の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
4 インターネット接続サービス	インターネット接続網を使用して行う電気通信サービス
5 インターネット接続サービス取扱所	インターネット接続サービスに関する業務を行う当社の事業所
6 インターネット接続サービス利用契約	当社からインターネット接続サービスの提供を受けるための契約
7 インターネット接続サービス利用契約者	当社とインターネット接続サービス利用契約を締結している者
8 メタルプラス電話サービス	当社のメタルプラス電話サービスに係る契約約款に規定するメタルプラス電話サービス（一般メタルプラス電話に限ります。以下同じとします。）
9 メタルプラス電話	当社からメタルプラス電話サービスの提供を受けるための契約

契約	
10 メタルプラス電話契約者	当社とメタルプラス電話契約を締結している者
11 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者（事業法第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出をした者をいいます。以下同じとします。）との間の相互接続協定（事業法第33条第9項若しくは同条第10項又は第34条第4項の規定に基づき当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。）に基づく相互接続に係る電気通信設備の接続点
12 協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
13 特定事業者	特定の協定事業者
14 携帯電話事業者	電気通信番号規則（平成9年郵政省令第82号）。以下「番号規則」といいます。）第9条第3号に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する協定事業者
15 PHS事業者	番号規則第9条第4号に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する協定事業者
16 メタルプラス電話接続回線	メタルプラス電話サービスに係る契約に基づいて設置する電気通信回線
16の2 当社接続回線	インターネット接続網とインターネット接続サービス利用契約の申込者が指定する場所との間に、当社が設置する電気通信回線
17 他社接続回線	相互接続点を介してインターネット接続網と相互に接続する電気通信回線であって、協定事業者の専用サービス、DSLサービス又は別表5に定める電気通信サービスに係る契約に基づいて相互接続点と当該契約の申込者が指定する場所との間に設置されるもの
17の2 接続回線	当社接続回線又は他社接続回線
18 取扱所交換設備	電気通信回線を收容するためにインターネット接続サービス取扱所に設置される交換設備
19 加入契約回線	相互接続点を介して他社接続回線と取扱所交換設備とを相互に接続するための電気通信設備
20 他社契約者回線	相互接続点を介してインターネット接続網と相互に接続する電気通信回線であって、協定事業者の電話サービス、総合デジタル通信サービス又はパケット通信サービスに係る契約に基づいて当該協定事業者の事業所に設置される交換設備と当該契約の申込者が指定する場所との間に設置されるもの
21 利用回線	相互接続点を介してインターネット接続網と相互に接続する電気通信回線であって、協定事業者のIP通信網サービス若しくは光ネットアクセスサービスに係る契約に基づいて当該協定事業者の事業所に設置される交換設備と当該契約の申込者が指定する場所との間に設置されるもの
22 公衆電話	協定事業者が街頭その他の場所に電話機等（電話機及びそれに付随する設備をいいます。以下同じとします。）を設置して公衆の利用に供する協定事業者の電気通信サービス
23 第1種ダイヤルアップ	当社から第1種ダイヤルアップサービスの提供を受けるためのインター

アップサービス利用契約	ネット接続サービス利用契約
24 第1種ダイヤルアップサービス利用契約者	当社と第1種ダイヤルアップサービス利用契約を締結しているインターネット接続サービス利用契約者
25 削除	削除
26 削除	削除
27 第3種ダイヤルアップサービス利用契約	当社から第3種ダイヤルアップサービスの提供を受けるためのインターネット接続サービス利用契約
28 第3種ダイヤルアップサービス利用契約者	当社と第3種ダイヤルアップサービス利用契約を締結しているインターネット接続サービス利用契約者
29 ダイヤルアップサービス利用契約	当社から第1種ダイヤルアップサービス又は第3種ダイヤルアップサービスの提供を受けるためのインターネット接続サービス利用契約
30 ダイヤルアップサービス利用契約者	当社と第1種ダイヤルアップサービス利用契約又は第3種ダイヤルアップサービス利用契約を締結しているインターネット接続サービス利用契約者
31 削除	削除
32 削除	削除
33 フレッツ対応サービス利用契約	当社からフレッツ対応サービスの提供を受けるためのインターネット接続サービス利用契約
34 フレッツ対応サービス利用契約者	当社とフレッツ対応サービス利用契約を締結しているインターネット接続サービス利用契約者
35 削除	削除
36 削除	削除
37 第1種ADSL接続サービス利用契約	当社から第1種ADSL接続サービスの提供を受けるためのインターネット接続サービス利用契約
38 第1種ADSL接続サービス利用契約者	当社と第1種ADSL接続サービス利用契約を締結しているインターネット接続サービス利用契約者
39 第2種ADSL接続サービス利用契約	当社から第2種ADSL接続サービスの提供を受けるためのインターネット接続サービス利用契約
40 第2種ADSL接続サービス利用契約者	当社と第2種ADSL接続サービス利用契約を締結しているインターネット接続サービス利用契約者
41 第3種ADSL接続サービス利用契約	当社と第3種ADSL接続サービス利用契約を締結しているインターネット接続サービス利用契約
42 第3種ADSL接続サービス利用契約者	当社と第3種ADSL接続サービス利用契約を締結しているインターネット接続サービス利用契約者

43 ADSL接続サービス利用契約	当社から第1種ADSL接続サービス、第2種ADSL接続サービス又は第3種ADSL接続サービスの提供を受けるためのインターネット接続サービス利用契約
44 ADSL接続サービス利用契約者	当社と第1種ADSL接続サービス利用契約、第2種ADSL接続サービス利用契約又は第3種ADSL接続サービス利用契約を締結しているインターネット接続サービス利用契約者
45 削除	削除
46 削除	削除
47 IP電話サービスⅡ利用契約	当社からIP電話サービスⅡの提供を受けるためのインターネット接続サービス利用契約
48 IP電話サービスⅡ利用契約者	当社とIP電話サービスⅡ利用契約を締結しているインターネット接続サービス利用契約者
49 削除	削除
50 削除	削除
51 アクセスコミュファ対応サービス利用契約	当社からアクセスコミュファ対応サービスの提供を受けるためのインターネット接続サービス利用契約
52 アクセスコミュファ対応サービス利用契約者	当社とアクセスコミュファ対応サービス利用契約を締結しているインターネット接続サービス利用契約者
53 WiMAXサービス利用契約	当社からWiMAXサービスの提供を受けるためのインターネット接続サービス利用契約
54 WiMAXサービス利用契約者	当社とWiMAXサービス利用契約を締結しているインターネット接続サービス利用契約者
55 モバイル対応サービス利用契約	当社からモバイル対応サービスの提供を受けるためのインターネット接続サービス利用契約
56 モバイル対応サービス利用契約者	当社とモバイル対応サービス利用契約を締結しているインターネット接続サービス利用契約者
57 アクセスポイント	ダイヤルアップサービス、フレッツ対応サービス、ADSL接続サービス、アクセスコミュファ対応サービス、WiMAXサービス、モバイル対応サービス若しくは料金表第2（付加機能利用料）に定めるパケット通信アクセスサービスを提供するため又はメタルプラス電話接続回線とインターネット接続網とを相互に接続するためにインターネット接続サービス取扱所に設置する電気通信設備
58 ユーザID	ダイヤルアップサービス利用契約者、フレッツ対応サービス利用契約者、ADSL接続サービス利用契約者、IP電話サービスⅡ利用契約者、アクセスコミュファ対応サービス利用契約者、WiMAXサービス利用契約者又はモバイル対応サービス利用契約者を識別するための英字及び数字の組み合わせであって、当社がダイヤルアップサービス利用契約、フレッツ対応サービス利用契約、ADSL接続サービス利用契約、IP電話サービスⅡ利用契約、アクセスコミュファ対応サービス利用契約、WiMAXサービス利用契約又はモバイル対応サービス利用契約に

	基づいてインターネット接続サービス利用契約者に割り当てるもの
59 パスワード	ダイヤルアップサービス利用契約者、フレッツ対応サービス利用契約者、ADSL接続サービス利用契約者、IP電話サービスⅡ利用契約者、アクセスコミュファ対応サービス利用契約者、WiMAXサービス利用契約者又はモバイル対応サービスを識別するための英字及び数字の組み合わせであって、インターネット接続サービス利用契約者が当社に通知するもの
60 削除	削除
61 接続通信時間	他社契約者回線を使用して相互接続点又はアクセスポイントに接続し、通信を行った時間
62 月間累積接続通信時間	1ユーザIDごとに接続通信時間を料金月（1の暦月の起算日（当社がインターネット接続サービス利用契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。以下同じとします。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）単位に通信が開始された順に累積したもの
63 月間累積圧縮映像等情報量	1ユーザIDごとに圧縮映像等情報量を料金月単位に累積したもの
64 他社接続通信	相互接続点を介してインターネット接続網と相互に接続する協定事業者の電気通信設備を利用して行う通信
65 音声通信	インターネットプロトコルにより音響を伝送交換する通信
66 独自ドメイン名	インターネット接続サービス利用契約者が所有するドメイン名（株式会社日本レジストリサービス（以下「JPRS」といいます。）等によって割り当てられる組織を示す名称をいいます。以下同じとします。）
67 IPアドレス	インターネットプロトコルで定められているアドレス
68 端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
69 指定端末機器	端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年総務省令第15号）第3条で定める種類の端末設備の機器又はそれに接続される機器であって、当社が指定する機能（以下「指定機能」といいます。）を搭載したもの
70 自営端末設備	インターネット接続サービス利用契約者が設置する端末設備
71 自営電気通信設備	電気通信事業者（電気通信回線設備を設置するものに限ります。）以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
72 技術基準等	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）、IPルーティングサービスに係る端末設備等の接続の技術的条件又はセルリレー網に係る端末設備等の接続の技術的条件
73 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
74 網内接続点	当社が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線との接続点であって、当社的高速IPネットワークサービスに係る契約約款に規定する高

	速IPネットワークサービス取扱所に設置するもの
75 ユニバーサルサービス	電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 7 条及び電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）第 14 条に規定される、国民生活に不可欠とされ、あまねく日本全国における提供が確保されるべきもの
76 ユニバーサルサービス制度	ユニバーサルサービスの適切、公平かつ安定的な提供の確保に寄与することを目的とした制度

第2章 インターネット接続サービスの種類等

(インターネット接続サービスの種類)

第4条 インターネット接続サービスには、次の種類があります。

ダイヤルアップサービス	協定事業者の契約約款等（契約約款又は料金表（電気通信役務の提供の相手方と料金その他の提供条件についての別段の合意がある場合はその合意内容を含みます。）をいいます。以下同じとします。）に規定する電話サービス、総合デジタル通信サービス若しくはパケット通信サービスに係る他社契約者回線、メタルプラス電話接続回線、a uサービス（当社のa u通信サービス契約約款に規定するa u電話、a uデュアル又はU I Mサービスをいいます。）に係る電気通信回線又は公衆電話の電話機等を使用して行うインターネット接続サービスであって、当社への契約の申込みを要するもの
フレッツ対応サービス	利用回線（I P通信網サービスのものに限ります。）を使用して行うインターネット接続サービスであって、当社への契約の申込みを要するもの
A D S L接続サービス	協定事業者のD S Lサービスに係る他社接続回線又は当社接続回線を使用して行うインターネット接続サービスであって、当社への契約の申込みを要するもの
削除	削除
I P電話サービスⅡ	協定事業者等の別表3に定める電気通信サービスに係る他社接続回線又は利用回線（当社の総合オープン通信網サービスに係る契約約款等に定める第6種総合オープン通信網サービス（タイプⅢ、タイプⅤ、タイプⅥ若しくはタイプⅦのものに限ります。以下同じとします。）に係るものに限ります。）を使用して行うインターネット接続サービス（専ら音声通信のために行うものとしします。）であって、当社への契約の申込みを要するもの
アクセスコミュファ対応サービス	利用回線（光ネットアクセスサービスのものに限ります。）を使用して行うインターネット接続サービスであって、当社への契約の申込みを要するもの
W i M A Xサービス	U Qコミュニケーションズ株式会社が設置する無線基地局設備（無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）第49条の28に定める条件に適合するものに限ります。）とインターネット接続サービス利用契約者が指定する端末設備との間に設定される電気通信回線を使用して当社が提供するインターネット接続サービスであって、当社への契約の申込みを要するもの
モバイル対応サービス	a uサービス（当社のa u通信サービス契約約款又は沖縄セルラー電話株式会社のa u通信サービス契約約款に規定するa uデュアル、a uパケット又はU I Mサービスをいいます。）に係る電気通信回線を使用して行うインターネット接続サービスであって、当社への契約の申込みを要するもの

(ダイヤルアップサービスの種類)

第5条 ダイヤルアップサービスには、次の種類があります。

第1種ダイヤルアップサービス	契約の単位がユーザIDであるダイヤルアップサービス
第3種ダイヤルアップサービス	契約の単位がメタルプラス電話接続回線であるダイヤルアップサービス

(ADSL接続サービスの種類)

第5条の2 ADSL接続サービスには、次の種類があります。

第1種ADSL接続サービス	契約の単位が他社接続回線であるADSL接続サービス(第3種ADSL接続サービスを除きます。)
第2種ADSL接続サービス	契約の単位がメタルプラス電話接続回線であるADSL接続サービス
第3種ADSL接続サービス	契約の単位が接続回線であり、指定端末機器に搭載される指定機能により通信を行う事ができるADSL接続サービス

(インターネット接続サービスの品目等)

第6条 インターネット接続サービスには、料金表第1(基本利用料)に定める品目又は通信の態様による細目等があります。

(外国における取扱制限)

第7条 インターネット接続サービスの取扱いについては、外国の法令、外国の電気通信事業者の定める契約約款等により制限されることがあります。

第3章 インターネット接続サービスの提供区間等

(インターネット接続サービスの提供区間等)

第8条 当社のインターネット接続サービスは、別記1に定める提供区間において提供します。

第4章 インターネット接続サービス利用契約

第1節 ダイヤルアップサービス利用契約

第1款 第1種ダイヤルアップサービス利用契約

(契約の単位)

第9条 当社は、1のユーザIDごとに1の第1種ダイヤルアップサービス利用契約を締結します。この場合において、第1種ダイヤルアップサービス利用契約者は、1の第1種ダイヤルアップサービス利用契約につき1人に限ります。

(第1種ダイヤルアップサービス利用契約申込の方法)

第10条 第1種ダイヤルアップサービス利用契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書を契約事務を行うインターネット接続サービス取扱所に提出していただきます。

ただし、オンラインサインアップ（インターネット接続網等を経由して、当社が定める契約事項を契約事務を行うインターネット接続サービス取扱所に送信することをいいます。以下同じとします。）により第1種ダイヤルアップサービス利用契約の申込みをするときは、この限りではありません。

(第1種ダイヤルアップサービス利用契約申込の承諾)

第11条 当社は、第1種ダイヤルアップサービス利用契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第1種ダイヤルアップサービス利用契約の申込みを承諾しないことがあります。

- 1) 申込みのあった第1種ダイヤルアップサービスを提供するために必要な電気通信設備を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
- 2) 第1種ダイヤルアップサービス利用契約の申込みをした者が第1種ダイヤルアップサービスに係る料金又は工事に関する費用（第1種ダイヤルアップサービス（料金表第1（基本利用料）に定めるタイプⅡのものに限ります。）と一体的に利用する電話サービス等に係る契約約款等に規定する電気通信サービスに係る料金又は工事に関する費用であって、当社が設定するものを含みます。）の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- 3) 第1種ダイヤルアップサービス利用契約の申込みをした者が第70条（インターネット接続サービスの利用停止）の規定によりインターネット接続サービスの利用停止をされている、又は当社が行う契約の解除を受けたことがあるとき。
- 4) 第1種ダイヤルアップサービス利用契約の申込みをした者がその申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
- 5) 第94条（利用に係るインターネット接続サービス利用契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
- 6) その他第1種ダイヤルアップサービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(第1種ダイヤルアップサービスの品目等の変更)

第12条 第1種ダイヤルアップサービス利用契約者は、第1種ダイヤルアップサービスの品目等の変更の請求をすることができます。

ただし、料金表第1（基本利用料）に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

2 当社は、前項の請求があったときは、第 11 条（ダイヤルアップサービス利用契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（電子メールの利用）

第 13 条 第 1 種ダイヤルアップサービス利用契約者は、料金表第 1（基本利用料）に定めるところにより、電子メール（メールのアドレス（以下「メールアドレス」といいます。）を使用してインターネット接続サービス取扱所に設置されるメール蓄積装置によりメールの蓄積、再生又は転送等を行うことができるサービスをいいます。以下同じとします。）を利用することができるものとします。

（ホームページの利用）

第 14 条 第 1 種ダイヤルアップサービス利用契約者は、料金表第 1（基本利用料）に定めるところにより、ホームページ（情報公開のためのデータベースのアドレスを使用してインターネット接続サービス取扱所に設置される情報蓄積装置により情報の蓄積、更新又は公開等を行うことができるサービスをいいます。以下同じとします。）を利用することができるものとします。

（インターネット接続サービスの種類の変更）

第 15 条 第 1 種ダイヤルアップサービス利用契約者は、フレッツ対応サービス、第 1 種 ADSL 接続サービス、アクセスコミュファ対応サービス又はモバイル対応サービスへの種類の変更の請求をすることができます。

ただし、その変更は、請求のあった日の属する料金月の翌料金月の初日からとします。

- 2 前項の場合において、料金表第 1（基本利用料）に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。
- 3 当社は、第 1 項の請求があったときは、第 29 条（フレッツ対応サービス利用契約申込の承諾）、第 44 条（第 1 種 ADSL 接続サービス利用契約申込の承諾）、第 65 条の 4（アクセスコミュファ対応サービス利用契約申込の承諾）又は第 65 条の 16（モバイル対応サービス利用契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

（第 1 種ダイヤルアップサービスの利用の一時中断）

第 16 条 当社は、第 1 種ダイヤルアップサービス利用契約者から請求があったときは、第 1 種ダイヤルアップサービスの利用の一時中断（当該第 1 種ダイヤルアップサービス利用契約に基づいて利用する第 1 種ダイヤルアップサービスに係る設備等を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

（第 1 種ダイヤルアップサービス利用契約に基づく権利の譲渡）

第 17 条 第 1 種ダイヤルアップサービス利用契約者が第 1 種ダイヤルアップサービス利用契約に基づいて第 1 種ダイヤルアップサービスの提供を受ける権利（以下、「第 1 種ダイヤルアップサービス利用権」といいます。）は、譲渡することができません。

- 2 前項の規定に関わらず、次の各号の条件を満たす場合に限り、第 1 種ダイヤルアップサービス利用権の譲渡ができるものとします。
 - 1) 第 1 種ダイヤルアップサービス契約者の名義が個人であること。
 - 2) 両当事者間の続柄が配偶者又は二親等以内の親族かつ、両当事者の姓が同一であること。
 - 3) 両当事者の住所が同一であること。
- 3 第 1 種ダイヤルアップサービス利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した

当社所定の書面に、当社がその記載内容を確認するための書類として当社が別に定めるものを添えて、当社所定の契約申込書を契約事務を行うインターネット接続サービス取扱所に提出していただきます。

- 4 当社は、前2項の規定により第1種ダイヤルアップサービス利用権の譲渡の承認を求められた場合であって、次に該当するときは、これを承認しないことがあります。
 - 1) 第1種ダイヤルアップサービス利用権を譲り受けようとするものが、インターネット接続サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠る恐れがあるとき。
 - 2) 第2項に基づき提出された当社所定の書面又はその確認のための書類に不備があるとき。
 - 3) 第1種ダイヤルアップサービス利用権を譲り受けようとするものが、第70条（インターネット接続サービスの利用停止）の規定によりインターネット接続サービスの利用停止をされている、又は当社が行う契約の解除を受けたことがあるとき。
 - 4) 第94条（利用に係るインターネット接続サービス利用契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
 - 5) その他インターネット接続サービスに関する当社の業務遂行上著しい支障があるとき。
- 5 第1種ダイヤルアップサービス利用権の譲渡があったときは、譲受人は、第1種ダイヤルアップサービス利用契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。

（第1種ダイヤルアップサービス利用契約者が行う第1種ダイヤルアップサービス利用契約の解除）

第18条 第1種ダイヤルアップサービス利用契約者は、第1種ダイヤルアップサービス利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ、そのことを契約事務を行うインターネット接続サービス取扱所に書面により通知していただきます。

（当社が行う第1種ダイヤルアップサービス利用契約の解除）

第19条 当社は、第70条（インターネット接続サービスの利用停止）の規定によりインターネット接続サービスの利用停止をされた第1種ダイヤルアップサービス利用契約者がなおその事実を解消しない場合は、その第1種ダイヤルアップサービス利用契約を解除することがあります。

- 2 当社は、第1種ダイヤルアップサービス利用契約者が第70条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、インターネット接続サービスの利用停止をしないでその第1種ダイヤルアップサービス利用契約を解除することがあります。
- 3 当社は、前2項の規定により、その第1種ダイヤルアップサービス利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ、そのことを第1種ダイヤルアップサービス利用契約者に通知します。

（その他の提供条件）

第20条 第1種ダイヤルアップサービス利用契約に係るその他の提供条件については、別記2及び3に定めるところによります。

第2款 削除

第21条 削除

第22条 削除

第3款 第3種ダイヤルアップサービス利用契約

(契約の単位)

第22条の2 当社は、1のメタルプラス電話接続回線ごとに1の第3種ダイヤルアップサービス利用契約を締結します。この場合において、第3種ダイヤルアップサービス利用契約者は、1の第3種ダイヤルアップサービス利用契約につき1人に限ります。

(第3種ダイヤルアップサービス利用契約申込の承諾)

第22条の3 当社は、第3種ダイヤルアップサービス利用契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第3種ダイヤルアップサービス利用契約の申込みを承諾しないことがあります。

- 1) 申込みのあったメタルプラス電話接続回線について、当社とメタルプラス電話契約（当社のメタルプラス電話サービスに係る契約約款に規定する利用種別が住宅用のものに限り、）を締結しないとき。
- 2) 申込みのあった第3種ダイヤルアップサービスを提供するために必要な電気通信設備を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
- 3) 第3種ダイヤルアップサービス利用契約の申込みをした者が第3種ダイヤルアップサービスに係る料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- 4) 第3種ダイヤルアップサービス利用契約の申込みをした者が第70条（インターネット接続サービスの利用停止）の規定によりインターネット接続サービスの利用停止をされている、又は当社が行う契約の解除を受けたことがあるとき。
- 5) 第3種ダイヤルアップサービス利用契約の申込みをした者がその申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
- 6) 第94条（利用に係るインターネット接続サービス利用契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
- 7) その他第3種ダイヤルアップサービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(インターネット接続サービスの種類の変更)

第22条の4 第3種ダイヤルアップサービス利用契約者は、第2種ADSL接続サービス（料金表第1（基本利用料）に定めるコースⅡ（住宅用のものに限り、）のものに限り、）への種類の変更の請求をすることができます。ただし、その変更は、請求のあった日の属する料金月の翌料金月の初日からとします。

2 前項の場合において、料金表第1（基本利用料）に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

3 当社は、第1項の請求があったときは、第49条の3（第2種ADSL接続サービス利用契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(メタルプラス電話サービスに係る利用の一時中断があった場合の取り扱い)

第22条の5 当該メタルプラス電話接続回線において、メタルプラス電話サービスに係る利用の一時中断があったときは、当社は、第3種ダイヤルアップサービスの利用の一時中断を行います。

(第3種ダイヤルアップサービス利用契約に基づく権利の譲渡の禁止)

第22条の6 第3種ダイヤルアップサービス利用契約者が第3種ダイヤルアップサービス利用契約に基づいて第3種ダイヤルアップサービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

(メタルプラス電話サービスに係る契約の解除があった場合の取扱い)

第22条の7 メタルプラス電話サービスに係る契約の解除があった場合は、その契約の解除があった日において、第3種ダイヤルアップサービス利用契約は解除されたものとして取り扱います。

(その他の提供条件)

第22条の8 第3種ダイヤルアップサービス利用契約申込の方法、電子メールの利用、ホームページの利用、第3種ダイヤルアップサービス利用契約者が行う第3種ダイヤルアップサービス利用契約の解除又は当社が行う第3種ダイヤルアップサービス利用契約の解除については、第1種ダイヤルアップサービス利用契約の場合に準じて取り扱います。

2 前項に規定するほか、第3種ダイヤルアップサービス利用契約に係るその他の提供条件については、別記2及び3に定めるところによります。

第2節 削除

第23条 削除

第24条 削除

第25条 削除

第26条 削除

第27条 削除

第3節 フレッツ対応サービス利用契約

(フレッツ対応サービス利用契約申込の方法)

第28条 フレッツ対応サービス利用契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うインターネット接続サービス取扱所に提出していただきます。

ただし、オンラインサインアップによりフレッツ対応サービス利用契約の申込みをするときは、この限りではありません。

- 1) インターネット接続サービスの種類
- 2) 利用回線に係る契約者回線番号(料金表第1(基本利用料)に定めるタイプIの場合に限り
ます。)
- 3) 利用回線に係る終端の場所
- 4) その他フレッツ対応サービス利用契約の申込みの内容を特定するための事項

(フレッツ対応サービス利用契約申込の承諾)

第 29 条 当社は、フレッツ対応サービス利用契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、そのフレッツ対応サービス利用契約の申込みを承諾しないことがあります。
 - 1) 申込みのあったフレッツ対応サービスを提供するために必要な電気通信設備を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
 - 2) フレッツ対応サービス利用契約の申込みをした者がインターネット接続サービスに係る料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - 3) その利用回線とインターネット接続網との相互接続に関し、その利用回線に係る協定事業者の承諾が得られないとき、その他その申込内容が相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。
 - 4) フレッツ対応サービス利用契約の申込みをした者が第 70 条（インターネット接続サービスの利用停止）の規定によりインターネット接続サービスの利用停止をされている、又は当社が行う契約の解除を受けたことがあるとき。
 - 5) フレッツ対応サービス利用契約の申込みをした者がその申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
 - 6) 第 94 条（利用に係るインターネット接続サービス利用契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
 - 7) その他フレッツ対応サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(音声通信の利用)

第 30 条 フレッツ対応サービス利用契約者（料金表第 1（基本利用料）に定めるタイプⅡのものに限ります。）は、料金表第 1（基本利用料）に定めるところにより、音声通信を行うことができるものとします。

(インターネット接続サービスの種類の変更)

第 31 条 フレッツ対応サービス利用契約者は、第 1 種ダイヤルアップサービス、第 1 種 ADSL 接続サービス、アクセスコミュファ対応サービス又はモバイル対応サービスへの種類の変更の請求をすることができます。

ただし、その変更は、請求のあった日の属する料金月の翌料金月の初日からとします。

- 2 前項の場合において、料金表第 1（基本利用料）に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。
- 3 当社は、第 1 項の請求があったときは、第 11 条（第 1 種ダイヤルアップサービス利用契約申込の承諾）、第 44 条（第 1 種 ADSL 接続サービス利用契約申込の承諾）、第 65 条の 4（アクセスコミュファ対応サービス利用契約申込の承諾）又は第 65 条の 16（モバイル対応サービス利用契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

(その他の契約内容の変更)

第 32 条 当社は、フレッツ対応サービス利用契約者から請求があったときは、第 28 条（フレッツ対応サービス利用契約申込の方法）第 4 号に規定する契約内容の変更を行います。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第 29 条（フレッツ対応サービス利用契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(その他の提供条件)

第 33 条 契約の単位、電子メールの利用、ホームページの利用、フレッツ対応サービスの利用の一時中断、フレッツ対応サービス利用契約に基づく権利の譲渡、フレッツ対応サービス利用契約者が行うフレッツ対応サービス利用契約の解除又は当社が行うフレッツ対応サービス利用契約の解除については、第 1 種ダイヤルアップサービス利用契約の場合に準じて取り扱います。

2 前項に規定するほか、フレッツ対応サービス利用契約に係るその他の提供条件については、別記 2 及び 3 に定めるところによります。

第 4 節 削除

第 34 条 削除

第 35 条 削除

第 36 条 削除

第 37 条 削除

第 38 条 削除

第 39 条 削除

第 40 条 削除

第 41 条 削除

第 5 節 ADSL 接続サービス利用契約

第 1 款 第 1 種 ADSL 接続サービス利用契約

(契約の単位)

第 42 条 当社は、1 の他社接続回線ごとに 1 の第 1 種 ADSL 接続サービス利用契約を締結します。この場合において、第 1 種 ADSL 接続サービス利用契約者は、1 の第 1 種 ADSL 接続サービス利用契約につき 1 人に限ります。

(第 1 種 ADSL 接続サービス利用契約申込の方法)

第 43 条 第 1 種 ADSL 接続サービス利用契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うインターネット接続サービス取扱所に提出していただきます。

ただし、オンラインサインアップにより第 1 種 ADSL 接続サービス利用契約の申込みをするときは、この限りではありません。

- 1) インターネット接続サービスの種類
- 2) 第 1 種 ADSL 接続サービスの品目等

- 3) 他社接続回線に係る終端の場所
 - 4) その他第1種ADSL接続サービス利用契約の申込みの内容を特定するための事項
- 2 第1種ADSL接続サービス利用契約の申込みについては、その他社接続回線に係る電気通信設備の回線距離若しくは設備状況、他の電気通信サービスに係る電気通信設備等からの信号の漏洩又は他社接続回線の終端に接続される電気通信設備の態様等により、その他社接続回線による通信の伝送速度が低下若しくは変動する状態、符号誤りが発生する状態又は通信が全く利用できない状態（通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。）となる場合（以下「DSL方式に起因する事象」といいます。）があることを承諾の上、申込みをしていただきます。

（第1種ADSL接続サービス利用契約申込の承諾）

- 第44条 当社は、第1種ADSL接続サービス利用契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。
- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第1種ADSL接続サービス利用契約の申込みを承諾しないことがあります。
- 1) 申込みのあった第1種ADSL接続サービスを提供するために必要な電気通信設備を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
 - 2) 第1種ADSL接続サービス利用契約の申込みをした者が第1種ADSL接続サービスに係る料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - 3) その他社接続回線とインターネット接続網との相互接続に関し、その他社接続回線に係る協定事業者の承諾が得られないとき、その他その申込内容が相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。
 - 4) 第1種ADSL接続サービス利用契約の申込みをした者が第70条（インターネット接続サービスの利用停止）の規定によりインターネット接続サービスの利用停止をされている、又は当社が行う契約の解除を受けたことがあるとき。
 - 5) 第1種ADSL接続サービス利用契約の申込みをした者がその申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
 - 6) 第94条（利用に係るインターネット接続サービス利用契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
 - 7) その他第1種ADSL接続サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

（音声通信の利用）

- 第45条 第1種ADSL接続サービス利用契約者（料金表第1（基本利用料）に定めるタイプⅡのものに限ります。）は、料金表第1（基本利用料）に定めるところにより、音声通信を行うことができるものとします。

（他社接続回線の移転）

- 第46条 第1種ADSL接続サービス利用契約者（料金表第1（基本利用料）に定める共用型のものに限ります。）は、他社接続回線の移転の請求をすることができます。
- 2 当社は、前項の請求があったときは、第44条（第1種ADSL接続サービス利用契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（インターネット接続サービスの種類の変更）

- 第47条 第1種ADSL接続サービス利用契約者は、第1種ダイヤルアップサービス、フレッツ対

応サービス、アクセスコミュファ対応サービス又はモバイル対応サービスへの種類の変更の請求をすることができます。また、第1種ADSL接続サービス（料金表第1（基本利用料）に定める共用型（タイプⅠ（プランⅠ（イー・アクセス株式会社に係る当社が別に定める他社接続回線を使用して行うものに限ります。）又はプランⅧのものに限ります。）又はタイプⅡ（プランⅧのものに限ります。）のものに限ります。）のものに限ります。）の利用契約者は、第2種ADSL接続サービス（料金表第1（基本利用料）に定めるコースⅠ（同じタイプのもの及び同じ品目のものに限ります。）のものに限ります。）への種類の変更の請求をすることができます。

ただし、その変更は、請求のあった日の属する料金月の翌料金月の初日からとします。

- 2 前項の場合において、料金表第1（基本利用料）に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。
- 3 当社は、第1項の請求があったときは、第11条（第1種ダイヤルアップサービス利用契約申込の承諾）、第29条（フレッツ対応サービス利用契約申込の承諾）、第49条の3（第2種ADSLサービス利用契約申込の承諾）、第65条の4（アクセスコミュファ対応サービス利用契約申込の承諾）又は第65条の16（モバイル対応サービス利用契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

（その他の契約内容の変更）

- 第48条 当社は、第1種ADSL接続サービス利用契約者から請求があったときは、第43条（第1種ADSL接続サービス利用契約申込の方法）第1項第4号に規定する契約内容の変更を行います。
- 2 当社は、前項の請求があったときは、第44条（第1種ADSL接続サービス利用契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（他社接続回線に係る契約の解除又は利用休止があった場合の取扱い）

- 第48条の2 当社は、第96条（インターネット接続サービス利用契約者からの通知）に規定する第1種ADSL接続サービス利用契約者からの通知がなされない場合において、他社接続回線の解除又は利用休止がなされたことを当社が知り得た場合、第1種ADSL接続サービス利用契約者から通知がなされたものとして取り扱います。この場合、最初の取扱日から10日間経過後をもって、第1種ADSL接続サービス利用契約を解除します。

（その他の提供条件）

- 第49条 第1種ADSL接続サービスの品目等の変更、電子メールの利用、ホームページの利用、第1種ADSL接続サービス利用契約に基づく権利の譲渡、第1種ADSL接続サービス利用契約者が行う第1種ADSL接続サービス利用契約の解除又は当社が行う第1種ADSL接続サービス利用契約の解除については、第1種ダイヤルアップサービス利用契約の場合に準じて取り扱います。
- 2 前項に規定するほか、第1種ADSL接続サービス利用契約に係るその他の提供条件については、別記2又は3に定めるところによります。

第2款 第2種ADSL接続サービス利用契約

（契約の単位）

- 第49条の2 当社は、1のメタルプラス電話接続回線ごとに1の第2種ADSL接続サービス利用契約を締結します。この場合において、第2種ADSL接続サービス利用契約者は、1の第2種

ADSL接続サービス利用契約につき1人に限ります。

(第2種ADSL接続サービス利用契約申込の承諾)

第49条の3 当社は、第2種ADSL接続サービス利用契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。但し、第2種ADSL接続サービス(料金表第1(基本利用料)に定めるコースⅠのものに限ります。)利用契約の申込みがあったときは、第47条に規定するインターネット接続サービスの種類の変更の場合に限り、承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第2種ADSL接続サービス利用契約の申込みを承諾しないことがあります。

1) 申込みのあった第2種ADSL接続サービス(料金表第1(基本利用料)に定めるコースⅡのものに限ります。)に係るメタルプラス電話接続回線について、次に掲げる条件を満たしていないとき。

ア 当該メタルプラス電話接続回線について、当社とメタルプラス電話契約を締結すること。

イ 当該メタルプラス電話接続回線に指定端末機器を接続し、かつ、当該指定端末機器に搭載される指定機能により通信を行うこと。

2) 申込みのあった第2種ADSL接続サービスを提供するために必要な電気通信設備を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。

3) 第2種ADSL接続サービス利用契約の申込みをした者が第2種ADSL接続サービスに係る料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

4) その他社接続回線とインターネット接続網との相互接続に関し、その他社接続回線に係る協定事業者の承諾が得られないとき、その他その申込内容が相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。

5) 第2種ADSL接続サービス利用契約の申込みをした者が第70条(インターネット接続サービスの利用停止)の規定によりインターネット接続サービスの利用停止をされている、又は当社が行う契約の解除を受けたことがあるとき。

6) 第2種ADSL接続サービス利用契約の申込みをした者がその申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。

7) 第94条(利用に係るインターネット接続サービス利用契約者の義務)の規定に違反するおそれがあるとき。

8) その他第2種ADSL接続サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(音声通信の利用)

第49条の4 第2種ADSL接続サービス利用契約者(料金表第1(基本利用料)に定めるコースⅠ(タイプⅡのものに限ります。)のものに限ります。)は、料金表第1(基本利用料)に定めるところにより、音声通信を行うことができるものとします。

(インターネット接続サービスの種類の変更)

第49条の5 第2種ADSL接続サービス利用契約者(料金表第1(基本利用料)に定めるコースⅠのものに限ります。)は、第1種ダイヤルアップサービス、フレッツ対応サービス、アクセスコミュファ対応サービス又はモバイル対応サービスへの種類の変更の請求をすることができます。ただし、その変更は、請求のあった日の属する料金月の翌料金月の初日からとします。

2 第2種ADSL接続サービス利用契約者(料金表第1(基本利用料)に定めるコースⅡ(住宅用のものに限ります。)のものに限ります。)は、第3種ダイヤルアップサービスへの種類の変更の請求をすることができます。

ただし、その変更は、請求のあった日の属する料金月の翌料金月の初日からとします。

- 3 第1項及び第2項の場合において、料金表第1（基本利用料）に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。
- 4 当社は、第1項の請求があったときは、第11条（第1種ダイヤルアップサービス利用契約申込の承諾）、第29条（フレッツ対応サービス利用契約申込の承諾）、第65条の4（アクセスコミュニティ対応サービス利用契約申込の承諾）又は第65条の16（モバイル対応サービス利用契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。
- 5 当社は、第2項の請求があったときは、第22条の3（第3種ダイヤルアップサービス利用契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（メタルプラス電話サービスに係る利用の一時中断があった場合の取り扱い）

第49条の6 当該メタルプラス電話接続回線において、メタルプラス電話サービスに係る利用の一時中断があったときは、当社は、第2種ADSL接続サービスの利用の一時中断を行います。

（メタルプラス電話サービスに係る契約の解除があった場合の取扱い）

- 第49条の7 メタルプラス電話サービスに係る契約の解除があった場合は、その契約の解除があった日において、第2種ADSL接続サービス利用契約（料金表第1（基本利用料）に定めるコースⅡ（住宅用のものに限り。）を除きます。）は解除されたものとして取り扱います。
- 2 メタルプラス電話サービスに係る契約の解除があった場合は、第2種ADSL接続サービス利用契約（料金表第1（基本利用料）に定めるコースⅡ（住宅用のものに限り。））については、第3種ADSL接続サービスへの種類の変更が行われたものとして取り扱います。

（その他の提供条件）

- 第49条の8 電子メールの利用、ホームページの利用、第2種ADSL接続サービス（料金表第1（基本利用料）に定めるコースⅠのものに限り。）利用契約に基づく権利の譲渡、第2種ADSL接続サービス利用契約者が行う第2種ADSL接続サービス利用契約の解除又は当社が行う第2種ADSL接続サービス利用契約の解除については、第1種ダイヤルアップサービス利用契約の場合に準じて取り扱います。
- 2 第2種ADSL接続サービス利用契約申込みの方法、その他の契約内容の変更については、第1種ADSL利用契約の場合に準じて取り扱います。
 - 3 第2種ADSL接続サービス（料金表第1（基本利用料）に定めるコースⅡのものに限り。）利用契約に基づく権利の譲渡の禁止については、第3種ダイヤルアップサービス利用契約の場合に準じて取り扱います。
 - 4 前3項に規定するほか、第2種ADSL接続サービス利用契約に係るその他の提供条件については、別記2又は3に定めるところによります。

第3款 第3種ADSL接続サービス利用契約

（契約の単位）

第49条の9 当社は、1の他社接続回線ごとに1の第3種ADSL接続サービス利用契約を締結します。この場合において、第3種ADSL接続サービス利用契約者は、1の第1種ADSL接続サービス利用契約につき1人に限ります。

(第3種ADSL接続サービス利用契約申込の承諾)

第49条の10 当社は、第3種ADSL接続サービス利用契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第3種ADSL接続サービス利用契約の申込みを承諾しないことがあります。

1) 申込みのあった第3種ADSL接続サービスに係る接続回線について、次に掲げる条件を満たしていないとき。

ア 当該接続回線に指定端末機器を接続すること。

イ 当該指定端末機器に搭載される指定機能により通信を行うこと。

2) 申込みのあった第3種ADSL接続サービスを提供するために必要な電気通信設備を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。

3) 第3種ADSL接続サービス利用契約の申込みをした者が第3種ADSL接続サービスに係る料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

4) その他社接続回線とインターネット接続網との相互接続に関し、その他社接続回線に係る協定事業者の承諾が得られないとき、その他その申込内容が相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。

5) 第3種ADSL接続サービス利用契約の申込みをした者が第70条(インターネット接続サービスの利用停止)の規定によりインターネット接続サービスの利用停止をされている、又は当社が行う契約の解除を受けたことがあるとき。

6) 第3種ADSL接続サービス利用契約の申込みをした者がその申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。

7) 次に掲げる条件をいずれも満たしていないとき。

ア 申込みのあった第3種ADSL接続サービスに係る接続回線の終端である場所が専ら居住の用に供される場所であって、その第3種ADSL接続サービス契約者の名義が個人であること。

イ 申込みのあった第3種ADSL接続サービスに係る接続回線の終端である場所が、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条に規定する社会福祉事業又はこれに準ずる事業を行うため、老人又は身体障害者の専ら居住の用に供される場所であること。

8) 第94条(利用に係るインターネット接続サービス利用契約者の義務)の規定に違反するおそれがあるとき。

9) その他第3種ADSL接続サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(メタルプラス電話サービスに係る契約の提供の開始があった場合の取扱い)

第49条の11 第3種ADSL接続サービスに係る接続回線について、メタルプラス電話サービスに係る契約の提供の開始があった場合は、第2種ADSL接続サービス(料金表第1(基本利用料)に定めるコースⅡ(住宅用のものに限り。))のものに限り。への変更が行われたものとして取り扱います。

(その他の提供条件)

第49条の12 電子メールの利用、ホームページの利用、第3種ADSL接続サービス利用契約者が行う第3種ADSL接続サービス利用契約の解除又は当社が行う第3種ADSL接続サービス利用契約の解除については、第1種ダイヤルアップサービス利用契約の場合に準じて取り扱います。

2 第3種ADSL接続サービス利用契約申込みの方法、その他の契約内容の変更については、第1種ADSL利用約の場合に準じて取り扱います。

3 第3種ADSL接続サービス利用契約に基づく権利の譲渡の禁止については、第3種ダイヤルア

ップサービス利用契約の場合に準じて取り扱います。

4 前3項に規定するほか、第3種ADSL接続サービス利用契約に係るその他の提供条件については、別記2又は3に定めるところによります。

第6節 削除

第50条 削除

第51条 削除

第52条 削除

第53条 削除

第53条の2 削除

第54条 削除

第7節 IP電話サービスⅡ利用契約

(契約の単位)

第55条 当社は、1の他社接続回線又は利用回線（当社の総合オープン通信網サービスに係る契約約款等に定める第6種総合オープン通信網サービスに係るものに限り、）ごとに1のIP電話サービスⅡ利用契約を締結します。この場合において、IP電話サービスⅡ利用契約者は、1のIP電話サービスⅡ利用契約につき1人に限り、

(IP電話サービスⅡ利用契約申込を行うことができる者の条件)

第56条 IP電話サービスⅡ利用契約の申込みをすることができる者は、協定事業者等の別表3に定める電気通信サービスに係る契約を締結している者又は当社の総合オープン通信網サービスに係る契約約款等に定める第6種総合オープン通信網契約者（料金表第1（基本利用料）に定めるタイプⅢ、タイプⅤ、タイプⅥ若しくはタイプⅦに係るものであって、第86条（インターネット接続サービスに係る債権の譲渡等）に係るものに限り、以下同じとします。）から利用者識別符号（当社の総合オープン通信網サービスに係る契約約款等に定める利用者識別符号をいいます。以下同じとします。）を設定されている者に限り、

(IP電話サービスⅡ利用契約申込の方法)

第57条 IP電話サービスⅡ利用契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うインターネット接続サービス取扱所に提出していただきます。

ただし、オンラインサインアップによりIP電話サービスⅡ利用契約の申込みをするときは、この限りではありません。

1) インターネット接続サービスの種類

- 2) 他社接続回線又は利用回線に係る終端の場所
- 3) その他 I P 電話サービス II 利用契約の申込みの内容を特定するための事項

(I P 電話サービス II 利用契約申込の承諾)

第 58 条 当社は、I P 電話サービス II 利用契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その I P 電話サービス II 利用契約の申込みを承諾しないことがあります。
 - 1) 申込みのあった I P 電話サービス II を提供するために必要な電気通信設備を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
 - 2) I P 電話サービス II 利用契約の申込みをした者が I P 電話サービス II に係る料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - 3) その他社接続回線又は利用回線とインターネット接続網との相互接続に関し、その他社接続回線又は利用回線に係る協定事業者の承諾が得られないとき、その他その申込内容が相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。
 - 4) I P 電話サービス II 利用契約の申込みをした者が第 70 条（インターネット接続サービスの利用停止）の規定によりインターネット接続サービスの利用停止をされている、又は当社が契約の解除を受けたことがあるとき。
 - 5) I P 電話サービス II 利用契約の申込みをした者に係る第 6 種総合オープン通信網契約者が当社の総合オープン通信網サービスに係る契約約款等の規定により総合オープン通信網サービスの利用停止をされている、又は当社が行う契約の解除を受けたことがあるとき。
 - 6) I P 電話サービス II 利用契約の申込みをした者がその申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
 - 7) 第 94 条（利用に係るインターネット接続サービス利用契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
 - 8) その他 I P 電話サービス II に関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(音声通信番号)

第 59 条 当社は、音声通信番号（契約者を識別するための電気通信番号であって、番号規則第 10 条第 2 号に定める電気通信役務の種類又は内容を識別するためのものをいいます。以下同じとします。）を当社が別に定めるところにより付与します。

- 2 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、音声通信番号を変更することがあります。
- 3 当社は、前項の規定により、その音声通信番号を変更しようとするときは、あらかじめ、そのことを I P 電話サービス II 利用契約者に通知します。

(当社が行う I P 電話サービス II 利用契約の解除)

第 60 条 当社は、次の場合には、その I P 電話サービス II 利用契約を解除することがあります。

- 1) 第 70 条（インターネット接続サービスの利用停止）の規定によりインターネット接続サービスの利用停止をされた I P 電話サービス II 利用契約者がなおその事実を解消しないとき。
- 2) 第 56 条（I P 電話サービス II 利用契約申込を行うことができる者の条件）を満たさなくなったとき。
- 2 当社は、I P 電話サービス II 利用契約者が第 70 条第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定に

かかわらず、インターネット接続サービスの利用停止をしないでそのIP電話サービスⅡ利用契約を解除することがあります。

- 3 当社は、前2項の規定により、そのIP電話サービスⅡ利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ、そのことをIP電話サービスⅡ利用契約者に通知します。

(その他の契約内容の変更)

第61条 当社は、IP電話サービスⅡ利用契約者から請求があったときは、第57条（IP電話サービスⅡ利用契約申込の方法）第1項第3号に規定する契約内容の変更を行います。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第58条（IP電話サービスⅡ利用契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(その他の提供条件)

第62条 IP電話サービスⅡ利用契約者が行うIP電話サービスⅡ利用契約の解除については、第1種ダイヤルアップサービス利用契約の場合に準じて取り扱います。

- 2 IP電話サービスⅡ利用契約に基づく権利の譲渡の禁止については、第3種ダイヤルアップサービス利用契約の場合に準じて取り扱います。

- 3 前2項に規定するほか、IP電話サービスⅡ利用契約に係るその他の提供条件については、別記2及び3に定めるところによります。

第8節 削除

第63条 削除

第64条 削除

第65条 削除

第9節 アクセスコミュファ対応サービス利用契約

(契約の単位)

第65条の2 当社は、1のユーザIDごとに1のアクセスコミュファ対応サービス利用契約を締結します。この場合において、アクセスコミュファ対応サービス利用契約者は、1のアクセスコミュファ対応サービス利用契約につき1人に限ります。

(アクセスコミュファ対応サービス利用契約申込の方法)

第65条の3 アクセスコミュファ対応サービス利用契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うインターネット接続サービス取扱所に提出していただきます。

ただし、オンラインサインアップによりアクセスコミュファ対応サービス利用契約の申込みをするときは、この限りではありません。

- 1) インターネット接続サービスの種類
- 2) 利用回線に係る終端の場所

3) その他アクセスコミュファ対応サービス利用契約の申込みの内容を特定するための事項

(アクセスコミュファ対応サービス利用契約申込の承諾)

第 65 条の 4 当社は、アクセスコミュファ対応サービス利用契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、そのアクセスコミュファ対応サービス利用契約の申込みを承諾しないことがあります。

- 1) 申込みのあったアクセスコミュファ対応サービスを提供するために必要な電気通信設備を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
- 2) アクセスコミュファ対応サービス利用契約の申込みをした者がインターネット接続サービスに係る料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- 3) その利用回線とインターネット接続網との相互接続に関し、その利用回線に係る協定事業者の承諾が得られないとき、その他その申込内容が相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。
- 4) アクセスコミュファ対応サービス利用契約の申込みをした者が第 70 条（インターネット接続サービスの利用停止）の規定によりインターネット接続サービスの利用停止をされている、又は当社が行う契約の解除を受けたことがあるとき。
- 5) アクセスコミュファ対応サービス利用契約の申込みをした者がその申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
- 6) 第 94 条（利用に係るインターネット接続サービス利用契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
- 7) その他アクセスコミュファ対応サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(インターネット接続サービスの種類の変更)

第 65 条の 5 アクセスコミュファ対応サービス利用契約者は、第 1 種ダイヤルアップサービス、フレッツ対応サービス、第 1 種 ADSL 接続サービス又はモバイル対応サービスへの種類の変更の請求をすることができます。

ただし、その変更は、請求のあった日の属する料金月の翌料金月の初日からとします。

2 前項の場合において、料金表第 1（基本利用料）に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

3 当社は、第 1 項の請求があったときは、第 11 条（第 1 種ダイヤルアップサービス利用契約申込の承諾）、第 29 条（フレッツ対応サービス利用契約申込の承諾）、第 44 条（第 1 種 ADSL 接続サービス利用契約申込の承諾）又は第 65 条の 16（モバイル対応サービス利用契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

(その他の契約内容の変更)

第 65 条の 6 当社は、アクセスコミュファ対応サービス利用契約者から請求があったときは、第 28 条（アクセスコミュファ対応サービス利用契約申込の方法）第 4 号に規定する契約内容の変更を行います。

2 当社は、前項の請求があったときは、第 29 条（アクセスコミュファ対応サービス利用契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(その他の提供条件)

第 65 条の 7 契約の単位、電子メールの利用、ホームページの利用、アクセスコミュファ対応サービスの利用の一時中断、アクセスコミュファ対応サービス利用契約に基づく権利の譲渡、アクセ

スコミュファ対応サービス利用契約者が行うアクセスコミュファ対応サービス利用契約の解除又は当社が行うアクセスコミュファ対応サービス利用契約の解除については、第1種ダイヤルアップサービス利用契約の場合に準じて取り扱います。

2 前項に規定するほか、アクセスコミュファ対応サービス利用契約に係るその他の提供条件については、別記2及び3に定めるところによります。

第10節 WiMAXサービス利用契約

(契約の単位)

第65条の8 当社は、1のユーザIDごとに1のWiMAXサービス利用契約を締結します。この場合において、WiMAXサービス利用契約者は、1のWiMAXサービス利用契約につき1人に限ります。

(WiMAXサービス利用契約申込みの方法)

第65条の9 WiMAXサービス利用契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を、契約事務を行うインターネット接続サービス取扱所に提出していただきます。

ただし、オンラインサインアップによりWiMAXサービス利用契約の申込みをするときは、この限りではありません。

- 1) インターネット接続サービスの種類
 - 2) その他WiMAXサービス利用契約の申込みの内容を特定するための事項
- 2 WiMAXサービス利用契約の申込みについては、電波の伝播状況又はその当社接続回線の終端に接続される自営端末設備若しくは自営電気通信設備の態様等により、その通信の伝送速度が低下若しくは変動する状態又は通信が全く利用できない状態となる場合があることを承諾の上、行っていただきます。

(WiMAXサービス利用契約申込みの承諾)

第65条の10 当社は、WiMAXサービス利用契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、そのWiMAXサービス利用契約の申込みを承諾しないことがあります。
 - 1) 申込みのあったWiMAXサービス利用契約を提供するために必要な電気通信設備を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
 - 2) WiMAXサービス利用契約の申込みをした者がWiMAXサービスに係る料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - 3) WiMAXサービス利用契約の申込みをした者が第70条（インターネット接続サービスの利用停止）の規定によりインターネット接続サービスの利用停止をされている、又は当社が行う契約の解除を受けたことがあるとき。
 - 4) WiMAXサービス利用契約の申込みをした者がその申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
 - 5) 第94条（利用に係るインターネット接続サービス利用契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
 - 6) その他WiMAXサービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(インターネット接続サービスの種類の変更)

第 65 条の 11 WiMAX サービス利用契約者は、第 1 種ダイヤルアップサービス、フレッツ対応サービス、第 1 種 ADSL 接続サービス、アクセスコミュファ対応サービス又はモバイル対応サービスへの種類の変更の請求をすることができます。

ただし、その変更は、請求のあった日の属する料金月の翌料金月の初日からとします。

2 前項の場合において、料金表第 1 (基本利用料) に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

3 当社は、第 1 項の請求があったときは、第 11 条 (第 1 種ダイヤルアップサービス利用契約申込の承諾)、第 29 条 (フレッツ対応サービス利用契約申込の承諾)、第 44 条 (第 1 種 ADSL 接続サービス利用契約申込の承諾)、第 65 条の 4 (アクセスコミュファ対応サービス利用契約申込の承諾) 又は第 65 条の 16 (モバイル対応サービス利用契約申込みの承諾) の規定に準じて取り扱います。

(その他の契約内容の変更)

第 65 条の 12 当社は、WiMAX サービス利用契約者から請求があったときは、第 65 条の 9 (WiMAX サービス利用契約申込みの方法) により申込みのあった契約内容の変更を行います。

2 当社は、前項の請求があったときは、第 65 条の 10 (WiMAX サービス利用契約申込みの承諾) の規定に準じて取り扱います。

(その他の提供条件)

第 65 条の 13 電子メールの利用、ホームページの利用、WiMAX サービスの利用の一時中断、WiMAX サービス利用契約に基づく権利の譲渡、WiMAX サービス利用契約者が行う WiMAX サービス利用契約の解除又は当社が行う WiMAX サービス利用契約の解除については、第 1 種ダイヤルアップサービス利用契約の場合に準じて取り扱います。

2 前項に規定するほか、WiMAX サービス利用契約に係るその他の提供条件については、別記 2 又は 3 に定めるところによります。

第 11 節 モバイル対応サービス利用契約

(契約の単位)

第 65 条の 14 当社は、1 のユーザ ID ごとに 1 のモバイル対応サービス利用契約を締結します。この場合において、モバイル対応サービス利用契約者は、1 のモバイル対応サービス利用契約につき 1 人に限ります。

(モバイル対応サービス利用契約申込みの方法)

第 65 条の 15 モバイル対応サービス利用契約の申込みをするときは、オンラインサインアップにより行っていただきます。

2 モバイル対応サービス利用契約の申込みについては、電波の伝播状況又はその当社接続回線の終端に接続される自営端末設備若しくは自営電気通信設備の態様等により、その通信の伝送速度が低下若しくは変動する状態又は通信が全く利用できない状態となる場合があることを承諾の上、行っていただきます。

(モバイル対応サービス利用契約申込みの承諾)

第 65 条の 16 当社は、モバイル対応サービス利用契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、そのモバイル対応サービス利用契約の申込みを承諾しないことがあります。
- 1) 申込みのあったモバイル対応サービス利用契約を提供するために必要な電気通信設備を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
- 2) モバイル対応サービス利用契約の申込みをした者がモバイル対応サービスに係る料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- 3) モバイル対応サービス利用契約の申込みをした者が第 70 条（インターネット接続サービスの利用停止）の規定によりインターネット接続サービスの利用停止をされている、又は当社が行う契約の解除を受けたことがあるとき。
- 4) モバイル対応サービス利用契約の申込みをした者がその申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
- 5) 第 94 条（利用に係るインターネット接続サービス利用契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
- 6) その他モバイル対応サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(インターネット接続サービスの種類の変更)

第 65 条の 17 モバイル対応サービス利用契約者は、第 1 種ダイヤルアップサービス、フレッツ対応サービス、第 1 種 ADSL 接続サービス又はアクセスコミュファ対応サービスへの種類の変更の請求をすることができます。

ただし、その変更は、請求のあった日の属する料金月の翌料金月の初日からとします。

- 2 前項の場合において、料金表第 1（基本利用料）に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。
- 3 当社は、第 1 項の請求があったときは、第 11 条（第 1 種ダイヤルアップサービス利用契約申込みの承諾）、第 29 条（フレッツ対応サービス利用契約申込みの承諾）、第 44 条（第 1 種 ADSL 接続サービス利用契約申込みの承諾）又は第 65 条の 4（アクセスコミュファ対応サービス利用契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

(その他の契約内容の変更)

第 65 条の 18 当社は、モバイル対応サービス利用契約者から請求があったときは、第 65 条の 15（モバイル対応サービス利用契約申込みの方法）により申込みのあった契約内容の変更を行います。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第 65 条の 16（モバイル対応サービス利用契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

(その他の提供条件)

第 65 条の 19 電子メールの利用、ホームページの利用、モバイル対応サービスの利用の一時中断、モバイル対応サービス利用契約に基づく権利の譲渡、モバイル対応サービス利用契約者が行うモバイル対応サービス利用契約の解除又は当社が行うモバイル対応サービス利用契約の解除については、第 1 種ダイヤルアップサービス利用契約の場合に準じて取り扱います。

- 2 前項に規定するほか、モバイル対応サービス利用契約に係るその他の提供条件については、別記 2 又は 3 に定めるところによります。

第5章 付加機能

（付加機能の提供）

第 66 条 当社は、インターネット接続サービス利用契約者から請求があったときは、次の場合を除いて、料金表第 2（付加機能利用料）に定めるところにより、付加機能を提供します。

- 1) 付加機能の提供を請求したインターネット接続サービス利用契約者が、料金表第 2（付加機能利用料）に定める付加機能利用料の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - 2) 付加機能の提供を請求したインターネット接続サービス利用契約者が、本条第 2 項の規定により、その付加機能の利用の停止をされている、又はその付加機能の廃止を受けたことがあるとき。
 - 3) 付加機能の提供を請求したインターネット接続サービス利用契約者が、虚偽の内容を含む請求を行ったとき。
 - 4) 付加機能の提供が技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき。
- 2 当社は、料金表第 2（付加機能利用料）に特段の定めがあるときは、その付加機能の利用の停止又は廃止を行うことがあります。

（付加機能の利用の一時中断）

第 67 条 当社は、インターネット接続サービス利用契約者から請求があったときは、その付加機能の利用の一時中断（その付加機能に係る設備等を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

ただし、料金表第 2（付加機能利用料）に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

（付加機能の接続休止）

第 68 条 当社は、付加機能を提供しているインターネット接続サービスの接続休止（第 71 条（インターネット接続サービスの接続休止）第 1 項の接続休止をいいます。）があったときは、その付加機能の接続休止を行います。

- 2 当社は、前項の規定により付加機能の接続休止をするときは、第 71 条第 2 項及び第 3 項の規定に準じて取り扱います。

第6章 利用中止等

(インターネット接続サービスの利用中止)

第69条 当社は、次の場合には、インターネット接続サービスの利用を中止することがあります。

- 1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - 2) 第72条(通信利用の制限等)の規定により、通信利用を中止するとき。
 - 3) ユーザID又はパスワードの漏洩が想定される事態を発見したとき。
 - 4) 相互接続協定に基づき、相互接続点の所在場所を変更するとき。
 - 5) IP電話サービスⅡ利用契約者に係る第6種総合オープン通信網サービスの利用中止をしたとき。
 - 6) メタルプラス電話サービスの利用中止をしたとき。
 - 7) 削除
- 2 当社は、前項の規定によりインターネット接続サービスの利用を中止するときは、あらかじめ、そのことをインターネット接続サービス利用契約者にお知らせします。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(インターネット接続サービスの利用停止)

第70条 当社は、インターネット接続サービス利用契約者が次のいずれかに該当する場合は、6か月以内で当社が定める期間(そのインターネット接続サービスに係る料金その他の債務(当社の契約約款等の規定により支払いを要することとなった電気通信サービスに係る料金(当社がインターネット接続サービスに係る料金と料金月単位で一括して請求するものに限り、)をいいます。以下この条において同じとします。))を、第8章(料金等)第2節(料金等の支払義務)各条の規定に基づきその請求を行った当社又は協定事業者等(第86条(インターネット接続サービスに係る債権の譲渡等)に係るものに限り、)に支払わないときは、その料金その他の債務が、その請求を行った当社又は協定事業者等に支払われるまでの間、そのインターネット接続サービスの利用を停止することがあります。

- 1) 料金その他の債務について、当社が請求したものについては、当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないとき、協定事業者等が請求したものについては、その協定事業者等が定める支払期日を経過してもなお支払いがない旨の通知をその協定事業者等から受けたとき。
- 2) 第94条(利用に係るインターネット接続サービス利用契約者の義務)の規定に違反したとき。
- 3) 当社の承諾を得ずに、当社が設置する電気通信設備に、自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
- 4) 当社が設置する電気通信設備に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を当社が設置する電気通信設備から取り外さなかったとき。
- 5) IP電話サービスⅡ利用契約者に係る第6種総合オープン通信網サービスの利用停止をしたとき。
- 6) メタルプラス電話サービスの利用停止をしたとき。
- 7) 削除
- 8) 前各号のほか、この約款の規定に反する行為であって、インターネット接続サービスに関する当社の業務の遂行若しくは当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。

- 2 当社は、複数のインターネット接続サービス利用契約を締結しているインターネット接続サービス利用契約者が、そのいずれかのインターネット接続サービス利用契約において、第94条（利用に係るインターネット接続サービス利用契約者の義務）の規定に違反したときは、6ヶ月以内で当社が定める期間、その全てのインターネット接続サービス利用契約に係るインターネット接続サービスの利用を停止することがあります。
- 3 当社は、前2項の規定によりインターネット接続サービスの利用停止をするときは、あらかじめ、その理由、利用停止をする日及び期間をインターネット接続サービス利用契約者に通知します。
ただし、第1項第2号若しくは前項の規定によりインターネット接続サービスの利用停止をする場合は、この限りではありません。
- 4 インターネット接続サービス利用契約者が送信した電子メール（当社以外の者が割当てを行ったメールアドレスを使用するものを含みます。以下この条において同じとします。）について、他の電気通信事業者等から異議申立てがあり、そのインターネット接続サービス利用契約者の電子メールの転送を継続して行うことがインターネット接続サービスの提供に重大な支障を及ぼすと当社が認めるときは、当社は、そのインターネット接続サービス利用契約者からの電子メールの転送を停止することがあります。

（インターネット接続サービスの接続休止）

第71条 当社は、相互接続協定に基づく相互接続の一時停止若しくは相互接続協定の解除又は協定事業者における電気通信事業の休止により、インターネット接続サービス利用契約者がインターネット接続サービスを全く利用することができなくなったときは、インターネット接続サービスの接続休止（インターネット接続サービスを利用して行う通信と他社接続通信との接続を休止することをいいます。以下同じとします。）を行います。

ただし、そのインターネット接続サービスについて、インターネット接続サービス利用契約者からインターネット接続サービスの利用の一時中断の請求又はインターネット接続サービス利用契約の解除の通知があったときは、この限りではありません。

- 2 当社は、前項の規定によりインターネット接続サービスの接続休止をするときは、あらかじめ、そのことをインターネット接続サービス利用契約者にお知らせします。
- 3 第1項に規定する接続休止の期間は、その接続休止をした日から起算して1年間とし、その接続休止の期間を経過した日において、そのインターネット接続サービスに係るインターネット接続サービス利用契約は解除されたものとして取り扱います。この場合には、当社は、そのことをインターネット接続サービス利用契約者にお知らせします。

第7章 通信

第1節 通信利用の制限等

(通信利用の制限等)

第72条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関にて利用されているインターネット接続サービスであって、当社がそれらの機関との協議により定めたもの以外のものによる通信の利用を中止する措置を執ることがあります。

機関名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
秩序の維持に直接関係がある機関
防衛に直接関係がある機関
海上の保安に直接関係がある機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信役務の提供に直接関係がある機関
電力の供給に直接関係がある機関
水道の供給に直接関係がある機関
ガスの供給に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記14に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関

- 2 通信が著しくふくそうしたとき、又はその通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなるときは、通信が相手先に着信しないことがあります。
- 3 当社は、ダイヤルアップサービスに係る利用者が他社契約者回線を使用して相互接続点又はアクセスポイントに接続した場合若しくはメタルプラス電話接続回線を使用してアクセスポイントに接続した場合において、一定時間通信を行わないとき又はその通信（第1種ダイヤルアップサービス及び第3種ダイヤルアップサービスに係るものに限り、）が一定時間を超えるとときは、その接続を切断することがあります。
- 4 当社は、フレッツ対応サービスに係る利用者が利用回線を使用して相互接続点に接続した場合において、次のいずれかに該当するときは、その接続を切断することがあります。
 - 1) 同一のユーザIDにより同時に2以上の通信を行うとき。
 - 2) 第70条（インターネット接続サービスの利用停止）の規定によりフレッツ対応サービスの利用停止があったとき。
 - 3) 第33条（その他の提供条件）第1項の規定によりフレッツ対応サービス利用契約の解除があ

った後に通信を行うとき。

(注) 第3号の通信であって、切断前のものに係る料金の支払いに関しては、当該の通信に係る利用者をフレッツ対応サービス利用契約者とみなして取り扱うものとします。

5 第2種ADSL接続サービス(料金表第1(基本利用料)に定めるコースⅡのものに限ります。)又は第3種ADSL接続サービスに係る通信は、指定端末機器に搭載される指定機能により通信を行う場合に限り取り扱うものとします。

6 削除

7 フレッツ対応サービス(料金表第1(基本利用料)に定めるタイプⅠのものに限ります。)に係る利用者が利用回線を使用して相互接続点に接続する場合において、発信者番号通知(その利用回線に係る契約者回線番号をインターネット接続網へ送することをいいます。)を行わないときは、その接続を行いません。

8 WiMAXサービスに係る利用者が、一定時間内に基準値を超える大量の符号を送受信しようとしたときは、その伝送速度を一時的に制限し、又はその超過した符号の全部若しくは一部を破棄することがあります。

9 当社は、音声通信が著しくふくそうするときは、その音声通信の通信時間又は特定の地域への音声通信の利用を制限することがあります。

第72条の2 当社は、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が児童ポルノの流通を防止するために作成した児童ポルノアドレスリスト(同協会が定める児童ポルノアドレスリスト提供規約に基づき当社が提供を受けたインターネット上の接続先情報をいいます。)において指定された接続先との通信を制限することがあります。

(当社又は協定事業者の契約約款等による制約)

第73条 インターネット接続サービス利用契約者は、当社又は協定事業者の電気通信サービスに関する契約約款等の規定により、インターネット接続サービスに係る協定事業者の電気通信回線を使用し、又はインターネット接続サービスと一体的に利用する当社の電気通信サービスを利用することができない場合においては、インターネット接続サービスに係る通信を行うことはできません。

(音声通信の品質)

第74条 音声通信の品質については、インターネット接続サービスの利用形態等により変動する場合があります。

第2節 接続通信時間の測定等

(接続通信時間の測定等)

第75条 接続通信時間等(接続通信時間又は音声通信に係る通信時間をいいます。以下第79条(利用料の支払義務)において同じとします。)、又は音声通信番号の数の測定等については、料金表第1(基本利用料)又は料金表第2(付加機能利用料)に定めるところによります。

第3節 発信電気通信番号通知

(発信電気通信番号通知)

第 76 条 音声通信番号（インターネット接続サービス利用契約者を識別するための電気通信番号であって、番号規則第 10 条第 2 号に定める電気通信役務の種類又は内容を識別するためのものをいいます。以下同じとします。）を利用して行う音声通信（当社が別に定める電気通信回線への音声通信を除きます。）については、その音声通信番号を着信先の電気通信回線へ通知します。

ただし、音声通信の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う音声通信については、この限りではありません。

2 当社は、音声通信番号を着信先の電気通信回線へ通知し、又は通知しないことに伴い発生する損害については、この約款中の責任の制限の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。

(注) インターネット接続サービス利用契約者は、本条の規定等により通知を受けた音声通信番号等の利用にあたっては、総務省の定める「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重していただきます。

第8章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

第77条 当社が提供するインターネット接続サービスに係る料金は、基本利用料(料金表第1(基本利用料)に定める料金をいいます。以下同じとします。)、付加機能利用料(料金表第2(付加機能利用料)に定める料金をいいます。以下同じとします。)並びに手続きに関する料金並びにユニバーサルサービス料(料金表第7に定める料金をいいます。以下同じとします。)とし、料金表に定めるところによります。

2 当社が提供するインターネット接続サービスに係る工事に関する費用は、工事費(料金表第3(工事費)に定める工事費をいいます。以下同じとします。)とし、料金表に定めるところによります。

第2節 料金等の支払義務

(定額利用料の支払義務)

第78条 インターネット接続サービス利用契約者は、そのインターネット接続サービス利用契約に基づいて当社がインターネット接続サービスの提供を開始した日から起算してインターネット接続サービス利用契約の解除があった日の属する料金月の末日までの期間(提供を開始した日の属する料金月と廃止があった日の属する料金月が同一の料金月である場合は、その料金月とします。)について、当社が提供するインターネット接続サービスの態様に応じて、定額利用料(料金表第1(基本利用料)、料金表第2(付加機能利用料)に定める料金のうち、定額料金であるものをいいます。以下同じとします。)の支払いを要します。

ただし、第1種ダイヤルアップサービス(料金表第1(基本利用料)に定めるタイプI(コースIIのものに限ります。)のものに限ります。)及びタイプII(コースIのものに限ります。)のものに限ります。以下この項及び次項第3号の表の5欄において同じとします)、第3種ダイヤルアップサービス、第2種ADSL接続サービス(料金表第1(基本利用料)に定めるコースIIのものに限ります。以下、この項において同じとします。)、第3種ADSL接続サービス、IP電話サービスII、モバイル対応サービス又は料金表第2(付加機能利用料)に定める電子メールアドレス追加サービス、電子メール容量追加サービス、ホームページアカウント追加サービス、ホームページ容量追加サービス、パケット通信アクセスサービス、電子メール条件着信サービス、電子メール条件転送サービス、IP電話サービスI、送信電子メールウィルスチェックサービス、公衆無線LANサービス、発信電気通信番号通知要請サービス若しくは特定通信着信規制サービスについては、次のとおり、支払いを要するものとします。

1) 第1種ダイヤルアップサービスの場合

ア 第1種ダイヤルアップサービスに係る月間累積接続通信時間(タイプII(コースIのものに限ります。)に係るものについては、当社が別に定める携帯電話事業者若しくはPHS事業者の電話サービスに係る他社契約者回線又はauサービス(当社のau通信サービス契約約款に規定するau電話、auデュアル又はUIMサービスをいいます。)に係る電気通信回線を使用して行う通信に係る接続通信時間を除きます。以下この号及び次項第3号の表の5欄において同じとします。)が料金表第1(基本利用料)に定める定額利用料に係る時間に満たない場合(月間累積接続通信時間が0の場合を含みます。以下同じとします。)においても、第1種

ダイヤルアップサービスに係る定額利用料を支払っていただきます。

ただし、その月間累積接続通信時間が定額利用料に係る時間に満たない場合において、次の場合に該当するときは、定額利用料にその月間累積接続通信時間を定額利用料に係る時間で除した値を乗じて得た額を支払っていただきます。

(ア) 料金月の初日以外の日に第1種ダイヤルアップサービスの提供の開始があったとき。

(イ) 料金月の初日又は末日以外の日に第1種ダイヤルアップサービス利用契約の解除があったとき。

(ウ) 料金月の初日に第1種ダイヤルアップサービスの提供を開始し、その日にその第1種ダイヤルアップサービス利用契約の解除があったとき。

(エ) 第1種ダイヤルアップサービスの接続休止をしたとき。

イ アの規定は、最低利用期間内にインターネット接続サービス利用契約の解除があった場合において、残余の期間に対応する定額利用料の一括支払いがあったときは、適用がないものとします。

2) 第3種ダイヤルアップサービス、第2種ADSL接続サービス、第3種ADSL接続サービス又はモバイル対応サービスの場合

当社が第3種ダイヤルアップサービス、第2種ADSL接続サービス、第3種ADSL接続サービス又はモバイル対応サービスの提供を開始した日から起算してその第3種ダイヤルアップ利用契約、第2種ADSL接続サービス利用契約、第3種ADSL接続サービス利用契約又はモバイル対応サービスの解除があった日までの期間（提供を開始した日の属する料金月と解除があった日の属する料金月が同一の料金月である場合は、提供を開始した日の属する料金月の初日から末日までの期間）について、定額利用料の支払いを要します。

3) IP電話サービスⅡ又は料金表第2（付加機能利用料）に定める電子メールアドレス追加サービス、電子メール容量追加サービス、ホームページアカウント追加サービス、ホームページ容量追加サービス、パケット通信アクセスサービス、電子メール条件着信サービス、電子メール条件転送サービス、IP電話サービスⅠ、送信電子メールウィルスチェックサービス、公衆無線LANサービス、発信電気通信番号通知要請サービス若しくは特定通信着信規制サービスの場合

当社がIP電話サービスⅡ又は料金表第2（付加機能利用料）に定める電子メールアドレス追加サービス、電子メール容量追加サービス、ホームページアカウント追加サービス、ホームページ容量追加サービス、パケット通信アクセスサービス、電子メール条件着信サービス、電子メール条件転送サービス、IP電話サービスⅠ、送信電子メールウィルスチェックサービス、公衆無線LANサービス、発信電気通信番号通知要請サービス若しくは特定通信着信規制サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月の初日から起算してそのIP電話サービスⅡ利用契約の解除又は付加機能の廃止があった日の属する料金月の末日までの期間（提供を開始した日の属する料金月と廃止があった日の属する料金月が同一の料金月である場合は、その料金月とします。以下この条において「課金期間」といいます。）について、定額利用料の支払いを要します。

4) 削除

2 前項の期間において、利用の一時中断等によりインターネット接続サービスを利用することができない状態が生じたときの定額利用料の支払いは、次によります。

1) 利用の一時中断をしたときは、インターネット接続サービス利用契約者は、その期間中の定額利用料の支払いを要します。

2) 利用停止があったときは、インターネット接続サービス利用契約者は、その期間中の定額利用料の支払いを要します。（次号の表の6欄に該当する場合を除きます。）

- 3) 前2号の規定によるほか、インターネット接続サービス利用契約者は、次の場合を除いて、インターネット接続サービスを利用できなかった期間中の定額利用料の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
<p>1 インターネット接続サービス利用契約者の責めによらない理由により、個人向けインターネット接続サービスを全く利用できない状態（インターネット接続サービスに係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じた場合（2欄から5欄までに該当する場合及びDSL方式に起因する事象により全く利用できない状態となる場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したとき。</p>	<p>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する定額利用料</p>
<p>2 当社の故意又は重大な過失により、そのインターネット接続サービスを全く利用できない状態が生じたとき。</p>	<p>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応する定額利用料</p>
<p>3 他社接続回線の移転又は相互接続点の所在場所の変更に伴って、インターネット接続サービスを利用できなくなった期間が生じたとき（インターネット接続サービス利用契約者の都合により、個人向けインターネット接続サービスを利用しなかった場合であって、インターネット接続サービスに係る電気通信設備等を保留したときを除きます。）。</p>	<p>利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応する定額利用料</p>
<p>4 インターネット接続サービスの接続休止をしたとき。</p>	<p>接続休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応する定額利用料</p>
<p>5 第1種ダイヤルアップサービス利用契約者の責めによらない理由により、第1種ダイヤルアップサービスを全く利用できない状態（第1種ダイヤルアップサービスに係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含み、第1種ダイヤルアップサービスの接続休止をしたときを除きます。）が生じた場合又は他社接続通信を全く行うことができない状態（全ての他社接続通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたため、第1種ダイヤルアップサービスを全く利用できない状態が生じた場合に、そのこと</p>	<p>定額利用料に次のア又はイの算式により求めた時間のうちいずれか短い時間を定額利用料に係る時間で除した値を乗じて得た額</p> <p>ア</p> $\text{定額利用料} \times \frac{\text{利用できなかった日数}}{\text{当該月の日数}}$ <p>に係る時間</p> <p>(注) 利用できなかった日数は、そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに計算します。この場合において、日数計算の単位となる24時間をそ</p>

を当社が知った時刻から 起算して 24 時間以上その状態が連続したとき（その第 1 種ダイヤルアップサービスに係る月間累積接続通信時間が定額利用料に係る時間に満たない場合に限ります。）。	の開始時刻が属する日とみなします。 イ 定額利用料に係る時間一月間累積接続通信時間
6 削除	削除

3 第 1 項の期間において、他社接続通信を行うことができないため、インターネット接続サービスを利用できない状態が生じたときの定額利用料の支払いは、次によります。

- 1) 協定事業者の定める契約約款等の規定による利用の一時中断、利用停止又は協定事業者との契約の解除その他インターネット接続サービス利用契約者に帰する理由により、他社接続通信を行うことができなくなった場合であっても、インターネット接続サービス利用契約者は、その期間中の定額利用料の支払いを要します。
- 2) 前号の規定によるほか、インターネット接続サービス利用契約者は、次の場合を除いて、他社接続通信を行うことができないため、インターネット接続サービスを全く利用できなかった期間中の定額利用料の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
1 インターネット接続サービス利用契約者の責めによらない理由により、他社接続通信を全く行うことができない状態（その接続回線又は加入契約回線による全ての他社接続通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じたため、インターネット接続サービスを全く利用できなくなった場合（2 欄に該当する場合及びDSL方式に起因する事象により全く利用できない状態となる場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して 24 時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する定額利用料
2 他社接続通信に係る協定事業者の故意又は重大な過失により、当該他社接続通信を行うことができない状態が生じたため、当社のインターネット接続サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応する定額利用料

4 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

（利用料の支払義務）

第 79 条 インターネット接続サービス利用契約者は、当社が測定した接続通信時間等、又は音声通信番号の数（そのインターネット接続サービス利用契約者以外の者が、当該インターネット接続サービス利用契約者に係るユーザID若しくはパスワードを送信し、した場合の接続通信時間を含みます。）と料金表第 1（基本利用料）又は料金表第 2（付加機能利用料）の定めとに基づいて算定した利用料（料金表第 1（基本利用料）又は料金表第 2（付加機能利用料）に定める料金のうち、従量料金であるものをいいます。以下同じとします。）の支払いを要します。

- 2 インターネット接続サービス利用契約者は、利用料について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表第1（基本利用料）又は料金表第2（付加機能利用料）に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、当社は、当該インターネット接続サービス利用契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。
- 3 前2項の規定にかかわらず、当社が別に定める利用料の扱いについて、料金表第1（基本利用料）にサービス品質に係る定めがある場合は、その定めるところによります。
- 4 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

（手続きに関する料金の支払義務）

第80条 インターネット接続サービス利用契約者は、登録を要する申込み又は請求をし、その承諾を受けた場合は、料金表第4（登録料）に定める登録料の支払いを要します。

ただし、登録の着手前にそのインターネット接続サービス利用契約の解除又はその工事の請求の取消しがあったときは、この限りではありません。この場合において、既にその登録料が支払われているときは、当社は、その登録料を返還します。

（ユニバーサルサービス料の支払義務）

第80条の2 インターネット接続サービス利用契約者は、その料金月の末日においてインターネット接続サービス利用契約を締結している場合、料金表第7（ユニバーサルサービス料）の規定に基づいて算定したユニバーサルサービス料の支払いを要します。

（工事費の支払義務）

第81条 インターネット接続サービス利用契約者は、工事を要する申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第3（工事費）に定める工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にそのインターネット接続サービス利用契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があったときは、この限りではありません。この場合において、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

- 2 インターネット接続サービス利用契約者は、工事の着手後完了前に解除等があったときは、前項の規定にかかわらず、解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第3節 料金の計算方法等

（料金の計算方法等）

第82条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

第4節 割増金及び延滞利息

（割増金）

第 83 条 インターネット接続サービス利用契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

（延滞利息）

第 84 条 インターネット接続サービス利用契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について年 14.5%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第 5 節 協定事業者に係る債権の譲受等

（協定事業者に係る債権の譲受等）

第 85 条 協定事業者と電気通信サービスに係る契約を締結しているインターネット接続サービス利用契約者は、その契約約款等に定めるところにより当社に譲り渡すこととされた協定事業者の債権を譲り受け、当社が請求することを承認していただきます。この場合、当社及び協定事業者は、インターネット接続サービス利用契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

2 前項の場合において、当社は、譲り受けた債権を当社が提供するインターネット接続サービスの料金とみなして取り扱います。

第 6 節 債権の譲渡等

（インターネット接続サービスに係る債権の譲渡等）

第 86 条 インターネット接続サービス利用契約者（IP電話サービスⅡに係るものに限りません。）は、この約款の規定により支払いを要することとなった料金その他の債務に係る債権を当社がそのインターネット接続サービスに係る協定事業者等に譲渡することを承認していただきます。この場合において、当社及び協定事業者等は、インターネット接続サービス利用契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

2 前項の規定により譲渡する債権に関するその他の取扱いについては、この約款の規定にかかわらず、その協定事業者等の契約約款等に定めるところによります。

（注） 本条の「協定事業者等」は、別表 3 に定める事業者又は当社の総合オープン通信網サービスに係る契約約款等に定める第 6 種総合オープン通信網契約者（IP電話サービスⅡに係るものに限りません。）とします。

第9章 最低利用期間

(最低利用期間)

第 87 条 インターネット接続サービスについては、料金表通則に定めるところにより、最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、その契約に基づいて当社がインターネット接続サービスの提供を開始した日から起算して次のとおりとします。

ただし、料金表通則に特段の定めがあるときは、その定めるところによります。

区分	最低利用期間
第1種ダイヤルアップサービス	1月間
フレッツ対応サービス	1月間
第1種ADSL接続サービス	1月間
削除	削除

3 インターネット接続サービス利用契約者は、前項の最低利用期間内にインターネット接続サービス利用契約の解除又は付加機能の廃止があった場合は、当社が定める期日までに、料金表通則に定める額を支払っていただきます。

第10章 保守

(インターネット接続サービス利用契約者の維持責任)

第88条 インターネット接続サービス利用契約者は、当社が設置する電気通信設備又は他社接続回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備を技術基準等に適合するよう維持していただきます。

(インターネット接続サービス利用契約者の切分責任)

第89条 インターネット接続サービス利用契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が当社が設置する電気通信設備又は他社接続回線に接続されている場合であって、インターネット接続サービスを利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

- 2 前項の確認に際して、インターネット接続サービス利用契約者から要請があったときは、当社は、インターネット接続サービス取扱所において試験を行い、その結果をインターネット接続サービス利用契約者にお知らせします。
- 3 当社は、前項の試験により、当社の設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、インターネット接続サービス利用契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、インターネット接続サービス利用契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税 相当額を加算した額とします。

(注) 当社と保守契約を締結している自営端末設備又は自営電気通信設備については、本条の規定は適用がないものとします。

(修理又は復旧の順位)

第90条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第72条(通信利用の制限等)の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りま。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 秩序の維持に直接関係がある機関に設置されるもの 防衛に直接関係がある機関に設置されるもの 海上の保安に直接関係がある機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給に直接関係がある機関に設置されるもの
2	水道の供給に直接関係がある機関に設置されるもの

	<p>ガスの供給に直接関係がある機関に設置されるもの</p> <p>選挙管理機関に設置されるもの</p> <p>別記 14 に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの</p> <p>預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの</p> <p>その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関に設置されるもの (第 1 順位となるものを除きます。)</p>
3	第 1 順位及び第 2 順位に該当しないもの

第11章 損害賠償

(責任の制限)

第91条 当社は、インターネット接続サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき（当社が当社の提供区間と協定事業者の提供区間とを合わせて料金を設定している場合は、その協定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときを含みます。）は、そのインターネット接続サービスが全く利用できない状態（当該インターネット接続サービス利用契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、当該インターネット接続サービス利用契約者の損害を賠償します。

ただし、協定事業者が当該協定事業者の契約約款等に定めるところにより、その損害を賠償する場合は、この限りではありません。

- 2 第1項の場合において、当社は、インターネット接続サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する当該インターネット接続サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
 - 1) 料金表第1（基本利用料）、料金表第2（付加機能利用料）に定める定額利用料
 - 2) 料金表第1（基本利用料）又は料金表第2（付加機能利用料）に定める利用料（インターネット接続サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1日当たりの平均利用料（前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）
- 3 前2項の規定にかかわらず、当社は、インターネット接続サービスを提供しなかったことが、本邦のケーブル陸揚局より外国側又は固定衛星地球局より衛星側の電気通信回線設備における障害であるときは、インターネット接続サービスを提供しなかったことにより生じた損害を賠償しません。
- 4 当社は、インターネット接続サービスを提供すべき場合において、当社の故意又は重大な過失によりその提供をしなかったときは、前3項の規定は適用しません。
- 5 第1項から第3項までの規定にかかわらず、損害賠償の取扱いに関し、料金表第1（基本利用料）又は料金表第2（付加機能利用料）に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(注1) 本条第2項に規定する「当社が別に定める方法」により算出した額は、原則として、インターネット接続サービスを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間における1日当たりの平均の利用に関する料金とします。

(注2) 本条第2項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

(免責)

第92条 当社は、インターネット接続サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあたって、インターネット接続サービス利用契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

- 2 当社は、この約款等の変更により、自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下こ

の条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

第12章 雑則

(承諾の限界)

第93条 当社は、インターネット接続サービス利用契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をしたインターネット接続サービス利用契約者にお知らせします。

ただし、この約款に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(利用に係るインターネット接続サービス利用契約者の義務)

第94条 インターネット接続サービス利用契約者は、次のことを守っていただきます。

1) 当社がインターネット接続サービス利用契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

2) 故意に電気通信設備を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

3) 故意に多数の不完了通信を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。

4) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社がインターネット接続サービス利用契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。

5) 当社がインターネット接続サービス利用契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。

6) 第1種ダイヤルアップサービス、第3種ダイヤルアップサービス、フレッツ対応サービス、ADSL接続サービス、IP電話サービスⅡ、アクセスコミュファ対応サービス、WiMAXサービス、モバイル対応サービス又は料金表2（付加機能利用料）に定めるパケット通信アクセスサービスを利用して同一のユーザID又は同一のログインIDにより同時に2以上の通信（フレッツ対応サービス、ADSL接続サービス、アクセスコミュファ対応サービス及びWiMAXサービスのいずれか1つとパケット通信アクセスサービスを利用した同一のユーザID又は同一のログインIDによる通信を除きます。）を行わないこと。

7) ユーザID又はパスワードについて、善良な管理者の注意をもって管理することとし、これらの不正使用が想定される事態を発見したときは、そのことをすみやかに契約事務を行うインターネット接続サービス取扱所に届け出ること。

8) 違法に、又は公序良俗に反する態様で、インターネット接続サービスを利用しないこと。

2 当社は、インターネット接続サービス利用契約者の行為が別記4に定める禁止行為のいずれかに該当すると判断した場合は、前項第8号の義務に違反したものとみなします。

3 インターネット接続サービス利用契約者は、前2項の規定に違反してその電気通信設備を忘失し、又は毀損したときは、当社が指定する期日までに、その補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

(注) その当社接続回線（WiMAXサービス利用契約に係るものに限ります。）について、UQコミュニケーションズ株式会社が通信のふくそうを生じさせるおそれがある等として禁止する態様で

利用されていると当社が認めるときは、本条第1項第3号の規定に違反したものとして取り扱います。

(インターネット接続サービス利用契約者からの当社が設置する電気通信設備の設置場所の提供等)
第95条 インターネット接続サービス利用契約者からの当社が設置する電気通信設備の設置場所の提供等については、別記5に定めるところによります。

(インターネット接続サービス利用契約者からの通知)

第96条 インターネット接続サービス利用契約者は、利用するメタルプラス電話接続回線、他社接続回線、他社契約者回線(第1種ダイヤルアップサービスに係るものを除きます。以下この条において同じとします。)又は利用回線について、協定事業者の定める契約約款等の規定による当社が別に定める異動があるときは、その内容について、速やかに契約事務を行うインターネット接続サービス取扱所に通知していただきます。

(注) 本条に規定する当社が別に定める異動は、次のとおりとします。

- 1) メタルプラス電話接続回線、他社接続回線、他社契約者回線又は利用回線に係る契約を締結している者の氏名若しくは住所の変更又は地位の承継
- 2) メタルプラス電話接続回線、他社接続回線、他社契約者回線又は利用回線に係る契約の解除又は利用休止

(インターネット接続サービス利用契約者の氏名等の通知)

第97条 当社は、協定事業者から要請があったときは、インターネット接続サービス利用契約者(その協定事業者とインターネット接続サービスを利用するうえで必要な契約を締結している者に限ります。)の氏名及び住所等をその協定事業者に通知することがあります。

第97条の2 アクセスコミュファ対応サービス利用契約者は、当社又は沖縄セルラー電話株式会社がアクセスコミュファ対応サービスに係る協定事業者と提携して提供するau通信サービスに係る料金の割引等(当社及び沖縄セルラー電話株式会社が別に定めるものに限ります。)に関し、その協定事業者が自己の契約者について提携の対象とするサービスに係る者であるか否かを判断するために、アクセスコミュファ対応サービス利用契約者に係る氏名、住所又は電話番号等の情報(その判断のために必要なものであって、当社が別に定めるものに限ります。)を、当社とアクセスコミュファ対応サービスに係る協定事業者との間で当社の管理において共同利用することについて、承諾していただきます。

(協定事業者からの通知)

第98条 インターネット接続サービス利用契約者は、当社が、料金又は工事に関する費用の適用にあたり必要があるときは、協定事業者から料金又は工事に関する費用を適用するために必要なインターネット接続サービス利用契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

(インターネット接続サービス利用契約者に係る情報の利用)

第99条 当社は、インターネット接続サービス利用契約者に係る氏名若しくは名称、電話番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報を、当社又は協定事業者等の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用又は料金の請求その他の当社の契約約款等又は

協定事業者等の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。なお、本サービス提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

(注) 業務の遂行上必要な範囲での利用には、インターネット接続サービス利用契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。

(協定事業者の電気通信サービスに係る料金等の回収代行)

第100条 当社は、インターネット接続サービス利用契約者（第1種ADSL接続サービス利用契約者（タイプIIのものに限ります。）、第2種ADSL接続サービス利用契約者（料金表第1（基本利用料）に定めるコースI（タイプIIのものに限ります。）のものに限ります。）、IP電話サービスII利用契約者又はIP電話サービスIに係るインターネット接続サービス利用契約者に限ります。以下この条において同じとします。）から申出があったときは、次の場合に限り、協定事業者（当社が別に定める協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。）の電気通信サービスに関する契約約款等の規定により協定事業者がその契約者に請求することとした電気通信サービスに係る料金又は工事に関する費用について、その協定事業者の代理人として、当社の請求書により請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

- 1) その申出をしたインターネット接続サービス利用契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがないとき。
- 2) そのインターネット接続サービス利用契約者の申出について、協定事業者が承諾するとき。
- 3) その他当社の業務の遂行上支障がないとき。

2 前項の規定により、当社が請求した料金又は工事に関する費用について、そのインターネット接続サービス利用契約者が当社が定める支払期日を超えてもなお支払わないときは、当社は、そのインターネット接続サービス利用契約者に係る前項の取扱いを廃止します。

第101条 削除

(インターネット接続サービスの技術的事項及び技術資料の閲覧)

第102条 当社は、当社が指定するインターネット接続サービス取扱所において、インターネット接続サービスを利用するうえで参考となる別記15の事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

(法令に関する事項)

第103条 インターネット接続サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(注) 法令に定めがある事項については、別記6から10までに定めるところによります。

(閲覧)

第104条 この約款において、別に定めることとしている事項については、当社は、閲覧に供します。

第13章 附帯サービス

(附帯サービス)

第105条 インターネット接続サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記12及び13及び16に定めるところによります。

別記

1 インターネット接続サービスの提供区間

当社のインターネット接続サービスは、下表の区間において提供します。

区分	提供区間
第1種ダイヤルアップサービス	1) 相互接続点相互間（1の相互接続点に終始する場合があります。） 2) アクセスポイント相互間（1のアクセスポイントに終始する場合があります。） 3) 相互接続点又はアクセスポイントと網内接続点、当社の総合オープン通信網サービス契約約款に定める端末回線若しくは当社契約者回線の終端、当社のFTTHサービス契約約款に定めるFTTH接続回線の終端、当社接続回線の終端、NSPIXPとの接続点又は当社と外国の電気通信事業者との間に設置される電気通信回線の中間点（以下「分界点」といいます。）との間 4) 相互接続点とアクセスポイントとの間
第3種ダイヤルアップサービス	1) 相互接続点相互間（1の相互接続点に終始する場合があります。） 2) アクセスポイント相互間（1のアクセスポイントに終始する場合があります。） 3) 相互接続点又はアクセスポイントと網内接続点、当社の総合オープン通信網サービス契約約款に定める端末回線若しくは当社契約者回線の終端、当社のFTTHサービス契約約款に定めるFTTH接続回線の終端、当社接続回線の終端、NSPIXPとの接続点又は分界点との間 4) 相互接続点とアクセスポイントとの間
フレッツ対応サービス	1) 相互接続点相互間（1の相互接続点に終始する場合があります。） 2) アクセスポイント相互間（1のアクセスポイントに終始する場合があります。） 3) 相互接続点又はアクセスポイントと網内接続点、当社の総合オープン通信網サービス契約約款に定める端末回線若しくは当社契約者回線の終端、当社のFTTHサービス契約約款に定めるFTTH接続回線の終端、当社接続回線の終端、NSPIXPとの接続点又は分界点との間 4) 相互接続点とアクセスポイントとの間 5) 相互接続点と当社の電話サービス等に係る契約約款等に規定する当社契約者回線の終端又は当社のFTTHサービスに係る契約約款等に規定するFTTH接続回線の終端との間（料金表第1（基本利用料）に定めるタイプII（コースI（プランIIのものに限ります。）のものに限ります。）の音声通信に係るもの又は料金表第2（付加機能利用料）に定めるIP電話サービスIに係るものに限ります。）
第1種ADSL接続サービス	1) 相互接続点相互間（1の相互接続点に終始する場合があります。） 2) アクセスポイント相互間（1のアクセスポイントに終始する場合は

	<p>含みます。)</p> <p>3) 相互接続点又はアクセスポイントと網内接続点、当社の総合オープン通信網サービス契約約款に定める端末回線若しくは当社契約者回線の終端、当社のF T T Hサービス契約約款に定めるF T T H接続回線の終端、当社接続回線の終端、N S P I X Pとの接続点又は分界点との間</p> <p>4) 相互接続点とアクセスポイントとの間</p> <p>5) 相互接続点と当社の電話サービス等に係る契約約款等に規定する当社契約者回線の終端又は当社のF T T Hサービスに係る契約約款等に規定するF T T H接続回線の終端との間 (料金表第1 (基本利用料) に定めるタイプIIのものに限ります。)</p>
第2種ADSL接続サービス	<p>1) 相互接続点相互間 (1の相互接続点に終始する場合を含みます。)</p> <p>2) アクセスポイント相互間 (1のアクセスポイントに終始する場合を含みます。)</p> <p>3) 相互接続点又はアクセスポイントと網内接続点、当社の総合オープン通信網サービス契約約款に定める端末回線若しくは当社契約者回線の終端、当社のF T T Hサービス契約約款に定めるF T T H接続回線の終端、当社接続回線の終端、N S P I X Pとの接続点又は分界点との間</p> <p>4) 相互接続点とアクセスポイントとの間 5) 相互接続点と当社の電話サービス等に係る契約約款等に規定する当社契約者回線の終端又は当社のF T T Hサービスに係る契約約款等に規定するF T T H接続回線の終端との間 (料金表第1 (基本利用料) に定めるコースI (タイプIIのものに限ります。)) の音声通信に係るもの又は料金表第2 (付加機能利用料) に定めるI P電話サービスIに係るものに限ります。)</p>
第3種ADSL接続サービス	<p>1) 相互接続点相互間 (1の相互接続点に終始する場合を含みます。)</p> <p>2) アクセスポイント相互間 (1のアクセスポイントに終始する場合を含みます。)</p> <p>3) 当社接続回線の終端相互間 (1の当社接続回線に終始する場合を含みます。)</p> <p>4) 相互接続点、アクセスポイント又は当社接続回線と網内接続点、当社の総合オープン通信網サービス契約約款に定める端末回線若しくは当社契約者回線の終端、当社のF T T Hサービス契約約款に定めるF T T H接続回線の終端、N S P I X Pとの接続点又は分界点との間</p> <p>5) 相互接続点又は当社接続回線の終端とアクセスポイントとの間</p> <p>6) 当社接続回線の終端と相互接続点との間</p> <p>7) 当社接続回線、相互接続点と当社の電話サービス等に係る契約約款等に規定する当社契約者回線の終端又は当社のF T T Hサービスに係る契約約款等に規定するF T T H接続回線の終端との間 (料金表第2 (付加機能利用料) に定めるI P電話サービスIに係るものに限ります。)</p>
削除	削除
I P電話サービスII	1) 相互接続点相互間 (1の相互接続点に終始する場合を含みます。)

	<p>2) 相互接続点と網内接続点、当社の総合オープン通信網サービス契約約款に定める端末回線若しくは当社契約者回線の終端、当社のFTTHサービス契約約款に定めるFTTH接続回線の終端、当社接続回線の終端又は分界点との間</p> <p>3) 相互接続点と当社の電話サービス等に係る契約約款に規定する当社契約者回線の終端又は当社のFTTHサービスに係る契約約款に規定するFTTH接続回線の終端との間</p>
アクセスコミュファ対応サービス	<p>1) 相互接続点相互間（1の相互接続点に終始する場合があります。）</p> <p>2) アクセスポイント相互間（1のアクセスポイントに終始する場合があります。）</p> <p>3) 相互接続点又はアクセスポイントと網内接続点、当社の総合オープン通信網サービス契約約款に定める端末回線若しくは当社契約者回線の終端、当社のFTTHサービス契約約款に定めるFTTH接続回線の終端、当社接続回線の終端、NSPIXPとの接続点又は分界点との間</p> <p>4) 相互接続点とアクセスポイントとの間</p>
WiMAXサービス	<p>1) 相互接続点相互間（1の相互接続点に終始する場合があります。）</p> <p>2) アクセスポイント相互間（1のアクセスポイントに終始する場合があります。）</p> <p>3) 当社接続回線又はアクセスポイントと相互接続点、網内接続点、当社の総合オープン通信網サービス契約約款に定める端末回線若しくは当社契約者回線の終端、当社のFTTHサービス契約約款に定めるFTTH接続回線の終端、当社接続回線の終端、NSPIXPとの接続点又は分界点との間</p> <p>4) 当社接続回線の終端とアクセスポイントとの間</p>
モバイル対応サービス	<p>1) 相互接続点相互間（1の相互接続点に終始する場合があります。）</p> <p>2) アクセスポイント相互間（1のアクセスポイントに終始する場合があります。）</p> <p>3) 相互接続点又はアクセスポイントと網内接続点、当社の総合オープン通信網サービス契約約款に定める端末回線若しくは当社契約者回線の終端、当社のFTTHサービス契約約款に定めるFTTH接続回線の終端、当社接続回線の終端、NSPIXPとの接続点又は分界点との間</p> <p>4) 相互接続点とアクセスポイントとの間</p>

2 インターネット接続サービス利用契約者の地位の承継

- 1) 相続又は法人の合併若しくは分割によりインターネット接続サービス利用契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、すみやかに契約事務を行うインターネット接続サービス取扱所に届け出ていただきます。
- 2) 1)の場合において、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- 3) 当社は、2)の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

3 インターネット接続サービス利用契約者の氏名等の変更

- 1) インターネット接続サービス利用契約者は、その氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先等に変更があったときは、そのことをすみやかに契約事務を行うインターネット接続サービス取扱所に届け出ていただきます。
- 2) 当社は、1)の届出があったときは、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

4 インターネット接続サービス利用契約者の禁止行為

インターネット接続サービス利用契約者は、インターネット接続サービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。

- 1) 当社若しくは他人の電気通信設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為又はそのおそれのある行為
- 2) 他人に無断で広告、宣伝若しくは勧誘の文書等を送信又は記載する行為
- 3) 他人が嫌悪感を抱く、又はそのおそれのある文書等を送信、記載若しくは掲載する行為
- 4) 他人になりすまして各種サービスを利用する行為
- 5) 他人の知的財産権（特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等）その他の権利を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- 6) 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- 7) 他人を差別し、誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- 8) 猥褻、児童虐待若しくは児童ポルノ等児童及び青少年に悪影響を及ぼす画像、音声、文字又は文書等を送信、記載又は掲載する行為
- 9) 無限連鎖講（ネズミ講）若しくは連鎖販売取引（マルチ商法）等を開設し、又はこれを勧誘する行為
- 10) インターネット接続サービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為
- 11) 有害なコンピュータープログラム等を送信し、又は掲載する行為
- 12) 売春、暴力、残虐等公序良俗に違反し、又は他人に不利益を与える行為
- 13) 他人を欺き錯誤等に陥れ、他人の ID、パスワード又はその他の情報等を取得する行為又は取得する恐れのある行為
- 14) その他法令に違反する行為
- 15) 1)から 14)までの規定のいずれかに該当するコンテンツへのアクセスを助長する行為
- 16) 音声通信の利用において、故意に多数の不完了呼を発生させる等、通信のふくそうを生じさせる行為又はそのおそれのある行為

5 インターネット接続サービス利用契約者からの当社が設置する電気通信設備の設置場所の提供等

- 1) 接続回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社が設置する電気通信設備又はその他の電気通信設備を設置するために必要な場所は、そのインターネット接続サービス利用契約者から提供していただきます。

ただし、インターネット接続サービス利用契約者から要請があったときは、当社は、その当社が設置する電気通信設備の設置場所を提供することがあります。

- 2) 当社がインターネット接続サービス利用契約に基づいて設置する電気通信設備に必要な電気は、インターネット接続サービス利用契約者から提供していただくことがあります。
- 3) インターネット接続サービス利用契約者は、接続回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な

設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

6 自営端末設備の接続

- 1) インターネット接続サービス利用契約者は、当社が提供する電気通信設備に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成 16 年総務省令第 15 号。以下「技術基準適合認定規則」といいます。）様式第 7 号の表示が付されている端末機器（技術基準適合認定規則第 3 条で定める種類の端末設備の機器をいいます。）、技術基準等に適合することについて事業法第 68 条第 1 項に規定する登録認定機関又は事業法第 72 条の 3 第 2 項に規定する承認認定機関の認定を受けた端末設備の機器以外の自営端末設備を接続するときは、その自営端末設備の名称その他その請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。
- 2) 当社は、1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続が電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「事業法施行規則」といいます。）第 31 条で定める場合に該当するとき。
- 3) 当社は、2)の請求の承諾にあたっては、次の場合を除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
 - ア 技術基準適合認定規則様式第 7 号又は第 14 号の表示が付されている端末機器を接続するとき。
 - イ 事業法施行規則第 32 条第 1 項で定める場合に該当するとき。
- 4) 3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- 5) インターネット接続サービス利用契約者は、工事担任者規則（昭和 60 年郵政省令第 28 号）第 4 条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者（以下「工事担任者」といいます。）に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。ただし、同規則第 3 条で定める場合は、この限りではありません。
- 6) インターネット接続サービス利用契約者がその自営端末設備を変更したときについても、1)から 5)までの規定に準じて取り扱います。
- 7) インターネット接続サービス利用契約者は、その端末回線又はに接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

7 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- 1) 当社は、当社が提供する電気通信設備に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、インターネット接続サービス利用契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合において、インターネット接続サービス利用契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第 32 条第 2 項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。
- 2) 1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- 3) 2)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、インターネット接続サービス利用契約者は、その自営端末設備を当社が設置する電気通信設備又はから取りはずしていただきます。

8 自営電気通信設備の接続

- 1) インターネット接続サービス利用契約者は、当社が提供する電気通信設備に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。
- 2) 当社は、1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、事業法第70条第1項第2号の規定による総務大臣の認定を受けたとき。
- 3) 当社は、2)の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときは除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- 4) 3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- 5) インターネット接続サービス利用契約者は、工事担任者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。
ただし、工事担任者規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
- 6) インターネット接続サービス利用契約者がその自営電気通信設備を変更したときについても、1)から5)までの規定に準じて取り扱います。
- 7) インターネット接続サービス利用契約者は、その端末回線又はに接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

9 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

当社が提供する電気通信設備に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、7（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

10 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

11 協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行

当社は、インターネット接続サービス利用契約の申込みをする者又はインターネット接続サービス利用契約者から要請があったときは、インターネット接続サービスと一体的に利用する協定事業者の電気通信サービスの利用に係る協定事業者に対する申込み、請求、届出その他当社が別に定める事項について、手続きの代行を行います。

12 情報料回収代行

- 1) 有料情報サービス（インターネット接続サービスを利用し、かつ、当社が別に定めるところに従い認証を受けることにより、有料で情報の提供を受けることができるサービスであって、当社以外の者が、当社によるその料金の回収代行等について当社の承諾を得たうえで提供するものをいいます。以下同じとします。）を利用するインターネット接続サービス利用契約者（第1種ダイヤルアップサービス利用契約者、第3種ダイヤルアップサービス利用契約者、フレッツ対応サービス利用契約者又はADSL接続サービス利用契約者に限ります。）は、有料情報サービスの提供者（以下「情報提供者」といいます。）に支払う当該有料情報サービスの料金（当該有料情報サービスの利用の際に、情報提供者がお知らせする料金（消費税相当額を

- 含めたものとし、)をいいます。以下同じとし、)を、当社がその情報提供者に代わって回収することを承諾していただきます。
- 2) 当社は、有料情報サービスの料金について請求する場合は、当社の機器（情報提供者の機器を含みます。）により計算のうえ、インターネット接続サービスの料金等と合わせて、有料情報サービスを利用したインターネット接続サービス利用契約者（そのインターネット接続サービス利用契約者以外の者が、当該インターネット接続サービス利用契約者に係るユーザID及びパスワードを送信して利用した場合は、当該インターネット接続サービス利用契約者が利用したものとし、)に請求するものとし、)
 - 3) 2)の規定により請求する有料情報サービスの料金の支払期日その他の支払方法については、インターネット接続サービスの料金等の支払期日その他の支払方法（延滞利息に係る部分を除きます。）に準じるものとし、)
 - 4) 有料情報サービスを利用したインターネット接続サービス利用契約者が、有料情報サービスの料金を支払わない場合において当社が別に定める場合に該当する場合は、当社は、当該インターネット接続サービス利用契約者に係る有料情報サービスの利用を停止します。
 - 5) 4)の規定により有料情報サービスの利用の停止をされた当該インターネット接続サービス利用契約者が、なお有料情報サービスの料金を支払わない場合、当社は、当該インターネット接続サービス利用契約者に係る有料情報サービスの提供を中止します。
 - 6) 5)の規定により当該インターネット接続サービス利用契約者に係る有料情報サービスの提供を中止した場合、当社は当該インターネット接続サービス利用契約者に係る有料情報サービスの料金の回収を中止します。この場合において、当社は、当該インターネット接続サービス利用契約者の氏名、住所等を情報提供者に通知するものとし、)
 - 7) 6)の規定により回収を中止した有料情報サービスの料金については、情報提供者が回収するものとし、)
 - 8) 有料情報サービスを利用するインターネット接続サービス利用契約者が、当社が別に定める方法により有料情報サービスの料金を支払う場合は、1)から6)までの規定にかかわらず、当社は、有料情報サービスにより生じた債権を情報提供者から譲り受け、これを当社が別に定める第三者（以下単に「第三者」といいます。）に譲渡するものとし、当該インターネット接続サービス利用契約者は、これを承認していただきます。
 - 9) 8)の場合において、当社、情報提供者及び第三者は、当該インターネット接続サービス利用契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとし、)
 - 10) 8)の債権について、8)のインターネット接続サービス利用契約者が一定の期間を経過してもなお支払わないときは、情報提供者は、その債権を第三者から当社経由で買い戻し、当該インターネット接続サービス利用契約者に再請求するものとし、)
 - 11) 10)のインターネット接続サービス利用契約者は、10)の規定により、情報提供者が当社経由でその債権を第三者から買い戻し、再請求することについて、承認していただきます。
 - 12) 10)の規定により債権の買い戻しがあった場合は、当該インターネット接続サービス利用契約者への有料情報サービスの提供は中止されます。
 - 13) インターネット接続サービス利用契約者は、当社が指定するインターネット接続サービス取扱所に申し出ていただいたうえで、当社が別に定めるところにより、有料情報サービスの利用を規制することができます。
 - 14) 当社は、有料情報サービスで提供される情報の内容等当社の責めによらない理由による損害については、責任を負いません。

13 削除

14 新聞社等の基準

区分	基準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 2) 発行部数が、1の題号について8,000部以上であること。
2 放送事業者	電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

15 インターネット接続サービスに係る技術資料の項目

自営端末設備又は自営電気通信設備に係る接続条件 1) 物理的条件 2) 電氣的条件 3) 論理的条件

16 支払証明書の発行

- 1) 当社は、インターネット接続サービス利用契約者（IP電話サービスⅡ利用契約者を除きます）から請求があったときは、その契約者に係るインターネット接続サービス等の支払証明書を発行します。
- 2) インターネット接続サービス利用契約者は、1)の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第6（支払証明書の発行手数料）に規定する手数料の支払いを要します。

料金表

通則

(料金等の設定)

1 第1種ダイヤルアップサービス(料金表第1(基本利用料)に定めるタイプⅡのものに限ります。)に係る基本利用料は、インターネット接続サービスの提供区間と特定事業者の電話サービス又は総合デジタル通信サービスの提供区間とを合わせて、当社が設定するものとします。

(注) 1の「特定事業者」は、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社又は株式会社テクノロジーネットワークスとします。

2 削除

3 ADSL接続サービスに係る料金又は工事に関する費用(特定事業者の専用サービスに関する契約約款等の規定により、特定事業者が設定する料金又は工事に関する費用を除きます。)は、インターネット接続サービスの提供区間と協定事業者のDSL等接続専用サービス又はDSLサービスの提供区間とを合わせて、当社が設定するものとします。

4 削除

5 音声通信に係る利用料は、当社の提供区間と協定事業者又は外国の電気通信事業者の提供区間とを合わせて、当社が設定するものとします。

6 インターネット接続サービスの料金のうち、当社と協定事業者が相互接続協定に基づき合意したものの料金は、この約款及び料金表の規定にかかわらず、インターネット接続サービスとその協定事業者の電気通信サービスとを合わせて、その協定事業者が定めるものとし、その協定事業者の契約約款等に定めるところによります。

7 6の場合において、その料金を設定した協定事業者が請求するものとし、料金に関するその他の取扱いについては、この約款及び料金表の規定にかかわらず、その協定事業者の契約約款等に規定するところによります。

(料金の計算方法)

8 当社は、月額料金(定額利用料のうち、月額で定められている料金をいいます。以下同じとします。)又は利用料及びユニバーサルサービス料については、料金月に従って計算します。

9 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の起算日を変更することがあります。

10 当社は、月額料金及び利用料及びユニバーサルサービス料については、料金月に従って計算したものの合計額により、支払いを請求します。

11 当社は、料金その他の計算については、次表に規定するとおりとします。

区分	計算方法
(1) (2)以外の料金	この料金表に定める税抜額(消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。)により行います。
(2) 21の但書きに掲げる料金	この料金表に定める額により行います。

(月額料金の日割)

12 月額料金(第1種ダイヤルアップサービス(料金表第1(基本利用料)に定めるタイプⅠ(コースⅡのものに限ります。)及びタイプⅡ(コースⅠのものに限ります。)のものに限ります。)に係る定額利用料を除きます。)の日割は、次のとおりとします。

1) 2)、3)及び4)以外の場合

当社は、次の場合が生じたときに、月額料金をその利用日数に応じて日割します。

ア 料金月の初日以外の日インターネット接続サービスの提供の開始があったとき。

イ 料金月の初日以外の日インターネット接続サービス利用契約の解除があったとき。

ウ ア及びイの場合を除いて、料金月の初日以外の日月額料金の額が増加又は減少したとき（この場合において、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。）。

エ 料金表第1（基本利用料）に定めるプランの変更があったとき。

オ 第78条（定額利用料の支払義務）第2項第3号の表の規定又は同条第3項第2号の表の規定に該当するとき。

カ 料金月の初日にインターネット接続サービスの提供を開始し、その日にそのインターネット接続サービス利用契約の解除又は付加機能の廃止があったとき。

キ 起算日の変更があったとき。

- 2) 当社は、第1種ダイヤルアップサービス（料金表第1（基本利用料）に定めるタイプⅡ（コースⅡのものに限ります。）のものに限ります。）、フレッツ対応サービス、第1種ADSL接続サービス、第2種ADSL接続サービス（コースⅠのものに限ります。）、アクセスコミュファ対応サービス又はWiMAXサービスについて、次の場合が生じたときに、月額料金をその利用日数（提供の開始のあった日の属する料金月の末日まで利用があったものとみなした日数とします。）に応じて日割します。

ア 料金月の初日以外の日インターネット接続サービスの提供の開始があったとき。

イ 第78条（定額利用料の支払義務）第2項第3号の表の規定又は同条第3項第2号の表の規定に該当するとき。

- 3) 当社は、第3種ダイヤルアップサービス、第2種ADSL接続サービス（コースⅡのものに限ります。）、第3種ADSL接続サービス又はモバイル対応サービスについて、次の場合が生じたときに、月額料金をその利用日数に応じて日割りします。

ア 料金月の初日以外の日インターネット接続サービスの提供の開始があったとき。

イ 料金月の末日以外の日インターネット接続サービス利用契約の解除があったとき。

ウ ア及びイの場合を除いて、料金月の初日以外の日月額料金の額が増加又は減少したとき（この場合において、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。）。

エ 第78条（定額利用料の支払義務）第2項第3号の表の規定又は同条第3項第2号の表の規定に該当するとき。

オ 起算日の変更があったとき。

- 4) 当社は、IP電話サービスⅡ又は料金表第2（付加機能利用料）に定める電子メールアドレス追加サービス、ホームページアカウント追加サービス、パケット通信アクセスサービス、電子メール条件着信サービス、電子メール条件転送サービス、IP電話サービスⅠ、送信電子メールウイルスチェックサービス、公衆無線LANサービス、発信電気通信番号通知要請サービス若しくは特定通信着信規制サービスについては、第78条（定額利用料の支払義務）第2項第3号の表の規定又は同条第3項第2号の表の規定に該当するときに限り、その月額料金をその利用日数に応じて日割します。

- 13 12の規定による月額料金の日割は、料金月の日数により行います。この場合において、第78条（定額利用料の支払義務）第2項第3号の表の1欄又は同条第3項第2号の表に規定する月額料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する日とみなします。

（端数処理）

14 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

ただし、この料金表に特段の定めがある場合は、この限りではありません。

(料金等の支払い)

15 インターネット接続サービス利用契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。

16 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

17 当社は、支払われた金額について、その充当すべき料金等の指定がないときは、当社が別に定める順序で充当します。

(少額料金の翌月払い)

18 当社は、当該月に請求すべき料金の総額が3,000円未満である場合は、その月に請求すべき料金を翌月に請求する料金に合わせて請求することがあります。

(料金の一括後払い)

19 当社は、18の場合のほか、当社に特別の事情がある場合は、インターネット接続サービス利用契約者の承諾を得て、2か月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

20 当社は、料金又は工事に関する費用について、インターネット接続サービス利用契約者の要請があったときは、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(注) 20の「当社が別に定める条件」とは、前受金には利息を付さないことを条件として預かることをいいます。

(消費税相当額の加算)

21 第78条(定額利用料の支払義務)から第81条(工事費の支払義務)までの規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める税抜額に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

ただし、音声通信(本邦外への通信に係るもの又は特定衛星端末への通信に係るものに限ります。)に係る利用料については、この限りではありません。

(注) この料金表に定める税込額(消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。)に基づき計算された額は、支払いを要する額と異なる場合があります。

(料金等の臨時減免)

22 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、関係のインターネット接続サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

(最低利用期間内に契約の解除があった場合の料金等の適用)

23 インターネット接続サービス（第1種ダイヤルアップサービス、フレッツ対応サービス又は第1種ADSL接続サービスに限ります。）には、最低利用期間があります。

24 第1種ダイヤルアップサービスについて、料金月の初日以外の日にインターネット接続サービスの提供の開始があったときは、最低利用期間は、その提供の開始があった日の属する料金月の翌料金月の末日までとします。

25 インターネット接続サービス利用契約者（第1種ダイヤルアップサービス利用契約者、フレッツ対応サービス利用契約者又は第1種ADSL接続サービス利用契約者に限ります。）は、最低利用期間内にインターネット接続サービス利用契約の解除があった場合は、第78条（定額利用料の支払義務）、第79条（利用料の支払義務）及び料金表の定めにかかわらず、残余の期間に対応する定額利用料の額に消費税相当額を加算した額に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。

ただし、第1種ダイヤルアップサービス（料金表第1（基本利用料）に定めるタイプⅠ（コースⅡのものに限ります。）又はタイプⅡ（コースⅠのものに限ります。）のものに限ります。以下、この号において同じとします。）については、残余の期間の属する料金月において、月間累積接続通信時間（タイプⅡに係るものについては当社が別に定める携帯電話事業者若しくはPHS事業者の電話サービスに係る他社契約者回線又はauサービス（当社のau通信サービス契約約款に規定するau電話、auデュアル又はUIMサービスをいいます。）に係る電気通信回線を使用して行う通信に係る接続通信時間を除きます。）が定額利用料に係る時間を超えるとときは、この限りではありません。

26 削除

27 削除

28 削除

29 削除

（「KDDIまとめて請求」に係る取り扱い）

30 当社の「KDDIまとめて請求」に係る取扱い規約（以下「KDDIまとめて請求規約」といいます。）に定める「KDDIまとめて請求」が適用されている場合は、この約款の規定にかかわらず、KDDIまとめて請求規約が適用されます。

（料金等の請求）

31 インターネット接続サービスに係る料金その他の債務の請求については、この約款、当社の「WEB de 請求書ご利用規約」又はKDDIまとめて請求規約のほか、当社が別に定めるところによります。

第1 基本利用料

1 第1種ダイヤルアップサービスに係るもの

1) 適用

第1種ダイヤルアップサービスに係る基本利用料の適用については、第78条(定額利用料の支払義務)及び第79条(利用料の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

区分	内容				
1) タイプに係る料金の適用	ア 当社は、第1種ダイヤルアップサービスに係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、タイプを定めます。				
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="472 539 722 629">タイプⅠ</td> <td data-bbox="722 539 1455 629">インターネット接続サービスの提供区間のみ当社がその料金を設定するもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 629 722 801">タイプⅡ</td> <td data-bbox="722 629 1455 801">インターネット接続サービスの提供区間と特定事業者の電話サービス又は総合デジタル通信サービスの提供区間とを合わせて当社がその料金を設定するもの</td> </tr> </table>	タイプⅠ	インターネット接続サービスの提供区間のみ当社がその料金を設定するもの	タイプⅡ	インターネット接続サービスの提供区間と特定事業者の電話サービス又は総合デジタル通信サービスの提供区間とを合わせて当社がその料金を設定するもの
	タイプⅠ	インターネット接続サービスの提供区間のみ当社がその料金を設定するもの			
タイプⅡ	インターネット接続サービスの提供区間と特定事業者の電話サービス又は総合デジタル通信サービスの提供区間とを合わせて当社がその料金を設定するもの				
<p>備考</p> <p>1 第1種ダイヤルアップサービスは、当該第1種ダイヤルアップサービスに係る利用者が他社契約者回線、auサービス(当社のau通信サービス契約約款に規定するau電話、auデュアル又はUIMサービスをいいます。以下この1(第1種ダイヤルアップサービスに係るもの)において同じとします。)に係る電気通信回線又は公衆電話の電話機等を使用して相互接続点又はアクセスポイントに接続した後に、当社が別に定めるところに従って、ユーザID及びパスワードを送信することにより利用することができるものとし</p> <p>す。</p> <p>ただし、第1種ダイヤルアップサービス利用契約者(タイプⅡ(2)欄に規定するコースⅠのものに限ります。)のものに限ります。)は、当社が別に定める携帯電話事業者若しくはPHS事業者の電話サービスに係る他社契約者回線又はauサービスに係る電気通信回線を使用して第1種ダイヤルアップサービスを利用するときは、その利用の請求をしていただきます。この場合において、当社は、第11条(第1種ダイヤルアップサービス利用契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。</p> <p>2 第1種ダイヤルアップサービスに係る通信は、相互接続点、網内接続点、当社の総合オープン通信網サービス契約約款に定める端末回線の終端若しくは当社契約者回線の終端、当社のFTTHサービス契約約款に定めるFTTH接続回線の終端、アクセスポイント、当社接続回線の終端、NSPIXPとの接続点又は分界点との間で行うことができます。この場合において、当社は、相互接続点、網内接続点、当社の総合オープン通信網サービス契約約款に定める端局若しくは取扱所交換設備、当社のFTTHサービス契約約款に定める取扱所交換設備、アクセスポイント、当社接続回線の終端、NSPIXPとの接続点又は分界点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証するものではありません。</p> <p>3 当社は、1の第1種ダイヤルアップサービス利用契約ごとに1の</p>					

ユーザIDを定め、第1種ダイヤルアップサービス利用契約者にお知らせします。

- 4 当社は、1の第1種ダイヤルアップサービス利用契約ごとに第1種ダイヤルアップサービス利用契約者が指定する1のパスワードを当社の認証装置に登録します。
- 5 当社は、第1種ダイヤルアップサービス利用契約者からパスワードの変更の請求があったときは、当社の認証装置にパスワードの変更の登録を行います。
- 6 当社は、第1種ダイヤルアップサービス利用契約者に対し、メールアドレスを当社が別に定めるところにより割り当てます。
- 7 当社は、第1種ダイヤルアップサービス利用契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、電子メールの利用内容の変更を行います。
- 8 電子メール容量(電子メールとして蓄積できる通信の情報量をいいます。以下同じとします。)及び電子メールとして蓄積できる期間は、当社が別に定めるところによります。
- 9 当社は、第1種ダイヤルアップサービス利用契約者に対し、ホームページアドレス(ホームページのアドレスをいいます。以下同じとします。)を当社が別に定めるところにより割り当てます。
- 10 ホームページ容量(ホームページとして蓄積できる情報量をいいます。以下同じとします。)は、当社が別に定めるところによります。
- 11 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときその他当社の業務の遂行上著しい支障があるときは、現にホームページとして蓄積している情報の転送を停止し、又は消去することがあります。
- 12 当社は、他人の著作権その他の権利を侵害し、公序良俗に反し、又は法令に反する態様でホームページが利用されていると認められた場合は、現に蓄積しているホームページの情報の転送の停止を行うことがあります。
- 13 当社は、12の規定により現に蓄積しているホームページの情報の転送の停止をされた第1種ダイヤルアップサービス利用契約者が、なおその事実を解消しないときは、その第1種ダイヤルアップサービス利用契約者に係るホームページの利用の廃止を行うことがあります。
- 14 11から13までの規定により、現に蓄積しているホームページの情報の転送の停止若しくは消去又はホームページの利用の廃止を行う場合は、当社は、あらかじめ、そのことを第1種ダイヤルアップサービス利用契約者にお知らせします。
ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 15 当社は、第1種ダイヤルアップサービス利用契約者が一定期間ホームページの情報の蓄積を行わないときは、その第1種ダイヤルアップサービス利用契約者に係るホームページの利用の廃止を行うことがあります。この場合は、当社は、あらかじめ、そのことをその第1種ダイヤルアップサービス利用契約者にお知らせします。

	<p>16 当社は、ホームページの利用に伴い発生する損害(11 から 13 までの規定及び 15 の規定により現に蓄積しているホームページの情報の転送の停止若しくは消去又はホームページの利用の廃止を行ったことに伴い発生する損害を含みます。)については、責任を負いません。</p> <p>イ 第 1 種ダイヤルアップサービス利用契約者は、アのタイプの変更の請求をすることができます。 ただし、その変更は、請求のあった日の属する料金月の翌料金月の初日からとします。</p> <p>ウ 当社は、イの請求があったときは、第 11 条(第 1 種ダイヤルアップサービス利用契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。</p>										
<p>2) コース(タイプ I のものに限ります。)に係る料金の適用</p>	<p>ア 当社は、第 1 種ダイヤルアップサービス(タイプ I のものに限ります。以下この欄において同じとします。)に係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、コースを定めます。</p> <table border="1" data-bbox="472 745 1461 1171"> <tr> <td>削除</td> <td>削除</td> </tr> <tr> <td>コース II</td> <td>基本利用料が定額利用料と利用料からなるもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1 タイプ I は、公衆電話の電話機等を使用して行うものについては提供しません。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">2 タイプ I は、携帯電話事業者のポケット通信サービスに係る他社契約者回線又は a u デュアルに係る電気通信回線を使用して行うものについては提供しません。 ただし、料金表第 2 (付加機能利用料) に定めるポケット通信アクセスサービスを利用する場合は、この限りではありません。</td> </tr> </table> <p>イ 削除 ウ 削除</p>	削除	削除	コース II	基本利用料が定額利用料と利用料からなるもの	備考		1 タイプ I は、公衆電話の電話機等を使用して行うものについては提供しません。		2 タイプ I は、携帯電話事業者のポケット通信サービスに係る他社契約者回線又は a u デュアルに係る電気通信回線を使用して行うものについては提供しません。 ただし、料金表第 2 (付加機能利用料) に定めるポケット通信アクセスサービスを利用する場合は、この限りではありません。	
削除	削除										
コース II	基本利用料が定額利用料と利用料からなるもの										
備考											
1 タイプ I は、公衆電話の電話機等を使用して行うものについては提供しません。											
2 タイプ I は、携帯電話事業者のポケット通信サービスに係る他社契約者回線又は a u デュアルに係る電気通信回線を使用して行うものについては提供しません。 ただし、料金表第 2 (付加機能利用料) に定めるポケット通信アクセスサービスを利用する場合は、この限りではありません。											
<p>3) コース(タイプ II のものに限ります。)に係る料金の適用</p>	<p>ア 当社は、第 1 種ダイヤルアップサービス(タイプ II のものに限ります。以下この欄において同じとします。)に係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、コースを定めます。</p> <table border="1" data-bbox="472 1384 1461 1641"> <tr> <td>コース I</td> <td>基本利用料が定額利用料(4)欄に規定する一定の月間累積接続通信時間の部分について適用するものとし、利用料(4)欄に規定する月間累積接続通信時間により算定されるものとし、)からなるもの</td> </tr> <tr> <td>削除</td> <td>削除</td> </tr> </table> <p>イ 削除 ウ 削除</p>	コース I	基本利用料が定額利用料(4)欄に規定する一定の月間累積接続通信時間の部分について適用するものとし、利用料(4)欄に規定する月間累積接続通信時間により算定されるものとし、)からなるもの	削除	削除						
コース I	基本利用料が定額利用料(4)欄に規定する一定の月間累積接続通信時間の部分について適用するものとし、利用料(4)欄に規定する月間累積接続通信時間により算定されるものとし、)からなるもの										
削除	削除										
<p>4) プラン(タイプ II のものに限ります。)に係る料金の適用</p>	<p>ア 当社は、第 1 種ダイヤルアップサービス(タイプ II (コース I のものに限ります。))のものに限ります。以下この欄において同じとします。)に係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、プランを定めます。</p> <table border="1" data-bbox="472 1895 1461 2067"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>削除</td> <td>削除</td> </tr> <tr> <td>削除</td> <td>削除</td> </tr> <tr> <td>削除</td> <td>削除</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	削除	削除	削除	削除	削除	削除		
区分	内容										
削除	削除										
削除	削除										
削除	削除										

	<p>プランⅣ</p>	<p>月間累積接続通信時間が1時間を超えない部分について定額利用料とし、月間累積接続通信時間が1時間を超える部分について1分までごとの利用料を加算するもの</p>
	<p>削除</p>	<p>削除</p>
	<p>削除</p>	<p>削除</p>
	<p>プランⅦ</p>	<p>月間累積接続通信時間が5時間を超えない部分について定額利用料とし、月間累積接続通信時間が5時間を超える部分について1分までごとの利用料を加算するもの</p>
	<p>備考</p> <p>ア 当社が別に定める携帯電話事業者若しくはPHS事業者の電話サービスに係る他社契約者回線又はauサービスに係る電気通信回線を使用して行う通信に係る接続通信時間は、この欄に規定する定額利用料に係る月間累積接続通信時間には含みません。</p> <p>イ アに規定する電気通信回線を使用するものの料金額は、その電気通信回線を使用して行う通信に係る月間累積接続通信時間について、1分までごとに算定します。</p> <p>イ 第1種ダイヤルアップサービス利用契約者は、アのプランの変更の請求をすることができます。</p> <p>ただし、その変更は、請求のあった日の属する料金月の翌料金月の初日からとします。</p> <p>ウ 当社は、イの請求があったときは、第11条(第1種ダイヤルアップサービス利用契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。</p>	
<p>5) 月間累積接続通信時間が定額利用料に係る時間に満たない場合の翌料金月以降の定額利用料に係る時間の取扱い</p>	<p>ア 当社は、第1種ダイヤルアップサービス(タイプⅡ(コースⅠのものに限ります。)のものに限ります。以下この欄において同じとします。)に係る月間累積接続通信時間(当社が別に定める携帯電話事業者若しくはPHS事業者の電話サービスに係る他社契約者回線又はauサービスに係る電気通信回線を使用して行う通信に係る接続通信時間を除きます。以下この欄において同じとします。)が定額利用料に係る時間に満たない場合は、定額利用料に係る時間から月間累積接続通信時間を減じて得た時間と翌料金月の定額利用料に係る時間を合算して得た時間を、翌料金月の定額利用料に係る時間とみなして取り扱います。</p> <p>イ アの取扱いは、第1種ダイヤルアップサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月の初日から適用します。</p> <p>ウ 当社は、第78条(定額利用料の支払義務)第1項第1号、同条第2項第3号の表の規定及び同条第3項第3号の表の規定による適用がある場合は、アの取扱いを行いません。</p> <p>エ アの取扱いにより定額利用料に係る時間とみなされる時間は、この表の4)欄に規定する定額利用料に係る時間の2倍までを上限とします。この場合において、第1種ダイヤルアップサービスのプランの変更があったときは、変更後のプランに係るこの表の4)欄に規定する定額利用料に係る時間の2倍までを上限とします。</p>	

6) 基本利用料の算定	<p>ア 第1種ダイヤルアップサービス(タイプⅠ(コースⅡのものに限ります。))に係る料金額は、月間累積接続通信時間が1時間を超えない部分について定額利用料とし、月間累積接続通信時間が1時間を超える部分について1分までごとの利用料を加算するものとします。この場合において、定額利用料に利用料を加算して得た額が3,000円を超える場合は、その3,000円を超える部分は支払いを要しません。</p> <p>イ 削除</p>
7) 接続通信時間の測定	<p>ア 第1種ダイヤルアップサービスに係る接続通信時間は、相互接続点又はアクセスポイントから送信されたユーザID及びパスワードにより当社がその第1種ダイヤルアップサービス利用契約者を識別した時刻から起算し、第1種ダイヤルアップサービスに係る利用者からの通信終了の信号を受け、又は第72条(通信利用の制限等)第3項の規定によりその接続を切断し、その通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器(協定事業者の機器を含みます。以下同じとします。)により測定します。</p> <p>イ 当社の設置した電気通信設備の故障等第1種ダイヤルアップサービスに係る利用者の責任によらない理由により、接続を打ち切ったとき(第72条第3項の規定による場合を除きます。)は、2)(料金額)に規定する分数に満たない端数の接続通信時間は、アの接続通信時間には含みません。</p>
8) 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかつた場合の料金の取扱い	<p>当社の機器の故障等により正しく算定することができなかつた場合の利用料は、次のとおりとします。</p> <p>ア 過去1年間の実績を把握することができる場合 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかつた日の初日(初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して当社の機器の故障等があつたと認められる日)の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額</p> <p>イ ア以外の場合 把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(注) イの「当社が別に定める方法」は、原則として、次のとおりとします。</p> <p>(ア) 過去2か月以上の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかつた日前の実績が把握できる各料金月における1日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(イ) 過去2か月間の実績を把握することができない場合 機器の故障等により正しく算定することができなかつた日前の実績が把握できる期間における1日平均の利用料又は故障等の回復後の7日間における1日平均の利用料のうち低いものの値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額</p>

9) インターネット 接続サービスの種 類の変更に係る取 扱い	<p>ア 第1種ダイヤルアップサービス利用契約者は、第15条(インターネット接続サービスの種類の変更)の規定によるインターネット接続サービスの種類の変更の請求をした場合であって、その第1種ダイヤルアップサービス利用契約者から特に要請があり当社の業務の遂行上支障がないときは、その請求のあったインターネット接続サービスに係る電気通信回線の開通日(協定事業者の契約約款等に規定するその電気通信回線に係る電気通信サービスの提供を開始した日をいいます。以下この欄において同じとします。)の属する料金月において、第1種ダイヤルアップサービスに加え、変更の請求のあったインターネット接続サービスを利用することができるものとします。この場合において、第1種ダイヤルアップサービス利用契約者は、新たな料金の支払いは要しません。</p> <p>イ アの取扱いは、その開通日の属する料金月の当社が指定する日から開始します。</p> <p>ウ ア及びイの規定にかかわらず、請求のあったインターネット接続サービスの種類の変更は、その開通日の属する料金月の翌料金月の初日からとします。</p>
--	---

2) 料金額

ア タイプIのもの

(ア) 削除

(イ) コースIIのもの

1 ユーザIDごとに月額

区分	料金額
定額利用料	税抜額250円(税込額262.5円)

1 ユーザIDにつき1分までごとに

区分	料金額
利用料	税抜額5円(税込額5.25円)

イ タイプIIのもの

(ア) コースIのもの

① ②以外のもの

定額利用料

1 ユーザIDごとに月額

区分	料金額
プランIV	税抜額380円(税込額399円)

プランⅦ	税抜額 1,400円(税込額 1,470円)
------	------------------------

利用料 1ユーザIDにつき1分までごとに

区分	料金額
プランⅣ	税抜額 10円(税込額 10.5円)
プランⅦ	税抜額 10円(税込額 10.5円)

- ② 当社が別に定める携帯電話事業者若しくはPHS事業者の電話サービスに係る他社契約者回線又はauサービスに係る電気通信回線を使用するもの

1ユーザIDにつき1分までごとに

区分	料金額
利用料	税抜額 5円(税込額 5.25円)

(イ) 削除

2 削除

2の2 第3種ダイヤルアップサービスに係るもの

1) 適用

第3種ダイヤルアップサービスに係る基本利用料の適用については、第78条(定額利用料の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

区分	内容
<p>1) インターネット 接続サービスの取 扱い</p>	<p>ア 第3種ダイヤルアップサービスは、当該第3種ダイヤルアップサービスに係る利用者がメタルプラス電話接続回線、他社契約者回線、auサービス(当社のau通信サービス契約約款に規定するau電話、auデュアル又はUIMサービスをいいます。以下この3(第3種ダイヤルアップサービスに係るもの)において同じとします。)に係る電気通信回線を使用して相互接続点又はアクセスポイントに接続した後に、当社が別に定めるところに従って、ユーザID及びパスワードを送信することにより利用することができるものとします。</p> <p>イ 第3種ダイヤルアップサービスに係る通信は、相互接続点、網内接続点、当社の総合オープン通信網サービスに係る契約約款等に定める端末回線の終端若しくは当社契約者回線の終端、当社のFTTHサービス契約約款に定めるFTTH接続回線の終端、アクセスポイント、当社接続回線の終端、NSPIXPとの接続点又は分界点との間で行うことができます。この場合において、当社は、相互接続点、網内接続点、当社の総合オープン通信網サービスに係る契約約款等に定める端局若しくは取扱所交換設備、当社のFTTHサービス契約約款に定める取扱所交換設備、アクセスポイント、当社接続回線の終端、NSPIXPとの接続点又は分界点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証するものではありません。</p> <p>ウ 当社は、1の第3種ダイヤルアップサービス利用契約ごとに1のユーザIDを定め、第3種ダイヤルアップサービス利用契約者にお知らせします。</p> <p>エ 当社は、1の第3種ダイヤルアップサービス利用契約ごとに第3種ダイヤルアップサービス利用契約者が指定する1のパスワードを当社の認証装置に登録します。</p> <p>オ 当社は、第3種ダイヤルアップサービス利用契約者からパスワードの変更の請求があったときは、当社の認証装置にパスワードの変更の登録を行います。</p> <p>カ 当社は、第3種ダイヤルアップサービス利用契約者に対し、メールアドレスを当社が別に定めるところにより割り当てます。</p> <p>キ 当社は、第3種ダイヤルアップサービス利用契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、電子メールの利用内容の変更を行います。</p> <p>ク 電子メール容量(電子メールとして蓄積できる通信の情報量をいいます。以下同じとします。)及び電子メールとして蓄積できる期間は、当社が別に定めるところによります。</p> <p>ケ 当社は、第3種ダイヤルアップサービス利用契約者に対し、ホームページアドレス(ホームページのアドレスをいいます。以下同じとします。)を当社が別に定めるところにより割り当てます。</p>

	<p>コ ホームページ容量(ホームページとして蓄積できる情報量をいいます。以下同じとします。)は、当社が別に定めるところによります。</p> <p>サ 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときその他当社の業務の遂行上著しい支障があるときは、現にホームページとして蓄積している情報の転送を停止し、又は消去することがあります</p> <p>シ 当社は、他人の著作権その他の権利を侵害し、公序良俗に反し、又は法令に反する態様でホームページが利用されていると認めた場合は、現に蓄積しているホームページの情報の転送の停止を行うことがあります。</p> <p>ス 当社は、シの規定により現に蓄積しているホームページの情報の転送の停止をされた第3種ダイヤルアップサービス利用契約者が、なおその事実を解消しないときは、その第3種ダイヤルアップサービス利用契約者に係るホームページの利用の廃止を行うことがあります。</p> <p>セ サからスまでの規定により、現に蓄積しているホームページの情報の転送の停止若しくは消去又はホームページの利用の廃止を行う場合は、当社は、あらかじめ、そのことを第3種ダイヤルアップサービス利用契約者にお知らせします。</p> <p>ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。</p> <p>ソ 当社は、第3種ダイヤルアップサービス利用契約者が一定期間ホームページの情報の蓄積を行わないときは、その第3種ダイヤルアップサービス利用契約者に係るホームページの利用の廃止を行うことがあります。この場合は、当社は、あらかじめ、そのことをその第3種ダイヤルアップサービス利用契約者にお知らせします。</p> <p>タ 当社は、ホームページの利用に伴い発生する損害(11 から 13 までの規定及び 15 の規定により現に蓄積しているホームページの情報の転送の停止若しくは消去又はホームページの利用の廃止を行ったことに伴い発生する損害を含みます。)については、責任を負いません。</p>
--	--

2) 料金額

1メタルプラス電話接続回線ごとに月額

区分	料金額
定額利用料	税抜額900円(税込額945円)

3 削除

4 フレッツ対応サービスに係るもの

1) 適用

フレッツ対応サービスに係る基本利用料の適用については、第78条(定額利用料の支払義務)及び第79条(利用料の支払い義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

区分	内容												
1) タイプに係る料金の適用	<p>ア 当社は、フレッツ対応サービスに係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、タイプを定めます。</p> <table border="1" data-bbox="472 501 1463 1563"> <tr> <td data-bbox="472 501 719 629">タイプⅠ</td> <td data-bbox="719 501 1463 629">協定事業者のIP通信網サービス契約約款に規定するIP通信網サービス(メニュー1のものに限ります。)に係る利用回線を使用して行うもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 629 719 757">タイプⅡ</td> <td data-bbox="719 629 1463 757">協定事業者のIP通信網サービス契約約款に規定するIP通信網サービス(メニュー4のものに限ります。)に係る利用回線を使用して行うもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 757 719 965">タイプⅢ</td> <td data-bbox="719 757 1463 965">協定事業者のIP通信網サービス契約約款に規定するIP通信網サービス(メニュー5-1(10Mb/s及び46Mb/sのものに限ります。)のものに限ります。)に係る利用回線を使用して行うもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 965 719 1137">タイプⅣ</td> <td data-bbox="719 965 1463 1137">協定事業者のIP通信網サービス契約約款に規定するIP通信網サービス(メニュー5-1(プラン2のものに限ります。)のものに限ります。)に係る利用回線を使用して行うもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 1137 719 1310">タイプⅤ</td> <td data-bbox="719 1137 1463 1310">協定事業者のIP通信網サービス契約約款に規定するIP通信網サービス(メニュー5-2(1Gb/sのものを除きます。)のものに限ります。)に係る利用回線を使用して行うもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 1310 719 1563">タイプⅥ</td> <td data-bbox="719 1310 1463 1563">協定事業者のIP通信網サービス契約約款に規定するIP通信網サービス(メニュー5-1(100Mb/s(プラン3、プラン4及びプラン5のものに限ります。)及び200Mb/sのものに限ります。)のものに限ります。)に係る利用回線を使用して行うもの</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1 フレッツ対応サービスは、当該フレッツ対応サービスに係る利用者が利用回線(当社が別に定める協定事業者の付加機能を利用するものを除きます。)、他社契約者回線(携帯電話事業者又はPHS事業者のポケット通信サービスに係るものを除きます。)又はauサービス(当社のau通信サービス契約約款に規定するau電話、auデュアル又はUIMサービスをいいます。)に係る電気通信回線を使用して相互接続点又はアクセスポイントに接続した後に、当社が別に定めるところに従って、ユーザID及びパスワードを送信することにより利用することができるものとします。</p> <p>2 フレッツ対応サービスに係る通信は、相互接続点、網内接続点、当社の総合オープン通信網サービス契約約款に定める端末回線の終</p>	タイプⅠ	協定事業者のIP通信網サービス契約約款に規定するIP通信網サービス(メニュー1のものに限ります。)に係る利用回線を使用して行うもの	タイプⅡ	協定事業者のIP通信網サービス契約約款に規定するIP通信網サービス(メニュー4のものに限ります。)に係る利用回線を使用して行うもの	タイプⅢ	協定事業者のIP通信網サービス契約約款に規定するIP通信網サービス(メニュー5-1(10Mb/s及び46Mb/sのものに限ります。)のものに限ります。)に係る利用回線を使用して行うもの	タイプⅣ	協定事業者のIP通信網サービス契約約款に規定するIP通信網サービス(メニュー5-1(プラン2のものに限ります。)のものに限ります。)に係る利用回線を使用して行うもの	タイプⅤ	協定事業者のIP通信網サービス契約約款に規定するIP通信網サービス(メニュー5-2(1Gb/sのものを除きます。)のものに限ります。)に係る利用回線を使用して行うもの	タイプⅥ	協定事業者のIP通信網サービス契約約款に規定するIP通信網サービス(メニュー5-1(100Mb/s(プラン3、プラン4及びプラン5のものに限ります。)及び200Mb/sのものに限ります。)のものに限ります。)に係る利用回線を使用して行うもの
タイプⅠ	協定事業者のIP通信網サービス契約約款に規定するIP通信網サービス(メニュー1のものに限ります。)に係る利用回線を使用して行うもの												
タイプⅡ	協定事業者のIP通信網サービス契約約款に規定するIP通信網サービス(メニュー4のものに限ります。)に係る利用回線を使用して行うもの												
タイプⅢ	協定事業者のIP通信網サービス契約約款に規定するIP通信網サービス(メニュー5-1(10Mb/s及び46Mb/sのものに限ります。)のものに限ります。)に係る利用回線を使用して行うもの												
タイプⅣ	協定事業者のIP通信網サービス契約約款に規定するIP通信網サービス(メニュー5-1(プラン2のものに限ります。)のものに限ります。)に係る利用回線を使用して行うもの												
タイプⅤ	協定事業者のIP通信網サービス契約約款に規定するIP通信網サービス(メニュー5-2(1Gb/sのものを除きます。)のものに限ります。)に係る利用回線を使用して行うもの												
タイプⅥ	協定事業者のIP通信網サービス契約約款に規定するIP通信網サービス(メニュー5-1(100Mb/s(プラン3、プラン4及びプラン5のものに限ります。)及び200Mb/sのものに限ります。)のものに限ります。)に係る利用回線を使用して行うもの												

端若しくは当社契約者回線の終端、アクセスポイント、当社接続回線の終端、当社のFTTHサービス契約約款に定めるFTTH接続回線の終端、NSPIXPとの接続点、又は分界点との間で行うことができます。この場合において、当社は、相互接続点、網内接続点、当社の総合オープン通信網サービス契約約款に定めるに定める端局若しくは取扱所交換設備、当社のFTTHサービス契約約款に定める取扱所交換設備、アクセスポイント、当社接続回線の終端、NSPIXPとの接続点又は分界点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証するものではありません。

- 3 当社は、1のフレッツ対応サービス利用契約ごとに1のユーザIDを定め、フレッツ対応サービス利用契約者にお知らせします。
 - 4 当社は、1のフレッツ対応サービス利用契約ごとにフレッツ対応サービス利用契約者が指定する1のパスワードを当社の認証装置に登録します。
 - 5 当社は、フレッツ対応サービス利用契約者からパスワードの変更の請求があったときは、当社の認証装置にパスワードの変更の登録を行います。
 - 6 当社は、1の接続ごとにIPアドレスを付与します。
 - 7 当社は、フレッツ対応サービス利用契約者に対し、メールアドレスを当社が別に定めるところにより割り当てます。
 - 8 当社は、フレッツ対応サービス利用契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、電子メールの利用内容の変更を行います。
 - 9 電子メール容量及び電子メールとして蓄積できる期間は、当社が別に定めるところによります。
 - 10 当社は、フレッツ対応サービス利用契約者に対し、ホームページアドレスを当社が別に定めるところにより割り当てます。
 - 11 ホームページ容量は、当社が別に定めるところによります。
 - 12 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときその他当社の業務の遂行上著しい支障があるときは、現にホームページとして蓄積している情報の転送を停止し、又は消去することがあります。
 - 13 当社は、他人の著作権その他の権利を侵害し、公序良俗に反し、又は法令に反する態様でホームページが利用されていると認めた場合は、現に蓄積しているホームページの情報の転送の停止を行うことがあります。
 - 14 当社は、13の規定により現に蓄積しているホームページの情報の転送の停止をされた総合オープン通信網契約者が、なおその事実を解消しないときは、そのフレッツ対応サービス利用契約者に係るホームページの利用の廃止を行うことがあります。
 - 15 12から14までの規定により、現に蓄積しているホームページの情報の転送の停止若しくは消去又はホームページの利用の廃止を行う場合は、当社は、あらかじめ、そのことをそのフレッツ対応サービス利用契約者にお知らせします。
- ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

	<p>16 当社は、フレッツ対応サービス利用契約者が一定期間ホームページの情報の蓄積を行わないときは、そのフレッツ対応サービス利用契約者に係るホームページの利用の廃止を行うことがあります。この場合は、当社は、あらかじめ、そのことをそのフレッツ対応サービス利用契約者にお知らせします。</p> <p>17 当社は、ホームページの利用に伴い発生する損害(12 から 14 までの規定及び 16 の規定により現に蓄積しているホームページの情報の転送の停止若しくは消去又はホームページの利用の廃止を行ったことに伴い発生する損害を含みます。)については、責任を負いません。</p> <p>イ フレッツ対応サービス利用契約者は、フレッツ対応サービスのタイプの変更の請求をすることができます。</p> <p>ウ フレッツ対応サービス利用契約者は、イの請求があった場合であって、そのフレッツ対応サービス利用契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、その請求のあったタイプに係る利用回線の開通日(その利用回線に係る協定事業者の契約約款等に規定するIP通信網サービスの提供を開始した日をいいます。以下この欄において同じとします。)の属する料金月において、現に利用しているタイプに加え、変更の請求のあったタイプを利用することができるものとします。この場合において、当該フレッツ対応サービス利用契約者は、新たな料金の支払いは要しません。</p> <p>エ ウの取扱いは、その開通日の属する料金月の当社が指定する日から開始します。</p> <p>オ ウ及びエの規定にかかわらず、請求のあったタイプの変更は、その開通日の属する料金月の翌料金月の初日からとします。</p> <p>カ 当社は、イの請求があったときは、第 29 条(フレッツ対応サービス利用契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。</p>
2) 削除	削除
3) 音声通信の利用に係る取扱い	<p>ア フレッツ対応サービス(タイプⅡのものに限ります。以下この欄から 5)欄までにおいて同じとします。)に係る音声通信は、当該フレッツ対応サービスに係る利用回線から加入電話等設備(別表 1 に定める契約に基づいて設置される電気通信設備をいいます。以下同じとします。)、本邦外、特定衛星端末又は当社が別に定める音声通信番号(別表 5 に定める協定事業者に係るものに限ります。)に係る電気通信設備へ行うことができます。</p> <p>イ フレッツ対応サービス利用契約者(タイプⅡのものに限ります。以下この欄から 5)欄までにおいて同じとします。)は、アに規定する音声通信のほか、フレッツ対応サービスに係る他の利用回線又は当社が別に定める電気通信回線への音声通信を行うことができます。</p> <p>ウ 当社は、音声通信番号を当社が別に定めるところにより付与します。</p> <p>エ 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、音声通信番号を変更することがあります。この場合には、あらかじめ、そのことを契約者にお知らせします。</p>
4) 基本利用料の算定	フレッツ対応サービスに係る料金額は、定額利用料に 1 の通信(3)欄のイに規定する通信を除きます。)について、2(料金額)に規定する分数又は秒

	数までごとに算定した利用料を加算するものとします。
5) 通信時間の測定等	<p>ア フレッツ対応サービスの音声通信に係る通信時間(3)欄のイに規定する通信に係る通信時間を除きます。以下この欄において同じとします。)は、接続先との通信が確立したことを当社が識別した時刻から起算し、利用者からの通信終了の信号を受け、その通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。</p> <p>イ アに規定する通信時間には、フレッツ対応サービス利用契約者以外の者が、当該フレッツ対応サービス利用契約者に係る利用回線から行った音声通信に係るものを含まず。</p> <p>ウ 当社の設置した電気通信設備の故障等フレッツ対応サービスに係る利用者の責任によらない理由により、接続を打ち切ったときは、2(料金額)に規定する分数又は秒数に満たない端数の通信時間は、アの通信時間には含みません。</p>
6) 当社の機器の故障等により正しく算定できなかった場合の料金の取扱い	<p>当社の機器の故障等により正しく算定できなかった場合の利用料は、次のとおりとします。</p> <p>ア 過去1年間の実績を把握することができる場合 当社の機器の故障等により正しく算定できなかった日の初日(初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して当社の機器の故障等があつたと認められる日)の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>イ ア以外の場合 把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(注) イの「当社が別に定める方法」は、原則として、次のとおりとします。</p> <p>(ア) 過去2か月以上の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定できなかった日前の実績が把握できる各料金月における1日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(イ) 過去2か月間の実績を把握することができない場合 機器の故障等により正しく算定できなかった日前の実績が把握できる期間における1日平均の利用料又は故障等の回復後の7日間における1日平均の利用料のうち低いものの値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p>
7) インターネット接続サービスの種類の変更に係る取扱い	<p>ア フレッツ対応サービス利用契約者は、第31条(インターネット接続サービスの種類の変更)の規定によりインターネット接続サービスの種類の変更の請求をした場合であつて、そのフレッツ対応サービス利用契約者から特に要請があり当社の業務の遂行上支障がないときは、その請求のあつたインターネット接続サービスに係る電気通信回線の開通日(協定事業者の契約約款等に規定するその電気通信回線に係る電気通信サービスの提供を開始した日)をいいます。以下この欄において同じとします。)の属する料金月において、フレッツ対応サービスに加え、変更の請求のあつたインターネット接続サービスを利用することができるもの</p>

	<p>とします。この場合において、フレッツ対応サービス利用契約者は、新たな料金の支払いは要しません。</p> <p>イ アの取扱いは、その開通日の属する料金月の当社が指定する日から開します。</p> <p>ウ ア及びイの規定にかかわらず、請求のあったインターネット接続サービスの種類の変更は、その開通日の属する料金月の翌料金月の初日からとします。</p>
8) 削除	削除
9) 「KDDIまとめて請求」による料金の支払いを選択した場合における利用料の減額（auまとめトーク）	<p>ア 当社は、その料金月の当社が別に定める日において、利用回線について、(ア)に定める割引判定条件のすべてを満たすことを条件に、(イ)に定める割引対象に係る料金等を減額することとします。</p> <p>(ア) 割引判定条件</p> <ol style="list-style-type: none"> ① そのフレッツ対応サービスの料金その他の債務について、KDDIまとめて請求の適用を受けていること。 ② 料金表第1基本利用料の4フレッツ対応サービスに係るものの2)料金額に定める利用料の請求があること。 ③ その利用回線に係るKDDIまとめて請求の対象として、当社のau通信サービス契約約款に定めるauサービス（第5種auパケットを除くauサービスであって、同契約約款に基づき利用を停止されていないものに限ります。）又は沖縄セルラー電話株式会社のau通信サービス契約約款に定めるauサービス（第5種auパケットを除くauサービスであって、同契約約款に基づき利用を停止されていないものに限ります。）が含まれること。 <p>(イ) 割引対象 料金表第1基本利用料の4フレッツ対応サービスに係るものの2)料金額に定める利用料</p> <p>(ウ) 利用料の割引額</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 当社のFTTHサービス契約約款に定めるFTTH電話サービスのFTTH接続回線、当社のメタルプラス電話サービス契約約款に定めるメタルプラス電話サービス（一般メタルプラス電話（特定事業者の特定電話サービスの用に供するものを除きます。）又は特別メタルプラス電話に限ります。）のメタルプラス電話接続回線、当社のケーブルプラス電話サービス契約約款に定めるケーブルプラス電話サービス（一般ケーブルプラス電話に限ります。）のケーブルプラス電話接続回線、当社の光ダイレクトサービス契約約款に定める光ダイレクト電話サービスの光ダイレクト接続回線、当社のイントラネットIP電話サービス契約約款に定めるイントラネットIP電話サービスのイントラネットIP電話利用回線及び当社のauひかりビジネスサービス契約約款に定める一般auひかりビジネスサービスのauひかりビジネス接続回線への通話（ただし、その通話が協定事業者の設置した交換設備を経由した場合は除きます。）、沖縄セルラー電話株式会社のFTTHサービス契約約款に定めるFTTH電話サービスのFTTH接続回線への通話、中部テレコミュニケーション株式会社の光電話サービス契約約款に定める光電話サービスのIP利用回線、同社の光ネットサービス契約約款に定める第1種IP電話サービスの契約者回線、

	<p>同社のIP電話サービス契約約款に定めるIP電話サービスの契約者回線及び同社の光電話集合単体サービス契約約款に定める光電話集合単体サービスの契約者回線並びに別表6に定める電気通信サービスの契約者回線への通話に関する利用料を当該料金月単位に累積した月間累積利用料。</p> <p>② 当社が別に定める音声通信番号への通話(その音声通信番号に係る事業者が当社であるものに限ります。)に関する利用料を当該料金月単位に累積した月間累積利用料。</p> <p>③ 当社のau通信サービス契約約款に定めるauサービス及びプリペイド電話並びに沖縄セルラー電話株式会社のau通信サービス契約約款に定めるauサービス及びプリペイド電話の契約者回線(当社が別に定めるものを除きます。)への通話に関する利用料を当該料金月単位に累積した月間累積利用料。</p> <p>④ 当社のペーパーレスFAX等提供サービス契約約款に定めるペーパーレスFAX等提供サービスのペーパーレスFAX回線(同契約約款第13条に規定する電気通信番号に係る電気通信回線をいいます。以下同じとします。)への通話及び当社の電話サービス等契約約款に定める電話会議サービスに係る電気通信回線への通話(当社が別に定める電気通信番号をダイヤルして行うものに限ります。)に関する利用料を当該料金月単位に累積した月間累積利用料。</p> <p>イ 当社は、アに規定する条件を満たさなくなったときは、アの取扱いを終了したものとします。</p>
--	---

2) 料金額

ア タイプIのもの

(ア) コースIのもの

1 ユーザIDごとに月額

区分	料金額
定額利用料	税抜額 1, 580円(税込額 1, 659円)

イ タイプIIのもの

(ア) 定額利用料

1 ユーザIDごとに月額

区分	料金額
定額利用料	税抜額 1, 250円(税込額 1, 312. 5円)

(イ) 利用料

① ②及び③以外の通信に係るもの

a b及びc以外のもの

区分	料金額 (3分までごとに)
利用料	税抜額8.0円(税込額8.4円)

b 携帯電話事業者に係る加入電話等設備へのもの

区分	料金額 (60秒までごとに)
(a) (b)以外の別表1に定める携帯電話事業者	税抜額16円(税込額16.8円)
(b) 当社又は沖縄セルラー電話株式会社	税抜額15.5円(税込額16.275円)

c PHS事業者に係る加入電話等設備へのもの

区分	料金額
利用料	1の通信ごとに税抜額10円(税込額10.5円)
	60秒までごとに税抜額10円(税込額10.5円)

② 本邦外への通信に係るもの

利用料

区分	料金額 (1分までごとに)
アジア1	30円
アジア2	30円
アジア3	45円
アジア4	63円
アジア5	72円
アジア6	77円

アジア7	105円
アジア8	107円
アジア9	113円
アジア10	127円
アジア11	130円
アジア12	153円
アジア13	159円
アジア14	213円
アジア15	227円
アジア16	35円
アジア17	60円
アフリカ1	128円
アフリカ2	180円
アフリカ3	257円
アメリカ1	9円
アメリカ2	15円
アメリカ3	78円
アメリカ4	157円
アメリカ5	113円
アメリカ6	159円
アメリカ7	30円
アメリカ8	105円

アメリカ9	115円
アメリカ10	230円
オセアニア1	57円
オセアニア2	9円
オセアニア3	50円
オセアニア4	72円
オセアニア5	80円
オセアニア6	112円
オセアニア7	160円
ヨーロッパ1	20円
ヨーロッパ2	42円
ヨーロッパ3	92円
ヨーロッパ4	102円
ヨーロッパ5	142円
ヨーロッパ6	203円

備考 各区分における取扱地域等は、当社が別に定めるところによります。

③ 特定衛星端末への通信に係るもの

利用料

区分	料金額 (1分までごとに)
特定衛星端末1	273円
特定衛星端末2	378円
削除	削除

特定衛星端末 4	308円
特定衛星端末 5	364円
特定衛星端末 6	210円
特定衛星端末 7	686円
備考 各区分における取扱地域等は、当社が別に定めるところによります。	

ウ タイプⅢのもの

1ユーザIDごとに月額

区分	料金額
定額利用料	税抜額 1,970円(税込額 2,068.5円)

エ タイプⅣのもの

1ユーザIDごとに月額

区分	料金額
定額利用料	税抜額 7,480円(税込額 7,854円)

オ タイプⅤのもの

1ユーザIDごとに月額

区分	料金額
定額利用料	税抜額 1,970円(税込額 2,068.5円)

カ タイプⅥのもの

1ユーザIDごとに月額

区分	料金額
定額利用料	税抜額 1,970円(税込額 2,068.5円)

5 削除

6 第1種ADSL接続サービスに係るもの

1) 適用

第1種ADSL接続サービスに係る基本利用料の適用については、第78条(定額利用料の支払義務)及び第79条(利用料の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

区分	内容		
1) 品目に係る料金の適用	ア 当社は、第1種ADSL接続サービスに係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、品目を定めます。		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="472 501 727 539">品目</th> <th data-bbox="727 501 1461 539">内容</th> </tr> </thead> </table>	品目	内容
	品目	内容	
	1Mb/s	他社接続回線の終端の場所への伝送方向については最大1メガビット/秒まで、他の伝送方向については最大512キロビット/秒までの符号伝送が可能なもの	
	5Mb/s	他社接続回線の終端の場所への伝送方向については最大5メガビット/秒まで、他の伝送方向については最大1メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	
	10Mb/s	他社接続回線の終端の場所への伝送方向については最大10メガビット/秒まで、他の伝送方向については最大1メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	
	24Mb/s	他社接続回線の終端の場所への伝送方向については最大24メガビット/秒まで、他の伝送方向については最大1メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	
	40Mb/s	他社接続回線の終端の場所への伝送方向については最大40メガビット/秒まで、他の伝送方向については最大1メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	
	47Mb/s	他社接続回線の終端の場所への伝送方向については最大47メガビット/秒まで、他の伝送方向については最大5メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	
50Mb/s	他社接続回線の終端の場所への伝送方向については最大50メガビット/秒まで、他の伝送方向については最大5メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの		
<p>備考</p> <p>1 この表の2)欄に規定するタイプⅠ(この表の4)欄に規定するプランⅧのものに限ります。)については、10Mb/sの品目に限り提供します。</p> <p>2 この表の2)欄に規定するタイプⅡ(この表の4)欄に規定するプランⅡのものに限ります。)については、47Mb/sの品目に限り提供します。</p> <p>3 この表の2)欄に規定するタイプⅡ(この表の4)欄に規定するプランⅡのものに限ります。)については、47Mb/sの品目に限り提供します。</p>			

	<p>ンⅢのものに限ります。)については、1 Mb/s 及び 47 Mb/s の品目に限り提供します。</p> <p>4 この表の 2) 欄に規定するタイプⅡ(この表の 4) 欄に規定するプランⅣのものに限ります。)については、1 Mb/s 及び 40 Mb/s の品目に限り提供します。</p> <p>5 この表の 2) 欄に規定するタイプⅡ(この表の 4) 欄に規定するプランⅥのものに限ります。)については、24 Mb/s の品目に限り提供します。</p> <p>6 この表の 2) 欄に規定するタイプⅡ(この表の 4) 欄に規定するプランⅧのものに限ります。)については、5 Mb/s 及び 50 Mb/s の品目に限り提供します。</p> <p>7 この表の 2) 欄に規定するタイプⅡ(この表の 4) 欄に規定するプランⅩのものに限ります。)については、1 Mb/s 及び 47 Mb/s の品目に限り提供します。</p> <p>イ 第1種ADSL接続サービス利用契約者は、アの品目の変更の請求をすることができます。</p> <p>ただし、その変更に係る料金の適用は、請求のあった日の属する料金月の初日からとします。</p> <p>ウ 当社は、イの請求があったときは、第44条(第1種ADSL接続サービス利用契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。</p>				
<p>2) タイプに係る料金の適用</p>	<p>ア 当社は、第1種ADSL接続サービスに係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、タイプを定めます。</p> <table border="1" data-bbox="472 1084 1457 1424"> <tr> <td data-bbox="472 1084 724 1256">タイプⅠ</td> <td data-bbox="724 1084 1457 1256">1の接続ごとにIPアドレスを付与するものであり、かつ、網が輻輳した場合にその回線に係る通信の利用の制限をすることがあるものであって、タイプⅡ以外のもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 1256 724 1424">タイプⅡ</td> <td data-bbox="724 1256 1457 1424">1の接続ごとにIPアドレスを付与するものであり、かつ、網が輻輳した場合にその回線に係る通信の利用の制限をすることがあるものであって、音声通信の機能を基本機能として有するもの</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1 第1種ADSL接続サービスは、当該第1種ADSL接続サービスに係る利用者が他社接続回線、他社契約者回線(携帯電話事業者又はPHS事業者のポケット通信サービスに係るものを除きます。)又はauサービス(当社のau通信サービス契約約款に規定するau電話、auデュアル又はUIMサービスをいいます。)に係る電気通信回線を使用して相互接続点又はアクセスポイントに接続した後に、当社が別に定めるところに従って、ユーザID及びパスワードを送信することにより利用することができるものとします。</p> <p>2 第1種ADSL接続サービスに係る通信は、相互接続点、網内接続点、当社の総合オープン通信網サービス契約約款に定める端末回線の終端若しくは当社契約者回線の終端、アクセスポイント、当社接続回線の終端、当社のFTTHサービス契約約款に定めるFTTH接続回線の終端、NSPIXPとの接続点又は分界点との間で行うことができます。この場合において、当社は、相互接続点、網内</p>	タイプⅠ	1の接続ごとにIPアドレスを付与するものであり、かつ、網が輻輳した場合にその回線に係る通信の利用の制限をすることがあるものであって、タイプⅡ以外のもの	タイプⅡ	1の接続ごとにIPアドレスを付与するものであり、かつ、網が輻輳した場合にその回線に係る通信の利用の制限をすることがあるものであって、音声通信の機能を基本機能として有するもの
タイプⅠ	1の接続ごとにIPアドレスを付与するものであり、かつ、網が輻輳した場合にその回線に係る通信の利用の制限をすることがあるものであって、タイプⅡ以外のもの				
タイプⅡ	1の接続ごとにIPアドレスを付与するものであり、かつ、網が輻輳した場合にその回線に係る通信の利用の制限をすることがあるものであって、音声通信の機能を基本機能として有するもの				

接続点、当社の総合オープン通信網サービス契約約款に定める端局若しくは取扱所交換設備、当社のFTTHサービス契約約款に定める取扱所交換設備、アクセスポイント、当社接続回線の終端、NSPIXPとの接続点又は分界点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証するものではありません。

- 3 当社は、1の第1種ADSL接続サービス利用契約ごとに1のユーザIDを定め、第1種ADSL接続サービス利用契約者にお知らせします。
- 4 当社は、1の第1種ADSL接続サービス利用契約ごとに第1種ADSL接続サービス利用契約者が指定する1のパスワードを当社の認証装置に登録します。
- 5 当社は、第1種ADSL接続サービス利用契約者からパスワードの変更の請求があったときは、当社の認証装置にパスワードの変更の登録を行います。
- 6 当社は、第1種ADSL接続サービス利用契約者に対し、メールアドレスを当社が別に定めるところにより割り当てます。
- 7 当社は、第1種ADSL接続サービス利用契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、電子メールの利用内容の変更を行います。
- 8 電子メール容量及び電子メールとして蓄積できる期間は、当社が別に定めるところによります。
- 9 当社は、第1種ADSL接続サービス利用契約者に対し、ホームページアドレスを当社が別に定めるところにより割り当てます。
- 10 ホームページ容量は、当社が別に定めるところによります。
- 11 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときその他当社の業務の遂行上著しい支障があるときは、現にホームページとして蓄積している情報の転送を停止し、又は消去することがあります。
- 12 当社は、他人の著作権その他の権利を侵害し、公序良俗に反し、又は法令に反する態様でホームページが利用されていると認めた場合は、現に蓄積しているホームページの情報の転送の停止を行うことがあります。
- 13 当社は、12の規定により現に蓄積しているホームページの情報の転送の停止をされた第1種ADSL接続サービス利用契約者が、なおその事実を解消しないときは、その第1種ADSL接続サービス利用契約者に係るホームページの利用の廃止を行うことがあります。
- 14 11から13までの規定により、現に蓄積しているホームページの情報の転送の停止若しくは消去又はホームページの利用の廃止を行う場合は、当社は、あらかじめ、そのことを第1種ADSL接続サービス利用契約者にお知らせします。
ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 15 当社は、第1種ADSL接続サービス利用契約者が一定期間ホームページの情報の蓄積を行わないときは、その第1種ADSL接続サービス利用契約者に係るホームページの利用の廃止を行うことが

	<p>あります。この場合は、当社は、あらかじめ、そのことをその第1種ADSL接続サービス利用契約者にお知らせします。</p> <p>16 当社は、ホームページの利用に伴い発生する損害(11 から 13 までの規定及び 15 の規定により現に蓄積しているホームページの情報の転送の停止若しくは消去又はホームページの利用の廃止を行ったことに伴い発生する損害を含みます。)については、責任を負いません。</p> <p>イ 第1種ADSL接続サービス利用契約者は、アのタイプの変更の請求をすることができます。</p> <p>ただし、その変更は、請求のあった日の属する料金月の初日からとします。</p> <p>ウ 当社は、イの請求があったときは、第44条(第1種ADSL接続サービス利用契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。</p>												
<p>3) 区分に係る料金の適用</p>	<p>ア 当社は、第1種ADSL接続サービスに係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、区分を定めます。</p> <table border="1" data-bbox="472 786 1461 1043"> <tr> <td data-bbox="472 786 722 913">共用型</td> <td data-bbox="722 786 1461 913">協定事業者の契約約款等に規定するDSL等接続専用サービス(利用回線型サービスのものに限ります。)に係る他社接続回線を使用して行うもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 913 722 1043">専用型</td> <td data-bbox="722 913 1461 1043">協定事業者の契約約款等に規定するDSL等接続専用サービス(契約者回線型サービスのものに限ります。)に係る他社接続回線を使用して行うもの</td> </tr> </table> <p>イ 第1種ADSL接続サービス利用契約者は、第1種ADSL接続サービスの区分の変更は、できないものとします。</p> <p>ウ 当社は、イの請求があったときは、第44条(第1種ADSL接続サービス利用契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。</p>	共用型	協定事業者の契約約款等に規定するDSL等接続専用サービス(利用回線型サービスのものに限ります。)に係る他社接続回線を使用して行うもの	専用型	協定事業者の契約約款等に規定するDSL等接続専用サービス(契約者回線型サービスのものに限ります。)に係る他社接続回線を使用して行うもの								
共用型	協定事業者の契約約款等に規定するDSL等接続専用サービス(利用回線型サービスのものに限ります。)に係る他社接続回線を使用して行うもの												
専用型	協定事業者の契約約款等に規定するDSL等接続専用サービス(契約者回線型サービスのものに限ります。)に係る他社接続回線を使用して行うもの												
<p>4) プランに係る料金の適用</p>	<p>ア 当社は、第1種ADSL接続サービスに係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、プランを定めます。</p> <table border="1" data-bbox="472 1294 1461 1977"> <tr> <td data-bbox="472 1294 722 1422">プランⅡ</td> <td data-bbox="722 1294 1461 1422">株式会社TOKAIコミュニケーションズに係る別に定める他社接続回線を使用して行うものでプランX以外のもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 1422 722 1509">プランⅢ</td> <td data-bbox="722 1422 1461 1509">株式会社STNetに係る他社接続回線を使用して行うもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 1509 722 1597">プランⅣ</td> <td data-bbox="722 1509 1461 1597">株式会社エネルギー・コミュニケーションズに係る他社接続回線を使用して行うもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 1597 722 1684">プランⅥ</td> <td data-bbox="722 1597 1461 1684">北陸通信ネットワーク株式会社に係る他社接続回線を使用して行うもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 1684 722 1814">プランⅧ</td> <td data-bbox="722 1684 1461 1814">イー・アクセス株式会社のブロードバンド通信ネットワークサービス契約約款に規定する当社が別に定める他社接続回線を使用して行うもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 1814 722 1977">プランX</td> <td data-bbox="722 1814 1461 1977">株式会社TOKAIコミュニケーションズに係る当社が別に定める他社接続回線を使用して行うもので、提供エリアを別に定める地域に限定しているもの</td> </tr> </table> <p>イ 第1種ADSL接続サービス利用契約者は、アのプランの変更の請求をすることができます。</p>	プランⅡ	株式会社TOKAIコミュニケーションズに係る別に定める他社接続回線を使用して行うものでプランX以外のもの	プランⅢ	株式会社STNetに係る他社接続回線を使用して行うもの	プランⅣ	株式会社エネルギー・コミュニケーションズに係る他社接続回線を使用して行うもの	プランⅥ	北陸通信ネットワーク株式会社に係る他社接続回線を使用して行うもの	プランⅧ	イー・アクセス株式会社のブロードバンド通信ネットワークサービス契約約款に規定する当社が別に定める他社接続回線を使用して行うもの	プランX	株式会社TOKAIコミュニケーションズに係る当社が別に定める他社接続回線を使用して行うもので、提供エリアを別に定める地域に限定しているもの
プランⅡ	株式会社TOKAIコミュニケーションズに係る別に定める他社接続回線を使用して行うものでプランX以外のもの												
プランⅢ	株式会社STNetに係る他社接続回線を使用して行うもの												
プランⅣ	株式会社エネルギー・コミュニケーションズに係る他社接続回線を使用して行うもの												
プランⅥ	北陸通信ネットワーク株式会社に係る他社接続回線を使用して行うもの												
プランⅧ	イー・アクセス株式会社のブロードバンド通信ネットワークサービス契約約款に規定する当社が別に定める他社接続回線を使用して行うもの												
プランX	株式会社TOKAIコミュニケーションズに係る当社が別に定める他社接続回線を使用して行うもので、提供エリアを別に定める地域に限定しているもの												

	<p>ただし、その変更は、請求のあった日の属する料金月の初日からとします。</p> <p>ウ 当社は、イの請求があったときは、第 44 条(第 1 種 ADSL 接続サービス利用契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。</p>
5) 音声通信の利用に係る取扱い	<p>ア 第 1 種 ADSL 接続サービス(タイプⅡのものに限ります。以下この欄において同じとします。)に係る音声通信は、当該第 1 種 ADSL 接続サービスに係る他社接続回線から加入電話等設備(別表 1 に定める契約に基づいて設置される電気通信設備をいいます。以下同じとします。)、本邦外、特定衛星端末又は当社が別に定める音声通信番号(別表 5 に定める協定事業者に係るものに限ります。)に係る電気通信設備へ行うことができます。</p> <p>イ 第 1 種 ADSL 接続サービス利用契約者(タイプⅡのものに限ります。)は、アに規定する音声通信のほか、第 1 種 ADSL 接続サービスに係る他の他社接続回線又は当社が別に定める電気通信回線への音声通信を行うことができます。</p> <p>ウ 当社は、音声通信番号を当社が別に定めるところにより付与します。</p> <p>エ 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、音声通信番号を変更することがあります。この場合には、あらかじめ、そのことを契約者にお知らせします。</p>
6) 基本利用料の算定	<p>第 1 種 ADSL 接続サービス(タイプⅡのものに限ります。)に係る料金額は、定額利用料に 1 の通信(5)欄のイに規定する通信を除きます。)について、2(料金額)に規定する分数又は秒数までごとに算定した利用料を加算するものとします。</p>
7) 通信時間の測定等	<p>ア 第 1 種 ADSL 接続サービス(タイプⅡのものに限ります。以下この欄において同じとします。)の音声通信に係る通信時間(5)欄のイに規定する通信に係る通信時間を除きます。以下この欄において同じとします。)は、接続先との通信が確立したことを当社が識別した時刻から起算し、利用者からの通信終了の信号を受け、その通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。</p> <p>イ アに規定する通信時間には、第 1 種 ADSL 接続サービス利用契約者以外の者が、当該第 1 種 DSL 接続サービス利用契約者に係る他社接続回線から行った音声通信に係るものを含まず。</p> <p>ウ 当社の設置した電気通信設備の故障等第 1 種 ADSL 接続サービスに係る利用者の責任によらない理由により、接続を打ち切ったときは、2(料金額)に規定する分数又は秒数に満たない端数の通信時間は、アの通信時間には含みません。</p>
8) 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかつた場合の料金の取扱い	<p>当社の機器の故障等により正しく算定することができなかつた場合の利用料は、次のとおりとします。</p> <p>ア 過去 1 年間の実績を把握することができる場合 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかつた日の初日(初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して当社の機器の故障等があつたと認められる日)の属する料金月の前 12 料金月の各料金月における 1 日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額</p> <p>イ ア以外の場合</p>

	<p>把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(注) イの「当社が別に定める方法」は、原則として、次のとおりとします。</p> <p>(ア) 過去2か月以上の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる各料金月における1日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(イ) 過去2か月間の実績を把握することができない場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる期間における1日平均の利用料又は故障等の回復後の7日間における1日平均の利用料のうち低いものの値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p>
9) 削除	削除
10) 削除	削除
11) 「KDDIまとめて請求」による料金の支払いを選択した場合における基本利用料の減額	<p>ア 当社は、他社接続回線について、(ア)に定める割引判定条件のすべてを満たすことを条件に、(イ)に定める割引対象に係る料金等を減額することとします。</p> <p>(ア) 割引判定条件</p> <p>① その第1種ADSL接続サービスの料金その他の債務について、KDDIまとめて請求の適用を受けていること。</p> <p>② 料金表第6の2)のアの(ア)の⑧に定める定額利用料(10Mb/sのものに限ります。以下この欄において同じとします。)の請求があること。</p> <p>③ その他社接続回線に係るKDDIまとめて請求の対象として、当社のau通信サービス契約約款に定めるauサービス(第5種auパケットを除くauサービスであって、同契約約款に基づき利用を停止されていないもの)に限ります。)又は沖縄セルラー電話株式会社のau通信サービス契約約款に定めるauサービス(第5種auパケットを除くauサービスであって、同契約約款に基づき利用を停止されていないもの)に限ります。)が含まれること。</p> <p>(イ) 割引対象 料金表第6の2)のアの(ア)の⑧に定める定額利用料</p> <p>(ウ) 割引額 税抜額 100 円(税込額 105 円) (ただし、(イ)の料金額が 100 円(税込 105 円)に満たない場合は、当該定額利用料を減額することとします。)</p> <p>イ アの取扱いは、KDDIまとめて請求規約に定めるまとめて請求契約者からKDDIまとめて請求の適用の申出があったことを当社がサービス等取扱所において確認した日(以下このイにおいて「確認日」といいます。)の属する料金月の初日(確認日の属する料金月の末日にサービス等が開始されていない場合は、当該サービス等の提供を開始した日の属する料金月の初日)から適用することとし、その翌料金月以降においても、従前と同様の条件により、アの取扱いは継続するものとします。</p>

	<p>ウ アの場合において、第 78 条(定額利用料の支払い義務)及び第 91 条(責任の制限)の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料とみなして取扱います。</p> <p>エ KDDI まとめて請求に関するその他の提供条件は、KDDI まとめて請求規約に定めるところによります。</p>																	
<p>12) 当社又は沖縄セルラー電話株式会社の別に定める通信サービスとの複合利用に係る料金の適用</p>	<p>ア 当社は、(ア)に規定する適用条件のいずれも満たす場合、第 1 種 ADSL 接続サービス(10Mb/s のものに限ります。以下この欄において同じとします。)に係る定額利用料について、2) 料金額 に規定する額に代えて、(イ)に規定する料金額を適用します。</p> <p>(ア) 適用条件</p> <p>① その料金月の末日において、第 1 種 ADSL 接続サービスと当社の a u 通信サービス契約約款又は沖縄セルラー電話株式会社の a u 通信サービス契約約款に規定する a u サービス(以下、この欄において「a u サービス」といいます。)を対象とする「KDDI まとめて請求」の取扱いを受けていること。</p> <p>② その料金月の末日において、①に規定する a u サービスの契約者回線のいずれかの基本使用料の料金種別として、当社の a u 通信サービス契約約款又は沖縄セルラー電話株式会社の a u 通信サービス契約約款に規定する W I N シングル定額又は W I N シングル W i M A X を選択していること。</p> <p>(イ) 料金額</p> <p>① ②以外の部分</p> <p>定額利用料 1 他社接続回線ごとに月額</p> <table border="1" data-bbox="470 1122 1461 1211"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10Mb/s</td> <td>税抜額 1, 600 円(税込額 1, 680 円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 協定事業者の契約約款等に規定する DSL 等接続専用サービスに係る他社接続回線の部分</p> <p>定額利用料 1 他社接続回線ごとに月額</p> <table border="1" data-bbox="470 1339 1461 1637"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">共用型</td> <td>東日本エリア</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>西日本エリア</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">専用型</td> <td>東日本エリア</td> <td>税抜額 1, 366 円 (税込額 1, 434. 3 円)</td> </tr> <tr> <td>西日本エリア</td> <td>税抜額 1, 368 円 (税込額 1, 436. 4 円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 当社は、次に該当する場合には、アに規定する料金額の取扱い(以下この欄において「本取扱い」といいます。)を廃止します。</p> <p>(ア) 第 1 種 ADSL 接続サービス利用契約の解除があったとき。</p> <p>(イ) 第 1 種ダイヤルアップサービス、フレッツ対応サービス又はアクセスコミュファ対応サービスへのインターネット接続サービスの種類の変更の請求があったとき。</p> <p>(ウ) 品目、タイプ又はプランの変更の請求があったとき。</p> <p>(エ) アの(ア)に規定する a u サービスについて、a u 契約の解除、a u サービスの利用の一時休止又は a u サービスの利用停止があったと</p>	区分	料金額	10Mb/s	税抜額 1, 600 円(税込額 1, 680 円)	区分		料金額	共用型	東日本エリア	—	西日本エリア	—	専用型	東日本エリア	税抜額 1, 366 円 (税込額 1, 434. 3 円)	西日本エリア	税抜額 1, 368 円 (税込額 1, 436. 4 円)
区分	料金額																	
10Mb/s	税抜額 1, 600 円(税込額 1, 680 円)																	
区分		料金額																
共用型	東日本エリア	—																
	西日本エリア	—																
専用型	東日本エリア	税抜額 1, 366 円 (税込額 1, 434. 3 円)																
	西日本エリア	税抜額 1, 368 円 (税込額 1, 436. 4 円)																

(オ) その他アの(ア)に規定する適用条件を満たさなくなったとき。
 ウ イの規定により本取扱いを廃止した場合については、次表のとおりとします。

区分	本取扱いの適用
1 2又は3以外のとき	品目、タイプ若しくはプランの変更の請求があった日、a u契約の解除、a uサービスの利用の一時休止若しくは利用停止があった日又はイの(オ)に該当することとなった日の属する料金月の前料金月の末日までの基本利用料について、本取扱いの適用の対象とします。
2 イの(ア)に該当することとなったとき。	契約解除日の前日までの基本利用料について、本取扱いの適用の対象とします。
3 イの(イ)に該当することとなったとき。	種類の変更の請求があった日の属する料金月の末日までの基本利用料について、本取扱いの適用の対象とします。

13) 「KDDIまとめ請求」による料金の支払いを選択した場合における利用料の減額 a uまとめトーク)

ア 当社は、その料金月の当社が別に定める日において、他社接続回線について、(ア)に定める割引判定条件のすべてを満たすことを条件に、(イ)に定める割引対象に係る料金等を減額することとします。

(ア) 割引判定条件

- ① その第1種ADSL接続サービスの料金その他の債務について、KDDIまとめ請求の適用を受けていること。
- ② 料金表第1基本利用料の6第1種ADSL接続サービスに係るものの2)料金額に定める利用料の請求があること。
- ③ その他社接続回線に係るKDDIまとめ請求の対象として、当社のa u通信サービス契約約款に定めるa uサービス(第5種a uパケットを除くa uサービスであって、同契約約款に基づき利用を停止されていないもの)に限ります。)又は沖縄セルラー電話株式会社のa u通信サービス契約約款に定めるa uサービス(第5種a uパケットを除くa uサービスであって、同契約約款に基づき利用を停止されていないもの)に限ります。)が含まれること。

(イ) 割引対象

料金表第1基本利用料の6第1種ADSL接続サービスに係るものの2)料金額に定める利用料

(ウ) 利用料の割引額

- ① 当社のFTTHサービス契約約款に定めるFTTH電話サービスのFTTH接続回線、当社のメタルプラス電話サービス契約約款に定めるメタルプラス電話サービス(一般メタルプラス電話(特定事業者の特定電話サービスの用に供するものを除きます。))又は特別メタルプラス電話に限ります。)のメタルプラス電話接続回線、当社のケーブルプラス電話サービス契約約款に定めるケーブルプラス電話サービス(一般ケーブルプラス電話に限ります。)のケーブルプラス電話接続回線、当社の光ダイレクトサービス契約約款に定める光ダイレクト電話サービスの光ダイレクト接続回線、当社のイントラネットIP電話

	<p>サービス契約約款に定めるイントラネットIP電話サービスのイントラネットIP電話利用回線及び当社のauひかりビジネスサービス契約約款に定める一般auひかりビジネスサービスのauひかりビジネス接続回線への通話(ただし、その通話が協定事業者の設置した交換設備を経由した場合は除きます。))、沖縄セルラー電話株式会社のFTTHサービス契約約款に定めるFTTH電話サービスのFTTH接続回線への通話、中部テレコミュニケーション株式会社の光電話サービス契約約款に定める光電話サービスのIP利用回線、同社の光ネットサービス契約約款に定める第1種IP電話サービスの契約者回線、同社のIP電話サービス契約約款に定めるIP電話サービスの契約者回線及び同社の光電話集合単体サービス契約約款に定める光電話集合単体サービスの契約者回線並びに別表6に定める電気通信サービスの契約者回線への通話に関する利用料を当該料金月単位に累積した月間累積利用料。</p> <p>② 当社が別に定める音声通信番号への通話(その音声通信番号に係る事業者が当社であるものに限ります。)に関する利用料を当該料金月単位に累積した月間累積利用料。</p> <p>③ 当社のau通信サービス契約約款に定めるauサービス及びプリペイド電話並びに沖縄セルラー電話株式会社のau通信サービス契約約款に定めるauサービス及びプリペイド電話の契約者回線(当社が別に定めるものを除きます。)への通話に関する利用料を当該料金月単位に累積した月間累積利用料。</p> <p>④ 当社のペーパーレスFAX等提供サービス契約約款に定めるペーパーレスFAX等提供サービスのペーパーレスFAX回線への通話及び当社の電話サービス等契約約款に定める電話会議サービスに係る電気通信回線への通話(当社が別に定める電気通信番号をダイヤルして行うものに限ります。)に関する利用料を当該料金月単位に累積した月間累積利用料。</p> <p>イ 当社は、アに規定する条件を満たさなくなったときは、アの取扱いを終了したものとします。</p>
<p>14) 当社又は沖縄セルラー電話株式会社の別に定める貸出サービスとの複合利用に係る料金の適用</p>	<p>ア 当社は、(ア)に規定する適用条件のいずれも満たす場合、第1種ADSL接続サービス(10Mb/sのものに限ります。以下この欄において同じとします。)に係る定額利用料について、2)料金額に規定する額に代えて、(イ)に規定する料金額を適用します。</p> <p>(ア) 適用条件</p> <p>① その料金月の末日において、第1種ADSL接続サービスと当社のau通信サービス契約約款又は沖縄セルラー電話株式会社のau通信サービス契約約款に規定するauサービス(以下、この欄において「auサービス」といいます。)を対象とする「KDDIまとめて請求」の取扱いを受けていること。</p> <p>② その料金月の末日において、当社の「auBOXご利用規約」に規定する利用契約又は沖縄セルラー電話株式会社の「auBOXご利用規約」に規定する利用契約を締結していること。</p> <p>(イ) 料金額</p> <p>① ②以外の部分</p>

定額利用料		1 他社接続回線ごとに月額
区分	料金額	
10Mb/s	税抜額 1,600円(税込額 1,680円)	

② 協定事業者の契約約款等に規定するDSL等接続専用サービスに係る他社接続回線の部分

定額利用料		1 他社接続回線ごとに月額
区分	料金額	
共用型	東日本エリア	—
	西日本エリア	—
専用型	東日本エリア	税抜額 1,366円 (税込額 1,434.3円)
	西日本エリア	税抜額 1,368円 (税込額 1,436.4円)

イ 当社は、次に該当する場合には、アに規定する料金額の取扱い（以下この欄において「本取扱い」といいます。）を廃止します。

- (ア) 第1種ADSL接続サービス利用契約の解除があったとき。
- (イ) 第1種ダイヤルアップサービス、フレッツ対応サービス又はアクセスコムファ対応サービスへのインターネット接続サービスの種類の変更の請求があったとき。
- (ウ) 品目、タイプ又はプランの変更の請求があったとき。
- (エ) アの(ア)に規定するauサービスについて、au契約の解除、auサービスの利用の一時休止又はauサービスの利用停止があったとき。
- (オ) その他アの(ア)に規定する適用条件を満たさなくなったとき。

ウ イの規定により本取扱いを廃止した場合については、次表のとおりとします。

区分	本取扱いの適用
1 2又は3以外のとき	品目、タイプ若しくはプランの変更の請求があった日、au契約の解除、auサービスの利用の一時休止若しくは利用停止があった日又はイの(オ)に該当することとなった日の属する料金月の前料金月の末日までの基本利用料について、本取扱いの適用の対象とします。
2 イの(ア)に該当することとなったとき。	契約解除日の前日までの基本利用料について、本取扱いの適用の対象とします。
3 イの(イ)に該当することとなったとき。	種類の変更の請求があった日の属する料金月の末日までの基本利用料について、本取扱いの適用の対象とします。

15) 当社又は沖縄セルラー電話株式会社の別に定めるオプション機能との複合利用に係る料金の適用

ア 当社は、(ア)に規定する適用条件のいずれも満たす場合、第1種ADSL接続サービス（10Mb/sのものに限ります。以下この欄において同じとします。）に係る定額利用料について、2)料金額に規定する料金額に代えて、(イ)に規定する料金額を適用します。

(ア) 適用条件

- ① その料金月の末日において、第1種ADSL接続サービスと当社の

a u通信サービス契約約款又は沖縄セルラー電話株式会社のa u通信サービス契約約款に規定するa uサービス（以下、この欄において「a uサービス」といいます。）を対象とする「KDDIまとめて請求」の取扱いを受けていること。

- ② その料金月の末日において、①に規定するa uサービスの契約者回線のいずれかについて、当社のa u通信サービス契約約款又は沖縄セルラー電話株式会社のa u通信サービス契約約款に規定するWi-Fi WIN機能の提供を受けていること。

(イ) 料金額

- ① ②以外の部分

定額利用料

1 他社接続回線ごとに月額

区分	料金額
10Mb/s	税抜額1,600円(税込額1,680円)

- ② 協定事業者の契約約款等に規定するDSL等接続専用サービスに係る他社接続回線の部分

定額利用料

1 他社接続回線ごとに月額

区分		料金額
共用型	東日本エリア	—
	西日本エリア	—
専用型	東日本エリア	税抜額1,366円 (税込額1,434.3円)
	西日本エリア	税抜額1,368円 (税込額1,436.4円)

イ 当社は、次に該当する場合には、アに規定する料金額の取扱い（以下この欄において「本取扱い」といいます。）を廃止します。

- (ア) 第1種ADSL接続サービス利用契約の解除があったとき。
 (イ) 第1種ダイヤルアップサービス、フレッツ対応サービス又はアクセスコミュファ対応サービスへのインターネット接続サービスの種類の変更の請求があったとき。
 (ウ) 品目、タイプ又はプランの変更の請求があったとき。
 (エ) アの(ア)に規定するa uサービスについて、a u契約の解除、a uサービスの利用の一時休止又はa uサービスの利用停止があったとき。
 (オ) その他アの(ア)に規定する適用条件を満たさなくなったとき。

ウ イの規定により本取扱いを廃止した場合については、次表のとおりとします。

区分	本取扱いの適用
1 2又は3以外するとき	品目、タイプ若しくはプランの変更の請求があった日、a u契約の解除、a uサービスの利用の一時休止若しくは利用停止があった日又はイの(オ)に該当することとなった日の属する料金月の前料金月の末日までの基本利用料について、本取扱いの適用の対象とします。
2 イの(ア)に該当することとなったとき。	契約解除日の前日までの基本利用料について、本取扱いの適用の対象とします。

	3 イの(イ)に該当することとなったとき。	種類の変更の請求があった日の属する料金月の末日までの基本利用料について、本取扱いの適用の対象とします。
16) インターネット接続サービスの種類の変更に係る取扱い	<p>ア 第1種ADSL接続サービス利用契約者は、第47条(インターネット接続サービスの種類の変更)の規定によるインターネット接続サービスの種類の変更の請求をした場合であって、その第1種ADSL接続サービス利用契約者から特に要請があり当社の業務の遂行上支障がないときは、その請求のあったインターネット接続サービスに係る電気通信回線の開通日(協定事業者の契約約款等に規定するその電気通信回線に係る電気通信サービスの提供を開始した日をいいます。以下この欄において同じとします。)の属する料金月において、第1種ADSL接続サービスに加え、変更の請求のあったインターネット接続サービスを利用することができるものとします。この場合において、第1種ADSL接続サービス利用契約者は、新たな料金の支払いは要しません。</p> <p>イ アの取扱いは、その開通日の属する料金月の当社が指定する日から開始します。</p> <p>ウ ア及びイの規定にかかわらず、請求のあったインターネット接続サービスの種類の変更は、その開通日の属する料金月の翌料金月の初日からとします。</p>	

2) 料金額

ア タイプIに係るもの

(ア) (イ)以外の部分

① 削除

② 削除

③ 削除

④ 削除

⑤ 削除

⑥ 削除

⑦ 削除

⑧ プランⅧのもの

定額利用料

1 他社接続回線ごとに月額

区分	料金額
10Mb/s	税抜額2,870円(税込額3,013.5円)

⑨ 削除

⑩ 削除

(イ) 協定事業者の契約約款等に規定するDSL等接続専用サービスに係る他社接続回線の部分

定額利用料

1 他社接続回線ごとに月額

区分		料金額
共用型	東日本エリア	税抜額120円(税込額126.0円)
	西日本エリア	税抜額113円(税込額118.65円)
専用型	東日本エリア	税抜額1,366円(税込額1,434.3円)
	西日本エリア	税抜額1,368円(税込額1,436.4円)

イ タイプIIに係るもの

(ア) 定額利用料

① ②以外の部分

a プランIIのもの

定額利用料

1 他社接続回線ごとに月額

区分	料金額
47Mb/s	税抜額3,090円(税込額3,244.5円)

b プランIIIのもの

定額利用料

1 他社接続回線ごとに月額

区分	料金額
1Mb/s	税抜額1,870円(税込額1,963.5円)
47Mb/s	税抜額3,090円(税込額3,244.5円)

c プランIVのもの

定額利用料

1 他社接続回線ごとに月額

区分	料金額
1Mb/s	税抜額1,870円(税込額1,963.5円)

40Mb/s	税抜額3,090円(税込額3,244.5円)
--------	------------------------

d 削除

e プランⅥのもの

定額利用料

1 他社接続回線ごとに月額

区分	料金額
24Mb/s	税抜額3,090円(税込額3,244.5円)

f 削除

g プランⅧのもの

定額利用料

1 他社接続回線ごとに月額

区分	料金額
5Mb/s	税抜額1,870円(税込額1,963.5円)
50Mb/s	税抜額2,880円(税込額3,024円)

h 削除

i プランⅩのもの

定額利用料

1 他社接続回線ごとに月額

区分	料金額
1Mb/s	税抜額1,870円(税込額1,963.5円)
47Mb/s	税抜額2,880円(税込額3,024円)

② 協定事業者の契約約款等に規定するDSL等接続専用サービスに係る他社接続回線の部分

定額利用料

1 他社接続回線ごとに月額

区分	料金額	
共用型	東日本エリア	税抜額120円(税込額126.0円)
	西日本エリア	税抜額113円(税込額118.65円)

専用型	東日本エリア	税抜額 1,366円(税込額 1,434.3円)
	西日本エリア	税抜額 1,368円(税込額 1,436.4円)

(イ) 利用料

① ②及び③以外の通信に係るもの

a b及びc以外のもの

区分	料金額 (3分までごとに)
利用料	税抜額 8.0円(税込額 8.4円)

b 携帯電話事業者に係る加入電話等設備へのもの

利用料

区分	料金額 (60秒までごとに)
(a) (b)以外の別表1に定める携帯電話事業者	税抜額 16円(税込額 16.8円)
(b) 当社又は沖縄セルラー電話株式会社	税抜額 15.5円(税込額 16.275円)

c PHS事業者に係る加入電話等設備へのもの

区分	料金額
利用料	1の通信ごとに税抜額 10円(税込額 10.5円)
	60秒までごとに税抜額 10円(税込額 10.5円)

② 本邦外への通信に係るもの

料金表第1(基本利用料) 4 2) 料金額イ(イ)②に定める本邦外への通信に係る利用料と同額

③ 特定衛星端末への通信に係るもの

料金表第1(基本利用料) 4 2) 料金額イ(イ)③に定める特定衛星端末への通信に係る利用料と同額

6の2 第2種ADSL接続サービスに係るもの

1) 適用

第2種ADSL接続サービスに係る基本利用料の適用については、第78条(定額利用料の支払義務)及び第79条(利用料の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

区分	内容		
1) 品目に係る料金の適用	ア 当社は、第2種ADSL接続サービスに係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、品目を定めます。		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="470 506 724 544">品目</th> <th data-bbox="729 506 1458 544">内容</th> </tr> </thead> </table>	品目	内容
	品目	内容	
	1 Mb/s	メタルプラス電話接続回線の終端の場所への伝送方向については最大1メガビット/秒まで、他の伝送方向については最大512キロビット/秒までの符号伝送が可能なもの	
	5 Mb/s	メタルプラス電話接続回線の終端の場所への伝送方向については最大5メガビット/秒まで、他の伝送方向については最大512キロビット/秒までの符号伝送が可能なもの	
	8 Mb/s	メタルプラス電話接続回線の終端の場所への伝送方向については最大8メガビット/秒まで、他の伝送方向については最大1メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	
	12 Mb/s	メタルプラス電話接続回線の終端の場所への伝送方向については最大12メガビット/秒まで、他の伝送方向については最大1メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	
	24 Mb/s	メタルプラス電話接続回線の終端の場所への伝送方向については最大24メガビット/秒まで、他の伝送方向については最大1メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	
	30 Mb/s	メタルプラス電話接続回線の終端の場所への伝送方向については最大30メガビット/秒まで、他の伝送方向については最大1メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	
	40 Mb/s	メタルプラス電話接続回線の終端の場所への伝送方向については最大40メガビット/秒まで、他の伝送方向については最大1メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	
50 Mb/s	メタルプラス電話接続回線の終端の場所への伝送方向については、最大50メガビット/秒まで、他の伝送方向については最大5メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの		
<p>備考</p> <p>1 この表の2)欄に規定するコースI(この表の3)欄に規定するタイプIのものに限ります。)については、1 Mb/s、8 Mb/s及び12 Mb/sの品目に限り提供します。</p>			

	<p>2 この表の 2) 欄に規定するコース I (この表の 3) 欄に規定するタイプ II のものに限ります。) については、1 Mb/s、8 Mb/s、12 Mb/s、24 Mb/s、40 Mb/s 及び 50 Mb/s の品目に限り提供します。</p> <p>3 この表の 2) 欄に規定するコース II (この表の 4) 欄に規定する住宅用のものに限ります。) については、30 Mb/s 及び 50 Mb/s の品目に限り提供します。</p> <p>4 この表の 2) 欄に規定するコース II (この表の 4) 欄に規定する事務用のものに限ります。) については、50 Mb/s の品目に限り提供します。</p> <p>イ 第 2 種 ADSL 接続サービス利用契約者 (この表の 2) 欄に規定するコース I のものに限ります。) は、第 2 種 ADSL 接続サービス (この表の 2) 欄に規定するコース I のものに限ります。) の品目の変更は、できないものとします。</p> <p>ウ 第 2 種 ADSL 接続サービス利用契約者 (この表の 2) 欄に規定するコース II (この表の 4) 欄に規定する住宅用のものに限ります。) のものに限ります。) は、第 2 種 ADSL 接続サービス (この表の 2) 欄に規定するコース II (この表の 4) 欄に規定する住宅用のものに限ります。) のものに限ります。) の品目の変更の請求をすることができます。 ただし、その変更に係る料金の適用は、請求のあった日の属する料金月の翌料金月の初日からとします。</p> <p>エ 当社は、ウの請求があったときは、第 49 条の 3 (第 2 種 ADSL 接続サービス利用契約申込の承諾) の規定に準じて取り扱います。</p>				
<p>2) コースに係る料金の適用</p>	<p>ア 当社は、第 2 種 ADSL 接続サービスに係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、コースを定めます。</p> <table border="1" data-bbox="470 1205 1461 1339"> <tr> <td>コース I</td> <td>コース II 以外のもの</td> </tr> <tr> <td>コース II</td> <td>指定端末機器に搭載される指定機能により通信を行うもの</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1 第 2 種 ADSL 接続サービスは、当該第 2 種 ADSL 接続サービスに係る利用者がメタルプラス電話接続回線を使用して相互接続点に接続した後に利用することができるものとします。</p> <p>2 第 2 種 ADSL 接続サービスは、1 に規定するもののほか、メタルプラス電話接続回線、他社契約者回線 (携帯電話事業者又は PHS 事業者の packet 通信サービスに係るものを除きます。) 又は au サービス (当社の au 通信サービス契約約款に規定する au 電話、au デュアル又は UIM サービスをいいます。) に係る電気通信回線を使用して相互接続点又はアクセスポイントに接続した後に、当社が別に定めるところに従って、ユーザ ID 及びパスワードを送信することにより利用することができるものとします。</p> <p>3 第 2 種 ADSL 接続サービスに係る通信は、相互接続点、網内接続点、当社の総合オープン通信網サービス契約約款に定める端末回線の終端若しくは当社契約者回線の終端、アクセスポイント、当社接続回線の終端、当社の FTTH サービス契約約款に定める FTTH 接続回線の終端、NSPIX との接続点又は分界点との間で行</p>	コース I	コース II 以外のもの	コース II	指定端末機器に搭載される指定機能により通信を行うもの
コース I	コース II 以外のもの				
コース II	指定端末機器に搭載される指定機能により通信を行うもの				

うことができます。この場合において、当社は、相互接続点、網内接続点、当社の総合オープン通信網サービス契約約款に定める端局若しくは取扱所交換設備、当社のFTTHサービス契約約款に定める取扱所交換設備、アクセスポイント、当社接続回線の終端、NSPIXPとの接続点又は分界点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証するものではありません。

4 当社は、1の第2種ADSL接続サービス利用契約ごとに1のユーザIDを定め、第2種ADSL接続サービス利用契約者にお知らせします。

5 当社は、1の第2種ADSL接続サービス利用契約ごとに第2種ADSL接続サービス利用契約者が指定する1のパスワードを当社の認証装置に登録します。

6 当社は、第2種ADSL接続サービス利用契約者からパスワードの変更の請求があったときは、当社の認証装置にパスワードの変更の登録を行います。

7 当社は、第2種ADSL接続サービス利用契約者に対し、メールアドレスを当社が別に定めるところにより割り当てます。

8 当社は、第2種ADSL接続サービス利用契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、電子メールの利用内容の変更を行います。

9 電子メール容量及び電子メールとして蓄積できる期間は、当社が別に定めるところによります。

10 当社は、第2種ADSL接続サービス利用契約者に対し、ホームページアドレスを当社が別に定めるところにより割り当てます。

11 ホームページ容量は、当社が別に定めるところによります。

12 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときその他当社の業務の遂行上著しい支障があるときは、現にホームページとして蓄積している情報の転送を停止し、又は消去することがあります。

13 当社は、他人の著作権その他の権利を侵害し、公序良俗に反し、又は法令に反する態様でホームページが利用されていると認めた場合は、現に蓄積しているホームページの情報の転送の停止を行うことがあります。

14 当社は、11の規定により現に蓄積しているホームページの情報の転送の停止をされた第2種ADSL接続サービス利用契約者が、なおその事実を解消しないときは、その第2種ADSL接続サービス利用契約者に係るホームページの利用の廃止を行うことがあります。

15 12から14までの規定により、現に蓄積しているホームページの情報の転送の停止若しくは消去又はホームページの利用の廃止を行う場合は、当社は、あらかじめ、そのことを第2種ADSL接続サービス利用契約者にお知らせします。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

16 当社は、第2種ADSL接続サービス利用契約者が一定期間ホームページの情報の蓄積を行わないときは、その第2種ADSL接続

	<p>サービス利用契約者に係るホームページの利用の廃止を行うことがあります。この場合は、当社は、あらかじめ、そのことをその第2種ADSL接続サービス利用契約者にお知らせします。</p> <p>17 当社は、ホームページの利用に伴い発生する損害(10 から 12 までの規定及び 14 の規定により現に蓄積しているホームページの情報の転送の停止若しくは消去又はホームページの利用の廃止を行ったことに伴い発生する損害を含みます。)については、責任を負いません。</p> <p>イ 第2種ADSL接続サービス利用契約者は、第2種ADSL接続サービスのコースの変更は、できないものとします。</p>				
<p>3) タイプ(コース I のものに限ります。)に係る料金の適用</p>	<p>ア 当社は、第2種ADSL接続サービス(コース I のものに限ります。)に係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、タイプを定めます。</p> <table border="1" data-bbox="472 703 1461 792"> <tr> <td>タイプ I</td> <td>タイプ II 以外のもの</td> </tr> <tr> <td>タイプ II</td> <td>音声通信の機能を基本機能として有するもの</td> </tr> </table> <p>イ 第2種ADSL接続サービス利用契約者(コース I のものに限ります。)は、第2種ADSL接続サービスのタイプの変更は、できないものとします。</p>	タイプ I	タイプ II 以外のもの	タイプ II	音声通信の機能を基本機能として有するもの
タイプ I	タイプ II 以外のもの				
タイプ II	音声通信の機能を基本機能として有するもの				
<p>4) 区分(コース II のものに限ります。)に係る料金の適用</p>	<p>ア 当社は、第2種ADSL接続サービス(コース II のものに限ります。)に係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、区分を定めます。</p> <table border="1" data-bbox="472 1003 1461 1344"> <tr> <td>住宅用</td> <td>メタルプラス電話サービスの契約約款に規定するメタルプラス電話サービス(利用種別が住宅用のものに限ります。)に係るメタルプラス電話接続回線を使用して行うもの。</td> </tr> <tr> <td>事務用</td> <td>メタルプラス電話サービスの契約約款に規定するメタルプラス電話サービス(利用種別が事務用のものに限ります。)に係るメタルプラス電話接続回線を使用して行うもの。</td> </tr> </table> <p>イ 第2種ADSL接続サービス利用契約者は、第2種ADSL接続サービス(コースのものに限ります。)の区分の変更は、できないものとします。</p>	住宅用	メタルプラス電話サービスの契約約款に規定するメタルプラス電話サービス(利用種別が住宅用のものに限ります。)に係るメタルプラス電話接続回線を使用して行うもの。	事務用	メタルプラス電話サービスの契約約款に規定するメタルプラス電話サービス(利用種別が事務用のものに限ります。)に係るメタルプラス電話接続回線を使用して行うもの。
住宅用	メタルプラス電話サービスの契約約款に規定するメタルプラス電話サービス(利用種別が住宅用のものに限ります。)に係るメタルプラス電話接続回線を使用して行うもの。				
事務用	メタルプラス電話サービスの契約約款に規定するメタルプラス電話サービス(利用種別が事務用のものに限ります。)に係るメタルプラス電話接続回線を使用して行うもの。				
<p>5) 音声通信の利用に係る取扱い</p>	<p>ア 第2種ADSL接続サービス(コース I (タイプ II のものに限ります。)のものに限ります。以下この欄において同じとします。)に係る音声通信は、当該第2種ADSL接続サービスに係るメタルプラス電話接続回線から加入電話等設備(別表 1 に定める契約に基づいて設置される電気通信設備をいいます。以下同じとします。)、本邦外、特定衛星端末又は当社が別に定める音声通信番号(別表 5 に定める協定事業者に係るものに限ります。)に係る電気通信設備へ行うことができます。</p> <p>イ 第2種ADSL接続サービス利用契約者は、アに規定する音声通信のほか、第2種ADSL接続サービスに係る他のメタルプラス電話接続回線又は当社が別に定める電気通信回線への音声通信を行うことができます。</p> <p>ウ 当社は、音声通信番号を当社が別に定めるところにより付与します。</p> <p>エ 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、音声通信番号を変更することがあります。この場合には、あらかじめ、そ</p>				

	のことを契約者にお知らせします。
6) 基本利用料の算定	第2種ADSL接続サービス(コースI(タイプIIのものに限ります。))のものに限ります。)に係る料金額は、定額利用料に1の通信(5)欄のイに規定する通信を除きます。)について、2(料金額)に規定する分数又は秒数までごとに算定した利用料を加算するものとします。
7) 通信時間の測定等	<p>ア 第2種ADSL接続サービス(コースI(タイプIIのものに限ります。))のものに限ります。以下この欄において同じとします。)の音声通信に係る通信時間(5)欄のイに規定する通信に係る通信時間を除きます。以下この欄において同じとします。)は、接続先との通信が確立したことを当社が識別した時刻から起算し、利用者からの通信終了の信号を受け、その通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。</p> <p>イ アに規定する通信時間には、第2種ADSL接続サービス利用契約者以外の者が、当該第2種ADSL接続サービス利用契約者に係るメタルプラス電話接続回線から行った音声通信に係るものを含まず。</p> <p>ウ 当社の設置した電気通信設備の故障等第1種ADSL接続サービスに係る利用者の責任によらない理由により、接続を打ち切ったときは、2(料金額)に規定する分数又は秒数に満たない端数の通信時間は、アの通信時間には含みません。</p>
8) 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかつた場合の料金の取扱い	<p>当社の機器の故障等により正しく算定することができなかつた場合の利用料は、次のとおりとします。</p> <p>ア 過去1年間の実績を把握することができる場合 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかつた日の初日(初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して当社の機器の故障等があつたと認められる日)の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額</p> <p>イ ア以外の場合 把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(注) イの「当社が別に定める方法」は、原則として、次のとおりとします。</p> <p>(ア) 過去2か月以上の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかつた日前の実績が把握できる各料金月における1日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(イ) 過去2か月間の実績を把握することができない場合 機器の故障等により正しく算定することができなかつた日前の実績が把握できる期間における1日平均の利用料又は故障等の回復後の7日間における1日平均の利用料のうち低いものの値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額</p>
9) メタルプラス電話接続との複合利用に係る料金の適	当社は、第2種ADSL接続サービス(コースI(タイプI(1Mb/sのもの)を除きます。))のものに限ります。)のものに限ります。以下この欄において同じとします。)に係る定額利用料から300円を減額して適用しま

用	す。 ただし、定額利用料が300円に満たない場合は、その定額利用料の額を減額して適用します。
10) 削除	削除
11) 口座振替及びクレジットカードによる料金の支払いを選択した場合における基本利用料の減額	<p>ア 当社は第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用のものに限ります。))に係るものに限ります。)利用契約者が料金の支払い方法として当社が別に定める金融機関に係る口座振替又は当社が別に定めるクレジットカード会社に係るクレジットカードによる支払いの方法を選択したときは、2)料金額イに定める定額利用料と当社のメタルプラス電話サービス契約約款の料金表第1基本利用料2料金額1)イに定める定額利用料の合計額から税抜額100円(税込額105円)を減額します。この場合において、第78条(定額利用料の支払い義務)及び第91条(責任の制限)の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料とみなして取扱います。</p> <p>ただし、当社のメタルプラス電話サービス契約約款の料金表第1基本利用料1適用7)に定める基本利用料の減額の適用を受ける場合は、この限りではありません。</p> <p>イ アの規定にかかわらず、定額利用料の合計額が100円(税込額105円)に満たない場合は、当該定額利用料の合計額を減額することとします。</p>
12) 「KDDIまとめて請求」による料金の支払いを選択した場合における基本利用料の減額	<p>ア 当社は、メタルプラス電話接続回線について、(ア)に定める割引判定条件のすべてを満たすことを条件に、(イ)に定める割引対象に係る料金等を減額することとします。</p> <p>ただし、そのメタルプラス電話接続回線について、当社のメタルプラス電話サービス契約約款の料金表第1基本利用料1適用9)に定める基本利用料の減額の適用を受ける場合は、この限りではありません。</p> <p>(ア) 割引判定条件</p> <ol style="list-style-type: none"> ① その第2種ADSL接続サービス(コースⅡに限ります。)の料金その他の債務について、KDDIまとめて請求の適用を受けていること。 ② 2)料金額イに定める定額利用料と当社のメタルプラス電話サービス契約約款の料金表第1基本利用料2料金額1)イに定める定額利用料の合計額の請求があること。 ③ そのメタルプラス電話接続回線に係るKDDIまとめて請求の対象として、当社のau通信サービス契約約款に定めるauサービス(第5種auパケットを除くauサービスであって、同契約約款に基づき利用を停止されていないものに限ります。)又は沖縄セルラー電話株式会社のau通信サービス契約約款に定めるauサービス(第5種auパケットを除くauサービスであって、同契約約款に基づき利用を停止されていないものに限ります。)が含まれること。 <p>(イ) 割引対象</p> <p>2)料金額イに定める定額利用料と当社のメタルプラス電話サービス契約約款の料金表第1基本利用料2料金額1)定額利用料イに定める定額利用料の合計額</p> <p>(ウ) 割引額</p>

	<p>税抜額 100 円(税込額 105 円) (ただし、(イ)の料金額が 100 円(税込 105 円)に満たない場合は、当該定額利用料の合計額を減額することとします。)</p> <p>イ アの取扱いは、KDDI まとめて請求規約に定めるまとめて請求契約者から KDDI まとめて請求の適用の申出があったことを当社がサービス等取扱所において確認した日(以下このイにおいて「確認日」といいます。)の属する料金月の初日(確認日の属する料金月の末日にサービス等が開始されていない場合は、当該サービス等の提供を開始した日の属する料金月の初日)から適用することとし、その翌料金月以降においても、従前と同様の条件により、アの取扱いは継続するものとします。</p> <p>ウ アの場合において、第 78 条(定額利用料の支払い義務)及び第 91 条(責任の制限)の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料とみなして取扱います。</p> <p>エ KDDI まとめて請求に関するその他の提供条件は、KDDI まとめて請求規約に定めるところによります。</p>
<p>13) 第 3 種 ADSL 接続サービスへの変更があった場合の料金の適用</p>	<p>第 3 種 ADSL 接続サービスへの変更があった場合の利用料は、次の通りとします。</p> <p>ア イ以外のとき メタルプラス電話サービスに係る契約の解除があった日の属する料金月の翌料金月の初日からとします。</p> <p>イ メタルプラス電話サービスの提供を開始する前にメタルプラス電話サービスに係る契約の解除があった場合 メタルプラス電話サービスに係る契約の解除があった日の属する料金月の初日(ただし第 2 種 ADSL 接続サービスの提供を開始した日の属する料金月と、メタルプラス電話サービスに係る契約の解除があった日の属する料金月が同一の料金月である場合は、第 2 種 ADSL 接続サービスの提供を開始した日)からとします。</p>
<p>14) 当社又は沖縄セルラー電話株式会社の別に定める通信サービスとの複合利用に係る料金の適用</p>	<p>ア 当社は、(ア)に規定する適用条件のいずれも満たす場合には、第 2 種 ADSL 接続サービス(コースⅡ(住宅用のものに限ります。))のものに限ります。以下この欄において同じとします。)に係る定額利用料については、2) 料金額 に規定する額に代えて、(イ)に規定する料金額を適用します。</p> <p>(ア) 適用条件</p> <p>① その料金月の末日において、第 2 種 ADSL 接続サービスと当社の a u 通信サービス契約約款又は沖縄セルラー電話株式会社の a u 通信サービス契約約款に規定する a u サービス(以下、この欄において「a u サービス」といいます。)を対象とする「KDDI まとめて請求」の取扱いを受けていること。</p> <p>② その料金月の末日において、①に規定する a u サービスの契約者回線のいずれかの基本使用料の料金種別として、当社の a u 通信サービス契約約款又は沖縄セルラー電話株式会社の a u 通信サービス契約約款に規定する W I N シングル定額又は W I N シングル W i M A X を選択していること。</p> <p>(イ) 料金額 定額利用料 1メタルプラス電話接続回線ごとに月額</p>

区分	料金額
30Mb/s	税抜額1,700円(税込額1,785円)
50Mb/s	税抜額2,580円(税込額2,709円)

イ 当社は、次に該当する場合には、アに規定する料金額の取扱い（以下この欄において「本取扱い」といいます。）を廃止します。

(ア) 第2種ADSL接続サービス利用契約の解除があったとき。

(イ) 第3種ダイヤルアップサービスへのインターネット接続サービスの種類の変更の請求があったとき。

(ウ) メタルプラス電話サービスに係る契約の解除があったとき。

(エ) アの(ア)に規定するauサービスについて、au契約の解除、auサービスの利用の一時休止又はauサービスの利用停止があったとき。

(オ) その他アの(ア)に規定する適用条件を満たさなくなったとき。

ウ イの規定により本取扱いを廃止した場合については、次表のとおりとします。

区分	本取扱いの適用
1 2又は3以外のとき	au契約の解除、auサービスの利用の一時休止若しくは利用停止があった日又はイの(オ)に該当することとなった日の属する料金月の前料金月の末日までの基本利用料について、本取扱いの適用の対象とします。
2 イの(ア)に該当することとなったとき。	契約解除日の前日までの基本利用料について、本取扱いの適用の対象とします。
3 イの(イ)又は(ウ)に該当することとなったとき。	種類の変更の請求があった日又はメタルプラス電話サービスに係る契約の解除があった日の属する料金月の末日までの基本利用料について、本取扱いの適用の対象とします。

15) 「KDDIまとめて請求」による料金の支払いを選択した場合における利用料の減額（auまとめトーク）

ア 当社は、その料金月の当社が別に定める日において、メタルプラス電話接続回線について、(ア)に定める割引判定条件のすべてを満たすことを条件に、(イ)に定める割引対象に係る料金等を減額することとします。

(ア) 割引判定条件

- ① その第2種ADSL接続サービスの料金その他の債務について、KDDIまとめて請求の適用を受けていること。
- ② 料金表第1基本利用料の6の2第2種ADSL接続サービスに係るものの2)料金額に定める利用料の請求があること。
- ③ そのメタルプラス電話接続回線に係るKDDIまとめて請求の対象として、当社のau通信サービス契約約款に定めるauサービス（第5種auパケットを除くauサービスであって、同契約約款に基づき利用を停止されていないものに限り）又は沖縄セルラー電話株式会社のau通信サービス契約約款に定めるauサービス（第5種auパケットを除くauサービスであって、同契約約款に基づき利用を停止されていないものに限り）が含まれること。

(イ) 割引対象

料金表第1基本利用料の6の2第2種ADSL接続サービスに係るものの2)料金額に定める利用料

(ウ) 利用料の割引額

① 当社のFTTHサービス契約約款に定めるFTTH電話サービスのFTTH接続回線、当社のメタルプラス電話サービス契約約款に定めるメタルプラス電話サービス（一般メタルプラス電話（特定事業者の特定電話サービスの用に供するものを除きます。）又は特別メタルプラス電話に限ります。）のメタルプラス電話接続回線、当社のケーブルプラス電話サービス契約約款に定めるケーブルプラス電話サービス（一般ケーブルプラス電話に限ります。）のケーブルプラス電話接続回線、当社の光ダイレクトサービス契約約款に定める光ダイレクト電話サービスの光ダイレクト接続回線、当社のイントラネットIP電話サービス契約約款に定めるイントラネットIP電話サービスのイントラネットIP電話利用回線及び当社のauひかりビジネスサービス契約約款に定める一般auひかりビジネスサービスのauひかりビジネス接続回線への通話（ただし、その通話が協定事業者の設置した交換設備を経由した場合は除きます。）、沖縄セルラー電話株式会社のFTTHサービス契約約款に定めるFTTH電話サービスのFTTH接続回線への通話、中部テレコミュニケーション株式会社の光電話サービス契約約款に定める光電話サービスのIP利用回線、同社の光ネットサービス契約約款に定める第1種IP電話サービスの契約者回線、同社のIP電話サービス契約約款に定めるIP電話サービスの契約者回線及び同社の光電話集合単体サービス契約約款に定める光電話集合単体サービスの契約者回線並びに別表6に定める電気通信サービスの契約者回線への通話に関する利用料を当該料金月単位に累積した月間累積利用料。

② 当社が別に定める音声通信番号への通話（その音声通信番号に係る事業者が当社であるものに限ります。）に関する利用料を当該料金月単位に累積した月間累積利用料。

③ 当社のau通信サービス契約約款に定めるauサービス及びプリペイド電話並びに沖縄セルラー電話株式会社のau通信サービス契約約款に定めるauサービス及びプリペイド電話の契約者回線（当社が別に定めるものを除きます。）への通話に関する利用料を当該料金月単位に累積した月間累積利用料。

④ 当社のペーパーレスFAX等提供サービス契約約款に定めるペーパーレスFAX等提供サービスのペーパーレスFAX回線への通話及び当社の電話サービス等契約約款に定める電話会議サービスに係る電気通信回線への通話（当社が別に定める電気通信番号をダイヤルして行うものに限ります。）に関する利用料を当該料金月単位に累積した月間累積利用料。

イ 当社は、アに規定する条件を満たさなくなったときは、アの取扱いを終了したものとします。

16) 当社又は沖縄セルラー電話株式会社の別に定める貸出サービスとの複合利用に係る料金の適用

ア 当社は、(ア)に規定する適用条件のいずれも満たす場合には、第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用のものに限り。))のものに限り。以下この欄において同じとします。)に係る定額利用料については、2)料金額に規定する額に代えて、(イ)に規定する料金額を適用します。

(ア) 適用条件

- ① その料金月の末日において、第2種ADSL接続サービスと当社のau通信サービス契約約款又は沖縄セルラー電話株式会社のau通信サービス契約約款に規定するauサービス(以下、この欄において「auサービス」といいます。)を対象とする「KDDIまとめて請求」の取扱いを受けていること。
- ② その料金月の末日において、当社の「auBOXご利用規約」又は沖縄セルラー電話株式会社の「auBOXご利用規約」に規定する利用契約を締結していること。

(イ) 料金額

定額利用料 1メタルプラス電話接続回線ごとに月額

区分	料金額
30Mb/s	税抜額1,700円(税込額1,785円)
50Mb/s	税抜額2,580円(税込額2,709円)

イ 当社は、次に該当する場合には、アに規定する料金額の取扱い(以下この欄において「本取扱い」といいます。)を廃止します。

- (ア) 第2種ADSL接続サービス利用契約の解除があったとき。
- (イ) 第3種ダイヤルアップサービスへのインターネット接続サービスの種類の変更の請求があったとき。
- (ウ) メタルプラス電話サービスに係る契約の解除があったとき。
- (エ) アの(ア)に規定するauサービスについて、au契約の解除、auサービスの利用の一時休止又はauサービスの利用停止があったとき。
- (オ) その他アの(ア)に規定する適用条件を満たさなくなったとき。

ウ イの規定により本取扱いを廃止した場合については、次表のとおりとします。

区分	本取扱いの適用
1 2又は3以外のとき	au契約の解除、auサービスの利用の一時休止若しくは利用停止があった日又はイの(オ)に該当することとなった日の属する料金月の前料金月の末日までの基本利用料について、本取扱いの適用の対象とします。
2 イの(ア)に該当することとなったとき。	契約解除日の前日までの基本利用料について、本取扱いの適用の対象とします。
3 イの(イ)又は(ウ)に該当することとなったとき。	種類の変更の請求があった日又はメタルプラス電話サービスに係る契約の解除があった日の属する料金月の末日までの基本利用料について、本取扱いの適用の対象とします。

17) 当社又は沖縄セルラー電話株式会社の別に定めるオプション機能との複合利用に係る料金の適用

ア 当社は、(ア)に規定する適用条件のいずれも満たす場合、第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用のものに限り。))のものに限り。以下この欄において同じとします。)に係る定額利用料について、2)料金額に規定する料金額に代えて、(イ)に規定する料金額を適用します。

(ア) 適用条件

① その料金月の末日において、第2種ADSL接続サービスと当社のau通信サービス契約約款又は沖縄セルラー電話株式会社のau通信サービス契約約款に規定するauサービス(以下、この欄において「auサービス」といいます。)を対象とする「KDDIまとめて請求」の取扱いを受けていること。

② その料金月の末日において、①に規定するauサービスの契約者回線のいずれかについて、当社のau通信サービス契約約款又は沖縄セルラー電話株式会社のau通信サービス契約約款に規定するWi-FiWIN機能の提供を受けていること。

(イ) 料金額

定額利用料 1メタルプラス電話接続回線ごとに月額

区分	料金額
30Mb/s	税抜額1,700円(税込額1,785円)
50Mb/s	税抜額2,580円(税込額2,709円)

イ 当社は、次に該当する場合には、アに定める料金額の取扱い(以下この欄において「本取扱い」といいます。)を廃止します。

(ア) 第2種ADSL接続サービス利用契約の解除があったとき。

(イ) 第3種ダイヤルアップサービスへのインターネット接続サービスの種類の変更の請求があったとき。

(ウ) メタルプラス電話サービスに係る契約の解除があったとき。

(エ) アの(ア)に規定するauサービスについて、au契約の解除、auサービスの利用の一時休止又はauサービスの利用停止があったとき。

(オ) その他アの(ア)に規定する適用条件を満たさなくなったとき。

ウ イの規定により本取扱いのを廃止した場合については、次表のとおりとします。

区分	本取扱いの適用
1 2又は3以外のとき	au契約の解除、auサービスの利用の一時休止若しくは利用停止があった日又はイの(オ)に該当することとなった日の属する料金月の前料金月の末日までの基本利用料について、本取扱いの適用の対象とします。
2 イの(ア)に該当することとなったとき。	契約解除日の前日までの基本利用料について、本取扱いの適用の対象とします。
3 イの(イ)又は(ウ)に該当することとなったとき。	種類の変更の請求があった日又はメタルプラス電話サービスに係る契約の解除があった日の属する料金月の末日までの基本利用料について、本取扱いの適用の対象とします。

--	--

2) 料金額

ア コースIに係るもの

(ア) タイプIのもの

定額利用料

1メタルプラス電話接続回線ごとに月額

区分		料金額
1Mb/s	東日本エリア	税抜額1,990円(税込額2,089.5円)
	西日本エリア	税抜額1,983円(税込額2,082.15円)
5Mb/s	東日本エリア	税抜額1,990円(税込額2,089.5円)
	西日本エリア	税抜額1,983円(税込額2,082.15円)
8Mb/s	東日本エリア	税抜額3,290円(税込額3,454.5円)
	西日本エリア	税抜額3,283円(税込額3,447.15円)
12Mb/s	東日本エリア	税抜額3,290円(税込額3,454.5円)
	西日本エリア	税抜額3,283円(税込額3,447.15円)

(イ) タイプIIのもの

① 定額利用料

定額利用料

1メタルプラス電話接続回線ごとに月額

区分		料金額
1Mb/s	東日本エリア	税抜額1,990円(税込額2,089.5円)
	西日本エリア	税抜額1,983円(税込額2,082.15円)
5Mb/s	東日本エリア	税抜額1,990円(税込額2,089.5円)
	西日本エリア	税抜額1,983円(税込額2,082.15円)
8Mb/s	東日本エリア	税抜額3,000円(税込額3,150円)

	西日本エリア	税抜額2,993円(税込額3,142.65円)
12Mb/s	東日本エリア	税抜額3,000円(税込額3,150円)
	西日本エリア	税抜額2,993円(税込額3,142.65円)
24Mb/s	東日本エリア	税抜額3,000円(税込額3,150円)
	西日本エリア	税抜額2,993円(税込額3,142.65円)
40Mb/s	東日本エリア	税抜額3,000円(税込額3,150円)
	西日本エリア	税抜額2,993円(税込額3,142.65円)
50Mb/s	東日本エリア	税抜額3,000円(税込額3,150円)
	西日本エリア	税抜額2,993円(税込額3,142.65円)

② 利用料

a b及びc以外の通信に係るもの

(a) (b)及び(c)以外のもの

区分	料金額 (3分までごとに)
利用料	税抜額8.0円(税込額8.4円)

(b) 携帯電話事業者に係る加入電話等設備へのもの

利用料

区分	料金額 (60秒までごとに)
(a) (b)以外の別表1に定める携帯電話事業者	税抜額16円(税込額16.8円)
(b) 当社又は沖縄セルラー電話株式会社	税抜額15.5円(税込額16.275円)

(c) PHS事業者に係る加入電話等設備へのもの

区分	料金額
利用料	1の通信ごとに税抜額10円(税込額10.5円)
	60秒までごとに税抜額10円(税込額10.5円)

b 本邦外への通信に係るもの

料金表第1(基本利用料) 4 2) 料金額イ(イ)②に定める本邦外への通信に係る利用料と同額

c 特定衛星端末への通信に係るもの

料金表第1(基本利用料) 4 2) 料金額イ(イ)③に定める特定衛星端末への通信に係る利用料と同額

イ コースⅡに係るもの

定額利用料

1メタルプラス電話接続回線ごとに月額

区分		料金額
住宅用	30Mb/s	税抜額2,200円(税込額2,310円)
	50Mb/s	税抜額2,880円(税込額3,024円)
事務用	50Mb/s	税抜額2,880円(税込額3,024円)

6の3 第3種ADSL接続サービスに係るもの

1) 適用

第3種ADSL接続サービスに係る基本利用料の適用については、第78条(定額利用料の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

区分	内容						
1) 品目に係る料金の適用	<p data-bbox="469 421 1466 499">ア 当社は、第3種ADSL接続サービスに係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、品目を定めます。</p> <table border="1" data-bbox="469 499 1466 842"> <thead> <tr> <th data-bbox="469 499 724 544">品目</th> <th data-bbox="724 499 1466 544">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="469 544 724 674">30Mb/s</td> <td data-bbox="724 544 1466 674">接続回線の終端の場所への伝送方向については最大30メガビット/秒まで、他の伝送方向については最大1メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="469 674 724 842">50Mb/s</td> <td data-bbox="724 674 1466 842">接続回線の終端の場所への伝送方向については、最大50メガビット/秒まで、他の伝送方向については最大5メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="485 842 549 880">備考</p> <ol data-bbox="485 880 1466 2060" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="485 880 1466 1216">第3種ADSL接続サービスは、メタルプラス電話接続回線、他社契約者回線(携帯電話事業者又はPHS事業者の packets 通信サービスに係るものを除きます。)又はauサービス(当社のau通信サービス契約約款に規定するau電話、auデュアル又はUIMサービスをいいます。)に係る電気通信回線を使用して相互接続点又はアクセスポイントに接続した後に、当社が別に定めるところに従って、ユーザID及びパスワードを送信することにより利用することができるものとします。 <li data-bbox="485 1216 1466 1686">第3種ADSL接続サービスに係る通信は、相互接続点、網内接続点、当社の総合オープン通信網サービス契約約款に定める端末回線の終端若しくは当社契約者回線の終端、アクセスポイント、当社接続回線の終端、当社のFTTHサービス契約約款に定めるFTTH接続回線の終端、NSPIXPとの接続点又は分界点との間で行うことができます。この場合において、当社は、相互接続点、網内接続点、当社の総合オープン通信網サービス契約約款に定める端局若しくは取扱所交換設備、当社のFTTHサービス契約約款に定める取扱所交換設備、アクセスポイント、当社接続回線の終端、NSPIXPとの接続点又は分界点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証するものではありません。 <li data-bbox="485 1686 1466 1809">当社は、第3種ADSL接続サービス利用契約ごとに1のユーザIDを定め、第3種ADSL接続サービス利用契約者にお知らせします。 <li data-bbox="485 1809 1466 1933">当社は、第3種ADSL接続サービス利用契約ごとに第3種ADSL接続サービス利用契約者が指定する1のパスワードを当社の認証装置に登録します。 <li data-bbox="485 1933 1466 2060">当社は、第3種ADSL接続サービス利用契約者からパスワードの変更の請求があったときは、当社の認証装置にパスワードの変更の登録を行います。 	品目	内容	30Mb/s	接続回線の終端の場所への伝送方向については最大30メガビット/秒まで、他の伝送方向については最大1メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	50Mb/s	接続回線の終端の場所への伝送方向については、最大50メガビット/秒まで、他の伝送方向については最大5メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの
品目	内容						
30Mb/s	接続回線の終端の場所への伝送方向については最大30メガビット/秒まで、他の伝送方向については最大1メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの						
50Mb/s	接続回線の終端の場所への伝送方向については、最大50メガビット/秒まで、他の伝送方向については最大5メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの						

<p>2) 定額利用料の適用</p>	<p>ア 第3種ADSL接続サービス(30Mb/sのものに限ります、)に係る料金額は、基本額に30Mb/sに係る加算額を加算して算定します。</p> <p>イ 第3種ADSL接続サービス(50Mb/sのものに限ります、)に係る料金額は、基本額に50Mb/sに係る加算額を加算して算定します。</p>
<p>3) 口座振替及びクレジットカードによる料金の支払いを選択した場合における基本利用料の減額</p>	<p>ア 当社は第3種ADSL接続サービス利用契約者が料金の支払い方法として当社が別に定める金融機関に係る口座振替又は当社が別に定めるクレジットカード会社に係るクレジットカードによる支払いの方法を選択したときは、料金表第6の3①及び②に定める定額利用料の合計額を税抜額100円(税込額105円)減額します。この場合において、第78条(定額利用料の支払い義務)及び第91条(責任の制限)の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料とみなして取扱います。</p> <p>イ アの規定にかかわらず、定額利用料の合計額が100円(税込額105円)に満たない場合は、当該定額利用料等の合計額を減額することとします。</p>
<p>4) 「KDDIまとめて請求」による料金の支払いを選択した場合における基本利用料の減額</p>	<p>ア 当社は、接続回線について、(ア)に定める割引判定条件のすべてを満たすことを条件に、(イ)に定める割引対象に係る料金等を減額することとします。</p> <p>(ア) 割引判定条件</p> <p>① その第3種ADSL接続サービスの料金その他の債務について、KDDIまとめて請求の適用を受けていること。</p> <p>② 統合対象サービスに、2)料金額に定める定額利用料の請求があること。</p> <p>③ その接続回線に係るKDDIまとめて請求の対象として、当社のau通信サービス契約約款に定めるauサービス(第5種auパケットを除くauサービスであって、同契約約款に基づき利用を停止されていないものに限ります。)又は沖縄セルラー電話株式会社のau通信サービス契約約款に定めるauサービス(第5種auパケットを除くauサービスであって、同契約約款に基づき利用を停止されていないものに限ります。)が含まれること。</p> <p>(イ) 割引対象</p> <p>2)料金額に定める定額利用料の合計額</p> <p>(ウ) 割引額</p> <p>税抜額100円(税込額105円)</p> <p>(ただし、(イ)の料金額が100円(税込105円)に満たない場合は、当該定額利用料の合計額を減額することとします。)</p> <p>イ アの取扱いは、KDDIまとめて請求規約に定めるまとめて請求契約者からKDDIまとめて請求の適用の申出があったことを当社がサービス等取扱所において確認した日(以下このイにおいて「確認日」といいます。)の属する料金月の初日(確認日の属する料金月の末日にサービス等が開始されていない場合は、当該サービス等の提供を開始した日の属する料金月の初日)から適用することとし、その翌料金月以降においても、従前と同様の条件により、アの取扱いは継続するものとします。</p>

	<p>ウ アの場合において、第 78 条(定額利用料の支払い義務)及び第 91 条(責任の制限)の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料とみなして取扱います。</p> <p>エ KDDI まとめて請求に関するその他の提供条件は、KDDI まとめて請求規約に定めるところによります。</p>																		
<p>5) 第 2 種 ADSL 接続サービスへの変更があった場合の料金の適用</p>	<p>第 2 種 ADSL 接続サービスへの変更があった場合の利用料は、メタルプラス電話サービスに係る契約の提供の開始があった日の属する料金月の初日(第 3 種 ADSL 接続サービスの提供を開始した日の属する料金月と、メタルプラス電話サービスに係る契約の提供の開始があった日の属する料金月が同一の料金月である場合は、第 3 種 ADSL 接続サービスの提供を開始した日)からとします。</p>																		
<p>6) 当社又は沖縄セルラー電話株式会社の別に定める通信サービスとの複合利用に係る料金の適用</p>	<p>ア 当社は、(ア)に規定する適用条件のいずれも満たす場合には、第 3 種 ADSL 接続サービスに係る定額利用料については、2) 料金額 に規定する額に代えて、(イ)に規定する料金額を適用します。</p> <p>(ア) 適用条件</p> <p>① その料金月の末日において、第 3 種 ADSL 接続サービスと当社の a u 通信サービス契約約款又は沖縄セルラー電話株式会社の a u 通信サービス契約約款に規定する a u サービス (以下、この欄において「a u サービス」といいます。)を対象とする「KDDI まとめて請求」の取扱いを受けていること。</p> <p>② その料金月の末日において、①に規定する a u サービスの契約者回線のいずれかの基本使用料の料金種別として、当社の a u 通信サービス契約約款又は沖縄セルラー電話株式会社の a u 通信サービス契約約款に規定する W I N シングル定額又は W I N シングル W i M A X を選択していること。</p> <p>(イ) 料金額</p> <table border="1" data-bbox="469 1249 1461 1464"> <tr> <td colspan="2">定額利用料</td> <td>1 他社接続回線ごとに月額</td> </tr> <tr> <td colspan="2">区分</td> <td>料金額</td> </tr> <tr> <td colspan="2">基本額</td> <td>税抜額 1, 200 円(税込額 1, 260 円)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">加算額</td> <td>30Mb/s</td> <td>税抜額 1, 700 円(税込額 1, 785 円)</td> </tr> <tr> <td>50Mb/s</td> <td>税抜額 2, 580 円(税込額 2, 709 円)</td> </tr> </table> <p>イ 当社は、その他社接続回線について、次に該当する場合には、アに定める料金額の取扱い (以下この欄において「本取扱い」といいます。)を廃止します。</p> <p>(ア) 第 3 種 ADSL 接続サービス利用契約の解除があったとき。</p> <p>(イ) メタルプラス電話サービスの提供の開始があったとき。</p> <p>(ウ) アの(ア)に定める a u サービスについて、a u 契約の解除、a u サービスの利用の一時休止又は a u サービスの利用停止があったとき。</p> <p>(エ) その他アの(ア)に規定する適用条件を満たさなくなったとき。</p> <p>ウ イの規定により本取扱いを廃止した場合については、次表のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="469 1888 1461 2054"> <tr> <td>区分</td> <td>本取扱いの適用</td> </tr> <tr> <td>1 2又は3以外のとき</td> <td>a u 契約の解除、a u サービスの利用の一時休止若しくは利用停止があった日又はイの(エ)に該当することとなった日の</td> </tr> </table>	定額利用料		1 他社接続回線ごとに月額	区分		料金額	基本額		税抜額 1, 200 円(税込額 1, 260 円)	加算額	30Mb/s	税抜額 1, 700 円(税込額 1, 785 円)	50Mb/s	税抜額 2, 580 円(税込額 2, 709 円)	区分	本取扱いの適用	1 2又は3以外のとき	a u 契約の解除、a u サービスの利用の一時休止若しくは利用停止があった日又はイの(エ)に該当することとなった日の
定額利用料		1 他社接続回線ごとに月額																	
区分		料金額																	
基本額		税抜額 1, 200 円(税込額 1, 260 円)																	
加算額	30Mb/s	税抜額 1, 700 円(税込額 1, 785 円)																	
	50Mb/s	税抜額 2, 580 円(税込額 2, 709 円)																	
区分	本取扱いの適用																		
1 2又は3以外のとき	a u 契約の解除、a u サービスの利用の一時休止若しくは利用停止があった日又はイの(エ)に該当することとなった日の																		

		属する料金月の前料金月の末日までの基本利用料について、本取扱いの適用の対象とします。															
	2 イの(ア)に該当することとなったとき。	契約解除日の前日までの基本利用料について、本取扱いの適用の対象とします。															
	3 イの(イ)に該当することとなったとき。	メタルプラス電話サービスの提供の開始があった日の属する料金月の末日までの基本利用料について、本取扱いの適用の対象とします。															
7) 当社又は沖縄セルラー電話株式会社の別に定める貸出サービスとの複合利用に係る料金の適用	<p>ア 当社は、(ア)に規定する適用条件のいずれも満たす場合には、第3種ADSL接続サービスに係る定額利用料については、2) 料金額 に規定する額に代えて、(イ)に規定する料金額を適用します。</p> <p>(ア) 適用条件</p> <p>① その料金月の末日において、第1種ADSL接続サービスと当社のau通信サービス契約約款又は沖縄セルラー電話株式会社のau通信サービス契約約款に規定するauサービス（以下、この欄において「auサービス」といいます。）を対象とする「KDDIまとめて請求」の取扱いを受けていること。</p> <p>② その料金月の末日において、当社の「auBOXご利用規約」又は沖縄セルラー電話株式会社の「auBOXご利用規約」に規定する利用契約を締結していること。</p> <p>(イ) 料金額</p> <p>定額利用料 1 他社接続回線ごとに月額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">基本額</td> <td>税抜額1,200円(税込額1,260円)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">加算額</td> <td>30Mb/s</td> <td>税抜額1,700円(税込額1,785円)</td> </tr> <tr> <td>50Mb/s</td> <td>税抜額2,580円(税込額2,709円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 当社は、その他社接続回線について、次に該当する場合には、アに定める料金額の取扱い（以下この欄において「本取扱い」といいます。）を廃止します。</p> <p>(ア) 第3種ADSL接続サービス利用契約の解除があったとき。</p> <p>(イ) メタルプラス電話サービスの提供の開始があったとき。</p> <p>(ウ) アの(ア)に定めるauサービスについて、au契約の解除、auサービスの利用の一時休止又はauサービスの利用停止があったとき。</p> <p>(エ) その他アの(ア)に規定する適用条件を満たさなくなったとき。</p> <p>ウ イの規定により本取扱いを廃止した場合については、次表のとおりとします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>本取扱いの適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 2又は3以外のとき</td> <td>au契約の解除、auサービスの利用の一時休止若しくは利用停止があった日又はイの(エ)に該当することとなった日の属する料金月の前料金月の末日までの基本利用料について、本取扱いの適用の対象とします。</td> </tr> </tbody> </table>	区分		料金額	基本額		税抜額1,200円(税込額1,260円)	加算額	30Mb/s	税抜額1,700円(税込額1,785円)	50Mb/s	税抜額2,580円(税込額2,709円)	区分	本取扱いの適用	1 2又は3以外のとき	au契約の解除、auサービスの利用の一時休止若しくは利用停止があった日又はイの(エ)に該当することとなった日の属する料金月の前料金月の末日までの基本利用料について、本取扱いの適用の対象とします。	
区分		料金額															
基本額		税抜額1,200円(税込額1,260円)															
加算額	30Mb/s	税抜額1,700円(税込額1,785円)															
	50Mb/s	税抜額2,580円(税込額2,709円)															
区分	本取扱いの適用																
1 2又は3以外のとき	au契約の解除、auサービスの利用の一時休止若しくは利用停止があった日又はイの(エ)に該当することとなった日の属する料金月の前料金月の末日までの基本利用料について、本取扱いの適用の対象とします。																

	2 イの(ア)に該当することとなったとき。	契約解除日の前日までの基本利用料について、本取扱いの適用の対象とします。																			
	3 イの(イ)に該当することとなったとき。	メタルプラス電話サービスの提供の開始があった日の属する料金月の末日までの基本利用料について、本取扱いの適用の対象とします。																			
8) 当社又は沖縄セルラー電話株式会社の別に定めるオプション機能との複合利用に係る料金の適用	<p>ア 当社は、(ア)に規定する適用条件のいずれも満たす場合、第3種ADSL接続サービスに係る定額利用料について、2)料金額に規定する料金額に代えて、(イ)に定める料金額を適用します。</p> <p>(ア) 適用条件</p> <p>① その料金月の末日において、第3種ADSL接続サービスと当社のau通信サービス契約約款又は沖縄セルラー電話株式会社のau通信サービス契約約款に規定するauサービス（以下、この欄において「auサービス」といいます。）を対象とする「KDDIまとめて請求」の取扱いを受けていること。</p> <p>② その料金月の末日において、①に定めるauサービスの契約者回線のいずれかについて、当社のau通信サービス契約約款又は沖縄セルラー電話株式会社のau通信サービス契約約款に規定するWi-FiWIN機能の提供を受けていること。</p> <p>(イ) 料金額</p> <p>定額利用料 1 他社接続回線ごとに月額</p> <table border="1" data-bbox="472 1088 1461 1256"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">基本額</td> <td>税抜額1,200円(税込額1,260円)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">加算額</td> <td>30Mb/s</td> <td>税抜額1,700円(税込額1,785円)</td> </tr> <tr> <td>50Mb/s</td> <td>税抜額2,580円(税込額2,709円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 当社は、次に該当する場合には、アに定める料金額の取扱い（以下この欄において「本取扱い」といいます。）を廃止します。</p> <p>(ア) 第3種ADSL接続サービス利用契約の解除があったとき。</p> <p>(イ) メタルプラス電話サービスの提供の開始があったとき。</p> <p>(ウ) アの(ア)に規定するauサービスについて、au契約の解除、auサービスの利用の一時休止又はauサービスの利用停止があったとき。</p> <p>(エ) その他アの(ア)に規定する適用条件を満たさなくなったとき。</p> <p>ウ イの規定により本取扱いを廃止した場合については、次表のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="472 1637 1461 2060"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>本取扱いの適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 2又は3以外のとき</td> <td>au契約の解除、auサービスの利用の一時休止若しくは利用停止があった日又はイの(エ)に該当することとなった日の属する料金月の前料金月の末日までの基本利用料について、本取扱いの適用の対象とします。</td> </tr> <tr> <td>2 イの(ア)に該当することとなったとき。</td> <td>契約解除日の前日までの基本利用料について、本取扱いの適用の対象とします。</td> </tr> <tr> <td>3 イの(イ)に該当する</td> <td>メタルプラス電話サービスの提供の開始</td> </tr> </tbody> </table>		区分		料金額	基本額		税抜額1,200円(税込額1,260円)	加算額	30Mb/s	税抜額1,700円(税込額1,785円)	50Mb/s	税抜額2,580円(税込額2,709円)	区分	本取扱いの適用	1 2又は3以外のとき	au契約の解除、auサービスの利用の一時休止若しくは利用停止があった日又はイの(エ)に該当することとなった日の属する料金月の前料金月の末日までの基本利用料について、本取扱いの適用の対象とします。	2 イの(ア)に該当することとなったとき。	契約解除日の前日までの基本利用料について、本取扱いの適用の対象とします。	3 イの(イ)に該当する	メタルプラス電話サービスの提供の開始
区分		料金額																			
基本額		税抜額1,200円(税込額1,260円)																			
加算額	30Mb/s	税抜額1,700円(税込額1,785円)																			
	50Mb/s	税抜額2,580円(税込額2,709円)																			
区分	本取扱いの適用																				
1 2又は3以外のとき	au契約の解除、auサービスの利用の一時休止若しくは利用停止があった日又はイの(エ)に該当することとなった日の属する料金月の前料金月の末日までの基本利用料について、本取扱いの適用の対象とします。																				
2 イの(ア)に該当することとなったとき。	契約解除日の前日までの基本利用料について、本取扱いの適用の対象とします。																				
3 イの(イ)に該当する	メタルプラス電話サービスの提供の開始																				

	こととなったとき。	があった日の属する料金月の末日までの基本利用料について、本取扱いの適用の対象とします。
--	-----------	---

2) 料金額

定額利用料

1 接続回線ごとに月額

区分		料金額
基本額		税抜額 1, 200円(税込額 1, 260円)
加算額	30Mb/s	税抜額 2, 200円(税込額 2, 310円)
	50Mb/s	税抜額 2, 880円(税込額 3, 024円)

7 削除

8 IP電話サービスⅡに係るもの

1) 適用

IP電話サービスⅡに係る基本利用料の適用については、第78条(定額利用料の支払義務)及び第79条(利用料の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

区分	内容
1) 音声通信の取扱い	<p>ア IP電話サービスⅡに係る音声通信は、当該IP電話サービスⅡに係る他社接続回線又は利用回線から加入電話等設備(別表1に定める契約に基づいて設置される電気通信設備をいいます。以下同じとします。)、本邦外、特定衛星端末又は当社が別に定める音声通信番号(別表5に定める協定事業者に係るものに限り、)に係る電気通信設備へ行うことができます。</p> <p>イ IP電話サービスⅡ利用契約者は、アに規定する音声通信のほか、IP電話サービスⅡに係る他の他社接続回線若しくは利用回線又は当社が別に定める電気通信回線への音声通信を行うことができます。</p> <p>(備考)</p> <p>1 IP電話サービスⅡは、当該IP電話サービスⅡに係る利用者が他社接続回線又は利用回線を使用して相互接続点に接続した後に、当社が別に定めるところに従って、ユーザID及びパスワードを送信することにより利用することができるものとします。</p> <p>2 当社は、1のIP電話サービスⅡ利用契約ごとに1のユーザIDを定め、IP電話サービスⅡ利用契約者にお知らせします。</p> <p>3 当社は、1のIP電話サービスⅡ利用契約ごとにIP電話サービスⅡ利用契約者が指定する1のパスワードを当社の認証装置に登録します。</p> <p>4 当社は、IP電話サービスⅡ利用契約者からパスワードの変更の請求があったときは、当社の認証装置にパスワードの変更の登録を行います。</p>
2) 基本利用料の算定等	<p>IP電話サービスⅡに係る料金額は、定額利用料に1の通信(1)欄のイに規定する通信を除きます。以下同じとします。)について、2(料金額)に規定する分数又は秒数までごとに算定した利用料を加算するものとします。</p>
3) 通信時間の測定等	<p>ア IP電話サービスⅡの音声通信に係る通信時間(1)欄のイに規定する通信に係る通信時間を除きます。以下この欄において同じとします。)は、接続先との通信が確立したことを当社が識別した時刻から起算し、利用者からの通信終了の信号を受け、その通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。</p> <p>イ アに規定する通信時間には、IP電話サービスⅡ利用契約者以外の者が、当該IP電話サービスⅡ利用契約者に係る他社接続回線又は利用回線から行った音声通信に係るものを含まず。</p> <p>ウ 当社の設置した電気通信設備の故障等IP電話サービスⅡに係る利用者の責任によらない理由により、接続を打ち切ったときは、2(料金額)に規定する分数又は秒数に満たない端数の通信時間は、アの通信時間には含まれません。</p>
4) 当社の機器の故障等により正しく	<p>当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の利用料は、次のとおりとします。</p>

算定することができなかつた場合の料金の取扱い	<p>ア 過去1年間の実績を把握することができる場合 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかつた日の初日(初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して当社の機器の故障等があつたと認められる日)の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額</p> <p>イ ア以外の場合 把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(注) イの「当社が別に定める方法」は、原則として、次のとおりとします。</p> <p>(ア) 過去2か月以上の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかつた日前の実績が把握できる各料金月における1日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(イ) 過去2か月間の実績を把握することができない場合 機器の故障等により正しく算定することができなかつた日前の実績が把握できる期間における1日平均の利用料又は故障等の回復後の7日間における1日平均の利用料のうち低いものの値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額</p>
------------------------	--

2) 料金額

ア 定額利用料

1ユーザIDごとに月額

区分	料金額
定額利用料	税抜額280円(税込額294円)

イ 利用料

(ア) (イ)及び(ウ)以外の通信に係るもの

① ②及び③以外のもの

区分	料金額
利用料	税抜額8.0円(税込額8.4円)

② 携帯電話事業者に係る加入電話等設備へのもの

利用料

区分	料金額
	(60秒までごとに)

(a) (b)以外の別表 1に定める携帯電 話事業者	税抜額16円(税込額16.8円)
(b) 当社又は沖縄 セルラー電話株式 会社	税抜額15.5円(税込額16.275円)

③ PHS事業者に係る加入電話等設備へのもの

区分	料金額
利用料	1の通信ごとに税抜額10円(税込額10.5円)
	60秒までごとに税抜額10円(税込額10.5円)

(イ) 本邦外への通信に係るもの

料金表第1(基本利用料)4 2)料金額イ(イ)②に定める本邦外への通信に係る利用料と同額

(ウ) 特定衛星端末への通信に係るもの

料金表第1(基本利用料)4 2)料金額イ(イ)③に定める特定衛星端末への通信に係る利用料と同額

9 削除

10 アクセスコミュファ対応サービスに係るもの

1) 適用

アクセスコミュファ対応サービスに係る基本利用料の適用については、第78条(定額利用料の支払義務)及び第79条(利用料の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

区分	内容								
1) タイプに係る料金の適用	ア 当社は、アクセスコミュファ対応サービスに係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、タイプを定めます。								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="470 506 724 542">タイプ</th> <th data-bbox="724 506 1463 542">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="470 542 724 712">タイプⅠ</td> <td data-bbox="724 542 1463 712">協定事業者の契約約款等に規定する光ネットアクセスサービス(プラン1のもの(タイプ1のものであって、100Mb/sの品目ものに限ります。))に限ります。)に係る利用回線を使用して行うもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="470 712 724 882">タイプⅡ</td> <td data-bbox="724 712 1463 882">協定事業者の契約約款等に規定する光ネットアクセスサービス(プラン1のもの(タイプ1のものであって、30Mb/sの品目ものに限ります。))に限ります。)に係る利用回線を使用して行うもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="470 882 724 1010">タイプⅢ</td> <td data-bbox="724 882 1463 1010">協定事業者の契約約款等に規定する光ネットアクセスサービス(プラン2のものに限ります。))に係る利用回線を使用して行うもの</td> </tr> </tbody> </table>	タイプ	内容	タイプⅠ	協定事業者の契約約款等に規定する光ネットアクセスサービス(プラン1のもの(タイプ1のものであって、100Mb/sの品目ものに限ります。))に限ります。)に係る利用回線を使用して行うもの	タイプⅡ	協定事業者の契約約款等に規定する光ネットアクセスサービス(プラン1のもの(タイプ1のものであって、30Mb/sの品目ものに限ります。))に限ります。)に係る利用回線を使用して行うもの	タイプⅢ	協定事業者の契約約款等に規定する光ネットアクセスサービス(プラン2のものに限ります。))に係る利用回線を使用して行うもの
	タイプ	内容							
	タイプⅠ	協定事業者の契約約款等に規定する光ネットアクセスサービス(プラン1のもの(タイプ1のものであって、100Mb/sの品目ものに限ります。))に限ります。)に係る利用回線を使用して行うもの							
	タイプⅡ	協定事業者の契約約款等に規定する光ネットアクセスサービス(プラン1のもの(タイプ1のものであって、30Mb/sの品目ものに限ります。))に限ります。)に係る利用回線を使用して行うもの							
タイプⅢ	協定事業者の契約約款等に規定する光ネットアクセスサービス(プラン2のものに限ります。))に係る利用回線を使用して行うもの								
<p>備考</p> <p>1 アクセスコミュファ対応サービスは、当該アクセスコミュファ対応サービスに係る利用者が利用回線(当社が別に定める協定事業者の付加機能を利用するものを除きます。)、他社契約者回線(携帯電話事業者又はPHS事業者の packets 通信サービスに係るものを除きます。)又はauサービス(当社のau通信サービス契約約款に規定するau電話、auデュアル又はUIMサービスをいいます。)に係る電気通信回線を使用して相互接続点又はアクセスポイントに接続した後、当社が別に定めるところに従って、ユーザID及びパスワードを送信することにより利用することができるものとします。</p> <p>2 アクセスコミュファ対応サービスに係る通信は、相互接続点、網内接続点、当社の総合オープン通信網サービス契約約款に定める端末回線の終端若しくは当社契約者回線の終端、アクセスポイント、当社接続回線の終端、当社のFTTHサービス契約約款に定めるFTTH接続回線の終端、NSPIXPとの接続点、又は分界点との間で行うことができます。この場合において、当社は、相互接続点、網内接続点、当社の総合オープン通信網サービス契約約款に定めるに定める端局若しくは取扱所交換設備、当社のFTTHサービス契約約款に定める取扱所交換設備、アクセスポイント、当社接続回線の終端、NSPIXPとの接続点又は分界点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証するものではありません。</p> <p>3 当社は、1のアクセスコミュファ対応サービス利用契約ごとに1のユーザIDを定め、アクセスコミュファ対応サービス利用契約者にお知らせします。</p> <p>4 当社は、1のアクセスコミュファ対応サービス利用契約ごとにアク</p>									

セスコミュファ対応サービス利用契約者が指定する1のパスワードを当社の認証装置に登録します。

5 当社は、アクセスコミュファ対応サービス利用契約者からパスワードの変更の請求があったときは、当社の認証装置にパスワードの変更の登録を行います。

6 当社は、1の接続ごとにIPアドレスを付与します。

7 当社は、アクセスコミュファ対応サービス利用契約者に対し、メールアドレスを当社が別に定めるところにより割り当てます。

8 当社は、アクセスコミュファ対応サービス利用契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、電子メールの利用内容の変更を行います。

9 電子メール容量及び電子メールとして蓄積できる期間は、当社が別に定めるところによります。

10 当社は、アクセスコミュファ対応サービス利用契約者に対し、ホームページアドレスを当社が別に定めるところにより割り当てます。

11 ホームページ容量は、当社が別に定めるところによります。

12 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときその他当社の業務の遂行上著しい支障があるときは、現にホームページとして蓄積している情報の転送を停止し、又は消去することがあります。

13 当社は、他人の著作権その他の権利を侵害し、公序良俗に反し、又は法令に反する態様でホームページが利用されていると認めた場合は、現に蓄積しているホームページの情報の転送の停止を行うことがあります。

14 当社は、13の規定により現に蓄積しているホームページの情報の転送の停止をされた総合オープン通信網契約者が、なおその事実を解消しないときは、そのフレッツ対応サービス利用契約者に係るホームページの利用の廃止を行うことがあります。

15 12から14までの規定により、現に蓄積しているホームページの情報の転送の停止若しくは消去又はホームページの利用の廃止を行う場合は、当社は、あらかじめ、そのことをそのアクセスコミュファ対応サービス利用契約者にお知らせします。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

16 当社は、アクセスコミュファ対応サービス利用契約者が一定期間ホームページの情報の蓄積を行わないときは、そのアクセスコミュファ対応サービス利用契約者に係るホームページの利用の廃止を行うことがあります。この場合は、当社は、あらかじめ、そのことをそのアクセスコミュファ対応サービス利用契約者にお知らせします。

17 当社は、ホームページの利用に伴い発生する損害(12から14までの規定及び16の規定により現に蓄積しているホームページの情報の転送の停止若しくは消去又はホームページの利用の廃止を行ったことに伴い発生する損害を含みます。)については、責任を負いません。

イ アクセスコミュファ対応サービス利用契約者は、アクセスコミュファ対応サービスのタイプの変更の請求をすることができます。

ウ アクセスコミュファ対応サービス利用契約者は、イの請求があった場

	<p>合であって、そのアクセスコミュファ対応サービス利用契約者から特に要請があり当社の業務の遂行上支障がないときは、その請求のあったタイプに係る利用回線の開通日の属する料金月において、現に利用しているタイプに加え、変更の請求のあったタイプを利用することができるものとします。この場合において、アクセスコミュファ対応サービス利用契約者は、新たな料金の支払いは要しません。</p> <p>エ ウの取扱いは、その開通日の属する料金月の当社が指定する日から開始します。</p> <p>オ ウ及びエの規定にかかわらず、請求のあったタイプの変更は、その開通日の属する料金月の翌料金月の初日からとします。</p> <p>カ 当社は、イの請求があったときは、第 65 条の 4 (アクセスコミュファ対応サービス利用契約申込の承諾) の規定に準じて取り扱います。</p>
<p>2) インターネット接続サービスの種類の変更に係る取扱い</p>	<p>ア アクセスコミュファ対応サービス利用契約者は、第 65 条の 5 (インターネット接続サービスの種類の変更) の規定によりインターネット接続サービスの種類の変更の請求をした場合であって、そのフレッツ対応サービス利用契約者から特に要請があり当社の業務の遂行上支障がないときは、その請求のあったインターネット接続サービスに係る電気通信回線の開通日 (協定事業者の契約約款等に規定するその電気通信回線に係る電気通信サービスの提供を開始した日をいいます。以下この欄において同じとします。) の属する料金月において、アクセスコミュファ対応サービスに加え、変更の請求のあったインターネット接続サービスを利用することができるものとします。この場合において、アクセスコミュファ対応サービス利用契約者は、新たな料金の支払いは要しません。</p> <p>イ アの取扱いは、その開通日の属する料金月の当社が指定する日から開始します。</p> <p>ウ ア及びイの規定にかかわらず、請求のあったインターネット接続サービスの種類の変更は、その開通日の属する料金月の翌料金月の初日からとします。</p>

2) 料金額

ア タイプⅠのもの

1 ユーザ ID ごとに月額

区分	料金額
定額利用料	税抜額 1, 700 円 (税込額 1, 785 円)

イ タイプⅡのもの

1 ユーザ ID ごとに月額

区分	料金額
定額利用料	税抜額 1, 700 円 (税込額 1, 785 円)

ウ タイプⅢのもの

1 ユーザIDごとに月額

区分	料金額
定額利用料	税抜額 1, 200円(税込額 1, 260円)

11 WiMAXサービスに係るもの

1) 適用

WiMAXサービスに係る基本利用料の適用については、第78条(定額利用料の支払義務)及び第79条(利用料の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

区分	内容
1) インターネット接続サービスの取扱い	<p>ア WiMAXサービスは、当該WiMAXサービスに係る利用契約者があらかじめ当社に登録した端末設備を使用して当社接続回線に接続することにより利用することができます。</p> <p>イ WiMAXサービスは、アに定めるほか、当社接続回線、他社契約者回線(携帯電話事業者又はPHS事業者の packet 通信サービスに係るものを除きます。)又はauサービス(当社のau通信サービス契約約款に規定するau電話、auデュアル又はUIMサービスをいいます。)に係る電気通信回線を使用してアクセスポイントに接続した後に、当社が別に定めるところに従って、そのWiMAXサービス利用契約者に係るユーザID及びパスワードを送信することにより、通信を行うことができます。</p> <p>ウ WiMAXサービスに係る通信は、相互接続点、網内接続点、当社の総合オープン通信網サービス契約約款に定める端末回線の終端若しくは当社契約者回線の終端、当社のFTTHサービス契約約款に定めるFTTH接続回線の終端、アクセスポイント、当社接続回線の終端、NSPIXPとの接続点又は分界点との間で行うことができます。</p> <p>この場合において、当社は、相互接続点、網内接続点、当社の総合オープン通信網サービスに契約約款に定める端局若しくは取扱所交換設備、当社のFTTHサービス契約約款に定める取扱所交換設備、アクセスポイント、当社接続回線の終端、NSPIXPとの接続点又は分界点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証するものではありません。</p> <p>エ 当社は、WiMAXサービス利用契約ごとに1のユーザIDを定め、WiMAXサービス利用契約者にお知らせします。</p> <p>オ 当社は、WiMAXサービス利用契約ごとにWiMAXサービス利用契約者が指定する1のパスワードを当社の認証装置に登録します。</p> <p>カ 当社は、WiMAXサービス利用契約者からパスワードの変更の請求があったときは、当社の認証装置にパスワードの変更の登録を行います。</p> <p>キ 当社は、WiMAXサービス利用契約者に対し、メールアドレスを当社が別に定めるところにより割り当てます。</p> <p>ク 当社は、WiMAXサービス利用契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、電子メールの利用内容の変更を行います。</p> <p>ケ 電子メール容量及び電子メールとして蓄積できる期間は、当社が別に定めるところによります。</p> <p>コ 当社は、WiMAXサービス利用契約者に対し、ホームページアドレスを当社が別に定めるところにより割り当てます。</p> <p>サ ホームページ容量は、当社が別に定めるところによります。</p>

	<p>シ 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときその他当社の業務の遂行上著しい支障があるときは、現にホームページとして蓄積している情報の転送を停止し、又は消去することがあります。</p> <p>ス 当社は、他人の著作権その他の権利を侵害し、公序良俗に反し、又は法令に反する態様でホームページが利用されていると認めた場合は、現に蓄積しているホームページの情報の転送の停止を行うことがあります。</p> <p>セ 当社は、スの規定により現に蓄積しているホームページの情報の転送の停止をされたWiMAXサービス利用契約者が、なおその事実を解消しないときは、そのWiMAXサービス利用契約者に係るホームページの利用の廃止を行うことがあります。</p> <p>ソ シからセまでの規定により、現に蓄積しているホームページの情報の転送の停止若しくは消去又はホームページの利用の廃止を行う場合は、当社は、あらかじめ、そのことをそのWiMAXサービス利用契約者にお知らせします。</p> <p>ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。</p> <p>タ 当社はWiMAXサービス利用契約者が一定期間ホームページの情報の蓄積を行わないときは、そのWiMAXサービス利用契約者に係るホームページの利用の廃止を行うことがあります。この場合は、当社は、あらかじめ、そのことをそのWiMAXサービス利用契約者にお知らせします。</p> <p>チ 当社は、ホームページの利用に伴い発生する損害(シからセまでの規定及びタの規定により現に蓄積しているホームページの情報の転送の停止若しくは消去又はホームページの利用の廃止を行ったことに伴い発生する損害を含みます。)については、責任を負いません。</p>
<p>2) 口座振替及びクレジットカードによる料金の支払いを選択した場合における基本利用料の減額</p>	<p>ア 当社はWiMAXサービス利用契約者が料金の支払い方法として当社が別に定める金融機関に係る口座振替又は当社が別に定めるクレジットカード会社に係るクレジットカードによる支払いの方法を選択したときは、2) 料金額に定める定額利用料の合計額を税抜額 100 円(税込額 105 円) 減額します。この場合において、第 78 条(定額利用料の支払い義務) 及び第 91 条(責任の制限) の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料とみなして取扱います。</p> <p>イ アの規定にかかわらず、定額利用料の合計額が 100 円(税込額 105 円) に満たない場合は、当該定額利用料の合計額を減額することとします。</p>
<p>3) 「KDDIまとめて請求」による料金の支払いを選択した場合における基本利用料の減額</p>	<p>ア 当社は、当社接続回線について、(ア)に定める割引判定条件のすべてを満たすことを条件に、(イ)に定める割引対象に係る料金等を減額することとします。</p> <p>(ア) 割引判定条件</p> <p>① そのWiMAXサービスの料金その他の債務について、KDDIまとめて請求の適用を受けていること。</p> <p>② 統合対象サービスに、2) 料金額に定める定額利用料の請求があること。</p> <p>③ その当社接続回線に係るKDDIまとめて請求の対象として、当社のau通信サービス契約約款に定めるauサービス(第5種auパケ</p>

	<p>ットを除く a u サービスであって、同契約約款に基づき利用を停止されていないものに限ります。) 又は沖縄セルラー電話株式会社の a u 通信サービス契約約款に定める a u サービス (第 5 種 a u パケットを除く a u サービスであって、同契約約款に基づき利用を停止されていないものに限ります。) が含まれること。</p> <p>(イ) 割引対象 2) 料金額に定める定額利用料の合計額</p> <p>(ウ) 割引額 税抜額 477 円 (税込額 500 円) (ただし、(イ)の料金額が 477 円 (税込額 500 円)に満たない場合は、当該定額利用料の合計額を減額することとします。)</p> <p>イ アの取扱いは、KDDI まとめて請求規約に定めるまとめて請求契約者から KDDI まとめて請求の適用の申出があったことを当社がサービス等取扱所において確認した日 (以下このイにおいて「確認日」といいます。) の属する料金月の初日 (確認日の属する料金月の末日にサービス等が開始されていない場合は、当該サービス等の提供を開始した日の属する料金月の初日) から適用することとし、その翌料金月以降においても、従前と同様の条件により、アの取扱いは継続するものとします。</p> <p>ウ アの場合において、第 78 条 (定額利用料の支払い義務) 及び第 91 条 (責任の制限) の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料とみなして取扱います。</p> <p>エ KDDI まとめて請求に関するその他の提供条件は、KDDI まとめて請求規約に定めるところによります。</p>
--	---

2) 料金額

1 ユーザ I D ごとに月額

区分	料金額
定額利用料	税抜額 4, 367 円 (税込額 4, 585 円)

12 モバイル対応サービスに係るもの

1) 適用

モバイル対応サービスに係る基本利用料の適用については、第 78 条(定額利用料の支払義務) 及び第 79 条(利用料の支払義務) の規定によるほか、次のとおりとします。

区分	内容
1) インターネット 接続サービスの取 扱い	<p>ア モバイル対応サービスは、当該モバイル対応サービスに係る利用者が a u サービス（当社の a u 通信サービス契約約款又は沖縄セルラー電話株式会社の a u 通信サービス契約約款に規定する a u デュアル、a u パケット又は U I M サービスをいいます。以下この 12（モバイル対応サービスに係るもの）において同じとします。）に係る電気通信回線を使用して相互接続点又はアクセスポイントに接続した後に、当社が別に定めるところに従って、ユーザ I D 及びパスワードを送信することにより利用することができるものとします。</p> <p>イ モバイル対応サービスに係る通信は、相互接続点、網内接続点、当社の総合オープン通信網サービス契約約款に定める端末回線の終端若しくは当社契約者回線の終端、当社の F T T H サービス契約約款に定める F T T H 接続回線の終端、アクセスポイント、当社接続回線の終端、N S P I X P との接続点又は分界点との間で行うことができます。 この場合において、当社は、相互接続点、網内接続点、当社の総合オープン通信網サービスに契約約款に定める端局若しくは取扱所交換設備、当社の F T T H サービス契約約款に定める取扱所交換設備、アクセスポイント、当社接続回線の終端、N S P I X P との接続点又は分界点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証するものではありません。</p> <p>ウ 当社は、モバイル対応サービス利用契約ごとに 1 のユーザ I D を定め、モバイル対応サービス利用契約者にお知らせします。</p> <p>エ 当社は、モバイル対応サービス利用契約ごとにモバイル対応サービス利用契約者が指定する 1 のパスワードを当社の認証装置に登録します。</p> <p>オ 当社は、モバイル対応サービス利用契約者からパスワードの変更の請求があったときは、当社の認証装置にパスワードの変更の登録を行います。</p> <p>カ 当社は、モバイル対応サービス利用契約者に対し、メールアドレスを当社が別に定めるところにより割り当てます。</p> <p>キ 当社は、モバイル対応サービス利用契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、電子メールの利用内容の変更を行います。</p> <p>ク 電子メール容量及び電子メールとして蓄積できる期間は、当社が別に定めるところによります。</p> <p>ケ 当社は、モバイル対応サービス利用契約者に対し、ホームページアドレスを当社が別に定めるところにより割り当てます。</p> <p>コ ホームページ容量は、当社が別に定めるところによります。</p> <p>サ 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときその他当社の業務の遂行上著しい支障があるときは、現にホームページとして蓄積している情報の転送を停止し、又は消去することがあります。</p>

	<p>シ 当社は、他人の著作権その他の権利を侵害し、公序良俗に反し、又は法令に反する態様でホームページが利用されていると認めた場合は、現に蓄積しているホームページの情報の転送の停止を行うことがあります。</p> <p>ス 当社は、シの規定により現に蓄積しているホームページの情報の転送の停止をされたモバイル対応サービス利用契約者が、なおその事実を解消しないときは、そのモバイル対応サービス利用契約者に係るホームページの利用の廃止を行うことがあります。</p> <p>セ サからスまでの規定により、現に蓄積しているホームページの情報の転送の停止若しくは消去又はホームページの利用の廃止を行う場合は、当社は、あらかじめ、そのことをそのモバイル対応サービス利用契約者にお知らせします。</p> <p>ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。</p> <p>ソ 当社はモバイル対応サービス利用契約者が一定期間ホームページの情報の蓄積を行わないときは、そのモバイル対応サービス利用契約者に係るホームページの利用の廃止を行うことがあります。この場合は、当社は、あらかじめ、そのことをそのモバイル対応サービス利用契約者にお知らせします。</p> <p>タ 当社は、ホームページの利用に伴い発生する損害(サからスまでの規定及びソの規定により現に蓄積しているホームページの情報の転送の停止若しくは消去又はホームページの利用の廃止を行ったことに伴い発生する損害を含みます。)については、責任を負いません。</p>
<p>2) インターネット接続サービスの種類の変更に係る取扱い</p>	<p>ア モバイル対応サービス利用契約者は、第 65 条の 17(インターネット接続サービスの種類の変更)の規定によるインターネット接続サービスの種類の変更の請求をした場合であって、そのモバイル対応サービス利用契約者から特に要請があり当社の業務の遂行上支障がないときは、その請求のあったインターネット接続サービスに係る電気通信回線の開通日(協定事業者の契約約款等に規定するその電気通信回線に係る電気通信サービスの提供を開始した日をいいます。以下この欄において同じとします。)の属する料金月において、モバイル対応サービスに加え、変更の請求のあったインターネット接続サービスを利用することができるものとします。この場合において、モバイル対応サービス利用契約者は、新たな料金の支払いは要しません。</p> <p>イ アの取扱いは、その開通日の属する料金月の当社が指定する日から開始します。</p> <p>ウ ア及びイの規定にかかわらず、請求のあったインターネット接続サービスの種類の変更は、その開通日の属する料金月の翌料金月の初日からとします。</p>

2) 料金額

1 ユーザ I D ごとに月額

区分	料金額
----	-----

定額利用料	税抜額500円 (税込額525円)
-------	-------------------

第2 付加機能利用料

1 適用

付加機能利用料の適用については、第78条(定額利用料の支払義務)及び第79条(利用料の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

区分	内容
<p>1) 優先接続との複合利用に係る料金の適用</p>	<p>ア 当社は、第1種ダイヤルアップサービス利用契約者(タイプⅠ(コースⅡのものに限ります。))のものを除きます。)、フレッツ対応サービス利用契約者(タイプⅡのものを除きます。))及びアクセスコミュファ対応サービス利用契約者が次の条件をすべて満たす場合には、当該契約者が利用している付加機能(以下この表において「割引対象付加機能」といいます。))の定額利用料の合計額から300円を減額して適用します。</p> <p>ただし、定額利用料の合計額が300円に満たない場合は、その定額利用料の額を減額して適用します。</p> <p>(ア) 協定事業者の電話サービスに係る契約約款等又は総合デジタル通信サービスに係る契約約款等に定める優先接続の取扱いにおいて、次の電話会社固定に係る通話区分又は通信区分(以下この表において「割引対象通話等区分」といいます。))について当社の事業者識別番号(番号規則第5条に規定する電気通信番号をいいます。以下同じとします。)を指定しているとき。</p> <p>① 県間市外通話及び市内通話、県内市外通話又は国際通話のうち、いずれか1以上の通話区分</p> <p>② 県間市外通信及び市内通信、県内市外通信又は国際通信のうち、いずれか1以上の通信区分</p> <p>(イ) 当社の電話サービス等に係る契約約款等に規定する電話サービス等に係る料金等との料金月単位での一括請求の取扱いを行っているとき。</p> <p>イ アに規定する割引対象付加機能は、次のとおりとします。</p> <p>(ア) 電子メールアドレス追加サービス</p> <p>(イ) 電子メール容量追加サービス</p> <p>(ウ) ホームページアカウント追加サービス</p> <p>(エ) ホームページ容量追加サービス</p> <p>(オ) 電子メール条件着信サービス</p> <p>(カ) 電子メール条件転送サービス</p> <p>(キ) IP電話サービスⅠ</p> <p>(ク) 送信電子メールウィルスチェックサービス</p> <p>ウ アの取扱いは、割引対象通話等区分について当社の事業者識別番号を登録する旨の申込が行われたことを当社がインターネット接続サービス取扱所において確認した日(以下この欄において「申込確認日」といいます。))の属する料金月の初日(申込確認日の属する料金月の末日にインターネット接続サービスが開始されていない場合は、当該個人向けインターネット接続サービスの提供を開始した日の属する料金月の初日)から適用します。</p> <p>エ ウの場合において、申込確認日から相当期間経過後において、割引対象通話等区分について当社の事業者識別番号が登録されないときは、ア</p>

	<p>の取扱いは終了したものとします。</p> <p>オ 当社は、割引対象通話等区分について、当社の事業者識別番号の登録が解除されたことを確認できたときは、その確認ができた日の属する料金月の初日からアの取扱いは終了したものとします。</p> <p>カ 当社は、電話サービス等との料金月単位での一括請求について、当社がその取扱いが終了したことを確認できたときは、その確認ができた日の属する料金月の初日からアの取扱いは終了したものとします。</p> <p>キ 当社は、インターネット接続サービス利用契約者が、アの(ア)の取扱いを受けている他社契約者回線について、電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合に、その内容について、契約事務を行う個人向けインターネット接続サービス取扱所に通知しないときは、アの取扱いは終了したものとします。</p> <p>ク インターネット接続サービス利用契約の解除があったときは、解除があった日の属する料金月の翌料金月から、アの取扱いは終了したものとします。</p>
<p>2) メタルプラス電話接続との複合利用に係る料金の適用</p>	<p>ア 当社は、第2種ADSL接続サービス利用契約者(コースI(タイプI(1Mb/sのものを除きます。))のものに限ります。以下この欄において同じとします。)が利用している割引対象付加機能の定額利用料の合計額から300円を減額して適用します。</p> <p>ただし、定額利用料の合計額が300円に満たない場合は、その定額利用料の額を減額して適用します。</p> <p>イ アの取扱いは、当該インターネット接続サービスの提供を開始した日の属する料金月の初日から適用します。</p> <p>ウ インターネット接続サービス利用契約の解除があったときは、解除があった日の属する料金月の翌料金月から、アの取扱いは終了したものとします。</p>
<p>3) 付加機能の複合利用に係る料金の適用</p>	<p>ア 当社は、フレッツ対応サービス(タイプIIのものに限ります。)利用契約者、第1種ADSL接続サービス(タイプIIのものに限ります。)利用契約者、第2種ADSL接続サービス(コースI(タイプIIのものに限ります。))のものに限ります。)利用契約者、IP電話サービスI利用契約者又はIP電話サービスII利用契約者が、発信電気通信番号通知要請サービス及び特定通信着信規制サービスの両方を利用している場合には、当該契約者が利用している付加機能の定額利用料の合計額から税抜額50円(税込額52.5円)を減額して適用します。</p> <p>イ アの取扱いは、当該契約者が発信電気通信番号通知要請サービス及び特定通信着信規制サービスの両方の契約が締結されていることを当社がインターネット接続サービス取扱所において確認した日の属する料金月の翌料金月から適用します。</p> <p>ウ 当社は、アに規定する条件を満たさなくなったことを確認できたときは、その確認ができた日の属する料金月の翌料金月から、アの取扱いは終了したものとします。</p> <p>エ インターネット接続サービス利用契約の解除があったときは、解除があった日の属する料金月の翌料金月から、アの取扱いは終了したものとします。</p>
<p>4) 付加機能利用料</p>	<p>インターネット接続サービス利用契約者が当社所定の契約申込書により、</p>

<p>に係る料金の適用除外</p>	<p>利用するインターネット接続サービス利用契約の解除の申し出をし、同時に新たにインターネット接続サービス利用契約又は当社のF T T Hサービスに係る契約約款に規定するF T T Hサービス(インターネット契約のものに限ります。)の申込みをし、その承諾を受けた場合において、当社がインターネット接続サービス利用契約の解除を行った日の属する料金月のインターネット接続サービスの定額利用料(インターネット接続サービス利用契約者が利用している電子メールアドレス追加サービス、電子メール容量追加サービス、ホームページアカウント追加サービス、ホームページ容量追加サービス、電子メール条件着信サービス、電子メール条件転送サービス、及び送信電子メールウィルスチェックサービスに係る付加機能利用料に限ります。)については、(2 料金額)の規定にかかわらず、その支払を要しません。</p>
<p>5) 「KDDIまとめて請求」による料金の支払いを選択した場合における利用料の減額(a uまとめてトーク)</p>	<p>ア 当社は、その料金月の当社が別に定める日において、接続回線又は利用回線について、(ア)に定める割引判定条件のすべてを満たすことを条件に、(イ)に定める割引対象に係る料金等を減額することとします。</p> <p>(ア) 割引判定条件</p> <ol style="list-style-type: none"> ① そのIP電話サービスIの料金その他の債務について、KDDIまとめて請求の適用を受けていること。 ② 料金表第2付加機能利用料の2料金額のケIP電話サービスIに定める利用料の請求があること。 ③ その接続回線又は利用回線に係るKDDIまとめて請求の対象として、当社のa u通信サービス契約約款に定めるa uサービス(第5種a uパッケージを除くa uサービスであって、同契約約款に基づき利用を停止されていないものに限ります。)又は沖縄セルラー電話株式会社のa u通信サービス契約約款に定めるa uサービス(第5種a uパッケージを除くa uサービスであって、同契約約款に基づき利用を停止されていないものに限ります。)が含まれること。 <p>(イ) 割引対象</p> <p>料金表第2付加機能利用料の2料金額のケIP電話サービスIに定める利用料(第2種ADSL接続サービス利用契約者(コースII(事務用のものに限ります。))のものに限ります。)に係る接続回線からの音声通信に係るものを除く。)</p> <p>(ウ) 利用料の割引額</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 当社のF T T Hサービス契約約款に定めるF T T H電話サービスのF T T H接続回線、当社のメタルプラス電話サービス契約約款に定めるメタルプラス電話サービス(一般メタルプラス電話に限ります。)のメタルプラス電話接続回線、当社のケーブルプラス電話サービス契約約款に定めるケーブルプラス電話サービス(一般ケーブルプラス電話に限ります。)のケーブルプラス電話接続回線、当社の光ダイレクトサービス契約約款に定める光ダイレクト電話サービスの光ダイレクト接続回線、当社のイントラネットIP電話サービス契約約款に定めるイントラネットIP電話サービスのイントラネットIP電話利用回線及び当社のa uひかりビジネスサービス契約約款に定める一般a uひかりビジネスサービスのa uひかりビジネス接続回線への通話(ただし、その通話が協定事業者の設置した交換設備を経由した場

合は除きます。)、沖縄セルラー電話株式会社のF T T Hサービス契約約款に定めるF T T H電話サービスのF T T H接続回線への通話、中部テレコミュニケーション株式会社の光電話サービス契約約款に定める光電話サービスのI P利用回線、同社の光ネットサービス契約約款に定める第1種I P電話サービスの契約者回線、同社のI P電話サービス契約約款に定めるI P電話サービスの契約者回線及び同社の光電話集合単体サービス契約約款に定める光電話集合単体サービスの契約者回線並びに別表6に定める電気通信サービスの契約者回線への通話に関する利用料を当該料金月単位に累積した月間累積利用料。

② 当社のa u通信サービス契約約款に定めるa uサービス及びプリペイド電話並びに沖縄セルラー電話株式会社のa u通信サービス契約約款に定めるa uサービス及びプリペイド電話の契約者回線(当社が別に定めるものを除きます。)への通話に関する利用料を当該料金月単位に累積した月間累積利用料。

③ 当社のペーパーレスF A X等提供サービス契約約款に定めるペーパーレスF A X等提供サービスのペーパーレスF A X回線への通話及び当社の電話サービス等契約約款に定める電話会議サービスに係る電気通信回線への通話(当社が別に定める電気通信番号をダイヤルして行うものに限ります。)に関する利用料を当該料金月単位に累積した月間累積利用料。

イ 当社は、アに規定する条件を満たさなくなったときは、アの取扱いを終了したものとします。

2 料金額

	区分	単位	料金額
ア	インターネット接続サービスの基本機能によりあらかじめ割り当てられたメールアドレスの他にメールアドレスを追加することができるもの (ア) 第1種ダイヤルアップサービス、第3種ダイヤルアップサービス、フレッツ対応サービス、ADSL接続サービス、アクセスコミュファ対応サービス、WiMAXサービス又はモバイル対応サービスに係るもの (定額利用料) (イ) 削除	追加する1のメールアドレスごとに月額	税抜額 250 円 (税込額 262.5 円)
電子メール追加サービス	備考 (ア) 本サービスは、第1種ダイヤルアップサービス利用契約者、第3種ダイヤルアップサービス利用契約者、フレッツ対応サービス利用契約者、ADSL接続サービス利用契約者、アクセスコミュファ対応サービス利用契約者、WiMAXサービス利用契約者又はモバイル対応サービス利用契約者に限り提供します。 (イ) 本サービスにおいて追加することができるメールアドレスの数は、当社が別に定めるところによります。 (ウ) 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、メールアドレスを変更していただくことがあります。この場合は、あらかじめ、そのことを当該契約者にお知らせします。 (エ) 電子メール容量及び電子メールとして蓄積できる期間は、当社が別に定めるところによります。		
イ	インターネット接続サービスの基本機能又はア欄に規定するメールアドレス追加サービスによりあらかじめ割り当てられたメールアドレスの電子メール容量の他に電子メール容量を追加することができるもの(定額利用料)	追加する電子メール容量1メガバイトごとに月額	税抜額 50 円 (税込額 52.5 円)
電子メール容量追加サービス	備考 (ア) 本サービスは、第1種ダイヤルアップサービス利用契約者、第3種ダイヤルアップサービス利用契約者、フレッツ対応サービス利用契約者、ADSL接続サービス利用契約者、アクセスコミュファ対応サービス利用契約者、WiMAXサービス利用契約者又はモバイル対応サービス利用契約者に限り提供します。 (イ) 追加することができる電子メール容量は、当社が別に定めるところによります。 (ウ) 本サービスに係る料金額は、追加された電子メール容量(当社が別に定めるメールアドレスに係るものについては、当社が別に定める電子メール容量を除きます。)が料金月において最大となる電子メール容量について適用します。 (エ) 電子メールとして蓄積できる期間は、当社が別に定めるところによります。		
ウ	インターネット接続網に登録された一定のホームページ容量により、ホームページを利用することができるもの(定額利用料)	1のホームページアドレスにつき月額	税抜額 50 円 (税込額 52.5 円)
ホ			

ホームページアカウント追加サービス	<p>備考</p> <p>(ア) 本サービスは、第1種ダイヤルアップサービス利用契約者、第3種ダイヤルアップサービス利用契約者、フレッツ対応サービス利用契約者、ADSL接続サービス利用契約者、アクセスコミュファ対応サービス利用契約者、WiMAXサービス利用契約者又はモバイル対応サービス利用契約者に限り提供します。</p> <p>(イ) 当社は、本サービスを利用している契約者に対し、ホームページアドレスを当社が別に定めるところにより割り当てます。</p> <p>(ウ) ホームページ容量は、当社が別に定めるところによります。</p> <p>(エ) 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときその他当社の業務の遂行上著しい支障があるときは、現にホームページとして蓄積している情報の転送を停止し、又は消去することがあります。</p> <p>(オ) 当社は、他人の著作権その他の権利を侵害し、公序良俗に反し、又は法令に反する態様でホームページが利用されていると認められた場合は、現に蓄積しているホームページの情報の転送の停止を行うことがあります。</p> <p>(カ) 当社は、(オ)の規定により現に蓄積しているホームページの情報の転送の停止をされた契約者が、なおその事実を解消しないときは、その契約者に係るホームページの利用の廃止を行うことがあります。</p> <p>(キ) (エ)から(カ)までの規定により、現に蓄積しているホームページの情報の転送の停止若しくは消去又はホームページの利用の廃止を行う場合は、当社は、あらかじめ、そのことを当該契約者にお知らせします。</p> <p>ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。</p> <p>(ク) 当社は、インターネット接続サービス利用契約者が一定期間ホームページの情報の蓄積を行わないときは、その契約者に係るホームページの利用の廃止を行うことがあります。この場合は、当社は、あらかじめ、そのことを当該契約者にお知らせします。</p> <p>(ケ) 当社は、ホームページの利用に伴い発生する損害((エ)から(カ)までの規定及び(ク)の規定により現に蓄積しているホームページの情報の転送の停止若しくは消去又はホームページの利用の廃止を行ったことに伴い発生する損害を含みます。)については、責任を負いません。</p>
-------------------	---

エホームページ容量追加サービス	<p>インターネット接続サービスの基本機能又はウ欄に規定するホームページ公開サービスによりあらかじめ割り当てられたホームページ容量の他にホームページ容量を追加することができるもの(定額利用料)</p> <p>備考</p> <p>(ア) 本サービスは、第1種ダイヤルアップサービス利用契約者、第3種ダイヤルアップサービス利用契約者、フレッツ対応サービス利用契約者、ADSL接続サービス利用契約者、アクセスコミュファ対応サービス利用契約者、WiMAXサービス利用契約者又はモバイル対応サービス利用契約者に限り提供します。</p> <p>(イ) 追加することができるホームページ容量は、当社が別に定めるところによります。</p> <p>(ウ) 本サービスに係る料金額は、追加されたホームページ容量(基本機能により割り当てられたホームページアドレスに係るものについては、当社が別に定めるホームページ容量を除きます。)が料金月において最大となるホームページ容量について適用します。</p>	<p>追加するホームページ容量1メガバイトごとに月額</p>	<p>税抜額 50円 (税込額 52.5円)</p>
-----------------	---	--------------------------------	--------------------------------

オ パ ケ ッ ト	<p>パケット通信アクセス回線(別表4に定める契約に基づいて設置される電気通信回線をいいます。以下同じとします。)から行われるパケット通信(パケット交換方式により符号の伝送を行う通信をいいます。)をアクセスポイント又は相互接続点へ接続することができるもの(定額利用料)</p>	1 ユーザ I D ごとに月額	<p>税抜額 650 円 (税込額 682.5 円)</p>
通 信 ア ク セ ス サ ー ビ ス	<p>備考 (ア) 本サービスは、第1種ダイヤルアップサービス利用契約者、第3種ダイヤルアップサービス利用契約者、フレッツ対応サービス利用契約者、ADSL接続サービス利用契約者、アクセスコミュファ対応サービス利用契約者又はWiMAXサービス利用契約者に限り提供します。</p> <p>ただし、ADSL接続サービス利用契約者又はWiMAXサービス利用契約者は、第78条(定額利用料の支払義務)の規定にかかわらず、本サービスに係る定額利用料の支払いを要しません。</p> <p>(イ) 本サービスを利用して行う通信に係る接続通信時間は、第1種ダイヤルアップサービスに係る月間累積接続通信時間には含みません。</p>		

カ ロ ー ミ ン グ	<p>IPASS社の電気通信設備から送信されたユーザID及びパスワードを、インターネット接続サービス利用契約者のものと識別することにより、当該契約者がIPASS社の電気通信サービスの提供を受けることができるようにするもの(利用料)</p>	1のユーザIDにつき1分までごとに	<p>税抜額 30 円 (税込額 31.5 円)</p>
サ ー ビ ス	<p>備考 (ア) 本サービスは、第1種ダイヤルアップサービス利用契約者、第3種ダイヤルアップサービス利用契約者、フレッツ対応サービス利用契約者、ADSL接続サービス利用契約者、アクセスコミュファ対応サービス利用契約者、WiMAXサービス利用契約者又はモバイル対応サービス利用契約者に限り提供します。</p> <p>(イ) 本サービスに係る料金額は、本サービスに係る月間累積通信時間(1ユーザIDごとに本サービスに係る通信時間を料金月単位に通信が開始された順に累積したものをいいます。)について、1分までごとに算定します。</p> <p>(ウ) 本サービスに係る通信時間は、IPASS社が信号(IPASS社に係る電気通信設備から送信されたユーザID及びパスワードが第1種ダイヤルアップサービス利用契約者、第3種ダイヤルアップサービス利用契約者、フレッツ対応サービス利用契約者、ADSL接続サービス利用契約者、アクセスコミュファ対応サービス利用契約者、WiMAXサービス利用契約者又はモバイル対応サービス利用契約者のものであることを識別した信号をいいます。)を受信した時刻から起算し、当該契約者からの通信終了の信号を受け、その通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、IPASS社の機器により測定します。</p>		

キ 電 子 メ ー ル	<p>インターネット接続サービスの基本機能又はア欄に規定するメールアドレス追加サービスにより割り当てられたメールアドレスに係るメール蓄積装置に送信された電子メールの内容等が本サービスの利用の請求をしたインターネット接続サービス利用契約者があらかじめ指定したものである場合に、当該電子</p>	1メールアドレスごとに月額	<p>税抜額 150 円 (税込額 157.5 円)</p>
----------------------------	---	---------------	------------------------------------

ル 条 件 着 信 サ ー ビ ス	メールをメール蓄積装置に蓄積することができないようにするもの(定額利用料)		
備 考	<p>(ア) 本サービスは、インターネット接続サービス利用契約者(第1種ダイヤルアップサービス利用契約者、第3種ダイヤルアップサービス利用契約者、フレッツ対応サービス利用契約者、ADSL接続サービス利用契約者、アクセスコミュファ対応サービス利用契約者、WiMAXサービス利用契約者又はモバイル対応サービス利用契約者)に限り提供します。</p> <p>(イ) 本サービスにおいて、インターネット接続サービス利用契約者が指定することができる電子メールの内容等は、当社が別に定めるところによります。</p> <p>(ウ) 本サービスとク欄に規定する電子メール条件転送サービスを同時に利用する場合は、本サービスの機能を提供した後に、電子メール条件転送サービスの機能を提供しません。</p> <p>(エ) 当社は、本サービスの利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。</p>		

ク 電 子 メ ー ル 条 件 転 送 サ ー ビ ス	インターネット接続サービスの基本機能又はア欄に規定するメールアドレス追加サービスにより割り当てられたメールアドレスに係るメール蓄積装置に蓄積された電子メールの内容等が本サービスの利用の請求をしたインターネット接続サービス利用契約者があらかじめ指定したものである場合に、当該電子メールを当該契約者があらかじめ転送先として指定したメールアドレスへ転送することができないようにするもの(定額利用料)	1メールアドレスごとに月額	税抜額 150円 (税込額 157.5円)
備 考	<p>(ア) 本サービスは、インターネット接続サービス利用契約者(第1種ダイヤルアップサービス利用契約者、第3種ダイヤルアップサービス利用契約者、フレッツ対応サービス利用契約者、ADSL接続サービス利用契約者、アクセスコミュファ対応サービス利用契約者、WiMAXサービス利用契約者又はモバイル対応サービス利用契約者)に限り提供します。</p> <p>(イ) 本サービスにおいて、インターネット接続サービス利用契約者が指定することができる電子メールの内容等は、当社が別に定めるところによります。</p> <p>(ウ) 本サービスとコ欄に規定する電子メール条件着信サービスを同時に利用する場合は、電子メール条件着信サービスの機能を提供した後に、本サービスの機能を提供しません。</p> <p>(エ) 当社は、本サービスの利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。</p>		

ケ I P 電 話 サ ー ビ ス	本サービスの利用の請求をしたインターネット接続サービス利用契約者に係る接続回線又は利用回線から加入電話等設備(別表1に定める契約に基づいて設置される電気通信設備をいいます。以下同じとします。)、本邦外、特定衛星端末又は当社が別に定める音声通信番号(別表5に定める協定事業者に係るもの)に限り、係る電気通信設備へ音声通信を行うことができるもの (ア) 定額利用料 ① ②以外に係るもの	1ユーザIDごとに月額	税抜額 280円 (税込額 294円)
---	---	-------------	------------------------

I	<p>② 第2種ADSL接続サービス利用契約及び第3種ADSL接続サービスに係るもの</p> <p>(イ) 利用料</p> <p>① ②及び③以外の通信に係るもの</p> <p>a b及びc以外のもの</p> <p>b 携帯電話事業者に係る加入電話等設備へのもの</p> <p>(a) (b)以外の別表1に定める携帯電話事業者に係る加入電話等設備へのもの</p> <p>(b) 当社又は沖縄セルラー電話株式会社に係る加入電話等設備へのもの</p> <p>c PHS事業者に係る加入電話等設へのもの</p> <p>② 本邦外への通信に係るもの 料金表第1(基本利用料)4 2)料金額イ(イ)②に定める本邦外への通信に係る利用料と同額</p> <p>③ 特定衛星端末への通信に係るもの 料金表第1(基本利用料)4 2)料金額イ(イ)③に定める特定衛星端末への通信に係る利用料と同額</p>	<p>1 ユーザ I D ごとに月額</p> <p>3分までごとに</p> <p>60秒までごとに</p> <p>60秒までごとに</p> <p>1の通信ごとに</p> <p>60秒までごとに</p>	<p>税抜額 150 円 (税込額 157 円)</p> <p>税抜額 8 円 (税込額 8.4 円)</p> <p>税抜額 16 円 (税込額 16.8 円)</p> <p>税抜額 15.5 円 (税込額 16.275 円)</p> <p>税抜額 10 円 (税込額 10.5 円)</p> <p>税抜額 10 円 (税込額 10.5 円)</p>
備考	<p>(ア) 本サービスは、フレッツ対応サービス利用契約者(タイプI及びタイプIIのものを除きます。)、第2種ADSL接続サービス利用契約者(コースIIのものに限りません。) 又は第3種ADSL接続サービス利用契約者に限り提供します。</p> <p>(イ) 当社は、音声通信番号を当社が別に定めるところにより付与します。</p> <p>(ウ) 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、音声通信番号を変更することがあります。この場合には、あらかじめ、そのことを本サービスに係る契約者にお知らせします。</p> <p>(エ) 本サービスは、音声通信番号により、本サービスに係る他社接続回線若しくは利用回線相互間又は当社が別に定める電気通信回線への音声通信を行うことができます。</p> <p>(オ) 本サービスに係る利用料は、1の通信((エ)に規定する通信を除きます。以下この欄において同じとします。)について、本単位欄に規定する分数又は秒数までごとに算定します。</p> <p>(カ) 本サービスに係る通信時間((エ)に規定する通信に係る通信時間を除きます。以下この欄において同じとします。)は、接続先との通信が確立したことを当社が識別した時刻から起算し、利用者からの通信終了の信号を受け、その通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。</p> <p>(キ) (カ)に規定する通信時間には、本サービスに係る契約者以外の者が、当該契約者に係る他社接続回線又は利用回線から行った音声通信に係るものを含みます。</p> <p>(ク) 当社の設置した電気通信設備の故障等本サービスに係る利用者の責任によらない理</p>		

	<p>由により、接続を打ち切ったときは、(オ)に規定する分数又は秒数に満たない端数の通信時間は、(力)の通信時間には含みません。</p> <p>(ケ) 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかつた場合の利用料は、次のとおりとします。</p> <p>① 過去1年間の実績を把握することができる場合 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかつた日の初日(初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して当社の機器の故障等があつたと認められる日)の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額</p> <p>② ①以外の場合 把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(コ) 当社は、本サービスの利用の一時中断を行いません。</p> <p>(サ) 本邦外又は特定衛星端末への通信に係る取扱地域等は、別表2に定めるところによります。</p> <p>(注) 本邦から本邦外へ発信する音声通信(その通信の料金を着信者側で支払うことを条件として行われる通信に限ります。)の料金は、着信側事業者の定めるところによります。</p>
--	---

コ	本サービスの利用の請求をしたインターネット接続サービス利用契約者が、あらかじめ指定した当該契約者に係る他社接続回線、端末回線又は利用回線から本邦外及び特定衛星端末への音声通信を行うことができないようにするもの	—	—
信規制サービス	<p>備考 (ア) 本サービスは、フレッツ対応サービス利用契約者(タイプⅡのものに限ります。)、第1種ADSL接続サービス利用契約者(タイプⅡのものに限ります。)、第2種ADSL接続サービス利用契約者(コースⅠ(タイプⅡのものに限ります。))のものに限ります。)、IP電話サービスⅡ利用契約者又はIP電話サービスⅠに係るインターネット接続サービス利用契約者に限り提供します。</p> <p>(イ) 当社は、本サービスに係る契約者の音声通信番号が変更となった場合は、本サービスを廃止したものとして取り扱います。</p>		

サ	インターネット接続サービスの基本機能又はア欄に規定する電子メールアドレス追加サービスにより割り当てられたメールアドレスから送信された電子メールにコンピュータウィルスが含まれている場合に、当該電子メールを本サービスに係るメール蓄積装置から転送できないようにするもの(定額利用料)	1メールアドレスごとに月額	税抜額240円 (税込額252円)
メールウィル	<p>備考 (ア) 本サービスは、第1種ダイヤルアップサービス利用契約者、第3種ダイヤルアップサービス利用契約者、フレッツ対応サービス利用契約者、ADSL接続サービス利用契約者、アクセスコミュファ対応サービス利用契約者、WiMAXサービス利用契約者又はモバイル対応サービス利用契約者に限り提供します。</p> <p>(イ) 当社は、本サービスの利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。</p>		

ステックサービス	
----------	--

シ 公 衆 無 線 L A N サ ー ビ ス	本サービスの利用の請求をしたインターネット接続サービス利用契約者が指定する1の移動無線装置からソフトバンクテレコム株式会社又はエヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社が提供する無線通信基地局設備を経由してインターネット接続サービスを利用することができるもの	1ユーザIDごと	税抜額 300 円 (税込額 315 円)
備 考	<p>(ア) 本サービスは、インターネット接続サービス利用契約者(第1種ダイヤルアップサービス利用契約者、第3種ダイヤルアップサービス利用契約者、フレッツ対応サービス利用契約者、ADSL接続サービス利用契約者、アクセスコムファ対応サービス利用契約者、WiMAXサービス利用契約者又はモバイル対応サービス利用契約者)に限り提供します。以下この欄において同じとします。)に限り提供します</p> <p>(イ) 本サービスは、通信を行うためのインターネット接続サービス利用契約者の認証において IEEE802.1x に規定する方式を使用します。</p> <p>(ウ) インターネット接続サービス利用契約者は、1のユーザIDにつき1の移動無線装置に限り、この機能を利用することができます。</p> <p>(エ) 本サービスは、ソフトバンクテレコム株式会社又はエヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社が提供する無線基地局設備から当社が別に定める範囲において利用することができます。</p> <p>(オ) 本サービスに係る通信については、最大 11.0Mbit/s までの符号伝送が可能なものとなります。</p> <p>(カ) 本サービスに係る通信については、インターネット接続サービス利用契約者が通信の都度指定する協定事業者に係る相互接続との間において行うことができます。</p> <p>(キ) インターネット接続サービス利用契約者は、当社がそのインターネット接続サービス利用契約者を認証するために必要な移動無線装置に関する情報をあらかじめ当社に申し出ていただきます。</p> <p>(ク) 当社は、無線区間における通信については、IEEE802.11b 又は IEEE802.1x に規定する方式によりセキュリティを確保しますが、これによりセキュリティを完全に確保することを当社が保証するものではありません。</p> <p>(ケ) 当社は、第 91 条(責任の制限)に規定するほか、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p>		

ス 発 信	本サービスの利用の請求をしたインターネット接続サービス利用契約者に係る他社接続回線又は利用回線への発信電気通信番号が通知されない通信に対して、その発信電気通信番号を通知してかけ直してほ	1ユーザIDごとに月額	税抜額 200 円 (税込額 210 円)
-------------	--	-------------	--------------------------

電 気 通 信 番 号 通 知 要 請 サ ー ビ ス	しい旨の案内により自動的に応答するもの(定額利用料)		
	備考 (ア) 本サービスは、フレッツ対応サービス利用契約者(タイプIIのものに限ります。)、第1種ADSL接続サービス利用契約者(タイプIIのものに限ります。)、第2種ADSL接続サービス利用契約者(コースI(タイプIIのものに限ります。))のものに限ります。)、IP電話サービスI利用契約者又はIP電話サービスII利用契約者に限り提供します。 (イ) 当社は、発信電気通信番号を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答する通信について、着信した時刻から一定時間経過後、その通信を打ち切ります。		

セ 特 定 通 信 着 信 規 制 サ ー ビ ス	本サービスの利用の請求をしたインターネット接続サービス利用契約者があらかじめ指定した特定の電気通信番号からの着信に対して、おことわりする旨の案内により自動的に応答するもの(定額利用料)	1 ユーザIDごと に月額	税抜額 300 円 (税込額 315 円)
	備考 (ア) 本サービスは、インターネット接続サービス利用契約者(フレッツ対応サービス(タイプIIのものに限ります。))、第1種ADSL接続サービス利用契約者(タイプIIのものに限ります。))、第2種ADSL接続サービス利用契約者(コースI(タイプIIのものに限ります。))のものに限ります。)、IP電話サービスI利用契約者又はIP電話サービスII利用契約者に限り提供します。以下この欄において同じとします。) (イ) 本サービスの利用の請求をしたインターネット接続サービス利用契約者は、当社が別に定めるところにより、あらかじめ、特定の電気通信番号を指定していただきます。 (ウ) 当社は、おことわりする旨の案内により自動的に応答する通信について、着信した時刻から一定時間経過後、その通信を打ち切ります。 (エ) 当社は、本サービスの利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。		

ソ I P v 6 接 続 サ ー ビ ス	インターネット接続サービス利用契約者からの請求により、その利用回線に係る通信について、インターネットプロトコル6による通信(以下「IPv6接続通信」といいます。)を行うことができるようになるもの	—	—
	備考 (ア) 本サービスは、インターネット接続サービス利用契約者(フレッツ対応サービス利用契約者(タイプIII、タイプV又はタイプVIのものに限ります。))であって、協定事業者のIP通信網サービス契約約款に定める「フレッツ・v6オプション」の提供を受ける者に限り提供します。 (イ) IPv6接続通信については、通信の相手先がIPv6接続通信を利用している場合に限り、通信を行うことができます。 (ウ) IPv6接続通信の提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、本サービスを提供できない場合があります。		

		す。 (エ) 当社は、本サービスの利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。
--	--	--

第3 登録料

1 適用

登録料の適用については、第80条(手続きに関する料金の支払義務)の規定のとおりとします。

2 料金額

区分	単位	料金額
ア 第1種ダイヤルアップサービス利用契約(タイプI(コースIIのものに限ります。))のものに限ります。)の申込みの承諾	1ユーザIDごとに	税抜額500円 (税込額525円)
イ 第1種ダイヤルアップサービスの区別の変更(タイプI(コースIIのものに限ります。))への変更に限ります。)の請求の承諾	1ユーザIDごとに	税抜額500円 (税込額525円)
ウ 第3種ADSL接続サービス利用契約の申込み(第2種ADSL接続サービス(コースII(住宅用のものに限ります。))から第3種ADSL接続サービスへの種類の変更が行われた場合を除きます。)の承諾	1接続回線ごとに	税抜額1,000円 (税込額1,050円)
エ WiMAXサービス利用契約の申込の承諾	1ユーザIDごとに	税抜額2,700円 (税込額2,835円)
オ パスワードの変更の登録	変更する1のパスワードごとに	税抜額150円 (税込額157.5円)

第4 工事費

1 第1種ダイヤルアップサービスに係るもの

1) 適用

第1種ダイヤルアップサービスに係る工事費の適用については、第81条(工事費の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

工事費の適用	
ア 工事費の適用	工事費は、1の工事ごとに適用します。
イ 工事費の適用除外	第1種ダイヤルアップサービス利用契約者が、電子メールの利用内容の変更(メールアカウントの変更に係るものを除きます。)に関する工事について、当社が別に定めるところに従って請求をし、その承諾を受けた場合は、2(工事費の額)の規定にかかわらず、工事費の支払いを要しません。

2) 工事費の額

区分	単位	工事費の額
電子メールの利用内容の変更に関する工事		
(ア) (イ)以外の変更に係るもの	1の工事ごとに	税抜額 150 円 (税込額 157.5 円)
(イ) メールアカウントの変更に係るもの	1の工事ごとに	税抜額 300 円 (税込額 315 円)

1の2 第3種ダイヤルアップサービスに係るもの

1) 適用

第3種ダイヤルアップサービスに係る工事費の適用については、第81条(工事費の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

工事費の適用	
ア 工事費の適用	工事費は、1の工事ごとに適用します。
イ 工事費の適用除外	第3種ダイヤルアップサービス利用契約者が、電子メールの利用内容の変更(メールアカウントの変更に係るものを除きます。)に関する工事について、当社が別に定めるところに従って請求をし、その承諾を受けた場合は、2(工事費の額)の規定にかかわらず、工事費の支払いを要しません。

2) 工事費の額

区分	単位	工事費の額
電子メールの利用内容の変更に関する工事		
(ア) (イ)以外の変更に係るもの	1の工事ごとに	税抜額 150 円 (税込額 157.5 円)
(イ) メールアカウントの変更に係るもの	1の工事ごとに	税抜額 300 円 (税込額 315 円)

2 フレッツ対応サービスに係るもの

1) 適用

フレッツ対応サービスに係る工事費の適用については、第 81 条(工事費の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

工事費の適用	
ア 工事費の適用	工事費は、1の工事ごとに適用します。
イ 工事費の適用除外	フレッツ対応サービス利用契約者が、電子メールの利用内容の変更(メールアドレスの変更に係るものを除きます。)に関する工事について、当社が別に定めるところに従って請求をし、その承諾を受けた場合は、2(工事費の額)の規定にかかわらず、工事費の支払いを要しません。

2) 工事費の額

区分	単位	工事費の額
電子メールの利用内容の変更に関する工事		
(ア) (イ)以外の変更に係るもの	1の工事ごとに	税抜額 150 円 (税込額 157.5 円)
(イ) メールアカウントの変更に係るもの	1の工事ごとに	税抜額 300 円 (税込額 315 円)

3 削除

4 第1種ADSL接続サービスに係るもの

1) 適用

第1種ADSL接続サービスに係る工事費の適用については、第81条(工事費の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

工事費の適用	
ア 工事費の適用	工事費は、他社接続回線又は1の工事ごとに適用します。
イ 契約に係る工事費の適用	契約に係る工事費は、第1種ADSL接続サービス利用契約の締結の場合に適用します。
ウ 他社接続回線の設置に係る工事費の適用	他社接続回線の設置の場合に適用します。この場合において、第1種ADSL接続サービス利用契約者の故意又は過失により工事を行うことができなかったときは、1の工事を行ったものとみなして取り扱うものとします。
エ 移転に関する工事費の適用	他社接続回線の移転の場合に、移転先の取付けに関する工事について適用します。
オ 品目等の変更に関する工事費の適用	品目等の変更を行う場合に適用します。 ただし、この約款の附則に規定する旧第1種ADSL接続サービス タイプⅡ (IP電話&ADSL レギュラーコース (e)) の1Mb/sから第1種ADSL接続サービス (タイプⅡ (5Mb/sのものに限ります。)) への品目変更については、この限りではありません。
カ 音声通信番号の変更に関する工事費の適用	音声通信番号の変更(タイプⅡのものに限ります。)を行う場合に適用します。
キ 回線調整に関する工事費の適用	他社接続回線について、当社が別に定めるところにより回線調整(回線収容替え又はブリッジタップはずし(他社接続回線に係る伝送路設備が分岐している状態を、分岐していない状態にすることをいいます。以下同じとします。))保安器の変更等を行うことをいいます。以下同じとします。)を行った場合に適用します。
ク 同時に2以上の工事を施工する場合の工事費の適用	1の第1種ADSL接続サービス利用契約者からの申込み又は請求により、次に掲げる工事のうち、2以上の工事を同時に施工する場合は、それらの工事のうち、1の工事の工事費(工事費の額が異なるときは、最高額のもの)とします。)を適用します。 (ア) 他社接続回線の移転 (イ) 品目の変更 (ウ) タイプの変更 (エ) プランの変更
ケ 工事費の適用除外	当社が行う伝送速度に関する試験により、その他社接続回線の伝送速度について、当社が別に定める伝送速度を超えなかったときの工事費の支払いは次によります。 (ア) 第1種ADSL接続サービス利用契約者の請求により、そのADSL接続サービスの提供を行わなかった場合は、伝送速度に関する試験までに行われた工事に関する工事費の支払いを要しません。

	(イ) ADSL接続サービスの品目の変更を行った場合は、品目の変更に関する工事費の支払いを要しません。
--	---

2) 工事費の額

ア イ以外のもの

区分	単位	工事費の額
(ア) 契約に関する工事		
① プランⅢ(1Mb/sのものに限ります。)、プランⅣ(1Mb/sのものに限ります。)、プランⅧ又はプランⅩに係るもの	1 他社接続回線ごとに	税抜額 800 円 (税込額 840 円)
② プランⅡ、プランⅢ(47Mb/sのものに限ります。)、プランⅣ(40Mb/sのものに限ります。)又はプランⅥに係るもの	1 他社接続回線ごとに	税抜額 2,800 円 (税込額 2,940 円)
(イ) 他社接続回線の移転に関する工事	1 他社接続回線ごとに	税抜額 3,000 円 (税込額 3,150 円)
(ウ) 品目の変更に関する工事	1 他社接続回線ごとに	税抜額 3,000 円 (税込額 3,150 円)
(エ) タイプの変更(タイプⅠとタイプⅡとの間の変更に限ります。)に関する工事	1 他社接続回線ごとに	税抜額 3,000 円 (税込額 3,150 円)
(オ) プランの変更に関する工事	1 他社接続回線ごとに	税抜額 3,000 円 (税込額 3,150 円)
(カ) 音声通信番号の変更(タイプⅡのものに限ります。)に関する工事	1 の工事ごとに	税抜額 500 円 (税込額 525 円)
(キ) 電子メールの利用内容の変更(メールアカウントの変更に係るものに限ります。)に関する工事	1 の工事ごとに	税抜額 300 円 (税込額 315 円)

イ 回線調整に係るもの

区分	単位	工事費の額
(ア) 基本工事費	1 の工事ごとに	税抜額 12,000 円 (税込額 12,600 円)
(イ) 回線収容替えを行う場合	1 の工事ごとに	税抜額 8,000 円 (税込額 8,400 円)

(ウ) ブリッジタップはずしを行う 場合	1の工事ごとに	税抜額 8,000 円 (税込額 8,400 円)
(エ) 保安器の変更を行う場合	1の工事ごとに	税抜額 10,000 円 (税込額 10,500 円)
備考		
<p>1 当社は、回線調整の結果を、その第1種ADSL接続サービス利用契約者に通知します。</p> <p>2 当社は、回線調整について、その実施によってもDSL方式に起因する事象が発生しなくなることを保証するものではありません。</p>		

4の2 第2種ADSL接続サービスに係るもの

1) 適用

第2種ADSL接続サービスに係る工事費の適用については、第81条(工事費の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

工事費の適用	
ア 工事費の適用	工事費は、1の工事ごとに適用します。
イ 契約に係る工事費の適用	契約に係る工事費は、第2種ADSL接続サービス(コースⅡのものに限ります。)利用契約の締結の場合に適用します。
ウ 品目の変更	品目の変更(コースⅡのものに限ります。)を行う場合に適用します。
エ 音声通信番号の変更に関する工事費の適用	音声通信番号の変更(コースⅠ(タイプⅡのものに限ります。)のものに限ります。)を行う場合に適用します。
オ 回線調整に関する工事費の適用	メタルプラス電話接続回線について、当社が別に定めるところにより回線調整(回線収容替え、ブリッジタップはずし(メタルプラス電話接続回線に係る伝送路設備が分岐している状態を、分岐していない状態にすることをいいます。以下同じとします。))又は保安器の変更等を行うことをいいます。以下同じとします。)を行った場合に適用します。

2) 工事費の額

ア イ以外のもの

区分	単位	工事費の額
(ア) 契約(コースⅡのものに限ります。)に関する工事	1メタルプラス電話接続回線ごとに	税抜額 3,850 円 (税込額 4,042 円)
(イ) 品目の変更(コースⅡのものに限ります。)に関する工事	1メタルプラス電話接続回線ごとに	税抜額 8,400 円 (税込額 8,820 円)
(ウ) 音声通信番号の変更(コースⅠ(タイプⅡのものに限ります。)のものに限ります。)に関する工事	1の工事ごとに	税抜額 500 円 (税込額 525 円)
(エ) 電子メールの利用内容の変更(メールアカウントの変更に係るものに限ります。)に関する工事	1の工事ごとに	税抜額 300 円 (税込額 315 円)

イ 回線調整に係るもの

区分	単位	工事費の額
(ア) 基本工事費	1の工事ごとに	税抜額 12,000 円 (税込額 12,600 円)
(イ) 回線収容替えを行う場合	1の工事ごとに	税抜額 8,000 円

(ウ) ブリッジタップはずしを行う 場合	1の工事ごとに	(税込額 8,400 円) 税抜額 8,000 円
(エ) 保安器の変更を行う場合	1の工事ごとに	(税込額 8,400 円) 税抜額 10,000 円
備考		
<p>1 当社は、回線調整の結果を、その第2種ADSL接続サービス利用契約者に通知します。</p> <p>2 当社は、回線調整について、その実施によってもDSL方式に起因する事象が発生しなくなることを保証するものではありません。</p>		

4の3 第3種ADSL接続サービスに係るもの

1) 適用

第3種ADSL接続サービスに係る工事費の適用については、第81条(工事費の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

工事費の適用	
ア 工事費の適用	工事費は、1の工事ごとに適用します。
イ 契約に係る工事費の適用	契約に係る工事費は、第3種ADSL接続サービス利用契約の締結の場合に適用します。
ウ 回線新設に係る費用の適用	回線新設に係る費用は、第3種ADSL接続サービス利用契約の締結の場合に適用します。なお、次の配線工事を実施する場合の工事費を含みます。 (ア) 接続回線の終端からジャック又はローゼットまでの間の配線 (イ) 1のジャック又はローゼットから他のジャック又はローゼットまでの間の配線
エ 品目の変更	品目の変更を行う場合に適用します。
オ 回線調整に関する工事費の適用	接続回線について、当社が別に定めるところにより回線調整(回線収容替え、ブリッジタップはずし(接続回線に係る伝送路設備が分岐している状態を、分岐していない状態にすることをいいます。以下同じとします。))又は保安器の変更等を行うことをいいます。以下同じとします。)を行った場合に適用します。

2) 工事費の額

ア イ以外のもの

区分	単位	工事費の額
(ア) 契約に関する工事	1 接続回線ごとに	税抜額 3,850 円 (税込額 4,042 円)
(イ) 回線新設費用	1 接続回線ごとに	税抜額 6,800 円 (税込額 7,140 円)
(ウ) 品目の変更に関する工事	1 接続回線ごとに	税抜額 8,400 円 (税込額 8,820 円)
(エ) 電子メールの利用内容の変更(メールアドレスの変更に係るものに限り、)に関する工事	1の工事ごとに	税抜額 300 円 (税込額 315 円)

イ 回線調整に係るもの

区分	単位	工事費の額
(ア) 基本工事費	1の工事ごとに	税抜額 12,000 円 (税込額 12,600 円)

(イ) 回線収容替えを行う場合	1の工事ごとに	税抜額 8,000 円 (税込額 8,400 円)
(ウ) ブリッジタップはずしを行う 場合	1の工事ごとに	税抜額 8,000 円 (税込額 8,400 円)
(エ) 保安器の変更を行う場合	1の工事ごとに	税抜額 10,000 円 (税込額 10,500 円)
備考		
<p>1 当社は、回線調整の結果を、その第3種ADSL接続サービス利用契約者に通知します。</p> <p>2 当社は、回線調整について、その実施によってもDSL方式に起因する事象が発生しなくなることを保証するものではありません。</p>		

5 削除

6 IP電話サービスⅡに係るもの

1) 適用

IP電話サービスⅡに係る工事費の適用については、第81条(工事費の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

工事費の適用	
ア 工事費の適用	工事費は、他社接続回線ごとに適用します。
イ 契約に係る工事費の適用	契約に係る工事費は、IP電話サービスⅡ利用契約の締結の場合に適用します。
ウ 音声通信番号の変更に関する工事費の適用	音声通信番号の変更を行う場合に適用します。

2) 工事費の額

区分	単位	工事費の額
ア 契約に関する工事	1 他社接続回線ごとに	税抜額 500 円 (税込額 525 円)
イ 音声通信番号の変更に関する工事	1 の工事ごとに	税抜額 500 円 (税込額 525 円)

6の2 アクセスコミュファ対応サービスに係るもの

1) 適用

アクセスコミュファ対応サービスに係る工事費の適用については、第 81 条(工事費の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

工事費の適用	
ア 工事費の適用	工事費は、1の工事ごとに適用します。
イ 工事費の適用除外	アクセスコミュファ対応サービス利用契約者が、電子メールの利用内容の変更(メールアカウントの変更に係るものを除きます。)に関する工事について、当社が別に定めるところに従って請求をし、その承諾を受けた場合は、2(工事費の額)の規定にかかわらず、工事費の支払いを要しません。

2) 工事費の額

区分	単位	工事費の額
電子メールの利用内容の変更に関する工事		
(ア) (イ)以外の変更に係るもの	1の工事ごとに	税抜額 150 円 (税込額 157.5 円)
(イ) メールアカウントの変更に係るもの	1の工事ごとに	税抜額 300 円 (税込額 315 円)

7 付加機能に係るもの

1) 適用

付加機能に係る工事費の適用については、第 81 条(工事費の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

工事費の適用	
ア 工事費の適用	工事費は、付加機能の利用の開始、利用内容の変更ごとに適用します。
イ 工事費の適用除外	<p>ア 第 1 種ダイヤルアップサービス利用契約者、第 3 種ダイヤルアップサービス利用契約者、フレッツ対応サービス利用契約者、ADSL 接続サービス利用契約者、アクセスコミュファ対応サービス利用契約者、WiMAX サービス利用契約者又はモバイル対応サービス利用契約者が、次に掲げる工事について、当社が別に定めるところに従って請求をし、その承諾を受けた場合は、2) (工事費の額) の規定にかかわらず、工事費の支払いを要しません。</p> <p>(ア) 電子メールアドレス追加サービス (イ) 電子メール容量追加サービス (ウ) ホームページ容量追加サービス</p> <p>イ インターネット接続サービス利用契約者又は当社の F T T H サービスに係る契約約款に規定するインターネット契約者が、当社所定の契約申込書により、新たにインターネット接続サービス利用契約の申込みをし、その承諾を受けた場合において、新たに申込みをした電子メール条件着信サービス及び電子メール条件転送サービスに関する工事に係る工事費について、2) (工事費の額) にかかわらず、その支払いを要しません。</p>

2) 工事費の額

区分	単位	工事費の額
ア 電子メールアドレス追加サービス	1 の工事ごとに	税抜額 150 円 (税込額 157.5 円)
イ 電子メール容量追加サービス	1 の工事ごとに	税抜額 150 円 (税込額 157.5 円)
ウ ホームページ容量追加サービス	1 の工事ごとに	税抜額 150 円 (税込額 157.5 円)
エ 電子メール条件着信サービス	1 のメールアドレスごとに	税抜額 100 円 (税込額 105 円)
オ 電子メール条件転送サービス	1 のメールアドレスごとに	税抜額 100 円 (税込額 105 円)
カ IP 電話サービス I (ア) 利用の開始に関する工事	1 の工事ごとに	税抜額 500 円 (税込額 525 円)

(イ) 音声通信番号の変更に関する 工事	1の工事ごとに	税抜額 500 円 (税込額 525 円)
-------------------------	---------	--------------------------

第5 削除

第6 支払証明書の発行手数料

1) 適用

支払証明書の発行手数料の適用については、別記 16(支払証明書の発行)の規定によるほか、次のとおりとします。

支払証明書の発行手数料の適用	インターネット接続サービス利用契約者は、2) 料金額の規定にかかわらず、当社が別に定める頻度又は態様等により支払証明書の発行の請求を行った場合を除き、支払証明書発行手数料の支払いを要しません。
----------------	--

2) 料金額

区分	単位	料金額
支払証明書発行手数料	支払証明書の発行 1 回ごとに	税抜額 400 円 (税込額 420 円)

(注) 支払証明書の発行を受けようとするときは、上記手数料のほか、印紙代及び郵送料が必要な場合があります。

第7 ユニバーサルサービス料

1) 適用

ユニバーサルサービス料の適用については、第 80 条の 2 (ユニバーサルサービス料の支払義務) の規定によるほか、次のとおりとします。

ユニバーサルサービス料の適用	ア ユニバーサルサービス料は 1 の音声通信番号ごとに適用します。 イ ユニバーサルサービス料の計算は、料金月単位で行います。 ウ その料金月の末日に契約の解除があったとき又は接続休止しているときは、第 80 条の 2 の規定にかかわらず、その料金月におけるユニバーサルサービス料の支払いを要しません。 エ ユニバーサルサービス料については、日割りは行いません。
----------------	--

2) 料金額

区分	単位	料金額
ユニバーサルサービス料	1 音声通信番号ごとに月額	税抜額 5 円 (税込額 5.25 円)

別表1 音声通信における当社又は他の電気通信事業者の電気通信サービスに係る契約

1 当社又は他の電気通信事業者の電気通信サービスに係る契約

1) 当社に係るもの

ア 電話サービスに係るもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
KDDI株式会社	ダイレクト電話契約、臨時ダイレクト電話契約	電話サービス等契約約款
	電話会議契約	電話サービス等契約約款
備考 当社は、当社が別に定めるダイヤル手段による音声通信は提供しません。		

イ 総合デジタル通信サービスに係るもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
KDDI株式会社	ダイレクト通信契約、臨時ダイレクト通信契約	電話サービス等契約約款
備考 当社は、当社が別に定めるダイヤル手段による音声通信は提供しません。		

ウ 携帯電話事業者の電気通信サービスに係るもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
KDDI株式会社	a u契約、プリペイド電話契約、ローミング契約又は定期前払a u契約	a u通信サービス契約約款
備考 当社は、当社が別に定めるダイヤル手段による音声通信は提供しません。		

エ F T T Hサービスに係るもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
KDDI株式会社	F T T H電話契約	F T T Hサービス契約約款
備考		
1 当社は、当社が別に定めるダイヤル手段による音声通信は提供しません。		
2 F T T H電話契約に係る音声通信番号への音声通信については、加入電話等設備への音声通信には含みません。		

オ 光ダイレクトサービスに係るもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
KDDI株式会社	光ダイレクト電話契約	光ダイレクトサービス契約約款
	イントラネットIP電話契約	イントラネットIP電話サービス契約約款

カ メタルプラス電話サービスに係るもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
KDDI株式会社	メタルプラス電話契約	メタルプラス電話サービス契約約款

キ ケーブルプラス電話サービスに係るもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
KDDI株式会社	ケーブルプラス電話契約	ケーブルプラス電話サービス契約約款

ク 総合オープン通信網サービスに係るもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
KDDI株式会社	総合オープン通信網契約（音声通信に係るものに限ります。）又は臨時総合オープン通信網契約（音声通信に係るものに限ります。）	総合オープン通信網サービス契約約款

ケ デジタルデータサービスに係るもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
KDDI株式会社	デジタルデータ契約（音声通信に係るものに限ります。）又は臨時デジタルデータ契約（音声通信に係るものに限ります。）	デジタルデータサービス契約約款

コ イーサネット通信サービスに係るもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
KDDI株式会社	イーサネット通信契約（音声通信に係るものに限ります。）又は臨時イーサネット通信契約（音声通信に係るものに限ります。）	イーサネット通信サービス契約約款

サ KDDIペーパーレスFAXサービスに係るもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
KDDI株式会社	ペーパーレスFAX等提供契約	ペーパーレスFAX等提供サービス契約約款

2) 他の電気通信事業者に係るもの

ア 電話サービスに係るもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	加入電話契約、臨時加入電話契約又は着信用電話契約	電話サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	加入電話契約、臨時加入電話契約又は着信用電話契約	電話サービス契約約款
ソフトバンクテレコム株式会社	ダイレクト電話契約、臨時ダイレクト電話契約、加入電話契約又はストレート電話契約	電話サービス等契約約款
ベライゾン ジャパン合同会社	電話等加入契約	電話サービス等契約約款
フュージョン・コミュニケーションズ株式会社	電話契約又は直加入電話契約	電話サービス等契約約款
株式会社UCOM	電話契約等	電話サービス契約約款
株式会社テクノロジーネットワークス	—	卸電話等サービス契約約款
株式会社アイ・ピー・エス	国内電話サービス提供契約	国内電話サービス約款
備考 当社は、当社が別に定めるダイヤル手段による音声通信は提供しません。		

イ 総合デジタル通信サービスに係るもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	第1種契約、臨時第1種契約、第2種契約、臨時第2種契約	総合デジタル通信サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	第1種契約、臨時第1種契約、第2種契約、臨時第2種契約	総合デジタル通信サービス契約約款
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	専用アクセス契約	電話サービス等契約約款
ソフトバンクテレコム株式会社	デジタルダイレクト通信契約、臨時デジタルダイレクト通信契約、デジタル加入通信契約又はデジタルストレート通信契約	電話サービス等契約約款
ベライゾン ジャパン合同会社	電話等加入契約	電話サービス等契約約款
フュージョン・コミュニケーションズ株式会社	直収通信契約	電話サービス等契約約款

中部テレコミュニケーション株式会社	第1種総合デジタル通信サービス契約、短期第1種総合デジタル通信サービス契約、第2種総合デジタル通信サービス契約又は短期第2種総合デジタル通信サービス契約	総合デジタル通信サービス契約約款
株式会社ケイ・オプティコム	第1種契約又は第2種契約	総合デジタル通信サービス契約約款
九州通信ネットワーク株式会社	第1種契約又は第2種契約	総合デジタル通信サービス契約約款
KVH株式会社	ISDN契約、共用型マネージドIP-PBX契約又は専用型マネージドIP-PBX契約	総合デジタル通信サービス契約約款
備考 当社は、当社が別に定めるダイヤル手段による音声通信は提供しません。		

ウ 携帯電話事業者の電気通信サービスに係るもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
沖縄セルラー電話株式会社	au契約、プリペイド電話契約又はローミング契約	au通信サービス契約約款
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	FOMAサービスに係る契約	FOMAサービス契約約款
	Xiサービスに係る契約	Xiサービス契約約款
	衛星電話サービスに係る契約	衛星電話サービス契約約款
	ワイドスター通信サービスに係る契約	ワイドスター通信サービス契約約款
ソフトバンクモバイル株式会社	3G通信サービスに係る契約	3G通信サービス契約約款
イー・アクセス株式会社	EMOBILE通信サービスに係る契約	EMOBILE通信サービス契約約款(電話・データ通信編)
備考		
1 契約の種類は、上記に定めるものであって、音声通信を行うことができるものに限りません。		
2 当社が別に定めるダイヤル手段による音声通信は提供しません。		

エ PHS事業者の電気通信サービスに係るもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
株式会社ウィルコム	一般ウィルコム通信契約	ウィルコム通信サービス契約約款

オ IP電話サービスに係るもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	第1種契約又は第2種契約	音声利用IP通信網サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	第1種契約又は第2種契約	音声利用IP通信網サービス契約約款
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	第3種シェアードIP-PBX契約	IP通信網サービス契約約款
東北インテリジェント通信株式会社	第2種IP電話契約又は第3種IP電話契約	IP電話サービス契約約款
中部テレコミュニケーション株式会社	第2種IPセントレックスサービス契約	IP電話サービス契約約款
	光電話サービス契約	光電話サービス契約約款
	オフィス光電話サービス契約	オフィス光電話サービス契約約款
	光電話集合単体サービス契約	光電話集合単体サービス契約約款
株式会社ケイ・オプティコム	IP電話サービス契約	IP電話サービス契約約款
	音声利用IP通信網サービス契約	音声利用IP通信網サービス契約約款
株式会社STNet	光電話サービス契約	光電話サービス契約約款
		光電話サービス（ピカラCUEtv）契約約款
		光電話サービス（ピカラテレビあなん）契約約款
		光電話サービス（ピカラUCAT）契約約款
		光電話サービス（ピカラCVC）契約約款
		光電話サービス（ピカラICK）契約約款
		光電話サービス（ピカラ愛媛CATV専用サービス用）契約約款
		光電話サービス（ピカラよさこい）契約約款
		光電話サービス（ピカラMCB）契約約款
光電話サービス（ピカラKBC）契約約款		

		光電話サービス（ピカラ西予）契約約款
		光電話サービス（ピカラMTC）契約約款
		光電話サービス（ピカラ海部）契約約款
		光電話サービス（ピカラ石井CATV）契約約款
		光電話サービス（ピカラ宇和島市専用サービス用）契約約款
		ビジネス光電話サービス契約約款
		ビジネス光電話サービス（愛媛CATV専用サービス用）契約約款
株式会社UCOM	直加入契約	直加入サービス契約約款
株式会社テクノロジーネットワークス	プライマリ電話契約	プライマリ電話サービス契約約款
九州通信ネットワーク株式会社	第2種IP電話サービス契約	IP電話サービス契約約款
ソフトバンクテレコム株式会社	第3種IP電話契約又は第4種IP電話契約	IP電話サービス契約約款
フュージョン・コミュニケーションズ株式会社	直収電話契約又は特定IP電話契約	電話サービス等契約約款
株式会社エネルギー・コミュニケーションズ	IP電話サービスに係る第1種第4類契約	IP電話サービス契約約款
KVH株式会社	IP電話契約	電話等サービス契約約款
ZIP Telecom株式会社	IP電話契約	電話サービス等契約約款
備考 当社は、当社が別に定めるダイヤル手段による音声通信は提供しません。		

カ FTTHサービスに係るもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
沖縄セルラー電話株式会社	FTTH電話契約	FTTHサービス契約約款
備考 当社は、当社が別に定めるダイヤル手段による音声通信は提供しません。		

別表2 本邦外又は特定衛星端末への通信に係る取扱地域等

区分	取扱地域
アジア1	大韓民国、シンガポール共和国、中華人民共和国(香港及びマカオを除きます。)、香港
アジア2	台湾
アジア3	インドネシア共和国、タイ王国
アジア4	ブルネイ・ダルサラーム国
アジア5	マカオ
アジア6	モンゴル国
アジア7	インド
アジア8	スリランカ民主社会主義共和国、ネパール王国、パキスタン・イスラム共和国、バングラデシュ人民共和国、ブータン王国、ベトナム社会主義共和国、モルディブ共和国、ラオス人民民主共和国
アジア9	アラブ首長国連邦、イスラエル国、オマーン、カタール国、キプロス共和国、クウェート国、サウジアラビア王国、ヨルダン・ハシェミット王国、シリア・アラブ共和国、バーレーン国、レバノン共和国
アジア10	東ティモール
アジア11	朝鮮民主主義人民共和国
アジア12	カンボジア王国、ミャンマー連邦共和国
アジア13	イエメン共和国
アジア14	アフガニスタン・イスラム共和国
アジア15	イラク共和国、イラン・イスラム共和国
アジア16	フィリピン共和国
アジア17	マレーシア
アフリカ1	アルジェリア民主人民共和国、アンゴラ共和国、ウガンダ共和国、エジプト・アラブ共和国、ガーナ共和国、カーボベルデ共和国、ガボン共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、ケニア共和国、コモロ連合、ザンビア共和国、ジブチ共和国、社会主義人民リビア・アラブ国、ジンバブエ共和国、スーダン共和国、スワジランド王国、セネガル共和国、ソマリア共和国、タンザニア連合共和国、トーゴ共和国、ナイジェリア連邦共和国、ナミビア共和国、ニジェール共和国、ブルキナファソ、ブルンジ共和国、ベナン共和国、ボツワナ共和国、マイヨット島、馬拉ウイ共和国、マリ共和国、南アフリカ共和国、モーリシャス共和国、モーリタニア・イスラム共和国、モザンビーク共和国、モロッコ王国、リベリア共和国、ルワンダ共和国、レソト王国、レユニオン
アフリカ2	エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、ギニア共和国、コートジボワール共和国、シエラレオネ共和国、セーシェル共和国、赤道ギニア共和国、チュニジア共和国、ディエゴ・ガルシア、マダガスカル共和国
アフリカ3	コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、チャド共和国

アメリカ1	アメリカ合衆国(アラスカ及びハワイを除きます。)、アラスカ
アメリカ2	カナダ
アメリカ3	サンピエール島・ミクロン島、メキシコ合衆国
アメリカ4	トリニダードトバゴ共和国、バミューダ諸島
アメリカ5	アルバ、アンギラ、アンティグア・バーブーダ、オランダ領アンティール、キューバ共和国、グアデルーペ、グレート・ブリテン領ヴァージン諸島、ケイマン諸島、ジャマイカ、セントビンセント及びグレナディーン諸島、ドミニカ共和国、ハイチ共和国、バルバドス、プエルト・リーコ、米領ヴァージン諸島、マルティニク
アメリカ6	バハマ国
アメリカ7	ブラジル連邦共和国
アメリカ8	ペルー共和国
アメリカ9	アルゼンチン共和国、ウルグアイ東方共和国、エクアドル共和国、エルサルバドル共和国、グアテマラ共和国、コスタリカ共和国、コロンビア共和国、スリナム共和国、チリ共和国、ニカラグア共和国、パナマ共和国、パラグアイ共和国、フランス領ギアナ、ベネズエラ・ボリバル共和国、ベリーズ、ボリビア共和国、ホンジュラス共和国
アメリカ10	フォークランド諸島
オセアニア1	グアム、サイパン
オセアニア2	ハワイ
オセアニア3	オーストラリア
オセアニア4	クリスマス島、ココス・キーリング諸島、ニュージーランド
オセアニア5	ノーフォーク島、パプアニューギニア共和国、米領サモア、ミクロネシア連邦
オセアニア6	マーシャル諸島共和国
オセアニア7	バヌアツ共和国、キリバス共和国、クック諸島、ソロモン諸島、ツバル、トケラウ諸島、トンガ王国、ナウル共和国、サモア独立国、ニュー・カレドニア、パラオ共和国、フィジー共和国、フランス領ポリネシア
ヨーロッパ1	グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国、ドイツ連邦共和国、フランス共和国
ヨーロッパ2	アンドラ公国、モナコ公国
ヨーロッパ3	アイスランド共和国、アイルランド、アゾールス諸島、イタリア共和国、バチカン市国、オーストリア共和国、オランダ王国、カナリア諸島、ギリシャ共和国、グリーンランド、サンマリノ共和国、ジブラルタル、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、スペイン領北アフリカ、デンマーク王国、トルコ共和国、ノルウェー王国、フェロー諸島、フィンランド共和国、ベルギー王国、ポルトガル共和国、マディラ諸島、マルタ共和国、リヒテンシュタイン公国、ルクセンブルク大公国
ヨーロッパ4	アゼルバイジャン共和国、ウクライナ、ウズベキスタン共和国、エストニア共和国、カザフスタン共和国、グルジア、クロアチア共和国、スロバキ

	ア共和国、スロベニア共和国、タジキスタン共和国、チェコ共和国、ハンガリー共和国、ブルガリア共和国、ベラルーシ共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド共和国、マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、ルーマニア、ロシア連邦
ヨーロッパ5	トルクメニスタン、セルビア共和国、モンテネグロ共和国
ヨーロッパ6	アルバニア共和国、アルメニア共和国、キルギス共和国
特定衛星端末 1	スラヤー
特定衛星端末 2	イリジウム
削除	削除
特定衛星端末 4	インマルサットB型
特定衛星端末 5	インマルサットM型
特定衛星端末 6	インマルサットMINI-M型、インマルサットF型、インマルサットBGAN型、インマルサットFB型
特定衛星端末 7	インマルサットMINI-M型(64kbpsのAudio/Speechモードの場合に限ります。)、インマルサットF型(64kbpsのAudio/Speechモードの場合に限ります。)、インマルサットBGAN型(64kbpsのAudio/Speechモードの場合に限ります。)、インマルサットFB型(64kbpsのAudio/Speechモードの場合に限ります。)

別表3 IP電話サービスⅡにおける他社接続回線に係る協定事業者等の電気通信サービス

事業者の名称	電気通信サービスの名称等
ソフトバンクテレコム株式会社	スピンネットサービス ・ 端末型eAccess対応接続サービス ・ 端末型Bフレッツ対応接続サービス ・ 端末型フレッツ・ADSL対応接続サービス
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ三洋システム	SANNETインターネットサービス 端末型ダイヤルアップIP接続サービス ・ ADSL40Meコース ・ ADSL24Meコース ・ ADSL12Meコース ・ ADSL8Meコース ・ ADSL1Meコース ・ ADSL-eオプション
トナミ運輸株式会社	トナミインターネットサービスCoralNet ・ フレッツADSL接続サービス ・ 光接続(Bフレッツ)サービス ・ C-DSL接続サービス
北電情報システムサービス株式会社	FITweb ・ FITWeb・ADSLサービス ・ フレッツ・ADSLサービス ・ Bフレッツサービス
ほくでん情報テクノロジー株式会社 (注) 協定事業者は、北海道総合通信網株式会社となります。	Snowmanインターネットサービス ・ SnowmanBBスーパー ・ SnowmanBBスタンダード ・ SnowmanBBエコノミー
株式会社TOKAIコミュニケーションズ	T-comADSLサービス ・ Tコース ・ eコース TOKAI NETWORK CLUB ・ ADSLパワーライン
ユニアデックス株式会社	ADSLパック接続サービス ・ eADSLパック ・ tADSLパック
株式会社ドリームウェブ静岡	ACROS ・ Bファミリーコース ・ Bマンションコース ・ Bベーシックコース ・ 「フレッツ・ADSL 40M」コース ・ 「フレッツ・ADSL 24M」コース

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「フレッツ・ADSL 12M」 コース ・ 「フレッツ・ADSL 8M」 コース ・ 「フレッツ・ADSL 1.5M」 コース
イー・アクセス株式会社	AOL <ul style="list-style-type: none"> ・ ADSL プラン

別表4 パケット通信アクセス回線に係る当社又は協定事業者の電気通信サービスに係る契約

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
KDDI株式会社	auサービス（auデュアル、auパケット又はUIMサービスに限ります。）に係るau契約	au通信サービス契約約款
沖縄セルラー電話株式会社	auサービス（auデュアル、auパケット又はUIMサービスに限ります。）に係るau契約	au通信サービス契約約款
株式会社ウィルコム	一般ウィルコム通信契約（一般ウィルコム通信（無限定利用（標準型（料金種別がつなぎ放題コースのものに限ります。）又は複合型のものに限ります。）のものに限ります。）に係るものに限ります。）	ウィルコム通信サービス契約約款
株式会社ウィルコム沖縄	一般ウィルコム沖縄通信契約（一般ウィルコム沖縄通信（無限定利用（標準型（料金種別がつなぎ放題コースのものに限ります。）又は複合型のものに限ります。）のものに限ります。）に係るものに限ります。）	ウィルコム沖縄通信サービス契約約款

別表5 当社が別に定める音声通信番号に係る協定事業者

事業者の名称
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー
株式会社NTTぷらら
フュージョン・コミュニケーションズ株式会社
ソフトバンクテレコム株式会社
株式会社テクノロジーネットワークス
九州通信ネットワーク株式会社
中部テレコミュニケーション株式会社
株式会社ケイ・オブティコム
株式会社UCOM
株式会社STNet
ソフトバンクBB株式会社
東北インテリジェント通信株式会社
ZIP Telecom株式会社
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
株式会社エネルギア・コミュニケーションズ

別表6 特定の電気通信サービス等

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
株式会社ジェイコム札幌	J : COM PHONE プラス サービス契約約款	J : COM PHONE プラス電話サービス
株式会社ジェイコム東京	J : COM PHONE プラス サービス契約約款	J : COM PHONE プラス電話サービス
株式会社ジェイコムイースト	J : COM PHONE プラス サービス契約約款	J : COM PHONE プラス電話サービス
株式会社ジェイコム湘南	J : COM PHONE プラス サービス契約約款	J : COM PHONE プラス電話サービス
株式会社ジェイコムさいたま	J : COM PHONE プラス サービス契約約款	J : COM PHONE プラス電話サービス
株式会社ジェイコム千葉	J : COM PHONE プラス サービス契約約款	J : COM PHONE プラス電話サービス
土浦ケーブルテレビ株式会社	J : COM PHONE プラス サービス契約約款	J : COM PHONE プラス電話サービス
株式会社ジェイコムウエスト	J : COM PHONE プラス サービス契約約款	J : COM PHONE プラス電話サービス
吹田ケーブルテレビジョン株式会社	J : COM PHONE プラス サービス契約約款	J : COM PHONE プラス電話サービス
豊中・池田ケーブルネット株式会社	J : COM PHONE プラス サービス契約約款	J : COM PHONE プラス電話サービス
東大阪ケーブルテレビ株式会社	J : COM PHONE プラス サービス契約約款	J : COM PHONE プラス電話サービス
高槻ケーブルネットワーク株式会社	J : COM PHONE プラス サービス契約約款	J : COM PHONE プラス電話サービス
株式会社ケーブルネット神戸 芦屋	J : COM PHONE プラス サービス契約約款	J : COM PHONE プラス電話サービス
株式会社ケーブルネット下関	J : COM PHONE プラス サービス契約約款	J : COM PHONE プラス電話サービス
株式会社ジェイコム九州	J : COM PHONE プラス サービス契約約款	J : COM PHONE プラス電話サービス

附 則

(実施期日)

1 この約款は、平成16年5月1日から実施します。

(契約に関する経過措置)

2 この約款実施の際現に、総合オープン通信網サービス契約約款に規定する下表の左欄の総合オープン通信網サービスに係る契約を締結している者は、この約款実施の日において、この約款に規定する下表の右欄のインターネット接続サービスに係る契約を締結しているものとみなします。

第4種総合オープン通信網サービス	ダイヤルアップサービス
一般第4種総合オープン通信網サービス タイプⅠ	第1種ダイヤルアップサービス タイプⅠ
一般第4種総合オープン通信網サービス タイプⅡ	第1種ダイヤルアップサービス タイプⅡ
一般第4種総合オープン通信網サービス タイプⅢ・プランⅠ	マンション向けサービス タイプⅠ・コースⅠ・住戸契約
一般第4種総合オープン通信網サービス タイプⅢ・プランⅡ	マンション向けサービス タイプⅠ・コースⅡ・住戸契約
一般第4種総合オープン通信網サービス タイプⅢ・プランⅢ	マンション向けサービス タイプⅡ・住戸契約
特定第4種総合オープン通信網サービス	第2種ダイヤルアップサービス
第5種総合オープン通信網サービス	特定ダイヤルアップサービス
第6種総合オープン通信網サービス	α Eメールサービス
第9種総合オープン通信網サービス タイプⅠ・コースⅠ	フレッツ対応サービス タイプⅠ
第9種総合オープン通信網サービス	フレッツ対応サービス

タイプⅡ・コースⅠ	タイプⅡ
第9種総合オープン通信網サービス タイプⅢ・コースⅠ	フレッツ対応サービス タイプⅢ
第9種総合オープン通信網サービス タイプⅣ・コースⅠ	フレッツ対応サービス タイプⅣ
第9種総合オープン通信網サービス タイプⅤ・コースⅠ	フレッツ対応サービス タイプⅤ
第9種総合オープン通信網サービス タイプⅦ・コースⅠ	フレッツ対応サービス タイプⅥ
第13種総合オープン通信網サービス タイプⅠ・コースⅠ	マンション向けサービス タイプⅠ・コースⅠ・回線契約
第13種総合オープン通信網サービス タイプⅠ・コースⅡ	マンション向けサービス タイプⅠ・コースⅡ・回線契約
第13種総合オープン通信網サービス タイプⅡ	マンション向けサービス タイプⅡ・回線契約
第14種総合オープン通信網サービス タイプⅢ	A D S L接続サービス タイプⅠ
第14種総合オープン通信網サービス タイプⅣ	A D S L接続サービス タイプⅡ
第15種総合オープン通信網サービス	T E P C Oひかり対応サービス
第16種総合オープン通信網サービス	I P電話サービスⅡ

メールアドレス追加サービス	電子メールアドレス追加サービス
電子メール容量追加サービス	電子メール容量追加サービス
ホームページ公開サービス	ホームページアカウント追加サービス
ホームページ容量追加サービス	ホームページ容量追加サービス
パケット通信アクセスサービス	パケット通信アクセスサービス
ローミングサービス	ローミングサービス
電子メール着信規制サービス	電子メール条件着信サービス
電子メール転送規制サービス	電子メール条件転送サービス
音声通信サービスⅡ	IP電話サービスⅠ
特定音声通信発信規制サービス	国際発信規制サービス
送信電子メールウィルスチェックサービス	送信電子メールウィルスチェックサービス

(整理品目に関する経過措置)

3 この約款実施の際現に、総合オープン通信網サービス契約約款の規定により提供している下表の左欄のサービスに係る契約を締結している者は、この約款実施の日において、この約款に規定する下表の右欄のサービスに係る契約を締結しているものとし、その提供条件は、この附則の4に規定するところによります。

旧一般第4種総合オープン通信網サービス (ベツベツコース)	旧ダイヤルアップサービス (ベツベツコース)
旧一般第4種総合オープン通信網サービス (ダイヤル1)	旧ダイヤルアップサービス (ダイヤル1)

旧一般第4種総合オープン通信網サービス (ダイヤル2)	旧ダイヤルアップサービス (ダイヤル2)
旧一般第4種総合オープン通信網サービス (ダイヤル3)	旧ダイヤルアップサービス (ダイヤル3)
旧一般第4種総合オープン通信網サービス (ダイヤルくじら)	旧ダイヤルアップサービス (ダイヤルくじら)
旧電子メール利用サービス	旧電子メール利用サービス
旧電子メール独自ドメインサービス	旧電子メール独自ドメインサービス
旧ホームページ独自ドメインサービス	旧ホームページ独自ドメインサービス
旧メーリングリスト機能(一般第4種総合オープン通信網契約者に係るものに限ります。)	旧メーリングリスト機能
旧メーリングリスト独自ドメイン機能(一般第4種総合オープン通信網契約者に係るものに限ります。)	旧メーリングリスト独自ドメイン機能

4 この附則の3の規定により提供するサービスの提供条件は、次のとおりとします。

1) 旧ダイヤルアップサービス(ベツベツコース)

旧ダイヤルアップサービス(ベツベツコース)に関する提供条件は、次に掲げるもののほか、この約款に規定する第1種ダイヤルアップサービスに関する提供条件(第94条(利用に係るインターネット接続サービス利用契約者の義務)第1項第6号に掲げるものを除きま。)に準ずるものとします。

① 基本利用料

ア 適用

旧ダイヤルアップサービス(ベツベツコース)に係る基本利用料の適用については、第79条(利用料の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容
1) 料金の設定	旧ダイヤルアップサービス利用契約者(ベツベツコース)に係る基本利用料は、インターネット接続サービスの提供区間のみ当社がその料金を設定する

	ものとしします。
2) インターネット接続サービスの種類の変更	<p>ア 旧ダイヤルアップサービス利用契約者(ベツベツコース)は、次の場合に限り、インターネット接続サービスの種類の変更の請求をすることができます。</p> <p>(ア) 第1種ダイヤルアップサービスへ変更するとき。</p> <p>(イ) フレッツ対応サービスへ変更するとき。</p> <p>(ウ) ADSL接続サービス(タイプIのものに限ります。)へ変更するとき。</p> <p>イ アの場合において、その変更は、請求のあった日の属する料金月の翌料金月の初日からとします。</p> <p>ウ 当社は、イの請求があったときは、第11条(第1種ダイヤルアップサービス利用契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。</p>
3) 基本利用料の算定	旧ダイヤルアップサービス(ベツベツコース)に係る料金額は、月間累積接続通信時間について、1分までごとに算定します。
4) 最低利用期間	旧ダイヤルアップサービス(ベツベツコース)には、最低利用期間はありませ

イ 料金額

1ユーザIDにつき1分までごとに

区 分	料金額
利用料	税抜額5円(税込額5.25円)

② 付加機能利用料

旧ダイヤルアップサービス(ベツベツコース)に係る付加機能利用料の適用については、次に掲げるもののほか、第1種ダイヤルアップサービスの場合(優先接続との複合利用に係る料金の適用に関する部分を除きます。)に準じて取り扱います。

ア パケット通信アクセスサービスに係る料金額

1ユーザIDごとに月額

区 分	料金額
パケット通信アクセスサービス	税抜額900円(税込額945円)

③ 登録料

第1種ダイヤルアップサービス(タイプI(コースIIのものに限ります。))のものに限ります。)へ変更

する場合、旧ダイヤルアップサービス利用契約者(ベツベツコースのものに限ります。)は、登録料の支払を要しません。

④ 工事費

旧ダイヤルアップサービス(ベツベツコース)及び当該インターネット接続サービスに係る付加機能利用料の適用については、第1種ダイヤルアップサービス(タイプIのものに限ります。)の場合に準じて取り扱います。

- 2) 削除
- 3) 削除
- 4) 削除
- 5) 削除
- 6) 削除

5 この約款実施の際現に、当社の総合オープン通信網サービス契約約款に規定する「旧A i r H” ADSLセット割に係る料金の適用」を受けている者は、この約款実施の日において、次に規定するとおり「旧A i r H” ADSLセット割に係る料金の適用」を受けるものとします。

旧A i r H” ADSLセット割の料金の適用	<p>ア 当社は、ADSL接続サービス利用契約者が、協定事業者(PHS事業者に限ります。)の別に定める電話サービスに係る契約を締結している場合であって、この平成15年6月1日以前にそのADSL接続サービス利用契約者から申出があった場合には、ADSL接続サービスに係る基本利用料から50円を減額して適用します。</p> <p>ただし、基本利用料が50円に満たない場合は、その基本利用料の額を減額して適用します。</p> <p>イ アの取扱いは、協定事業者(PHS事業者に限ります。)の別に定める電話サービスに係る1の契約につき1のADSL接続サービス利用契約に限り適用します。</p> <p>ウ アの取扱いは、協定事業者(PHS事業者に限ります。)の別に定める電話サービスに係る契約を締結していることを当社がインターネット接続サービス取扱所において確認した日(以下この欄において「確認日」といいます。)の属する料金月の初日(確認日の属する料金月の末日にADSL接続サービスが開始されていない場合は、当該ADSL接続サービスの提供を開始した日の属する料金月の初日)から適用します。</p> <p>エ 当社は、ADSL接続サービス利用契約者がアに規定する条件を満たさなくなったことを確認できたとき又は料金表第1(基本利用料)5(ADSL接続サービスに係るもの)1(適用)の表の10欄の取扱いの申出があったときは、その確認ができた日の属する料金月の初日からアの取扱いは終了したものとします。</p> <p>オ ADSL接続サービス利用契約者は、当社が、アの取扱いを行うにあたり、必要な範囲で協定事業者(PHS事業者に限ります。)の別に定める電話サービスに係る契約に係る情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。</p> <p>カ アの取扱いを受けているADSL接続サービス利用契約者は、料金表第1(基本利用料)5(ADSL接続サービスに係るもの)1(適用)の表の10欄の取扱いを受けることはできません。</p> <p>(注)「別に定める電話サービス」は、下表のとおりとします。</p>
--------------------------	--

	事業者の名称	契約約款の名称	サービスの種類等
	株式会社ウィルコム	ウィルコム通信サービス契約約款	一般ウィルコム通信無限定利用・標準型(料金種別つなぎ放題コース)
	株式会社ウィルコム 沖縄	ウィルコム沖縄通信サービス契約約款	一般ウィルコム沖縄通信無限定利用・標準型(料金種別つなぎ放題コース)

(その他の経過措置)

- 6 平成13年9月7日までに総合オープン通信網サービスの提供を開始した第1種ダイヤルアップサービス利用契約者(タイプI(コースIのものに限ります。))又はタイプII(コースIIのものに限ります。))のものに限ります。)、旧ダイヤルアップサービス利用契約者(ダイヤル3又はダイヤルくじらのものに限ります。)、フレッツ対応サービス利用契約者又はADSL接続サービス利用契約者(タイプIのものに限ります。))から当該契約の解除の申し出があったときは、その申し出のあった日の属する料金月の末日までの間、当該インターネット接続サービスの提供は継続するものとして取り扱います。
- ただし、申し出のあった日の属する料金月の末日以外の日に当該契約の解除をしようとするときは、定額利用料(当該契約者が利用している電子メールアドレス追加サービス、ホームページアカウント追加サービス、パケット通信アクセスサービス、電子メール条件着信サービス若しくは電子メール条件転送サービスに係るものを含みます。))の日割を申し出ていただいたうえで、日割後の料金(その定額利用料をその利用日数に応じて日割した料金をいいます。))を支払っていただきます。
- 7 この附則の6の場合において、平成13年9月8日以降に、サービスの種類等の変更を行った場合はこの限りではありません。
- 8 当社は、当社が別途定めるメールアドレスについては、電子メールの利用内容の変更(メールアドレスの変更に係るものに限ります。))を行いません。
- 9 この約款実施の日から平成16年8月31日までの間において、フレッツ対応サービス利用契約(タイプII、タイプIII又はタイプVIのものに限ります。))又はTEPCOひかり対応サービス利用契約(プランIのものに限ります。))の申込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の翌々料金月までの間における定額利用料について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 10 この約款実施の日から平成16年8月31日までの間において、ADSL接続サービス利用契約(タイプI(1.5Mb/sの品目のものに限ります。))のものを除きます。))の申込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における定額利用料について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 11 この約款実施の日から平成16年8月31日までの間において、第15条(インターネット接続サービスの種類の変更)、第31条(インターネット接続サービスの種類の変更)又は料金表の規定によりフレッツ対応サービス(タイプIIのものに限ります。))への種類等の変更(タイプの変更を含みます。以下この附則において同じとします。))の請求をし、その承諾を受けた第1種ダイヤルアップサービス利用契約者又はフレッツ対応サービス利用契約者(タイプIのものに限ります。))は、当社がその種類等の変更をした日からその変更をした日の属する料金月の翌々料金月までの間に

おける定額利用料について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。

- 12 この約款実施の日から平成16年8月31日までの間において、第15条(インターネット接続サービスの種類の変更)、第31条(インターネット接続サービスの種類の変更)又は料金表の規定によりADSL接続サービス利用契約(タイプI(1.5Mb/sの品目のものに限り、)のものを除きます。)への種類等の変更(タイプの変更を含みます。以下この附則において同じとします。)の請求をし、その承諾を受けた第1種ダイヤルアップサービス利用契約者又はフレッツ対応サービス利用契約者(タイプIのものに限り、)は、当社がその種類等の変更をした日からその変更をした日の属する料金月の翌料金月までの間における定額利用料について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 13 この約款実施の日から平成16年8月31日までの間において、第15条(インターネット接続サービスの種類の変更)、第31条(インターネット接続サービスの種類の変更)、第39条(インターネット接続サービスの種類の変更)、第47条(インターネット接続サービスの種類の変更)、第52条(インターネット接続サービスの種類の変更)又は料金表の規定によりフレッツ対応サービス(タイプⅢ若しくはタイプⅥのものに限り、)への種類等の変更(タイプの変更を含みます。以下この附則において同じとします。)の請求をし、その承諾を受けたインターネット接続サービス利用契約者は、当社がその種類等の変更をした日からその変更をした日の属する料金月の翌々料金月までの間における定額利用料について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
ただし、フレッツ対応サービスのタイプⅢとタイプⅥとの間のタイプの変更については、この限りではありません。
- 14 この約款実施の日から平成16年8月31日までの間において、第15条(インターネット接続サービスの種類の変更)、第31条(インターネット接続サービスの種類の変更)、第39条(インターネット接続サービスの種類の変更)又は第47条(インターネット接続サービスの種類の変更)の規定によりTEPCOひかり対応サービス(プランIのものに限り、)への種類の変更の請求をし、その承諾を受けたインターネット接続サービス利用契約者は、当社がその種類の変更をした日からその変更をした日の属する料金月の翌々料金月までの間における基本利用料について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 15 この約款実施の日から平成16年8月31日までの間において、ADSL接続サービス利用契約(タイプI(1.5Mb/sの品目のものに限り、)のものを除きます。)の申込みをした者又は第15条(インターネット接続サービスの種類の変更)、第31条(インターネット接続サービスの種類の変更)の規定によりADSL接続サービスへの種類の変更の請求をし、その承諾を受けた第1種ダイヤルアップサービス利用契約者又はフレッツ対応サービス利用契約者(タイプIのものに限り、)は、ADSL接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 16 この約款実施の日から平成16年8月31日までの間において、第46条(他社接続回線の移転)の請求をし、その承諾を受けたADSL接続サービス利用契約者(共用型のものに限り、)は、他社接続回線の移転に関する工事に係る工事費(その他社接続回線の移転に伴うADSL接続サービスの品目、タイプ又はプランの変更に関する工事に係るものを含みます。)について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 17 この約款実施の日から平成16年8月31日までの間において、TEPCOひかり対応サービス利用契約(プランIのものに限り、以下この附則において同じとします。)の申込みをした者又は第15条(インターネット接続サービスの種類の変更)、第31条(インターネット接続サービスの種類の変更)、第39条(インターネット接続サービスの種類の変更)又は第47条(インターネット接続サービスの種類の変更)の規定によりTEPCOひかり対応サービスへの種類の変更の請求をし、その承諾を受けたインターネット接続サービス利用契約者は、TEPCOひかり対応サー

- ビスの利用の開始に関する工事(契約に関する工事、他社接続回線の設置に関する工事、他社接続回線の収容に関する工事及び回線終端装置の設置に関する工事をいいます。以下この附則において同じとします。)に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 18 この約款実施の日から平成16年7月31日までの間において、IP電話サービスIに係るフレッツ対応サービス利用契約者(タイプII(プランIのものに限ります。)のものに限ります。)は、IP電話サービスIに係る付加機能利用料(定額利用料の部分に限ります。)及び工事費(利用の開始に関する工事に係るものに限ります。)について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 19 この約款実施の日から平成16年9月30日までの間において、ADSL接続サービス(タイプIIのものに限ります。)へのタイプの変更(変更後の品目及び他社接続回線に係る協定事業者が変更前のものと同じの場合に限ります。以下この附則において同じとします。)の請求をし、その承諾を受けたADSL接続サービス利用契約者(タイプI(1.5Mb/s品目のものを除きます。)のものに限ります。)は、そのタイプの変更(そのタイプの変更に伴うプランの変更を含みます。)に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 20 この約款実施の日から平成16年9月30日までの間において、ADSL接続サービス(タイプII(40Mb/s品目のものに限ります。)のものに限ります。)へのタイプ及び品目の変更(他社接続回線に係る協定事業者が変更前のものと同じの場合に限ります。以下この附則において同じとします。)の請求をし、その承諾を受けたADSL接続サービス利用契約者(タイプIのものに限ります。)は、そのタイプ及び品目の変更(そのタイプ及び品目の変更に伴うプランの変更を含みます。)に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 21 この約款実施の日から平成16年9月30日までの間において、ADSL接続サービス(タイプII(プランVIII(40Mb/s品目のものに限ります。)のものに限ります。)のものに限ります。)への品目の変更の請求をし、その承諾を受けたADSL接続サービス利用契約者(タイプII(プランVIII(1Mb/s品目のものに限ります。)のものに限ります。)のものに限ります。)は、その品目の変更に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 22 この約款実施の日から平成16年9月30日までの間において、ADSL接続サービス(タイプII(24Mb/s品目のものに限ります。)のものに限ります。)へのタイプ及び品目の変更(他社接続回線に係る協定事業者が変更前のものと同じの場合に限ります。以下この附則において同じとします。)の請求をし、その承諾を受けたADSL接続サービス利用契約者(タイプI(プランV、プランVI又はプランVIIのものに限ります。)のものに限ります。)は、そのタイプ及び品目の変更に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 23 この約款実施の日から平成16年9月30日までの間において、ADSL接続サービス(タイプII(8Mb/sのものに限ります。)のものに限ります。)へのタイプ及び品目の変更(他社接続回線に係る協定事業者が変更前のものと同じの場合に限ります。以下この附則において同じとします。)の請求をし、その承諾を受けたADSL接続サービス利用契約者(タイプI(プランVIII(1Mb/sのものに限ります。)又はプランIX(1Mb/sのものに限ります。)のものに限ります。)又はタイプII(プランVIII(1Mb/sのものに限ります。)のものに限ります。)のものに限ります。)は、そのタイプ及び品目の変更に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 24 削除
- 25 この附則の25の取扱いを受けた者は、当社が別に定める場合を除いて、再びその取扱いを受けることはできないものとします。

- 26 この約款実施前に、総合オープン通信網サービス契約約款の規定により、支払い又は支払わなければならない電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 27 この約款実施前に、総合オープン通信網サービス契約約款の規定により、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
- 28 この約款実施前に、総合オープン通信網サービス契約約款の規定により行った手続きその他の行為は、この附則に規定する場合のほか、この約款にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づき行ったものとみなします
- 29 この約款実施前に、総合オープン通信網サービス契約約款の規定により提供している電気通信サービスは、この附則に規定する場合のほか、この約款にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づき提供しているものとみなします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成16年5月20日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成16年5月27日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成16年6月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成16年6月10日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成16年6月25日から実施します。

(経過措置)

2 この約款実施の日から平成16年9月30日までの間において、ADSL接続サービス(タイプⅡ(12Mb/sのものに限ります。))のものに限ります。)へのタイプ及び品目の変更(他社接続回線に係る協定事業者が変更前のものと同じの場合に限ります。以下この附則において同じとします。)の請求をし、その承諾を受けたADSL接続サービス利用契約者(タイプⅠ(プランⅨ(1Mb/sのものに限ります。))のものに限ります。)は、そのタイプ及び品目の変更に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならない電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成16年7月22日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成16年8月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成16年8月4日から実施します。但し、ADSL 接続サービス利用契約(タイプⅡ(プランⅧのものに限ります。))のものに限ります。)に関する部分については、平成16年8月10日から適用するものとします。

(経過措置)

2 この約款実施の日から平成16年9月30日までの間において、ADSL接続サービス(タイプⅡ(47Mb/s品目のものに限ります。))のものに限ります。)へのタイプ及び品目の変更(他社接続回線に係る協定事業者が変更前のものと同じの場合に限ります。以下この附則において同じとします。)の請求をし、その承諾を受けたADSL接続サービス利用契約者(タイプⅠのものに限ります。)は、そのタイプ及び品目の変更(そのタイプ及び品目の変更に伴うプランの変更を含みます。)に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。

3 この約款実施の日から平成16年9月30日までの間において、ADSL接続サービス(タイプⅡ(プランⅧ(47Mb/s品目のものに限ります。))のものに限ります。)のものに限ります。)への品目の変更の請求をし、その承諾を受けたADSL接続サービス利用契約者(タイプⅡ(プランⅧ(1Mb/s品目のものに限ります。))のものに限ります。)のものに限ります。)は、その品目の変更に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。

4 この約款実施の日から平成17年3月31日までの間において、ADSL接続サービス(タイプⅡ(プランⅧ(50Mb/s品目のものに限ります。))のものに限ります。)のものに限ります。)への品目の変更の請求をし、その承諾を受けたADSL接続サービス利用契約者(タイプⅡ(プランⅧ(40Mb/s品目のものに限ります。))のものに限ります。)のものに限ります。)は、その品目の変更に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。

5 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

6 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成16年9月10日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成16年10月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この約款実施の日から平成17年3月31日までの間において、ADSL接続サービス(タイプⅡ(プランⅧ(50Mb/s品目のものに限ります。))のものに限ります。)への品目の変更の請求をし、その承諾を受けたADSL接続サービス利用契約者(タイプⅠ(プランⅧ(1Mb/s品目のものに限ります。))のものに限ります。)又はタイプⅡ(プランⅧ(1Mb/s品目のものに限ります。))のものに限ります。)は、その品目の変更に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成16年11月24日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成16年12月1日から実施します。

ただし、第3種ダイヤルアップサービス及び第2種ADSL接続サービスに関する規定については、平成17年2月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この約款実施の際現に、インターネット接続サービス契約約款に規定する下表の左欄のインターネット接続サービスに係る契約を締結している者は、この約款実施の日において、この改正規定による改正後の約款に規定する下表の右欄のインターネット接続サービスとみなします。

ADSL接続サービス	第1種ADSL接続サービス
------------	---------------

- 3 この約款実施の日から平成17年5月31日までの間において、第2種ADSL接続サービスの申込みをし、その承諾を受けたときは、当社がその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における定額利用料について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 4 この約款実施の日から平成17年5月31日までの間において、第22条の4(インターネット接続サービスの種類の変更)により、第2種ADSL接続サービスへの種類の変更の請求をし、その承諾を受けた第3種ダイヤルアップサービス利用契約者は、当社がその種類の変更をした日から、その変更をした日の属する料金月の翌料金月までの間における定額利用料について、この約款の

規定にかかわらず、その支払を要しません。

5 削除

6 この附則の 5 の取扱いを受けた者は、当社が別に定める場合を除いて、再びその取扱いを受けることはできないものとします。

7 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

8 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 16 年 12 月 21 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 16 年 12 月 22 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 17 年 1 月 19 日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 17 年 2 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この約款実施の日から平成 17 年 3 月 31 日までの間において、第 1 種 ADSL 接続サービス利用契約(タイプ I (プラン I (共用型(1.5 Mb/s の品目のものを除きます。))のものに限ります。))及びプラン VIII (共用型(1 Mb/s の品目のものを除きます。))のものに限ります。))のものに限ります。及びタイプ II (プラン VIII (共用型(1 Mb/s の品目のものを除きます。))のものに限ります。))のものに限ります。))の申込みをした者又は第 15 条(インターネット接続サービスの種類の変更)、第 31 条(インターネット接続サービスの種類の変更)の規定により第一種 ADSL 接続サービスへの種類の変更の請求をし、その承諾を受けた第 1 種ダイヤルアップサービス利用契約者又はフレッツ対応サービス利用契約者(タイプ I のものに限ります。))は、第一種 ADSL 接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 17 年 2 月 2 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成17年2月9日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成17年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この約款実施の日から平成17年4月30日までの間において、第1種ADSL接続サービス利用契約(タイプI(プランI(共用型(1.5Mb/sの品目のものを除きます。))のものに限ります。))及びプランVIII(共用型(1Mb/sの品目のものを除きます。))のものに限ります。))のものに限ります。及びタイプII(プランVIII(共用型(1Mb/sの品目のものを除きます。))のものに限ります。))のものに限ります。))の申込みをした者又は第15条(インターネット接続サービスの種類の変更)、第31条(インターネット接続サービスの種類の変更)の規定により第1種ADSL接続サービスへの種類の変更の請求をし、その承諾を受けた第1種ダイヤルアップサービス利用契約者又はフレッツ対応サービス利用契約者(タイプIのものに限ります。))は、第1種ADSL接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成17年5月1日から実施します。

(経過措置)

2 この約款実施の日から平成17年8月31日までの間において、第1種ADSL接続サービス利用契約(タイプI(プランI(共用型(1.5Mb/sの品目のものを除きます。))のものに限ります。))及びプランVIII(共用型(1Mb/sの品目のものを除きます。))のものに限ります。))のものに限ります。及びタイプII(プランVIII(共用型(1Mb/sの品目のものを除きます。))のものに限ります。))のものに限ります。))の申込みをした者又は第15条(インターネット接続サービスの種類の変更)、第31条(インターネット接続サービスの種類の変更)の規定により第1種ADSL接続サービスへの種類の変更の請求をし、その承諾を受けた第1種ダイヤルアップサービス利用契約者又はフレッツ対応サービス利用契約者(タイプIのものに限ります。))は、第1種ADSL接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成17年5月16日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成17年5月18日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成17年5月23日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成17年6月1日から実施します。

(経過措置)

2 この約款実施の日から平成17年9月30日までの間において、第2種ADSL接続サービス（住宅用のものに限り、以下同じとします。）の申込みをし、その承諾を受けたときは、当社がその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における定額利用料について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。

3 この約款実施の日から平成17年9月30日までの間において、第22条の4（インターネット接続サービスの種類の変更）により、第2種ADSL接続サービスへの種類の変更の請求をし、その承諾を受けた第3種ダイヤルアップサービス利用契約者は、当社がその種類の変更をした日から、その変更をした日の属する料金月の翌料金月までの間における定額利用料について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。

4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成17年6月15日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際、インターネット接続サービス契約約款に規定する下表の左欄のインターネット接続サービスに係る契約を締結しているものは、この改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の約款に規定する下表の右欄のインターネット接続サービスとみなします。

第2種ADSL接続サービス	第2種ADSL接続サービス 住宅用
---------------	----------------------

3 この約款実施の日から平成17年8月31日までの間において、第2種ADSL接続サービス

(事務用のものに限り、以下同じとします。)の申込みをし、その承諾を受けたときは、当社がその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における定額利用料について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。

- 4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとし、ます。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとし、ます。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成17年6月29日から実施します。

(経過措置)

- 2 この約款実施の日から平成17年9月30日までの間において、IP電話サービスI(第2種ADSL接続サービス(住宅用のものに限り、ます。))に係るものに限り、ます。)の申込みをし、その承諾を受けたときは、当社がその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における定額利用料について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 3 この約款実施の日から平成17年9月30日までの間において、IP電話サービスI(第2種ADSL接続サービス(住宅用のものに限り、ます。))に係るものに限り、ます。)の申込みをし、その承諾を受けたときは、IP電話サービスIの利用の開始に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 4 この約款実施の日から平成17年8月31日までの間において、IP電話サービスI(第2種ADSL接続サービス(事務用のものに限り、ます。))に係るものに限り、ます。)の申込みをし、その承諾を受けたときは、当社がその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における定額利用料について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 5 この約款実施の日から平成17年8月31日までの間において、IP電話サービスI(第2種ADSL接続サービス(事務用のものに限り、ます。))に係るものに限り、ます。)の申込みをし、その承諾を受けたときは、IP電話サービスIの利用の開始に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 6 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとし、ます。
- 7 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとし、ます。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成17年7月25日から実施します。

(経過措置)

- 2 この約款実施の日から平成17年9月30日までの間において、第2種ADSL接続サービス利用契約の申込みをした者又は第22条の4(インターネット接続サービスの種類の変更)の規定により第2種ADSL接続サービス(住宅用のものに限り、ます。))への種類の変更の請求をし、その承諾を受けた第3種ダイヤルアップサービス利用契約者は、第2種ADSL接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとし、ます。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成17年8月1日から実施します。

(経過措置)

2 この約款実施の日から平成17年9月30日までの間において、第1種ADSL接続サービス(プランⅨ(3Mb/s品目のものに限ります。))のものに限ります。)への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第1種ADSL接続サービス利用契約者(プランⅨ(1.5Mb/s品目のものに限ります。))のものに限ります。)は、その品目の変更に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成17年8月3日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成17年8月23日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成17年9月1日から実施します。

(経過措置)

2 この約款実施の日から平成17年9月30日までの間において、第2種ADSL接続サービス(事務用のものに限ります。以下同じとします。)の申込みをし、その承諾を受けたときは、当社がその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における定額利用料について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。

3 この約款実施の日から平成17年9月30日までの間において、第2種ADSL接続サービスの申込みをした者は、第2種ADSL接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。

4 この約款実施の日から平成17年9月30日までの間において、IP電話サービスⅠ(第2種ADSL接続サービスに係るものに限ります。)の申込みをし、その承諾を受けたときは、当社がその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における定額利用料について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。

5 この約款実施の日から平成17年9月30日までの間において、IP電話サービスⅠ(第2種ADSL接続サービスに係るものに限ります。)の申込みをし、その承諾を受けたときは、IP電話サービスⅠの利用の開始に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。

- 6 この約款実施の日から平成17年9月30日までの間において、第1種ADSL接続サービス利用契約(タイプI(プランI(共用型(1.5Mb/sの品目のものを除きます。))のものに限ります。))及びプランⅧ(共用型(1Mb/sの品目のものを除きます。))のものに限ります。))のものに限ります。及びタイプII(プランⅧ(共用型(1Mb/sの品目のもの、及び50Mb/sの品目のものを除きます。))のものに限ります。))のものに限ります。))の申込みをした者又は第15条(インターネット接続サービスの種類の変更)、第31条(インターネット接続サービスの種類の変更)の規定により第1種ADSL接続サービスへの種類の変更の請求をし、その承諾を受けた第1種ダイヤルアップサービス利用契約者又はフレッツ対応サービス利用契約者(タイプIのものに限ります。))は、第1種ADSL接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 7 この約款実施の日から平成17年11月30日までの間において、第1種ADSL接続サービス利用契約(タイプII(プランⅧ(共用型(50Mb/sの品目のものに限ります。))のものに限ります。))のものに限ります。))の申込みをした者又は第15条(インターネット接続サービスの種類の変更)、第31条(インターネット接続サービスの種類の変更)の規定により第1種ADSL接続サービスへの種類の変更の請求をし、その承諾を受けた第1種ダイヤルアップサービス利用契約者又はフレッツ対応サービス利用契約者(タイプIのものに限ります。))は、第1種ADSL接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 8 この約款実施の日から平成17年11月30日までの間において、第1種ADSL接続サービス利用契約(タイプII(プランⅧ(共用型(50Mb/sの品目のものに限ります。))のものに限ります。))の申込みをした者又は第15条(インターネット接続サービスの種類の変更)、第31条(インターネット接続サービスの種類の変更)の規定により第1種ADSL接続サービスへの種類の変更の請求をし、その承諾を受けた第1種ダイヤルアップサービス利用契約者又はフレッツ対応サービス利用契約者(タイプIのものに限ります。))は、当社がその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における定額利用料について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 9 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 10 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成17年9月2日から実施します。但し、第2種ADSL接続サービス利用契約(コースIのものに限ります。))に関する部分については、平成17年11月9日から適用するものとします。
- 2 この約款実施の際現に、インターネット接続サービス契約約款に規定する下表の左欄のインターネット接続サービスに係る契約を締結している者は、この約款実施の日において、この改正規定による改正後の約款に規定する下表の右欄のインターネット接続サービスとみなします。

第2種ADSL接続サービス	第2種ADSL接続サービスコースII
---------------	--------------------

- 3 この約款実施の日から平成17年11月30日までの間において、第1種ADSL接続サービス(タイプII(プランⅧ(共用型(50Mb/sの品目のものに限ります。))のものに限ります。))の

ものに限ります。)のものに限ります。以下、この項において同じとします。)の申込みをし、その承諾を受けた後、第47条(インターネット接続サービスの種類の変更)の規定により、第2種ADSL接続サービス(コースIのものに限ります。以下、この項において同じとします。)への種類の変更の請求をし、その承諾を受けた場合において、当社が第1種ADSL接続サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月に第2種ADSL接続サービスの提供を開始した場合、当社が第2種ADSL接続サービスの提供を開始した日の属する料金月の定額利用料について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。

4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成17年9月20日から実施します。

(経過措置)

2 この約款実施の日から平成17年12月31日までの間において、インターネット接続サービス(第1種ダイヤルアップサービス、フレッツ対応サービス、マンション向けサービス(住戸契約のものに限ります。))、ADSL接続サービス(コースIIに係る第2種ADSL接続サービスを除きます。)又はTEPCOひかり対応サービスに限ります。以下、「当該インターネット接続サービス」といいます。)利用契約者が、当社所定の契約申込書により第3種ダイヤルアップサービス、第2種ADSL接続サービス(コースIIのものに限ります。)又は当社のFTTHサービスに係る契約約款等に規定するFTTHサービス(インターネットサービスのものに限ります。以下、「当該FTTHサービス」といいます。)の申込みをし、その承諾を受け、当社が当該インターネット接続サービスの契約の解除を行った日の属する料金月の当該インターネット接続サービスの定額利用料(当該インターネット接続サービス利用契約者が利用している電子メールアドレス追加サービス、ホームページアカウント追加サービス、電子メール条件着信サービス、電子メール条件転送サービス、及び送信電子メールウィルスチェックサービスに係る付加機能利用料に限ります。)については、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。

3 この約款実施の日から平成17年12月31日までの間において、当該インターネット接続サービス利用契約者が、当社所定の契約申込書により第3種ダイヤルアップサービス又は第2種ADSL接続サービス(コースIIのものに限ります。)の申込みをし、その承諾を受け、当社が第3種ダイヤルアップサービス、第2種ADSL接続サービス(コースIIのものに限ります。)の提供を開始した日の属する料金月の付加機能(第3種ダイヤルアップサービス又は第2種ADSL接続サービス(コースIIのものに限ります。)利用契約者が利用している電子メール条件着信サービス及び電子メール条件転送サービスに係る付加機能に限ります。)に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成17年9月21日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成17年10月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この約款実施の日から平成17年12月31日までの間において、インターネット接続サービス（第1種ダイヤルアップサービス、又はフレッツ対応サービス(タイプIのものに限ります。)に限ります。以下、「当該インターネット接続サービス」といいます。）利用契約者が、当社所定の契約申込書により第3種ダイヤルアップサービス、第2種ADSL接続サービス(コースIIのものに限ります。)又は当社のFTTHサービスに係る契約約款等に規定するFTTHサービス(インターネットサービスのものに限ります。以下、「当該FTTHサービス」といいます。)の申込みをし、その承諾を受け、当該インターネット接続サービスの契約の解除を行った日の属する料金月に当該料金月の当該インターネット接続サービスの定額利用料(当該インターネット接続サービス利用契約者が利用している電子メール容量追加サービス及びホームページ容量追加サービスに係る付加機能利用料に限ります。)について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 3 この約款実施の日から平成17年11月30日までの間において、第2種ADSL接続サービス(コースIIのものに限ります。)の申込みをし、その承諾を受けたときは、当社がその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における定額利用料について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 4 この約款実施の日から平成17年11月30日までの間において、第22条の4(インターネット接続サービスの種類の変更)により、第2種ADSL接続サービス(コースII(住宅用のものに限ります。)のものに限ります。)への種類の変更の請求をし、その承諾を受けた第3種ダイヤルアップサービス利用契約者は、当社がその種類の変更をした日から、その変更をした日の属する料金月の翌料金月までの間における定額利用料について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 5 この約款実施の日から平成17年11月30日までの間において、第2種ADSL接続サービス(コースIIのものに限ります。)の申込みをした者は、第2種ADSL接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 6 この約款実施の日から平成17年11月30日までの間において、第22条の4(インターネット接続サービスの種類の変更)により、第2種ADSL接続サービス(コースII(住宅用のものに限ります。)のものに限ります。)への種類の変更の請求をし、その承諾を受けた第3種ダイヤルアップサービス利用契約者は、第2種ADSL接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 7 この約款実施の日から平成17年11月30日までの間において、IP電話サービスI(第2種ADSL接続サービス(コースIIのものに限ります。)に係るものに限ります。)の申込みをし、その承諾を受けたときは、当社がその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における定額利用料について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 8 この約款実施の日から平成17年11月30日までの間において、IP電話サービスI(第2種ADSL接続サービス(コースIIのものに限ります。)に係るものに限ります。)の申込みをし、その承諾を受けたときは、IP電話サービスIの利用の開始に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 9 この改正規定実施前に、第1種ADSL接続サービスの申込みをし、その承諾を受けた第1種A

DSL接続サービス利用契約者から第1種ADSL接続サービス利用契約に基づく権利の譲渡の承諾を求められたときは、当社は第37条(マンション向け利用権の譲渡)の規定に準じて取り扱います。

10 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

11 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成17年11月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際、インターネット接続サービスに規定する下表の左欄のインターネット接続サービスに係る契約を締結しているものは、この改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の約款に規定する下表の右欄のインターネット接続サービスに係る契約を締結しているものとし、その提供条件は、この附則の3に規定するところによります。

特定ダイヤルアップサービス	旧特定ダイヤルアップサービス
---------------	----------------

3 削除

4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成17年11月9日から実施します。

2 この改正規定実施の際現に、インターネット接続サービス契約約款に規定する下表の左欄のインターネット接続サービスに係る契約を締結している者は、この約款実施の日において、この改正規定による改正後の約款に規定する下表の右欄のインターネット接続サービスとみなします。

第2種ADSL接続サービスコースⅡ住宅用	第2種ADSL接続サービスコースⅡ住宅用(50Mb/sの品目に係るもの)
第2種ADSL接続サービスコースⅡ事務用	第2種ADSL接続サービスコースⅡ事務用(50Mb/sの品目に係るもの)

3 この約款実施の日から平成17年11月30日までの間において、第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用(10Mb/s品目のもの)に限ります。))のものに限ります。)の申込みをし、その承諾を受けたときは、当社がその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における定額利用料について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。

4 この約款実施の日から平成17年11月30日までの間において、第22条の4(インターネット接続サービスの種類の変更)により、第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用(10Mb/s品目のもの)に限ります。))のものに限ります。)のものに限ります。)への種類の変更の請求

- をし、その承諾を受けた第3種ダイヤルアップサービス利用契約者は、当社がその種類の変更をした日から、その変更をした日の属する料金月の翌料金月までの間における定額利用料について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 5 この約款実施の日から平成17年11月30日までの間において、第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用（10Mb/s品目のものに限ります。）のものに限ります。）のものに限ります。）の申込みをした者は、第2種ADSL接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 6 この約款実施の日から平成17年11月30日までの間において、第22条の4（インターネット接続サービスの種類の変更）により、第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用（10Mb/s品目のものに限ります。）のものに限ります。）のものに限ります。）への種類の変更の請求をし、その承諾を受けた第3種ダイヤルアップサービス利用契約者は、第2種ADSL接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 7 この約款実施の日から平成17年11月30日までの間において、第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用（50Mb/s品目のものに限ります。）のものに限ります。）のものに限ります。）への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第2種ADSL接続サービス利用契約者（コースⅡ（住宅用（10Mb/s品目のものに限ります。）のものに限ります。）のものに限ります。）又は、第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用（10Mb/s品目のものに限ります。）のものに限ります。）のものに限ります。）への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第2種ADSL接続サービス利用契約者（コースⅡ（住宅用（50Mb/s品目のものに限ります。）のものに限ります。）のものに限ります。）は、その品目の変更に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、3,000円とします。
- 8 この約款実施の日から平成17年11月30日までの間において、IP電話サービスⅠ（第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用（10Mb/s品目のものに限ります。）のものに限ります。）のものに限ります。）に係るものに限ります。）の申込みをし、その承諾を受けたときは、当社がその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における定額利用料について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 9 この約款実施の日から平成17年11月30日までの間において、IP電話サービスⅠ（第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用（10Mb/s品目のものに限ります。）のものに限ります。）のものに限ります。）に係るものに限ります。）の申込みをし、その承諾を受けたときは、IP電話サービスⅠの利用の開始に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 10 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 11 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

1 この改正規定は、平成17年11月10日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、

なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成17年12月1日から実施します。

(経過措置)

2 この約款実施の日から平成18年1月31日までの間において、第2種ADSL接続サービス(コースⅡのものに限ります。)の申込みをした者又は第22条の4(インターネット接続サービスの種類の変更)の規定により第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用のものに限ります。)のものに限ります。)への種類の変更の請求をし、その承諾をうけた第3種ダイヤルアップサービス利用契約者は、当社がその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における第2種ADSL接続サービス(コースⅡのものに限ります。)に関する定額利用料について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。但し、当社が第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用のものに限ります。)のものに限ります。)の提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間に、第2種ADSL接続サービス利用契約者が品目の変更の請求をし、その承諾を受けた場合は、その第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用(変更前の品目のものに限ります。)のものに限ります。)のものに限ります。)に関する定額利用料に限り、その支払いを要しません。

3 この約款実施の日から平成18年1月31日までの間において、第2種ADSL接続サービス(コースⅡのものに限ります。)の申込みをした者又は第22条の4(インターネット接続サービスの種類の変更)の規定により第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用のものに限ります。)のものに限ります。)への種類の変更の請求をし、その承諾をうけた第3種ダイヤルアップサービス利用契約者は、第2種ADSL接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。

4 この約款実施の日から平成18年1月31日までの間において、第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用(50Mb/s品目のものに限ります。)のものに限ります。)のものに限ります。)への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第2種ADSL接続サービス利用契約者(コースⅡ(住宅用(10Mb/s品目のものに限ります。)のものに限ります。)のものに限ります。)又は、第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用(10Mb/s品目のものに限ります。)のものに限ります。)のものに限ります。)への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第2種ADSL接続サービス利用契約者(コースⅡ(住宅用(50Mb/s品目のものに限ります。)のものに限ります。)のものに限ります。)は、その品目の変更に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、3,000円とします。

5 この約款実施の日から平成18年1月31日までの間において、IP電話サービスⅠ(第2種ADSL接続サービス(コースⅡのものに限ります。)に係るものに限ります。)の申込みをし、その承諾を受けたときは、当社がその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における定額利用料について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。

6 この約款実施の日から平成18年1月31日までの間において、IP電話サービスⅠ(第2種ADSL接続サービス(コースⅡのものに限ります。)に係るものに限ります。)の申込みをし、その承諾を受けたときは、IP電話サービスⅠの利用の開始に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。

7 この約款実施の日から平成18年1月31日までの間において、第1種ADSL接続サービス利用契約(タイプⅡ(プランⅧ(共用型(50Mb/sの品目のものに限ります。)のものに限ります。)のものに限ります。)の申込みをした者又は第15条(インターネッ

ト接続サービスの種類の変更)、第31条(インターネット接続サービスの種類の変更)の規定により第1種ADSL接続サービスへの種類の変更の請求をし、その承諾を受けた第1種ダイヤルアップサービス利用契約者又はフレッツ対応サービス利用契約者(タイプIのものに限ります。)は、第1種ADSL接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。

8 この約款実施の日から平成18年1月31日までの間において、第1種ADSL接続サービス利用契約(タイプII(プランⅧ(共用型(50Mb/sの品目のものに限ります。))のものに限ります。))の申込みをした者又は第15条(インターネット接続サービスの種類の変更)、第31条(インターネット接続サービスの種類の変更)の規定により第1種ADSL接続サービスへの種類の変更の請求をし、その承諾を受けた第1種ダイヤルアップサービス利用契約者又はフレッツ対応サービス利用契約者(タイプIのものに限ります。))は、当社がその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における第1種ADSL接続サービス利用契約(タイプII(プランⅧ(共用型(50Mb/sの品目のものに限ります。))のものに限ります。))の申込みをした者又は第15条(インターネット接続サービスの種類の変更)、第31条(インターネット接続サービスの種類の変更)の規定により第1種ADSL接続サービス(タイプII(プランⅧ(共用型(50Mb/sの品目のものに限ります。))のものに限ります。))の提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間に、第47条(インターネット接続サービスの種類の変更)の規定により第2種ADSL接続サービス(コースI(タイプIIのものに限ります。))のものに限ります。)への種類の変更の請求をし、その承諾を受けた場合は、当社が第1種ADSL接続サービス利用契約(タイプII(プランⅧ(共用型(50Mb/sの品目のものに限ります。))のものに限ります。))の申込みをした者又は第15条(インターネット接続サービスの種類の変更)、第31条(インターネット接続サービスの種類の変更)の規定により第2種ADSL接続サービス(コースI(タイプIIのものに限ります。))のものに限ります。)に関する定額利用料について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

9 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

10 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成18年1月1日から実施します。

(経過措置)

2 この約款実施の日から平成18年2月28日までの間において、インターネット接続サービス(第1種ダイヤルアップサービス、フレッツ対応サービス、マンション向けサービス(住戸契約のものに限ります。))、ADSL接続サービス(コースIIに係る第2種ADSL接続サービスを除きます。))又はTEPCOひかり対応サービスに限ります。以下、「当該インターネット接続サービス」といいます。)利用契約者が、当社所定の契約申込書により第3種ダイヤルアップサービス、第2種ADSL接続サービス(コースIIのものに限ります。))又は当社のFTTHサービスに係る契約約款等に規定するFTTHサービス(インターネットサービスのものに限ります。以下、「当該FTTHサービス」といいます。)の申込みをし、その承諾を受け、当社が当該インターネット接続サービスの契約の解除を行った日の属する料金月の当該インターネット接続サービスの定額利用料(当該インターネット接続サービス利用契約者が利用している電子メールアドレス追加サービス、ホームページアカウント追加サービス、電子メール条件着信サービス、電子メール

条件転送サービス、及び送信電子メールウィルスチェックサービスに係る付加機能利用料に限ります。)については、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。

- 3 この約款実施の日から平成18年2月28日までの間において、当該インターネット接続サービス利用契約者が、当社所定の契約申込書により第3種ダイヤルアップサービス又は第2種ADSL接続サービス(コースⅡのものに限ります。)の申込みをし、その承諾を受け、当社が第3種ダイヤルアップサービス、第2種ADSL接続サービス(コースⅡのものに限ります。)の提供を開始した日の属する料金月の付加機能(第3種ダイヤルアップサービス又は第2種ADSL接続サービス(コースⅡのものに限ります。))利用契約者が利用している電子メール条件着信サービス及び電子メール条件転送サービスに係る付加機能に限ります。)に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。
- 4 この約款実施の日から平成18年2月28日までの間において、インターネット接続サービス(第1種ダイヤルアップサービス、又はフレッツ対応サービス(タイプⅠのものに限ります。))に限ります。以下、「当該ダイヤルアップ接続サービス」といいます。)利用契約者が、当社所定の契約申込書により第3種ダイヤルアップサービス、第2種ADSL接続サービス(コースⅡのものに限ります。)又は当社のFTTHサービスに係る契約約款等に規定するFTTHサービス(インターネットサービスのものに限ります。以下、「当該FTTHサービス」といいます。)の申込みをし、その承諾を受け、当該ダイヤルアップ接続サービスの契約の解除を行った日の属する料金月に当該料金月の当該ダイヤルアップ接続サービスの定額利用料(当該ダイヤルアップ接続サービス利用契約者が利用している電子メール容量追加サービス及びホームページ容量追加サービスに係る付加機能利用料に限ります。)について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 5 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
- 6 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成18年2月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この約款実施の日から平成18年3月31日までの間において、第2種ADSL接続サービス(コースⅡのものに限ります。)の申込みをした者又は第22条の4(インターネット接続サービスの種類の変更)の規定により第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用のものに限ります。))のものに限ります。)への種類の変更の請求をし、その承諾をうけた第3種ダイヤルアップサービス利用契約者は、当社がその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における第2種ADSL接続サービス(コースⅡのものに限ります。)に関する定額利用料について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。但し、当社が第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用のものに限ります。))のものに限ります。)の提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間に、第2種ADSL接続サービス利用契約者が品目の変更の請求をし、その承諾を受けた場合は、その第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用(変更前の品目のものに限ります。))のものに限ります。)のものに限ります。)に関する定額利用料に限り、その支払いを要しません。
- 3 この約款実施の日から平成18年3月31日までの間において、第2種ADSL接続サービス(コースⅡのものに限ります。)の申込みをした者又は第22条の4(インターネット接続サービス

の種類の変更)の規定により第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用のものに限ります。))のものに限ります。)への種類の変更の請求をし、その承諾をうけた第3種ダイヤルアップサービス利用契約者は、第2種ADSL接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。

4 この約款実施の日から平成18年3月31日までの間において、第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用(50Mb/s品目のものに限ります。))のものに限ります。)のものに限ります。)への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第2種ADSL接続サービス利用契約者(コースⅡ(住宅用(10Mb/s品目のものに限ります。))のものに限ります。)のものに限ります。)又は、第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用(10Mb/s品目のものに限ります。))のものに限ります。)のものに限ります。)への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第2種ADSL接続サービス利用契約者(コースⅡ(住宅用(50Mb/s品目のものに限ります。))のものに限ります。)のものに限ります。)は、その品目の変更に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、3,000円とします。

5 この約款実施の日から平成18年3月31日までの間において、IP電話サービスⅠ(第2種ADSL接続サービス(コースⅡのものに限ります。)に係るものに限ります。)の申込みをし、その承諾を受けたときは、当社がその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における定額利用料について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。

6 この約款実施の日から平成18年3月31日までの間において、IP電話サービスⅠ(第2種ADSL接続サービス(コースⅡのものに限ります。)に係るものに限ります。)の申込みをし、その承諾を受けたときは、IP電話サービスⅠの利用の開始に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。

7 この約款実施の日から平成18年2月28日までの間において、第1種ADSL接続サービス利用契約(タイプⅡ(プランⅧ(共用型(50Mb/sの品目のものに限ります。))のものに限ります。))のものに限ります。)の申込みをした者又は第15条(インターネット接続サービスの種類の変更)、第31条(インターネット接続サービスの種類の変更)の規定により第1種ADSL接続サービスへの種類の変更の請求をし、その承諾を受けた第1種ダイヤルアップサービス利用契約者又はフレッツ対応サービス利用契約者(タイプⅠのものに限ります。)は、第1種ADSL接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。

8 この約款実施の日から平成18年2月28日までの間において、第1種ADSL接続サービス利用契約(タイプⅡ(プランⅧ(共用型(50Mb/sの品目のものに限ります。))のものに限ります。))のものに限ります。)の申込みをした者又は第15条(インターネット接続サービスの種類の変更)、第31条(インターネット接続サービスの種類の変更)の規定により第1種ADSL接続サービスへの種類の変更の請求をし、その承諾を受けた第1種ダイヤルアップサービス利用契約者又はフレッツ対応サービス利用契約者(タイプⅠのものに限ります。)は、当社がその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における第1種ADSL接続サービス利用契約(タイプⅡ(プランⅧ(共用型(50Mb/sの品目のものに限ります。))のものに限ります。))のものに限ります。)のものに限ります。)に関する定額利用料について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。また、当社が第1種ADSL接続サービス(タイプⅡ(プランⅧ(共用型(50Mb/sの品目のものに限ります。))のものに限ります。))のものに限ります。)の提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間に、第47条(インターネット接続サービスの種類の変更)の規定により第2種ADSL接続サービス(コースⅠ(タイプⅡのものに限ります。))のものに限ります。)への種類の変更の請求をし、その承諾を受けた場合は、当社が第1種ADSL接続サービス利用契約(タイプⅡ(プランⅧ(共用型

(50Mb/sの品目のものに限ります。)のものに限ります。)のものに限ります。)のものに限ります。)の提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における第2種ADSL接続サービス(コースI(タイプIIのものに限ります。)のものに限ります。)に関する定額利用料について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

9 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

10 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成18年3月1日から実施します。

(経過措置)

2 この約款実施の日から平成18年3月31日までの間において、インターネット接続サービス(第1種ダイヤルアップサービス、フレッツ対応サービス、マンション向けサービス(住戸契約のものに限ります。))、ADSL接続サービス(コースIIに係る第2種ADSL接続サービスを除きます。))又はTEPCOひかり対応サービスに限ります。以下、「当該インターネット接続サービス」といいます。)利用契約者が、当社所定の契約申込書により第3種ダイヤルアップサービス、第2種ADSL接続サービス(コースIIのものに限ります。))又は当社のFTTHサービスに係る契約約款等に規定するFTTHサービス(インターネットサービスのものに限ります。以下、「当該FTTHサービス」といいます。))の申込みをし、その承諾を受け、当社が当該インターネット接続サービスの契約の解除を行った日の属する料金月の当該インターネット接続サービスの定額利用料(当該インターネット接続サービス利用契約者が利用している電子メールアドレス追加サービス、ホームページアカウント追加サービス、電子メール条件着信サービス、電子メール条件転送サービス、及び送信電子メールウィルスチェックサービスに係る付加機能利用料に限ります。))については、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。

3 この約款実施の日から平成18年3月31日までの間において、当該インターネット接続サービス利用契約者が、当社所定の契約申込書により第3種ダイヤルアップサービス又は第2種ADSL接続サービス(コースIIのものに限ります。))の申込みをし、その承諾を受け、当社が第3種ダイヤルアップサービス、第2種ADSL接続サービス(コースIIのものに限ります。))の提供を開始した日の属する料金月の付加機能(第3種ダイヤルアップサービス又は第2種ADSL接続サービス(コースIIのものに限ります。))利用契約者が利用している電子メール条件着信サービス及び電子メール条件転送サービスに係る付加機能に限ります。))に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

4 この約款実施の日から平成18年3月31日までの間において、インターネット接続サービス(第1種ダイヤルアップサービス、又はフレッツ対応サービス(タイプIのものに限ります。))に限ります。以下、「当該ダイヤルアップ接続サービス」といいます。)利用契約者が、当社所定の契約申込書により第3種ダイヤルアップサービス、第2種ADSL接続サービス(コースIIのものに限ります。))又は当社のFTTHサービスに係る契約約款等に規定するFTTHサービス(インターネットサービスのものに限ります。以下、「当該FTTHサービス」といいます。))の申込みをし、その承諾を受け、当該ダイヤルアップ接続サービスの契約の解除を行った日の属する料金月に当該料金月の当該ダイヤルアップ接続サービスの定額利用料(当該ダイヤルアップ接続サービス利用契約者が利用している電子メール容量追加サービス及びホームページ容量追加サービスに係る付加機能利用料に限ります。))については、この約款の規定にかかわらず、その支払を要

しません。

- 5 この約款実施の日から平成18年3月31日までの間において、第1種ADSL接続サービス利用契約(タイプII(プランⅧ(共用型(50Mb/sの品目のもの)に限ります。))のものに限ります。))のものに限ります。))の申込みをした者又は第15条(インターネット接続サービスの種類の変更)、第31条(インターネット接続サービスの種類の変更)の規定により第1種ADSL接続サービスへの種類の変更の請求をし、その承諾を受けた第1種ダイヤルアップサービス利用契約者又はフレッツ対応サービス利用契約者(タイプIのものに限ります。))は、第1種ADSL接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 6 この約款実施の日から平成18年3月31日までの間において、第1種ADSL接続サービス利用契約(タイプII(プランⅧ(共用型(50Mb/sの品目のもの)に限ります。))のものに限ります。))のものに限ります。))の申込みをした者又は第15条(インターネット接続サービスの種類の変更)、第31条(インターネット接続サービスの種類の変更)の規定により第1種ADSL接続サービスへの種類の変更の請求をし、その承諾を受けた第1種ダイヤルアップサービス利用契約者又はフレッツ対応サービス利用契約者(タイプIのものに限ります。))は、当社がその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における第1種ADSL接続サービス利用契約(タイプII(プランⅧ(共用型(50Mb/sの品目のもの)に限ります。))のものに限ります。))のものに限ります。))に関する定額利用料について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。また、当社が第1種ADSL接続サービス(タイプII(プランⅧ(共用型(50Mb/sの品目のもの)に限ります。))のものに限ります。))のものに限ります。))の提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間に、第47条(インターネット接続サービスの種類の変更)の規定により第2種ADSL接続サービス(コースI(タイプIIのものに限ります。))のものに限ります。))への種類の変更の請求をし、その承諾を受けた場合は、当社が第1種ADSL接続サービス利用契約(タイプII(プランⅧ(共用型(50Mb/sの品目のもの)に限ります。))のものに限ります。))のものに限ります。))の提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における第2種ADSL接続サービス(コースI(タイプIIのものに限ります。))のものに限ります。))に関する定額利用料について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。
- 7 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
- 8 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成18年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この約款実施の日から平成18年5月31日までの間において、第2種ADSL接続サービス(コースIIのものに限ります。))の申込みをした者又は第22条の4(インターネット接続サービスの種類の変更)の規定により第2種ADSL接続サービス(コースII(住宅用のもの)に限ります。))のものに限ります。))への種類の変更の請求をし、その承諾をうけた第3種ダイヤルアップサービス利用契約者は、当社がその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における第2種ADSL接続サービス(コースIIのものに限ります。))に関する定額利用料について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。但し、当社が第2種ADSL接続サービ

- ス(コースⅡ(住宅用のものに限ります。))のものに限ります。)の提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間に、第2種ADSL接続サービス利用契約者が品目の変更の請求をし、その承諾を受けた場合は、その第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用(変更前の品目のものに限ります。))のものに限ります。)のものに限ります。)に関する定額利用料に限り、その支払いを要しません。
- 3 この約款実施の日から平成18年5月31日までの間において、第2種ADSL接続サービス(コースⅡのものに限ります。)の申込みをした者又は第22条の4(インターネット接続サービスの種類の変更)の規定により第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用のものに限ります。))のものに限ります。)への種類の変更の請求をし、その承諾をうけた第3種ダイヤルアップサービス利用契約者は、第2種ADSL接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 4 この約款実施の日から平成18年5月31日までの間において、第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用(50Mb/s品目のものに限ります。))のものに限ります。)のものに限ります。)への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第2種ADSL接続サービス利用契約者(コースⅡ(住宅用(10Mb/s品目のものに限ります。))のものに限ります。)のものに限ります。)又は、第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用(10Mb/s品目のものに限ります。))のものに限ります。)のものに限ります。)への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第2種ADSL接続サービス利用契約者(コースⅡ(住宅用(50Mb/s品目のものに限ります。))のものに限ります。)のものに限ります。)は、その品目の変更に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、3,000円とします。
- 5 この約款実施の日から平成18年5月31日までの間において、IP電話サービスⅠ(第2種ADSL接続サービス(コースⅡのものに限ります。)に係るものに限ります。)の申込みをし、その承諾を受けたときは、当社がその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における定額利用料について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 6 この約款実施の日から平成18年5月31日までの間において、IP電話サービスⅠ(第2種ADSL接続サービス(コースⅡのものに限ります。)に係るものに限ります。)の申込みをし、その承諾を受けたときは、IP電話サービスⅠの利用の開始に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 7 この約款実施の日から平成18年5月31日までの間において、第1種ADSL接続サービス利用契約(タイプⅡ(プランⅧ(共用型(50Mb/sの品目のものに限ります。))のものに限ります。))のものに限ります。)の申込みをした者又は第15条(インターネット接続サービスの種類の変更)、第31条(インターネット接続サービスの種類の変更)の規定により第1種ADSL接続サービスへの種類の変更の請求をし、その承諾を受けた第1種ダイヤルアップサービス利用契約者又はフレッツ対応サービス利用契約者(タイプⅠのものに限ります。)は、第1種ADSL接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 8 この約款実施の日から平成18年5月31日までの間において、第1種ADSL接続サービス利用契約(タイプⅡ(プランⅧ(共用型(50Mb/sの品目のものに限ります。))のものに限ります。))のものに限ります。)の申込みをした者又は第15条(インターネット接続サービスの種類の変更)、第31条(インターネット接続サービスの種類の変更)の規定により第1種ADSL接続サービスへの種類の変更の請求をし、その承諾を受けた第1種ダイヤルアップサービス利用契約者又はフレッツ対応サービス利用契約者(タイプⅠのものに限ります。)は、当社がその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における第1種ADSL接続サービス利用契約(タイプⅡ(プランⅧ(共用型(50Mb/sの品目のものに限ります。))のもの

に限ります。)のものに限ります。)のものに限ります。)に関する定額利用料について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。また、当社が第1種ADSL接続サービス(タイプII(プランⅧ(共用型(50Mb/sの品目のものに限ります。))のものに限ります。))のものに限ります。)の提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間に、第47条(インターネット接続サービスの種類の変更)の規定により第2種ADSL接続サービス(コースI(タイプIIのものに限ります。))のものに限ります。)への種類の変更の請求をし、その承諾を受けた場合は、当社が第1種ADSL接続サービス利用契約(タイプII(プランⅧ(共用型(50Mb/sの品目のものに限ります。))のものに限ります。))のものに限ります。)の提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における第2種ADSL接続サービス(コースI(タイプIIのものに限ります。))のものに限ります。)に関する定額利用料について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

9 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

10 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成18年6月1日から実施します。

(経過措置)

2 この約款実施の日から平成18年7月31日までの間において、第2種ADSL接続サービス(コースIIのものに限ります。)の申込みをした者又は第22条の4(インターネット接続サービスの種類の変更)の規定により第2種ADSL接続サービス(コースII(住宅用のものに限ります。))のものに限ります。)への種類の変更の請求をし、その承諾をうけた第3種ダイヤルアップサービス利用契約者は、第2種ADSL接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。

3 この約款実施の日から平成18年7月31日までの間において、第2種ADSL接続サービス(コースII(住宅用(50Mb/s品目のものに限ります。))のものに限ります。)のものに限ります。)への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第2種ADSL接続サービス利用契約者(コースII(住宅用(10Mb/s品目のものに限ります。))のものに限ります。)のものに限ります。)又は、第2種ADSL接続サービス(コースII(住宅用(10Mb/s品目のものに限ります。))のものに限ります。)のものに限ります。)への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第2種ADSL接続サービス利用契約者(コースII(住宅用(50Mb/s品目のものに限ります。))のものに限ります。)のものに限ります。)は、その品目の変更に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、3,000円とします。

4 この約款実施の日から平成18年7月31日までの間において、IP電話サービスI(第2種ADSL接続サービス(コースIIのものに限ります。)に係るものに限ります。)の申込みをし、その承諾を受けたときは、IP電話サービスIの利用の開始に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。

5 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

6 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成18年6月19日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成18年6月21日から実施します。

(経過措置)

2 この約款実施の際現に当社と下表の左欄の下表の左欄のサービスに係る契約を締結している者は、この約款実施の日において、この約款に規定する下表の右欄のサービスに係る契約を締結しているものとし、その提供条件は、この附則の3に規定するところによります。

第1種ダイヤルアップサービス(タイプI(コースIのものに限ります。))のものに限ります。)	旧ダイヤルアップサービス(バリバリコース)
---	-----------------------

3 削除

4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成18年7月1日から実施します。

(経過措置)

2 この約款実施の日から平成18年8月31日までの間において、第2種ADSL接続サービス(コースII(住宅用のものに限ります。))利用契約者は第3種ADSL接続サービスへの種類の変更の請求若しくは、第3種ADSL接続サービス利用契約者は第2種ADSL接続サービスへの種類の変更の請求はできないものとしします。

3 この約款実施の日から平成18年7月31日までの間において、第3種ADSL接続サービスの申込みをした者は、第3種ADSL接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費及び回線新設費用について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。

4 この約款実施の日から平成18年7月31日までの間において、第3種ADSL接続サービス(50Mb/s品目のものに限ります。)への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第3種ADSL接続サービス利用契約者(10Mb/s品目のものに限ります。)又は、第3種ADSL接続サービス(10Mb/s品目のものに限ります。)への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第3種ADSL接続サービス利用契約者(50Mb/s品目のものに限ります。)は、その品目の変更に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、3,000円とします。

5 この約款実施の日から平成18年7月31日までの間において、IP電話サービスI(第3種ADSL接続サービスに係るものに限ります。)の申込みをし、その承諾を受けたときは、IP電話サービスIの利用の開始に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。

6 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

7 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、

なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成18年7月19日から実施します。

(経過措置)

2 この約款実施の際現に当社と下表の左欄の下表の左欄のサービスに係る契約を締結している者は、この約款実施の日において、この約款に規定する下表の右欄のサービスに係る契約を締結しているものとし、その提供条件は、この附則の3に規定するところによります。

第1種ADSL接続サービス(タイプI(プランⅦのものに限ります。))のものに限ります。)	旧第1種ADSL接続サービス タイプI (ADSL HOTnetコース)
第1種ADSL接続サービス(タイプⅡ(プランⅦのものに限ります。))のものに限ります。)	旧第1種ADSL接続サービス タイプⅡ (IP電話&ADSL HOTnetコース)

3 旧第1種ADSL接続サービスに関する提供条件は、次に掲げるもののほか、この約款に規定する第1種ADSL接続サービスに関する提供条件に準ずるものとしします。

基本利用料

1 適用

旧第1種ADSL接続サービスに係る基本利用料の適用については、第78条(定額利用料の支払義務)及び第79条(利用料の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとしします。

区 分	内 容
-----	-----

<p>1) 品目に係る料金の適用</p>	<p>ア 当社は、旧第1種ADSL接続サービスに係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、品目を定めます。</p> <table border="1" data-bbox="453 280 1461 745"> <thead> <tr> <th data-bbox="453 280 719 405">品 目</th> <th data-bbox="724 280 1461 405">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="453 412 719 577">8 Mb/s</td> <td data-bbox="724 412 1461 577">他社接続回線の終端の場所への伝送方向については最大8メガビット/秒まで、他の伝送方向については最大1メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="453 584 719 745">24 Mb/s</td> <td data-bbox="724 584 1461 745">他社接続回線の終端の場所への伝送方向については最大24メガビット/秒まで、他の伝送方向については最大1メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 旧第1種ADSL接続サービス タイプI (ADSL HOTnetコース) については、8 Mb/sの品目に限り提供します。</p> <p>2 旧第1種ADSL接続サービス タイプII (IP電話&ADSL HOTnetコース) については、8 Mb/s及び24 Mb/sの品目に限り提供します。</p> <p>イ 旧第1種ADSL接続サービス利用契約者は、旧第1種ADSL接続サービスの品目の変更は、できないものとします。</p>	品 目	内 容	8 Mb/s	他社接続回線の終端の場所への伝送方向については最大8メガビット/秒まで、他の伝送方向については最大1メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	24 Mb/s	他社接続回線の終端の場所への伝送方向については最大24メガビット/秒まで、他の伝送方向については最大1メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの
品 目	内 容						
8 Mb/s	他社接続回線の終端の場所への伝送方向については最大8メガビット/秒まで、他の伝送方向については最大1メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの						
24 Mb/s	他社接続回線の終端の場所への伝送方向については最大24メガビット/秒まで、他の伝送方向については最大1メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの						
<p>2) タイプに係る料金の適用</p>	<p>ア 当社は、旧第1種ADSL接続サービスに係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、タイプを定めます。</p> <table border="1" data-bbox="453 1301 1461 1767"> <tbody> <tr> <td data-bbox="453 1301 659 1509">タイプI</td> <td data-bbox="663 1301 1461 1509">1の接続ごとにIPアドレスを付与するものであり、かつ、網が輻輳した場合にその回線に係る通信の利用の制限をすることがあるものであって、タイプII以外のもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="453 1516 659 1767">タイプII</td> <td data-bbox="663 1516 1461 1767">1の接続ごとにIPアドレスを付与するものであり、かつ、網が輻輳した場合にその回線に係る通信の利用の制限をすることがあるものであって、音声通信の機能を基本機能として有するもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 旧第1種ADSL接続サービス利用契約者は、旧第1種ADSL接続サービスのタイプの変更は、できないものとします。</p>	タイプI	1の接続ごとにIPアドレスを付与するものであり、かつ、網が輻輳した場合にその回線に係る通信の利用の制限をすることがあるものであって、タイプII以外のもの	タイプII	1の接続ごとにIPアドレスを付与するものであり、かつ、網が輻輳した場合にその回線に係る通信の利用の制限をすることがあるものであって、音声通信の機能を基本機能として有するもの		
タイプI	1の接続ごとにIPアドレスを付与するものであり、かつ、網が輻輳した場合にその回線に係る通信の利用の制限をすることがあるものであって、タイプII以外のもの						
タイプII	1の接続ごとにIPアドレスを付与するものであり、かつ、網が輻輳した場合にその回線に係る通信の利用の制限をすることがあるものであって、音声通信の機能を基本機能として有するもの						

2 料金額

ア イ以外の部分

①旧第1種ADSL接続サービス タイプⅠ(ADSL HOTnetコース)に係るもの
 定額利用料 1他社接続回線ごとに月額

区 分	料金額
8Mb/s	税抜額2,770円(税込額2,908.5円)

②旧第1種ADSL接続サービス タイプⅡ(IP電話&ADSL HOTnetコース)に係るもの
 定額利用料 1他社接続回線ごとに月額

区 分	料金額
8Mb/s	税抜額2,580円(税込額2,709円)
24Mb/s	税抜額2,880円(税込額3,024円)

イ 協定事業者の契約約款等に規定するDSL等接続専用サービスに係る他社接続回線以外の部分第1種ADSL接続サービスの場合に準じて取り扱います。

- 4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成18年8月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この約款実施の日から平成18年9月30日までの間において、第2種ADSL接続サービス(コースⅡのものに限ります。)の申込みをした者又は第22条の4(インターネット接続サービスの種類の変更)の規定により第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用のものに限ります。))のものに限ります。)への種類の変更の請求をし、その承諾をうけた第3種ダイヤルアップサービス利用契約者は、第2種ADSL接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 3 この約款実施の日から平成18年9月30日までの間において、第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用(50Mb/s品目のものに限ります。))のものに限ります。)のものに限ります。)への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第2種ADSL接続サービス利用契約者(コースⅡ(住宅用(10Mb/s品目のものに限ります。))のものに限ります。)のものに限ります。)又は、第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用(10Mb/s品目のものに限ります。))のものに限ります。)

す。)のものに限ります。)のものに限ります。)への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第2種ADSL接続サービス利用契約者(コースⅡ(住宅用(50Mb/s品目のものに限ります。)のものに限ります。)のものに限ります。)は、その品目の変更に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、3,000円とします。

- 4 この約款実施の日から平成18年9月30日までの間において、第3種ADSL接続サービスの申込みをした者は、第3種ADSL接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費及び回線新設費用について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 5 この約款実施の日から平成18年9月30日までの間において、第3種ADSL接続サービス(50Mb/s品目のものに限ります。)への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第3種ADSL接続サービス利用契約者(10Mb/s品目のものに限ります。)又は、第3種ADSL接続サービス(10Mb/s品目のものに限ります。)への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第3種ADSL接続サービス利用契約者(50Mb/s品目のものに限ります。)は、その品目の変更に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、3,000円とします。
- 6 この約款実施の日から平成18年9月30日までの間において、IP電話サービスⅠ(第3種ADSL接続サービスに係るものに限ります。)の申込みをし、その承諾を受けたときは、IP電話サービスⅠの利用の開始に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 7 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 8 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成18年9月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この約款実施の日から平成18年9月5日までの間において、第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用のものに限ります。)利用契約者は第3種ADSL接続サービスへの種類の変更の請求若しくは、第3種ADSL接続サービス利用契約者は第2種ADSL接続サービスへの種類の変更の請求はできないものとしします。
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成18年10月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この約款実施の日から平成18年12月31日までの間において、第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(事務用のものに限ります。)のものに限ります。)の申込みをした者は第2種ADSL接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 3 この約款実施の日から平成18年12月31日までの間において、IP電話サービスⅠ(第2種

- ADSL接続サービス(コースⅡ(事務用のものに限ります。))のものに限ります。)に係るものに限ります。)の申込みをし、その承諾を受けたときは、IP電話サービスⅠの利用の開始に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しませぬ。
- 4 この約款実施の日から平成19年1月31日までの間において、第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用のものに限ります。))のものに限ります。)の申込みをした者(第49条の11(メタルプラス電話サービスに係る契約の提供の開始があつた場合の取扱い)の規定により第2種ADSL接続サービスへの種類の変更が行われた場合を除く。)又は第22条の4(インターネット接続サービスの種類の変更)の規定により第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用のものに限ります。))のものに限ります。)への種類の変更の請求をし、その承諾をうけた第3種ダイヤルアップサービス利用契約者は、当社がその提供を開始した日の属する料金月までの間における第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用のものに限ります。))のものに限ります。)に関する定額利用料について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しませぬ。
- 5 この約款実施の日から平成19年1月31日までの間において、第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用のものに限ります。))のものに限ります。)の申込みをした者、第22条の4(インターネット接続サービスの種類の変更)の規定により第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用のものに限ります。))のものに限ります。)への種類の変更の請求をし、その承諾をうけた第3種ダイヤルアップサービス利用契約者、又は第49条の11の規定により第3種ADSL接続サービスから第2種ADSL接続サービス(料金表第1(基本利用料)に定めるコースⅡ(住宅用のものに限ります。))のものに限ります。)への種類の変更が行われた第2種ADSL接続サービス利用契約者は、第2種ADSL接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しませぬ。
- 6 この約款実施の日から平成19年1月31日までの間において、第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用(50Mb/s品目のものに限ります。))のものに限ります。)のものに限ります。)への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第2種ADSL接続サービス利用契約者(コースⅡ(住宅用(10Mb/s品目のものに限ります。))のものに限ります。)のものに限ります。)又は、第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用(10Mb/s品目のものに限ります。))のものに限ります。)のものに限ります。)への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第2種ADSL接続サービス利用契約者(コースⅡ(住宅用(50Mb/s品目のものに限ります。))のものに限ります。)のものに限ります。)は、その品目の変更に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、3,000円とします。
- 7 この約款実施の日から平成19年1月31日までの間において、第3種ADSL接続サービスの申込みをした者(第49条の7(メタルプラス電話サービスに係る契約の解除があつた場合の取扱い)の規定により第3種ADSL接続サービスへの種類の変更が行われた場合を除く。)は、当社がその提供を開始した日の属する料金月までの間における第3種ADSL接続サービスに関する定額利用料について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しませぬ。
- 8 この約款実施の日から平成19年1月31日までの間において、第3種ADSL接続サービスの申込みをした者(第49条の7(メタルプラス電話サービスに係る契約の解除があつた場合の取扱い)の規定によりメタルプラス電話サービスに係る契約の解除の請求をし、その承諾をうけた第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用のものに限ります。))のものに限ります。)利用契約者を除く。)は、第3種ADSL接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費及び回線新設費用について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しませぬ。
- 9 この約款実施の日から平成19年1月31日までの間において、第3種ADSL接続サービス(50Mb/s品目のものに限ります。)への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第3種ADSL接続サービス利用契約者(10Mb/s品目のものに限ります。)又は、第3種ADSL接

続サービス(10Mb/s品目のものに限ります。)への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第3種ADSL接続サービス利用契約者(50Mb/s品目のものに限ります。)は、その品目の変更に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、3,000円とします。

- 10 この約款実施の日から平成19年1月31日までの間において、IP電話サービスI(第2種ADSL接続サービス(コースII(住宅用のものに限ります。))のものに限ります。)及び第3種ADSL接続サービスに係るものに限ります。)の申込みをし、その承諾を受けたときは、IP電話サービスIの利用の開始に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 11 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
- 12 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成18年11月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成19年1月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この約款実施の際現に当社と下表の左欄のサービスに係る契約を締結している者は、この約款実施の日において、この約款に規定する下表の右欄のサービスに係る契約を締結しているものとします。

TEPCOひかり対応サービス	高速IPネットワーク対応サービス
----------------	------------------

- 3 この約款実施の日から平成19年3月31日までの間において、第2種ADSL接続サービス(コースII(事務用のものに限ります。))のものに限ります。)の申込みをした者は第2種ADSL接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 4 この約款実施の日から平成19年3月31日までの間において、IP電話サービスI(第2種ADSL接続サービス(コースII(事務用のものに限ります。))のものに限ります。)に係るものに限ります。)の申込みをし、その承諾を受けたときは、IP電話サービスIの利用の開始に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 5 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
- 6 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附 則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成19年2月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この約款実施の日から平成19年4月30日までの間において、第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）の申込みをした者（第49条の11（メタルプラス電話サービスに係る契約の提供の開始があった場合の取扱い）の規定により第2種ADSL接続サービスへの種類の変更が行われた場合を除く。）又は第22条の4（インターネット接続サービスの種類の変更）の規定により第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）への種類の変更の請求をし、その承諾をうけた第3種ダイヤルアップサービス利用契約者は、当社がその提供を開始した日の属する料金月までの間における第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）に関する定額利用料について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 3 この約款実施の日から平成19年4月30日までの間において、第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）の申込みをした者又は第22条の4（インターネット接続サービスの種類の変更）の規定により第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）への種類の変更の請求をし、その承諾をうけた第3種ダイヤルアップサービス利用契約者は、第2種ADSL接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 4 この約款実施の日から平成19年4月30日までの間において、第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用（50Mb/s品目のものに限ります。）のものに限ります。）のものに限ります。）への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第2種ADSL接続サービス利用契約者（コースⅡ（住宅用（10Mb/s品目のものに限ります。）のものに限ります。）のものに限ります。）又は、第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用（10Mb/s品目のものに限ります。）のものに限ります。）のものに限ります。）への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第2種ADSL接続サービス利用契約者（コースⅡ（住宅用（50Mb/s品目のものに限ります。）のものに限ります。）のものに限ります。）は、その品目の変更に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、税抜額3,000円（税込額3,150円）とします。
- 5 この約款実施の日から平成19年4月30日までの間において、IP電話サービスⅠ（第2種ADSL接続サービスに係るものに限ります。）の申込みをし、その承諾を受けたときは、IP電話サービスⅠの利用の開始に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 6 この約款実施の日から平成19年4月30日までの間において、第3種ADSL接続サービスの申込みをした者（第49条の7（メタルプラス電話サービスに係る契約の解除があった場合の取扱い）の規定により第3種ADSL接続サービスへの種類の変更が行われた場合を除く。）は、当社がその提供を開始した日の属する料金月までの間における第3種ADSL接続サービスに関する定額利用料について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 7 この約款実施の日から平成19年4月30日までの間において、第3種ADSL接続サービスの申込みをした者は、第3種ADSL接続サービス利用契約の申込みの承諾に係る登録料、第3種ADSL接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費（第49条の7の規定により第2種ADSL接続サービスから第3種ADSL接続サービスへの種類の変更が行われた場合を除きます）及び回線新設費用について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 8 この約款実施の日から平成19年4月30日までの間において、第3種ADSL接続サービス

(50Mb/s品目のものに限ります。)への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第3種ADSL接続サービス利用者(10Mb/s品目のものに限ります。)又は、第3種ADSL接続サービス(10Mb/s品目のものに限ります。)への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第3種ADSL接続サービス利用者(50Mb/s品目のものに限ります。)は、その品目の変更に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、税抜額3,000円(税込額3,150円)とします。

- 9 この約款実施の日から平成19年4月30日までの間において、IP電話サービスI(第3種ADSL接続サービスに係るものに限ります。)の申込みをし、その承諾を受けたときは、IP電話サービスIの利用の開始に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 10 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 11 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成19年2月21日から実施します。
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施時期)

この改正規定は、平成19年3月20日から実施します。

附 則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成19年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この約款実施の日から平成19年9月30日までの間において、第2種ADSL接続サービス(コースII(事務用のものに限ります。))のものに限ります。)の申込みをした者は第2種ADSL接続サービス利用者に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 3 この約款実施の日から平成19年9月30日までの間において、IP電話サービスI(第2種ADSL接続サービス(コースII(事務用のものに限ります。))のものに限ります。)に係るものに限ります。)の申込みをし、その承諾を受けたときは、IP電話サービスIの利用の開始に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成19年5月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の日から平成19年6月30日までの間において、第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用のものに限ります。))のものに限ります。)の申込みをした者(第49条の11(メタルプラス電話サービスに係る契約の提供の開始があつた場合の取扱い)の規定により第2種ADSL接続サービスへの種類の変更が行われた場合を除く。)又は第22条の4(インターネット接続サービスの種類の変更)の規定により第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用のものに限ります。))のものに限ります。)への種類の変更の請求をし、その承諾をうけた第3種ダイヤルアップサービス利用契約者は、当社がその提供を開始した日の属する料金月までの間における第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用のものに限ります。))のものに限ります。)に関する定額利用料について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 3 この改正規定実施の日から平成19年6月30日までの間において、第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用のものに限ります。))のものに限ります。)の申込みをした者又は第22条の4(インターネット接続サービスの種類の変更)の規定により第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用のものに限ります。))のものに限ります。)への種類の変更の請求をし、その承諾をうけた第3種ダイヤルアップサービス利用契約者は、第2種ADSL接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 4 この改正規定実施の日から平成19年6月30日までの間において、第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用(50Mb/s品目のものに限ります。))のものに限ります。))のものに限ります。)への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第2種ADSL接続サービス利用契約者(コースⅡ(住宅用(10Mb/s品目のものに限ります。))のものに限ります。))又は、第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用(10Mb/s品目のものに限ります。))のものに限ります。))のものに限ります。)への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第2種ADSL接続サービス利用契約者(コースⅡ(住宅用(50Mb/s品目のものに限ります。))のものに限ります。))のものに限ります。)は、その品目の変更に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、税抜額3,000円(税込額3,150円)とします。
- 5 この改正規定実施の日から平成19年6月30日までの間において、IP電話サービスⅠ(第2種ADSL接続サービスに係るものに限ります。)の申込みをし、その承諾を受けたときは、IP電話サービスⅠの利用の開始に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 6 この改正規定実施の日から平成19年6月30日までの間において、第3種ADSL接続サービスの申込みをした者(第49条の7(メタルプラス電話サービスに係る契約の解除があつた場合の取扱い)の規定により第3種ADSL接続サービスへの種類の変更が行われた場合を除く。)は、当社がその提供を開始した日の属する料金月までの間における第3種ADSL接続サービスに関する定額利用料について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 7 この改正規定実施の日から平成19年6月30日までの間において、第3種ADSL接続サービスの申込みをした者は、第3種ADSL接続サービス利用契約の申込みの承諾に係る登録料、第3種ADSL接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費(第49条の7の規定により第2種ADSL接続サービスから第3種ADSL接続サービスへの種類の変更が行われた場合を除きます)及び回線新設費用について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 8 この改正規定実施の日から平成19年6月30日までの間において、第3種ADSL接続サービ

ス(50Mb/s品目のものに限ります。)への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第3種ADSL接続サービス利用契約者(10Mb/s品目のものに限ります。)又は、第3種ADSL接続サービス(10Mb/s品目のものに限ります。)への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第3種ADSL接続サービス利用契約者(50Mb/s品目のものに限ります。)は、その品目の変更に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、税抜額3,000円(税込額3,150円)とします。

- 9 この改正規定実施の日から平成19年6月30日までの間において、IP電話サービスI(第3種ADSL接続サービスに係るものに限ります。)の申込みをし、その承諾を受けたときは、IP電話サービスIの利用の開始に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 10 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 11 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成19年7月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の日から平成19年9月30日までの間において、第2種ADSL接続サービス(コースII(住宅用のものに限ります。))のものに限ります。)の申込みをした者(第49条の11(メタルプラス電話サービスに係る契約の提供の開始があった場合の取扱い)の規定により第2種ADSL接続サービスへの種類の変更が行われた場合を除く。)又は第22条の4(インターネット接続サービスの種類の変更)の規定により第2種ADSL接続サービス(コースII(住宅用のものに限ります。))のものに限ります。)への種類の変更の請求をし、その承諾をうけた第3種ダイヤルアップサービス利用契約者は、当社がその提供を開始した日の属する料金月までの間における第2種ADSL接続サービス(コースII(住宅用のものに限ります。))のものに限ります。)に関する定額利用料について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 3 この改正規定実施の日から平成19年9月30日までの間において、第2種ADSL接続サービス(コースII(住宅用のものに限ります。))のものに限ります。)の申込みをした者又は第22条の4(インターネット接続サービスの種類の変更)の規定により第2種ADSL接続サービス(コースII(住宅用のものに限ります。))のものに限ります。)への種類の変更の請求をし、その承諾をうけた第3種ダイヤルアップサービス利用契約者は、第2種ADSL接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 4 この改正規定実施の日から平成19年9月30日までの間において、第2種ADSL接続サービス(コースII(住宅用(50Mb/s品目のものに限ります。))のものに限ります。)のものに限ります。)への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第2種ADSL接続サービス利用契約者(コースII(住宅用(10Mb/s品目のものに限ります。))のものに限ります。)のものに限ります。)又は、第2種ADSL接続サービス(コースII(住宅用(10Mb/s品目のものに限ります。))のものに限ります。)のものに限ります。)への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第2種ADSL接続サービス利用契約者(コースII(住宅用(50Mb/s品目のものに限ります。))のものに限ります。)のものに限ります。)は、その品目の変更に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、税抜額3,000円(税込額3,150円)とします。
- 5 この改正規定実施の日から平成19年9月30日までの間において、IP電話サービスI(第2種

- ADSL接続サービスに係るものに限ります。)の申込みをし、その承諾を受けたときは、IP電話サービスIの利用の開始に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 6 この改正規定実施の日から平成19年9月30日までの間において、第3種ADSL接続サービスの申込みをした者(第49条の7(メタルプラス電話サービスに係る契約の解除があった場合の取扱い)の規定により第3種ADSL接続サービスへの種類の変更が行われた場合を除く。)は、当社がその提供を開始した日の属する料金月までの間における第3種ADSL接続サービスに関する定額利用料について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
 - 7 この改正規定実施の日から平成19年9月30日までの間において、第3種ADSL接続サービスの申込みをした者は、第3種ADSL接続サービス利用契約の申込みの承諾に係る登録料、第3種ADSL接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費(第49条の7の規定により第2種ADSL接続サービスから第3種ADSL接続サービスへの種類の変更が行われた場合を除きます)及び回線新設費用について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
 - 8 この改正規定実施の日から平成19年9月30日までの間において、第3種ADSL接続サービス(50Mb/s品目のものに限ります。)への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第3種ADSL接続サービス利用契約者(10Mb/s品目のものに限ります。)又は、第3種ADSL接続サービス(10Mb/s品目のものに限ります。)への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第3種ADSL接続サービス利用契約者(50Mb/s品目のものに限ります。)は、その品目の変更に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、税抜額3,000円(税込額3,150円)とします。
 - 9 この改正規定実施の日から平成19年9月30日までの間において、IP電話サービスI(第3種ADSL接続サービスに係るものに限ります。)の申込みをし、その承諾を受けたときは、IP電話サービスIの利用の開始に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
 - 10 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
 - 11 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附 則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成19年10月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の日から平成20年1月31日までの間において、第2種ADSL接続サービス(コースII(住宅用のものに限ります。))のものに限ります。)の申込みをした者(第49条の11(メタルプラス電話サービスに係る契約の提供の開始があった場合の取扱い)の規定により第2種ADSL接続サービスへの種類の変更が行われた場合を除く。)又は第22条の4(インターネット接続サービスの種類の変更)の規定により第2種ADSL接続サービス(コースII(住宅用のものに限ります。))のものに限ります。)への種類の変更の請求をし、その承諾をうけた第3種ダイヤルアップサービス利用契約者は、当社がその提供を開始した日の属する料金月までの間における第2種ADSL接続サービス(コースII(住宅用のものに限ります。))のものに限ります。)に関する定額利用料について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 3 この改正規定実施の日から平成20年1月31日までの間において、第2種ADSL接続サービス(コースII(住宅用のものに限ります。))のものに限ります。)の申込みをした者又は第22条の

- 4 (インターネット接続サービスの種類の変更)の規定により第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用のものに限ります。))のものに限ります。)への種類の変更の請求をし、その承諾を受けた第3種ダイヤルアップサービス利用契約者は、第2種ADSL接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 4 この改正規定実施の日から平成20年1月31日までの間において、第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用(50Mb/s品目のものに限ります。))のものに限ります。)のものに限ります。)への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第2種ADSL接続サービス利用契約者(コースⅡ(住宅用(10Mb/s品目のものに限ります。))のものに限ります。)のものに限ります。)又は、第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用(10Mb/s品目のものに限ります。))のものに限ります。)のものに限ります。)への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第2種ADSL接続サービス利用契約者(コースⅡ(住宅用(50Mb/s品目のものに限ります。))のものに限ります。)のものに限ります。)は、その品目の変更に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、税抜額3,000円(税込額3,150円)とします。
- 5 この改正規定実施の日から平成20年1月31日までの間において、IP電話サービスⅠ(第2種ADSL接続サービスに係るものに限ります。)の申込みをし、その承諾を受けたときは、IP電話サービスⅠの利用の開始に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 6 この改正規定実施の日から平成20年1月31日までの間において、第3種ADSL接続サービスの申込みをした者(第49条の7(メタルプラス電話サービスに係る契約の解除があった場合の取扱い)の規定により第3種ADSL接続サービスへの種類の変更が行われた場合を除く。)は、当社がその提供を開始した日の属する料金月までの間における第3種ADSL接続サービスに関する定額利用料について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 7 この改正規定実施の日から平成20年1月31日までの間において、第3種ADSL接続サービスの申込みをした者は、第3種ADSL接続サービス利用契約の申込みの承諾に係る登録料、第3種ADSL接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費(第49条の7の規定により第2種ADSL接続サービスから第3種ADSL接続サービスへの種類の変更が行われた場合を除きます)及び回線新設費用について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 8 この改正規定実施の日から平成20年1月31日までの間において、第3種ADSL接続サービス(50Mb/s品目のものに限ります。)への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第3種ADSL接続サービス利用契約者(10Mb/s品目のものに限ります。)又は、第3種ADSL接続サービス(10Mb/s品目のものに限ります。)への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第3種ADSL接続サービス利用契約者(50Mb/s品目のものに限ります。)は、その品目の変更に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、税抜額3,000円(税込額3,150円)とします。
- 9 この改正規定実施の日から平成20年1月31日までの間において、IP電話サービスⅠ(第3種ADSL接続サービスに係るものに限ります。)の申込みをし、その承諾を受けたときは、IP電話サービスⅠの利用の開始に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 10 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
- 11 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成20年1月1日から実施します。
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成20年2月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の日から平成20年4月30日までの間において、第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用のものに限ります。))のものに限ります。)の申込みをした者(第49条の11(メタルプラス電話サービスに係る契約の提供の開始があつた場合の取扱い)の規定により第2種ADSL接続サービスへの種類の変更が行われた場合を除く。)又は第22条の4(インターネット接続サービスの種類の変更)の規定により第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用のものに限ります。))のものに限ります。)への種類の変更の請求をし、その承諾をうけた第3種ダイヤルアップサービス利用契約者は、当社がその提供を開始した日の属する料金月までの間における第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用のものに限ります。))のものに限ります。)に関する定額利用料について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 3 この改正規定実施の日から平成20年4月30日までの間において、第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用のものに限ります。))のものに限ります。)の申込みをした者又は第22条の4(インターネット接続サービスの種類の変更)の規定により第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用のものに限ります。))のものに限ります。)への種類の変更の請求をし、その承諾をうけた第3種ダイヤルアップサービス利用契約者は、第2種ADSL接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 4 この改正規定実施の日から平成20年4月30日までの間において、第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用(50Mb/s品目のものに限ります。))のものに限ります。)のものに限ります。)への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第2種ADSL接続サービス利用契約者(コースⅡ(住宅用(10Mb/s品目のものに限ります。))のものに限ります。)のものに限ります。)又は、第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用(10Mb/s品目のものに限ります。))のものに限ります。)のものに限ります。)への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第2種ADSL接続サービス利用契約者(コースⅡ(住宅用(50Mb/s品目のものに限ります。))のものに限ります。)のものに限ります。)は、その品目の変更に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、税抜額3,000円(税込額3,150円)とします。
- 5 この改正規定実施の日から平成20年4月30日までの間において、IP電話サービスⅠ(第2種ADSL接続サービスに係るものに限ります。)の申込みをし、その承諾を受けたときは、IP電話サービスⅠの利用の開始に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 6 この改正規定実施の日から平成20年4月30日までの間において、第3種ADSL接続サービスの申込みをした者(第49条の7(メタルプラス電話サービスに係る契約の解除があつた場合の取扱い)の規定により第3種ADSL接続サービスへの種類の変更が行われた場合を除く。)は、当社がその提供を開始した日の属する料金月までの間における第3種ADSL接続サービスに関

する定額利用料について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。

- 7 この改正規定実施の日から平成20年4月30日までの間において、第3種ADSL接続サービスの申込みをした者は、第3種ADSL接続サービス利用契約の申込みの承諾に係る登録料、第3種ADSL接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費(第49条の7の規定により第2種ADSL接続サービスから第3種ADSL接続サービスへの種類の変更が行われた場合を除きます)及び回線新設費用について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 8 この改正規定実施の日から平成20年4月30日までの間において、第3種ADSL接続サービス(50Mb/s品目のものに限ります。)への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第3種ADSL接続サービス利用契約者(10Mb/s品目のものに限ります。)又は、第3種ADSL接続サービス(10Mb/s品目のものに限ります。)への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第3種ADSL接続サービス利用契約者(50Mb/s品目のものに限ります。)は、その品目の変更に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、税抜額3,000円(税込額3,150円)とします。
- 9 この改正規定実施の日から平成20年4月30日までの間において、IP電話サービスI(第3種ADSL接続サービスに係るものに限ります。)の申込みをし、その承諾を受けたときは、IP電話サービスIの利用の開始に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 10 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 11 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成20年2月16日から実施します。
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成20年3月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の日から平成20年5月10日までの間において、第46条(他社接続回線の移転)の請求をし、その承諾を受けた第一種ADSL接続サービス利用契約者(共用型のものに限ります。)は、他社接続回線の移転に関する工事に係る工事費(その他社接続回線の移転に伴うADSL接続サービスの品目、タイプ又はプランの変更に関する工事に係るものを含みます。)について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成20年3月28日から実施します。
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附 則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成20年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の日から平成20年6月30日までの間において、第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用(50Mb/s品目のもの)に限ります。))のものに限ります。))のものに限ります。))への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第2種ADSL接続サービス利用契約者(コースⅡ(住宅用(10Mb/s品目のもの)に限ります。))のものに限ります。))のものに限ります。))又は、第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用(10Mb/s品目のもの)に限ります。))のものに限ります。))のものに限ります。))への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第2種ADSL接続サービス利用契約者(コースⅡ(住宅用(50Mb/s品目のもの)に限ります。))のものに限ります。))のものに限ります。))は、その品目の変更に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 3 この改正規定実施の日から平成20年6月30日までの間において、第3種ADSL接続サービス(50Mb/s品目のもの)に限ります。))への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第3種ADSL接続サービス利用契約者(10Mb/s品目のもの)に限ります。))又は、第3種ADSL接続サービス(10Mb/s品目のもの)に限ります。))への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第3種ADSL接続サービス利用契約者(50Mb/s品目のもの)に限ります。))は、その品目の変更に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附 則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成20年4月9日から実施します。
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附 則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成20年5月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の日から平成20年6月30日までの間において、第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用のものに限ります。))のものに限ります。)の申込みをした者(第49条の11(メタルプラス電話サービスに係る契約の提供の開始があつた場合の取扱い)の規定により第2種ADSL接続サービスへの種類の変更が行われた場合を除く。)又は第22条の4(インターネット接続サービスの種類の変更)の規定により第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用のものに限ります。))のものに限ります。)への種類の変更の請求をし、その承諾をうけた第3種ダイヤルアップサービス利用契約者は、当社がその提供を開始した日の属する料金月までの間における第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用のものに限ります。))のものに限ります。)に関する定額利用料について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しませぬ。
- 3 この改正規定実施の日から平成20年6月30日までの間において、第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用のものに限ります。))のものに限ります。)の申込みをした者又は第22条の4(インターネット接続サービスの種類の変更)の規定により第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用のものに限ります。))のものに限ります。)への種類の変更の請求をし、その承諾をうけた第3種ダイヤルアップサービス利用契約者は、第2種ADSL接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しませぬ。
- 4 この改正規定実施の日から平成20年6月30日までの間において、IP電話サービスⅠ(第2種ADSL接続サービスに係るものに限ります。)の申込みをし、その承諾を受けたときは、IP電話サービスⅠの利用の開始に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しませぬ。
- 5 この改正規定実施の日から平成20年6月30日までの間において、第3種ADSL接続サービスの申込みをした者(第49条の7(メタルプラス電話サービスに係る契約の解除があつた場合の取扱い)の規定により第3種ADSL接続サービスへの種類の変更が行われた場合を除く。)は、当社がその提供を開始した日の属する料金月までの間における第3種ADSL接続サービスに関する定額利用料について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しませぬ。
- 6 この改正規定実施の日から平成20年6月30日までの間において、第3種ADSL接続サービスの申込みをした者は、第3種ADSL接続サービス利用契約の申込みの承諾に係る登録料、第3種ADSL接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費(第49条の7の規定により第2種ADSL接続サービスから第3種ADSL接続サービスへの種類の変更が行われた場合を除きます)及び回線新設費用について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しませぬ。
- 7 この改正規定実施の日から平成20年6月30日までの間において、IP電話サービスⅠ(第3種ADSL接続サービスに係るものに限ります。)の申込みをし、その承諾を受けたときは、IP電話サービスⅠの利用の開始に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しませぬ。
- 8 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
- 9 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附 則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成20年7月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の日から平成20年8月31日までの間において、第2種ADSL接続サービ

- ス（コースⅡ（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）の申込みをした者（第49条の11（メタルプラス電話サービスに係る契約の提供の開始があつた場合の取扱い）の規定により第2種ADSL接続サービスへの種類の変更が行われた場合を除きます。）又は第22条の4（インターネット接続サービスの種類の変更）の規定により第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）への種類の変更の請求をし、その承諾をうけた第3種ダイヤルアップサービス利用契約者は、当社がその提供を開始した日の属する料金月までの間における第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）に関する定額利用料（料金表第1（基本利用料）に定めるものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 3 この改正規定実施の日から平成20年8月31日までの間において、第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）の申込みをした者（第49条の11（メタルプラス電話サービスに係る契約の提供の開始があつた場合の取扱い）の規定により第2種ADSL接続サービスへの種類の変更が行われた場合を含みます。）又は第22条の4（インターネット接続サービスの種類の変更）の規定により第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）への種類の変更の請求をし、その承諾をうけた第3種ダイヤルアップサービス利用契約者は、第2種ADSL接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 4 この改正規定実施の日から平成20年8月31日までの間において、IP電話サービスⅠ（第2種ADSL接続サービスに係るものに限ります。）の申込みをし、その承諾を受けたときは、IP電話サービスⅠの利用の開始に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 5 この改正規定実施の日から平成20年8月31日までの間において、第3種ADSL接続サービスの申込みをした者（第49条の7（メタルプラス電話サービスに係る契約の解除があつた場合の取扱い）の規定により第3種ADSL接続サービスへの種類の変更が行われた場合を除く。）は、当社がその提供を開始した日の属する料金月までの間における第3種ADSL接続サービスに関する定額利用料（料金表第1（基本利用料）に定める加算額に係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 6 この改正規定実施の日から平成20年8月31日までの間において、第3種ADSL接続サービスの申込みをした者は、第3種ADSL接続サービス利用契約の申込みの承諾に係る登録料、第3種ADSL接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費（第49条の7の規定により第2種ADSL接続サービスから第3種ADSL接続サービスへの種類の変更が行われた場合を除きます）及び回線新設費用について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 7 この改正規定実施の日から平成20年8月31日までの間において、IP電話サービスⅠ（第3種ADSL接続サービスに係るものに限ります。）の申込みをし、その承諾を受けたときは、IP電話サービスⅠの利用の開始に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 8 この改正規定実施の日から平成20年8月31日までの間において、第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用（50Mb/s品目のものに限ります。）のものに限ります。）のものに限ります。）への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第2種ADSL接続サービス利用契約者（コースⅡ（住宅用（10Mb/s品目のものに限ります。）のものに限ります。）のものに限ります。）又は、第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用（10Mb/s品目のものに限ります。）のものに限ります。）のものに限ります。）への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第2種ADSL接続サービス利用契約者（コースⅡ（住宅用（50Mb/s品目のものに限ります。）のものに限ります。）のものに限ります。）は、その品目の変更に関する工

事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。

- 9 この改正規定実施の日から平成20年8月31日までの間において、第3種ADSL接続サービス（50Mb/s品目のものに限ります。）への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第3種ADSL接続サービス利用契約者（10Mb/s品目のものに限ります。）又は、第3種ADSL接続サービス（10Mb/s品目のものに限ります。）への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第3種ADSL接続サービス利用契約者（50Mb/s品目のものに限ります。）は、その品目の変更に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 10 この約款実施の際現に、改正前の規定により「協定事業者（PHS事業者に限ります。）の別に定める電話サービスとの複合利用に係る料金の適用」を受けている者は、この約款実施の日において、次に規定する料金の適用を受けるものとします。

協定事業者（PHS事業者に限ります。）の別に定める電話サービスとの複合利用に係る料金の適用 （A&B割）	ア 当社は、インターネット接続サービス利用契約者が、協定事業者（PHS事業者に限ります。）の別に定める電話サービスに係る契約を締結している場合に、インターネット接続サービスに係る定額利用料から税抜額240円（税込額252円）を減額して適用します。									
	イ アの場合において、定額利用料が税抜額240円（税込額252円）に満たない場合は、その定額利用料の額を減額して適用します。 ウ アの取扱いは、協定事業者（PHS事業者に限ります。）の別に定める電話サービスに係る1の契約につき1のインターネット接続サービス利用契約に限り適用します。 エ 当社は、インターネット接続サービス利用契約者がアに規定する条件を満たさなくなったことを確認できたときは、その確認ができた日の属する料金月の初日からアの取扱いは終了したものとします。 オ インターネット接続サービス利用契約者は、当社が、アの取扱いを行うにあたり、必要な範囲で協定事業者（PHS事業者に限ります。）の別に定める電話サービスに係る契約に係る情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。									
（注）「別に定める電話サービス」は、下表のとおりとします。										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業者の名称</th> <th>契約約款の名称</th> <th>サービスの種類等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社ウィルコム</td> <td>ウィルコム通信サービス契約約款</td> <td>一般ウィルコム通信 無限定利用 ・標準型（料金種別 つなぎ放題コース） ・複合型</td> </tr> <tr> <td>株式会社ウィルコム 沖縄</td> <td>ウィルコム沖縄通信サービス</td> <td>一般ウィルコム沖縄 通信無限定利用 ・標準型（料金種別 つなぎ放題コース） ・複合型</td> </tr> </tbody> </table>	事業者の名称	契約約款の名称	サービスの種類等	株式会社ウィルコム	ウィルコム通信サービス契約約款	一般ウィルコム通信 無限定利用 ・標準型（料金種別 つなぎ放題コース） ・複合型	株式会社ウィルコム 沖縄	ウィルコム沖縄通信サービス	一般ウィルコム沖縄 通信無限定利用 ・標準型（料金種別 つなぎ放題コース） ・複合型	
事業者の名称	契約約款の名称	サービスの種類等								
株式会社ウィルコム	ウィルコム通信サービス契約約款	一般ウィルコム通信 無限定利用 ・標準型（料金種別 つなぎ放題コース） ・複合型								
株式会社ウィルコム 沖縄	ウィルコム沖縄通信サービス	一般ウィルコム沖縄 通信無限定利用 ・標準型（料金種別 つなぎ放題コース） ・複合型								

- 11 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 12 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成20年7月2日から実施します。

(経過措置)

2 この約款実施の際現に、当社と下表の左欄のサービスに係る契約を締結している者は、この約款実施の日において、この約款に規定する下表の右欄のサービスに係る契約を締結しているものとし、その提供条件は、この附則の3、4、5及び6に規定するところによるほか、この約款に規定するフレッツ対応サービス及び第1種ADSL接続サービスに関する提供条件に準じるものとします。

フレッツ対応サービス（タイプII（プランIのものに限ります。）のものに限ります。）	旧フレッツ対応サービス （「フレッツ・ADSL」コース）
第1種ADSL接続サービス（タイプI（プランIのものに限ります。）のものに限ります。）	旧第1種ADSL接続サービス タイプI （ADSL レギュラーコース）
第1種ADSL接続サービス（タイプI（プランIIのものに限ります。）のものに限ります。）	旧第1種ADSL接続サービス タイプI （ADSL TOKAI（静岡）コース）
第1種ADSL接続サービス（タイプI（プランIIIのものに限ります。）のものに限ります。）	旧第1種ADSL接続サービス タイプI （ADSL STNetコース）
第1種ADSL接続サービス（タイプI（プランIVのものに限ります。）のものに限ります。）	旧第1種ADSL接続サービス タイプI （ADSL エネルギアコムコース）
第1種ADSL接続サービス（タイプI（プランVのものに限ります。）のものに限ります。）	旧第1種ADSL接続サービス タイプI （ADSL TOHNetコース）
第1種ADSL接続サービス（タイプI（プランVIのものに限ります。）のものに限ります。）	旧第1種ADSL接続サービス タイプI （ADSL HTNetコース）
第1種ADSL接続サービス（タイプI（プランVIII（10Mb/sのものを除きます。）のものに限ります。）のものに限ります。）	旧第1種ADSL接続サービス タイプI （ADSL レギュラーコース（e））
第1種ADSL接続サービス（タイプI（プランIXのものに限ります。）のものに限ります。）	旧第1種ADSL接続サービス タイプI （ADSL ACCAコース）
第1種ADSL接続サービス（タイプI（プランXのものに限ります。）のものに限ります。）	旧第1種ADSL接続サービス タイプI （ADSL TOKAI（関東）コース）
第1種ADSL接続サービス（タイプII（プランIIのもの（47Mb/sのものを除きます。）に限ります。）のものに限ります。）	旧第1種ADSL接続サービス タイプII（IP電話&ADSL TOKAI（静岡）コース）
第1種ADSL接続サービス（タイプII（プランIIIのもの（47Mb/s及び1Mb/sのものを除きます。）に限ります。）のものに限ります。）	旧第1種ADSL接続サービス タイプII （IP電話&ADSL STNetコース）
第1種ADSL接続サービス（タイプII（プランIVのもの（40Mb/s及び1Mb/sのものを除きます。）に限ります。）のものに限ります。）	旧第1種ADSL接続サービス タイプII（IP電話&ADSL エネルギアコムコース）
第1種ADSL接続サービス（タイプII（プラン	旧第1種ADSL接続サービス タイプII（I

Vのもの（24Mb/s 及び1.1Mb/s のものを除きます。）に限ります。）のものに限ります。）	P電話&ADSL TOHknetコース)
第1種ADSL接続サービス（タイプII（プランVIのもの（24Mb/s のものを除きます。）に限ります。）のものに限ります。）	旧第1種ADSL接続サービス タイプII（IP電話&ADSL HTNetコース)
第1種ADSL接続サービス（タイプII（プランVIII（50Mb/s 及び5Mb/s のものを除きます。）のものに限ります。）のものに限ります。）	旧第1種ADSL接続サービス タイプII（IP電話&ADSL レギュラーコース（e）)
第1種ADSL接続サービス（タイプII（プランIXのもの（50Mb/s 及び3Mb/s のものを除きます。）に限ります。）のものに限ります。）	旧第1種ADSL接続サービス タイプII（IP電話&ADSL ACCAコース)
第1種ADSL接続サービス（タイプII（プランXのもの（47Mb/s 及び1Mb/s のものを除きます。）に限ります。）のものに限ります。）	旧第1種ADSL接続サービス タイプII（IP電話&ADSL TOKAI（関東）コース)

3 旧フレッツ対応サービスに係る基本利用料の適用については、第78条（定額利用料の支払義務）及び第79条（利用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

1 適用

区分	内容
1) 優先接続との複合利用に係る料金の適用	<p>ア 当社は、旧フレッツ対応サービス利用契約が、次の条件のすべてを満たす場合には、フレッツ対応サービスに係る定額利用料から300円を減額して適用します。</p> <p>ただし、定額利用料が300円に満たない場合は、その定額利用料の額を減額して適用します。</p> <p>(ア) 協定事業者の電話サービスに係る契約約款等又は総合デジタル通信サービスに係る契約約款等に定める優先接続の取扱いにおいて、次の電話会社固定に係る通話区分又は通信区分（以下この表において「割引対象通話等区分」といいます。）について当社の事業者識別番号（電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号をいいます。以下同じとします。）を指定しているとき。</p> <p>① 県間市外通話及び市内通話、県内市外通話又は国際通話のうち、いずれか1以上の通話区分</p> <p>② 県間市外通信及び市内通信、県内市外通信又は国際通信のうち、いずれか1以上の通信区分</p> <p>(イ) 当社の電話サービス等に係る契約約款等に規定する電話サービス等に係る料金等との料金月単位での一括請求の取扱いを行っているとき。</p> <p>イ アの取扱いは、割引対象通話等区分について当社の事業者識別番号を登録する旨の申込が行われたことを当社がインターネット接続サービス取扱所において確認した日（以下この欄において「申込確認日」といいます。）の属する料金月の初日（申込確認日の属する料金月の末日に旧フレッツ対応サービスが開始されていない場合は、当該旧フレッツ対応サービスの提供を開始した日の属する料金月の初日）から適用します。</p> <p>ウ イの場合において、申込確認日から相当期間経過後において、割引対</p>

	<p>象通話等区分について当社の事業者識別番号が登録されないときは、アの取扱いは終了したものとします。</p> <p>エ 当社は、割引対象通話等区分について、当社の事業者識別番号の登録が解除されたことを確認できたときは、その確認ができた日の属する料金月の初日からアの取扱いは終了したものとします。</p> <p>オ 当社は、電話サービス等との料金月単位での一括請求について、当社がその取扱いが終了したことを確認できたときは、その確認ができた日の属する料金月の初日から、アの取扱いは終了したものとします。</p> <p>カ 旧フレッツ対応サービス利用契約者が、アの(ア)取扱いを受けている他社契約者回線について、電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合に、その内容について、速やかに契約事務を行うインターネット接続サービス取扱所に通知しないときは、アの取扱いは終了したものとします。</p> <p>キ 旧フレッツ対応サービス利用契約の解除があったときは、解除があった日の属する料金月の翌料金月から、アの取扱いは終了したものとします。</p>
--	---

2 料金額

1 ユーザIDごとに月額

区分	内容
定額利用料	税抜額 1, 550円 (税込額 1, 627. 5円)

4 旧第1種ADSL接続サービスに係る基本利用料の適用については、第78条(定額利用料の支払義務)及び第79条(利用料の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

1 適用

区分	内容										
1) 品目に係る料金の適用	<p>ア 当社は、旧第1種ADSL接続サービスに係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、品目を定めます。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">品目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1Mb/s</td> <td>他社接続回線の終端の場所への伝送方向については最大1メガビット/秒まで、他の伝送方向については最大512キロビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>1. 1Mb/s</td> <td>他社接続回線の終端の場所への伝送方向については最大1. 1メガビット/秒まで、他の伝送方向については最大512キロビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>1. 5Mb/s</td> <td>他社接続回線の終端の場所への伝送方向については最大1. 5メガビット/秒まで、他の伝送方向については最大512キロビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>3Mb/s</td> <td>他社接続回線の終端の場所への伝送方向については最大3メガビット/秒まで、他の伝送方向については最大1メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table>	品目	内容	1Mb/s	他社接続回線の終端の場所への伝送方向については最大1メガビット/秒まで、他の伝送方向については最大512キロビット/秒までの符号伝送が可能なもの	1. 1Mb/s	他社接続回線の終端の場所への伝送方向については最大1. 1メガビット/秒まで、他の伝送方向については最大512キロビット/秒までの符号伝送が可能なもの	1. 5Mb/s	他社接続回線の終端の場所への伝送方向については最大1. 5メガビット/秒まで、他の伝送方向については最大512キロビット/秒までの符号伝送が可能なもの	3Mb/s	他社接続回線の終端の場所への伝送方向については最大3メガビット/秒まで、他の伝送方向については最大1メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの
品目	内容										
1Mb/s	他社接続回線の終端の場所への伝送方向については最大1メガビット/秒まで、他の伝送方向については最大512キロビット/秒までの符号伝送が可能なもの										
1. 1Mb/s	他社接続回線の終端の場所への伝送方向については最大1. 1メガビット/秒まで、他の伝送方向については最大512キロビット/秒までの符号伝送が可能なもの										
1. 5Mb/s	他社接続回線の終端の場所への伝送方向については最大1. 5メガビット/秒まで、他の伝送方向については最大512キロビット/秒までの符号伝送が可能なもの										
3Mb/s	他社接続回線の終端の場所への伝送方向については最大3メガビット/秒まで、他の伝送方向については最大1メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの										

		の
	5 Mb/s	他社接続回線の終端の場所への伝送方向については最大5メガビット/秒まで、他の伝送方向については最大1メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの
	8 Mb/s	他社接続回線の終端の場所への伝送方向については最大8メガビット/秒まで、他の伝送方向については最大1メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの
	12 Mb/s	他社接続回線の終端の場所への伝送方向については最大12メガビット/秒まで、他の伝送方向については最大1メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの
	24 Mb/s	他社接続回線の終端の場所への伝送方向については最大24メガビット/秒まで、他の伝送方向については最大1メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの
	26 Mb/s	他社接続回線の終端の場所への伝送方向については最大26メガビット/秒まで、他の伝送方向については最大1メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの
	40 Mb/s	他社接続回線の終端の場所への伝送方向については最大40メガビット/秒まで、他の伝送方向については最大1メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの
	備考	
	<p>1 旧第1種ADSL接続サービス タイプI (ADSL レギュラーコース) については、1.5Mb/s 及び8Mb/s の品目に限り提供します。</p> <p>2 旧第1種ADSL接続サービス タイプI (ADSL TOKAI (静岡) コース) については、8Mb/s 及び12Mb/s の品目に限り提供します。</p> <p>3 旧第1種ADSL接続サービス タイプI (ADSL STNet コース) については、1Mb/s、8Mb/s 及び12Mb/s の品目に限り提供します。</p> <p>4 旧第1種ADSL接続サービス タイプI (ADSL エネルギアコムコース) については、1Mb/s、8Mb/s 及び12Mb/s の品目に限り提供します。</p> <p>5 旧第1種ADSL接続サービス タイプI (ADSL TOHKnet コース) については、1.1Mb/s、8Mb/s 及び12Mb/s の品目に限り提供します。</p> <p>6 旧第1種ADSL接続サービス タイプI (ADSL HTNet コース) については、8Mb/s 及び12Mb/s の品目に限り提供します。</p> <p>7 旧第1種ADSL接続サービス タイプI (ADSL レギュラーコース (e)) については、1Mb/s、5Mb/s 及び12Mb/s の品目に限り提供します。</p>	

	<p>8 旧第1種ADSL接続サービス タイプI (ADSL ACCAコース) については、3Mb/s 及び12Mb/s の品目に限り提供します。</p> <p>9 旧第1種ADSL接続サービス タイプI (ADSL TOKAI (関東) コース) については、1Mb/s 及び 12Mb/s の品目に限り提供します。</p> <p>10 旧第1種ADSL接続サービス タイプII (IP電話&ADSL TOKAI (静岡) コース) については、8Mb/s、12Mb/s、24Mb/s 及び40Mb/s の品目に限り提供します。</p> <p>11 旧第1種ADSL接続サービス タイプII (IP電話&ADSL STNetコース) については、8Mb/s、12Mb/s、24Mb/s 及び40Mb/s の品目に限り提供します。</p> <p>12 旧第1種ADSL接続サービス タイプII (IP電話&ADSL エネルギアコムコース) については、8Mb/s、12Mb/s 及び 24Mb/s の品目に限り提供します。</p> <p>13 旧第1種ADSL接続サービス タイプII (IP電話&ADSL TOHNetコース) については、8Mb/s 及び 12Mb/s の品目に限り提供します。</p> <p>14 旧第1種ADSL接続サービス タイプII (IP電話&ADSL HTNetコース) については、8Mb/s 及び 12Mb/s の品目に限り提供します。</p> <p>15 旧第1種ADSL接続サービス タイプII (IP電話&ADSL レギュラーコース (e)) については、1Mb/s、8Mb/s、12Mb/s、24Mb/s 及び40Mb/s の品目に限り提供します。</p> <p>16 旧第1種ADSL接続サービス タイプII (IP電話&ADSL ACCAコース) については、8Mb/s、12Mb/s 及び 26Mb/s の品目に限り提供します。</p> <p>17 旧第1種ADSL接続サービス タイプII (IP電話&ADSL TOKAI (関東) コース) については、8Mb/s、12Mb/s、24Mb/s 及び40Mb/s の品目に限り提供します。</p> <p>イ 旧第1種ADSL接続サービス利用契約者は、アの品目の変更の請求をすることはできません。</p>				
<p>2) タイプに係る料金の適用</p>	<p>ア 当社は、旧第1種ADSL接続サービスに係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、タイプを定めます。</p> <table border="1" data-bbox="472 1547 1461 1883"> <tr> <td data-bbox="472 1547 724 1715">タイプI</td> <td data-bbox="724 1547 1461 1715">1の接続ごとにIPアドレスを付与するものであり、かつ、網が輻輳した場合にその回線に係る通信の利用の制限をすることがあるものであって、タイプII以外のもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 1715 724 1883">タイプII</td> <td data-bbox="724 1715 1461 1883">1の接続ごとにIPアドレスを付与するものであり、かつ、網が輻輳した場合にその回線に係る通信の利用の制限をすることがあるものであって、音声通信の機能を基本機能として有するもの</td> </tr> </table> <p>イ 旧第1種ADSL接続サービス利用契約者は、アのタイプの変更の請求をすることはできません。</p>	タイプI	1の接続ごとにIPアドレスを付与するものであり、かつ、網が輻輳した場合にその回線に係る通信の利用の制限をすることがあるものであって、タイプII以外のもの	タイプII	1の接続ごとにIPアドレスを付与するものであり、かつ、網が輻輳した場合にその回線に係る通信の利用の制限をすることがあるものであって、音声通信の機能を基本機能として有するもの
タイプI	1の接続ごとにIPアドレスを付与するものであり、かつ、網が輻輳した場合にその回線に係る通信の利用の制限をすることがあるものであって、タイプII以外のもの				
タイプII	1の接続ごとにIPアドレスを付与するものであり、かつ、網が輻輳した場合にその回線に係る通信の利用の制限をすることがあるものであって、音声通信の機能を基本機能として有するもの				
<p>3) 優先接続との複合利用に係る料金</p>	<p>ア 当社は、旧第1種ADSL接続サービス タイプI利用契約者 (1Mb/s、1.1Mb/s、3Mb/s 及び 5Mb/s のものを除きます。以下この欄において同じ</p>				

<p>の適用</p>	<p>とします。)が、次の条件のすべてを満たす場合には、旧第1種ADSL接続サービスタイプ1に係る定額利用料から300円を減額して適用します。</p> <p>ただし、定額利用料が300円に満たない場合は、その定額利用料の額を減額して適用します。</p> <p>(ア)協定事業者の電話サービスに係る契約約款等又は総合デジタル通信サービスに係る契約約款等に定める優先接続の取扱いにおいて、次の電話会社固定に係る通話区分又は通信区分(以下この表において「割引対象通話等区分」といいます。)について当社の事業者識別番号(電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号をいいます。以下同じとします。)を指定しているとき。</p> <p>① 県間市外通話及び市内通話、県内市外通話又は国際通話のうち、いずれか1以上の通話区分</p> <p>② 県間市外通信及び市内通信、県内市外通信又は国際通信のうち、いずれか1以上の通信区分</p> <p>(イ)当社の電話サービス等に係る契約約款等に規定する電話サービス等に係る料金等との料金月単位での一括請求の取扱いを行っているとき。</p> <p>イ アの取扱いは、割引対象通話等区分について当社の事業者識別番号を登録する旨の申込が行われたことを当社がインターネット接続サービス取扱所において確認した日(以下この欄において「申込確認日」といいます。)の属する料金月の初日(申込確認日の属する料金月の末日に旧第1種ADSL接続サービスタイプIが開始されていない場合は、当該旧第1種ADSL接続サービスタイプIの提供を開始した日の属する料金月の初日)から適用します。</p> <p>ウ イの場合において、申込確認日から相当期間経過後において、割引対象通話等区分について当社の事業者識別番号が登録されないときは、アの取扱いは終了したものとします。</p> <p>エ 当社は、割引対象通話等区分について、当社の事業者識別番号の登録が解除されたことを確認できたときは、その確認ができた日の属する料金月の初日からアの取扱いは終了したものとします。</p> <p>オ 当社は、電話サービス等との料金月単位での一括請求について、当社がその取扱いが終了したことを確認できたときは、その確認ができた日の属する料金月の初日から、アの取扱いは終了したものとします。</p> <p>カ 第1種ADSL接続サービス利用契約者が、アの(ア)取扱いを受けている他社契約者回線について、電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合に、その内容について、速やかに契約事務を行うインターネット接続サービス取扱所に通知しないときは、アの取扱いは終了したものとします。</p> <p>キ 第1種ADSL接続サービス利用契約の解除があったときは、解除があった日の属する料金月の翌料金月から、アの取扱いは終了したものとします。</p>
------------	---

2 料金額

ア タイプIに係るもの

(ア) (イ)以外の部分

- ① 旧第1種ADSL接続サービスタイプI(ADSLレギュラーコース)に係るもの

定額利用料

1 他社接続回線ごとに月額

区分	料金額
1. 5Mb/s	税抜額3,170円 (税込額3,328.5円)
8Mb/s	税抜額3,170円 (税込額3,328.5円)

② 旧第1種ADSL接続サービスタイプI (ADSL TOKAI (静岡) コース) に係るもの

定額利用料

1 他社接続回線ごとに月額

区分	料金額
8Mb/s	税抜額3,280円 (税込額3,444円)
12Mb/s	税抜額3,280円 (税込額3,444円)

③ 旧第1種ADSL接続サービスタイプI (ADSL STNetコース) に係るもの

定額利用料

1 他社接続回線ごとに月額

区分	料金額
1Mb/s	税抜額1,870円 (税込額1,963.5円)
8Mb/s	税抜額3,280円 (税込額3,444円)
12Mb/s	税抜額3,280円 (税込額3,444円)

④ 旧第1種ADSL接続サービスタイプI (ADSL エネルギアコムコース) に係るもの

定額利用料

1 他社接続回線ごとに月額

区分	料金額
1Mb/s	税抜額1,870円 (税込額1,963.5円)
8Mb/s	税抜額3,280円 (税込額3,444円)
12Mb/s	税抜額3,280円 (税込額3,444円)

⑤ 旧第1種ADSL接続サービスタイプI (ADSL TOHNetコース) に係るもの

定額利用料

1 他社接続回線ごとに月額

区分	料金額
1. 1Mb/s	税抜額1,870円 (税込額1,963.5円)

8Mb/s	税抜額3,280円(税込額3,444円)
12Mb/s	税抜額3,280円(税込額3,444円)

⑥ 旧第1種ADSL接続サービスタイプI (ADSL HTNetコース)に係るもの
 月額利用料 1 他社接続回線ごとに月額

区分	料金額
8Mb/s	税抜額3,280円(税込額3,444円)
12Mb/s	税抜額3,280円(税込額3,444円)

⑦ 旧第1種ADSL接続サービスタイプI (ADSL レギュラーコース(e))に係るもの
 月額利用料 1 他社接続回線ごとに月額

区分	料金額
1Mb/s	税抜額1,870円(税込額1,963.5円)
5Mb/s	税抜額1,870円(税込額1,963.5円)
12Mb/s	税抜額3,170円(税込額3,328.5円)

⑧ 旧第1種ADSL接続サービスタイプI (ADSL ACCAコース)に係るもの
 月額利用料 1 他社接続回線ごとに月額

区分	料金額
3Mb/s	税抜額1,870円(税込額1,963.5円)
12Mb/s	税抜額3,170円(税込額3,328.5円)

⑨ 旧第1種ADSL接続サービスタイプI (ADSL TOKAI (関東)コース)に係るもの
 月額利用料 1 他社接続回線ごとに月額

区分	料金額
1Mb/s	税抜額1,870円(税込額1,963.5円)
12Mb/s	税抜額3,170円(税込額3,328.5円)

(イ) 協定事業者の契約約款等に規定するDSL等接続専用サービスに係る他社接続回線以外の部分

第1種ADSL接続サービスの場合に準じて取り扱います。

イ タイプIIに係るもの

(ア) (イ)以外の部分

- ① 旧第1種ADSL接続サービス タイプⅡ (IP電話&ADSL TOKAI (静岡)コース)に係るもの

定額利用料

1 他社接続回線ごとに月額

区分	料金額
8Mb/s	税抜額3,090円 (税込額3,244.5円)
12Mb/s	税抜額3,090円 (税込額3,244.5円)
24Mb/s	税抜額3,090円 (税込額3,244.5円)
40Mb/s	税抜額3,090円 (税込額3,244.5円)

- ② 旧第1種ADSL接続サービス タイプⅡ (IP電話&ADSL STNetコース)に係るもの

定額利用料

1 他社接続回線ごとに月額

区分	料金額
8Mb/s	税抜額3,090円 (税込額3,244.5円)
12Mb/s	税抜額3,090円 (税込額3,244.5円)
24Mb/s	税抜額3,090円 (税込額3,244.5円)
40Mb/s	税抜額3,090円 (税込額3,244.5円)

- ③ 旧第1種ADSL接続サービス タイプⅡ (IP電話&ADSL エネルギアコムコース)に係るもの

定額利用料

1 他社接続回線ごとに月額

区分	料金額
8Mb/s	税抜額3,090円 (税込額3,244.5円)
12Mb/s	税抜額3,090円 (税込額3,244.5円)
24Mb/s	税抜額3,090円 (税込額3,244.5円)

- ④ 旧第1種ADSL接続サービス タイプⅡ (IP電話&ADSL TOHNetコース)に係るもの

定額利用料

1 他社接続回線ごとに月額

区分	料金額
----	-----

8Mb/s	税抜額3,090円(税込額3,244.5円)
12Mb/s	税抜額3,090円(税込額3,244.5円)

⑤ 旧第1種ADSL接続サービスタイプII (IP電話&ADSL HTNetコース)に係るもの

定額利用料 1他社接続回線ごとに月額

区分	料金額
8Mb/s	税抜額3,090円(税込額3,244.5円)
12Mb/s	税抜額3,090円(税込額3,244.5円)

⑥ 旧第1種ADSL接続サービスタイプII (IP電話&ADSL レギュラーコース(e))に係るもの

定額利用料 1他社接続回線ごとに月額

区分	料金額
1Mb/s	税抜額1,870円(税込額1,963.5円)
8Mb/s	税抜額2,880円(税込額3,024円)
12Mb/s	税抜額2,880円(税込額3,024円)
24Mb/s	税抜額2,880円(税込額3,024円)
40Mb/s	税抜額2,880円(税込額3,024円)

⑦ 旧第1種ADSL接続サービスタイプII (IP電話&ADSL ACCAコース)に係るもの

定額利用料 1他社接続回線ごとに月額

区分	料金額
8Mb/s	税抜額2,880円(税込額3,024円)
12Mb/s	税抜額2,880円(税込額3,024円)
26Mb/s	税抜額2,880円(税込額3,024円)

⑧ 旧第1種ADSL接続サービスタイプII (IP電話&ADSL TOKAI (関東)コース)に係るもの

定額利用料 1他社接続回線ごとに月額

区分	料金額
----	-----

8 Mb/s	税抜額 2,880円 (税込額 3,024円)
12 Mb/s	税抜額 2,880円 (税込額 3,024円)
24 Mb/s	税抜額 2,880円 (税込額 3,024円)
40 Mb/s	税抜額 2,880円 (税込額 3,024円)

(イ) 協定事業者の契約約款等に規定するDSL等接続専用サービスに係る他社接続回線以外の部分

第1種ADSL接続サービスの場合に準じて取り扱います。

5 旧フレッツ対応サービス及び旧第1種ADSL接続サービスに係る付加機能利用料の適用については、第78条(定額利用料の支払義務)及び第79条(利用料の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

区分	内容
優先接続との複合利用に係る料金の適用	<p>ア 当社は、旧フレッツ対応サービス利用契約者及び旧第1種ADSL接続サービス利用契約者タイプIが次の条件をすべて満たす場合には、当該契約者が利用している付加機能(以下この表において「割引対象付加機能」といいます。)の定額利用料の合計額から300円を減額して適用します。</p> <p>ただし、定額利用料の合計額が300円に満たない場合は、その定額利用料の額を減額して適用します。</p> <p>(ア)協定事業者の電話サービスに係る契約約款等又は総合デジタル通信サービスに係る契約約款等に定める優先接続の取扱いにおいて、次の電話会社固定に係る通話区分又は通信区分(以下この表において「割引対象通話等区分」といいます。)について当社の事業者識別番号(電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号をいいます。以下同じとします。)を指定しているとき。</p> <p>① 県間市外通話及び市内通話、県内市外通話又は国際通話のうち、いずれか1以上の通話区分</p> <p>② 県間市外通信及び市内通信、県内市外通信又は国際通信のうち、いずれか1以上の通信区分</p> <p>(イ)当社の電話サービス等に係る契約約款等に規定する電話サービス等に係る料金等との料金月単位での一括請求の取扱いを行っているとき。</p> <p>イ アに規定する割引対象付加機能は、次のとおりとします。</p> <p>(ア) 電子メールアドレス追加サービス</p> <p>(イ) 電子メール容量追加サービス</p> <p>(ウ) ホームページアカウント追加サービス</p> <p>(エ) ホームページ容量追加サービス</p> <p>(オ) 電子メール条件着信サービス</p> <p>(カ) 電子メール条件転送サービス</p> <p>(キ) IP電話サービスI</p> <p>(ク) 送信電子メールウィルスチェックサービス</p> <p>ウ アの取扱いは、割引対象通話等区分について当社の事業者識別番号を</p>

	<p>登録する旨の申込が行われたことを当社がインターネット接続サービス取扱所において確認した日（以下この欄において「申込確認日」といいます。）の属する料金月の初日（申込確認日の属する料金月の末日にインターネット接続サービスが開始されていない場合は、当該サービスの提供を開始した日の属する料金月の初日）から適用します。</p> <p>エ ウの場合において、申込確認日から相当期間経過後において、割引対象通話等区分について当社の事業者識別番号が登録されないときは、アの取扱いは終了したものとします。</p> <p>オ 当社は、割引対象通話等区分について、当社の事業者識別番号の登録が解除されたことを確認できたときは、その確認ができた日の属する料金月の初日からアの取扱いは終了したものとします。</p> <p>カ 当社は、電話サービス等との料金月単位での一括請求について、当社がその取扱いが終了したことを確認できたときは、その確認ができた日の属する料金月の初日からアの取扱いは終了したものとします。</p> <p>キ 当社は、当該契約者が、アの(ア)の取扱いを受けている他社契約者回線について、電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合に、その内容について、契約事務を行う個人向けインターネット接続サービス取扱所に通知しないときは、アの取扱いは終了したものとします。</p> <p>ク 当該契約の解除があったときは、解除があった日の属する料金月の翌料金月から、アの取扱いは終了したものとします。</p>
--	---

6 旧第1種ADSL接続サービスに関する提供条件は、次に掲げるもののほか、この約款に規定する第1種ADSL接続サービスに関する提供条件に準ずるものとします。

区分	内容
他社接続回線の移転	<p>旧第1種ADSL接続サービス利用契約者は、移転の請求をすることはできません。</p> <p>ただし、タイプIに係る旧第1種ADSL接続サービス利用契約者（ADSL STNetコース（1Mb/sのものに限ります。）、ADSL エネルギーコムコース（1Mb/sのものに限ります。）、ADSL TOHKnetコース（1.1Mb/sのものに限ります。）、ADSL レギュラーコース（e）（5Mb/sのものに限ります。）、ADSL ACCAコース（3Mb/sのものに限ります。）及びADSL TOKAI（関東）コース（1Mb/sのものに限ります。））から、移転の請求があったときは、第44条（第1種ADSL接続サービス利用契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。</p>

7 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

8 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則

（実施時期）

1 この改正規定は、平成20年8月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他

の債務については、なお従前のおりとしします。

- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成20年9月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の日から平成20年9月30日までの間において、第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）の申込みをした者（第49条の11（メタルプラス電話サービスに係る契約の提供の開始があった場合の取扱い）の規定により第2種ADSL接続サービスへの種類の変更が行われた場合を除きます。）又は第22条の4（インターネット接続サービスの種類の変更）の規定により第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）への種類の変更の請求をし、その承諾をうけた第3種ダイヤルアップサービス利用契約者は、当社がその提供を開始した日の属する料金月までの間における第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）に関する定額利用料（料金表第1（基本利用料）に定めるものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 3 この改正規定実施の日から平成20年9月30日までの間において、第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）の申込みをした者（第49条の11（メタルプラス電話サービスに係る契約の提供の開始があった場合の取扱い）の規定により第2種ADSL接続サービスへの種類の変更が行われた場合を含みます。）又は第22条の4（インターネット接続サービスの種類の変更）の規定により第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）への種類の変更の請求をし、その承諾をうけた第3種ダイヤルアップサービス利用契約者は、第2種ADSL接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 4 この改正規定実施の日から平成20年9月30日までの間において、IP電話サービスⅠ（第2種ADSL接続サービスに係るものに限ります。）の申込みをし、その承諾を受けたときは、IP電話サービスⅠの利用の開始に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 5 この改正規定実施の日から平成20年9月30日までの間において、第3種ADSL接続サービスの申込みをした者（第49条の7（メタルプラス電話サービスに係る契約の解除があった場合の取扱い）の規定により第3種ADSL接続サービスへの種類の変更が行われた場合を除く。）は、当社がその提供を開始した日の属する料金月までの間における第3種ADSL接続サービスに関する定額利用料（料金表第1（基本利用料）に定める加算額に係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 6 この改正規定実施の日から平成20年9月30日までの間において、第3種ADSL接続サービスの申込みをした者は、第3種ADSL接続サービス利用契約の申込みの承諾に係る登録料、第3種ADSL接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費（第49条の7の規定により第2種ADSL接続サービスから第3種ADSL接続サービスへの種類の変更が行われた場合を除きます）及び回線新設費用について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 7 この改正規定実施の日から平成20年9月30日までの間において、IP電話サービスⅠ（第3種ADSL接続サービスに係るものに限ります。）の申込みをし、その承諾を受けたときは、IP電話サービスⅠの利用の開始に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわら

ず、その支払を要しません。

- 8 この改正規定実施の日から平成20年9月30日までの間において、第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用（50Mb/s品目のものに限ります。）のものに限ります。）のものに限ります。）への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第2種ADSL接続サービス利用契約者（コースⅡ（住宅用（10Mb/s品目のものに限ります。）のものに限ります。）のものに限ります。）又は、第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用（10Mb/s品目のものに限ります。）のものに限ります。）のものに限ります。）への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第2種ADSL接続サービス利用契約者（コースⅡ（住宅用（50Mb/s品目のものに限ります。）のものに限ります。）のものに限ります。）は、その品目の変更に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 9 この改正規定実施の日から平成20年9月30日までの間において、第3種ADSL接続サービス（50Mb/s品目のものに限ります。）への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第3種ADSL接続サービス利用契約者（10Mb/s品目のものに限ります。）又は、第3種ADSL接続サービス（10Mb/s品目のものに限ります。）への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第3種ADSL接続サービス利用契約者（50Mb/s品目のものに限ります。）は、その品目の変更に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 10 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 11 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。
（その他）
- 12 平成16年5月1日より実施の附則第4項第3号から第6号をNEWEBサービス利用規約に移管、平成17年11月1日より実施の附則第3項及び平成18年6月21日より実施の附則第3項については、「削除」に改めます。

附 則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成20年10月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施の日から平成21年1月31日までの間において、第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）の申込みをした者（第49条の11（メタルプラス電話サービスに係る契約の提供の開始があった場合の取扱い）の規定により第2種ADSL接続サービスへの種類の変更が行われた場合を除きます。）又は第22条の4（インターネット接続サービスの種類の変更）の規定により第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）への種類の変更の請求をし、その承諾を受けた第3種ダイヤルアップサービス利用契約者は、当社がその提供を開始した日の属する料金月までの間における第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）に関する定額利用料（料金表第1（基本利用料）に定めるものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 3 この改正規定実施の日から平成21年1月31日までの間において、第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）の申込みをした者（第49条の11（メタルプラス電話サービスに係る契約の提供の開始があった場合の取扱い）の規定により第2種ADSL接続サービスへの種類の変更が行われた場合を含みます。）又は第22条の4（イ

- インターネット接続サービスの種類の変更)の規定により第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用のものに限ります。))のものに限ります。)への種類の変更の請求をし、その承諾をうけた第3種ダイヤルアップサービス利用契約者は、第2種ADSL接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しませぬ。
- 4 この改正規定実施の日から平成21年1月31日までの間において、第3種ADSL接続サービスの申込みをした者(第49条の7(メタルプラス電話サービスに係る契約の解除があつた場合の取扱い)の規定により第3種ADSL接続サービスへの種類の変更が行われた場合を除く。)は、当社がその提供を開始した日の属する料金月までの間における第3種ADSL接続サービスに関する定額利用料(料金表第1(基本利用料)に定める加算額に係るものに限ります。)について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しませぬ。
- 5 この改正規定実施の日から平成21年1月31日までの間において、第3種ADSL接続サービスの申込みをした者は、第3種ADSL接続サービス利用契約の申込みの承諾に係る登録料、第3種ADSL接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費(第49条の7の規定により第2種ADSL接続サービスから第3種ADSL接続サービスへの種類の変更が行われた場合を除きます)及び回線新設費用について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しませぬ。
- 6 この改正規定実施の日から平成21年1月31日までの間において、第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用(50Mb/s品目のものに限ります。))のものに限ります。))のものに限ります。))への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第2種ADSL接続サービス利用契約者(コースⅡ(住宅用(10Mb/s品目のものに限ります。))のものに限ります。))のものに限ります。))又は、第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用(10Mb/s品目のものに限ります。))のものに限ります。))のものに限ります。))への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第2種ADSL接続サービス利用契約者(コースⅡ(住宅用(50Mb/s品目のものに限ります。))のものに限ります。))のものに限ります。))は、その品目の変更に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しませぬ。
- 7 この改正規定実施の日から平成21年1月31日までの間において、第3種ADSL接続サービス(50Mb/s品目のものに限ります。))への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第3種ADSL接続サービス利用契約者(10Mb/s品目のものに限ります。))又は、第3種ADSL接続サービス(10Mb/s品目のものに限ります。))への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第3種ADSL接続サービス利用契約者(50Mb/s品目のものに限ります。))は、その品目の変更に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しませぬ。
- 8 この約款実施の日から平成20年12月31日までの間において、第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(事務用のものに限ります。))のものに限ります。))の申込みをした者は第2種ADSL接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しませぬ。
- 9 この約款実施の日から平成20年12月31日までの間において、IP電話サービスⅠ(第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(事務用のものに限ります。))のものに限ります。))に係るものに限ります。))の申込みをし、その承諾を受けたときは、IP電話サービスⅠの利用の開始に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しませぬ。
- 10 この改正規定実施の日から平成20年10月31日までの間において、第46条(他社接続回線の移転)の請求をし、その承諾を受けた第1種ADSL接続サービス利用契約者(共用型のものに限ります。))は、他社接続回線の移転に関する工事に係る工事費(その他社接続回線の移転に伴うADSL接続サービスの品目、タイプ又はプランの変更に関する工事に係るものを含みます。))について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しませぬ。

- 11 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 12 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成20年10月22日から実施します。

(経過措置)

- 2 この約款実施の際現に、当社と下表の左欄のサービスに係る契約を締結している者は、この約款実施の日において、この約款に規定する下表の右欄のサービスに係る契約を締結しているものとし、その提供条件は、この附則の3、4及び5に規定するところによります。

第1種ダイヤルアップサービス（タイプⅡ（コースⅠ（プランⅠのものに限ります。）のものに限ります。）のものに限ります。）	旧ダイヤルアップサービス コースⅠ（プランⅢ）（コミコミコース ライト4）
第1種ダイヤルアップサービス（タイプⅡ（コースⅠ（プランⅡのものに限ります。）のものに限ります。）のものに限ります。）	旧ダイヤルアップサービス コースⅠ（プランⅣ）（コミコミコース レギュラー）
第1種ダイヤルアップサービス（タイプⅡ（コースⅠ（プランⅢのものに限ります。）のものに限ります。）のものに限ります。）	旧ダイヤルアップサービス コースⅠ（プランⅤ）（コミコミコース ロング）
第1種ダイヤルアップサービス（タイプⅡ（コースⅠ（プランⅤのものに限ります。）のものに限ります。）のものに限ります。）	旧ダイヤルアップサービス コースⅠ（プランⅠ）（コミコミコース ライト2）
第1種ダイヤルアップサービス（タイプⅡ（コースⅠ（プランⅥのものに限ります。）のものに限ります。）のものに限ります。）	旧ダイヤルアップサービス コースⅠ（プランⅡ）（コミコミコース ライト3）
第1種ダイヤルアップサービス（タイプⅡ（コースⅡのものに限ります。）のものに限ります。）	旧ダイヤルアップサービス コースⅡ（マイティコース）
高速IPネットワーク対応サービス（タイプⅡ（プランⅠのものに限ります。）のものに限ります。）	旧高速IPネットワーク対応サービス プランⅠ（「ひかりone」コース ホーム100）
高速IPネットワーク対応サービス（タイプⅡ（プランⅡのものに限ります。）のものに限ります。）	旧高速IPネットワーク対応サービス プランⅡ（「ひかりone」コース SOHO）

- 3 旧ダイヤルアップサービス（コースⅠ及びコースⅡのものをいいます。以下、この附則において同じとしします。）に関する提供条件は、次に掲げるもののほか、この約款に規定する第1種ダイヤルアップサービスに関する提供条件に準ずるものとしします。

- 4 旧ダイヤルアップサービスに係る基本利用料の適用については、第78条（定額利用料の支払義務）及び第79条（利用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとしします。

(1) 適用

区分	内容

料金の適用	ア 当社は、旧ダイヤルアップサービスに係る料金額を適用するにあたって、下表のとおりコースを定めます。	
	区分	内容
	旧ダイヤルアップサービス コース I (プランⅠ)	月間累積接続通信時間が2時間を超えない部分について定額利用料とし、月間累積接続通信時間が2時間を超える部分について1分までごとの利用料を加算するもの
	旧ダイヤルアップサービス コース I (プランⅡ)	月間累積接続通信時間が3時間を超えない部分について定額利用料とし、月間累積接続通信時間が3時間を超える部分について1分までごとの利用料を加算するもの
	旧ダイヤルアップサービス コース I (プランⅢ)	月間累積接続通信時間が4時間を超えない部分について定額利用料とし、月間累積接続通信時間が4時間を超える部分について1分までごとの利用料を加算するもの
	旧ダイヤルアップサービス コース I (プランⅣ)	月間累積接続通信時間が10時間を超えない部分について定額利用料とし、月間累積接続通信時間が10時間を超える部分について1分までごとの利用料を加算するもの
	旧ダイヤルアップサービス コース I (プランⅤ)	月間累積接続通信時間が20時間を超えない部分について定額利用料とし、月間累積接続通信時間が20時間を超える部分について1分までごとの利用料を加算するもの
	旧ダイヤルアップサービス コース II	基本利用料が定額利用料（月間累積接続通信時間にかかわらず適用するものとし、）と利用料（1の通信ごとに算定されるものとし、）からなるもの
イ 旧ダイヤルアップサービス利用契約者は、アに定める区分の変更の請求をすることはできません。		

(2) 料金額

① 定額利用料

1 ユーザ I D ごとに月額

区分	料金額
旧ダイヤルアップサービス コース I (プランⅠ)	税抜額730円(税込額766.5円)
旧ダイヤルアップサービス コース I (プランⅡ)	税抜額980円(税込額1,029円)
旧ダイヤルアップサービス コース I (プランⅢ)	税抜額1,200円(税込額1,260円)
旧ダイヤルアップサービス コース I (プランⅣ)	税抜額2,350円(税込額2,467.5円)
旧ダイヤルアップサービス コース I (プランⅤ)	税抜額4,700円(税込額4,935円)

旧ダイヤルアップサービス コースⅡ	税抜額 1, 480円(税込額 1, 554円)
-------------------	--------------------------

② 利用料

1 ユーザ IDにつき 1 分までごとに

区分	料金額
旧ダイヤルアップサービス コースⅠ(プランⅠ)	税抜額 10円(税込額 10. 5円)
旧ダイヤルアップサービス コースⅠ(プランⅡ)	税抜額 10円(税込額 10. 5円)
旧ダイヤルアップサービス コースⅠ(プランⅢ)	税抜額 10円(税込額 10. 5円)
旧ダイヤルアップサービス コースⅠ(プランⅣ)	税抜額 10円(税込額 10. 5円)
旧ダイヤルアップサービス コースⅠ(プランⅤ)	税抜額 10円(税込額 10. 5円)
旧ダイヤルアップサービス コースⅡ	税抜額 8円(税込額 8. 4円)

5 旧高速 IP ネットワーク対応サービス（「ひかり one」コース ホーム 100 及び「ひかり one」コース SOHO のものに限ります。以下この附則において同じとします。）に関する提供条件は、次に掲げるもののほか、この約款に規定するフレッツ対応サービス（タイプ VI のものに限ります。）に関する提供条件に準ずるものとします。

(1) 用語の定義

用語	用語の意味
旧高速 IP ネットワーク対応サービス	当社の高速 IP ネットワークサービスに係る契約約款に規定する契約者回線（以下「高速 IP ネットワーク契約者回線」といいます。）を使用して行うインターネット接続サービス
旧高速 IP ネットワーク対応サービス利用契約	当社から高速 IP ネットワーク対応サービスの提供を受けるためのインターネット接続利用契約
旧高速 IP ネットワーク対応サービス利用契約者	当社と高速 IP ネットワーク対応サービス利用契約を締結しているインターネット接続サービス利用契約者

(2) 契約の単位

当社は、1 の他社接続回線ごとに旧高速 IP ネットワーク対応サービス利用契約を締結します。この場合において、旧高速 IP ネットワーク対応サービス利用契約者は、1 の旧高速 IP ネットワーク対応サービス利用契約につき 1 人に限ります。

(3) 提供区間

旧高速 IP ネットワーク対応サービスのインターネット接続サービスは、以下の区間において提供します。

- 1) 網内接続点相互間（1 の網内接続点に終始する場合があります。）
- 2) アクセスポイント相互間（1 のアクセスポイントに終始する場合があります。）
- 3) 網内接続点又はアクセスポイントと当社の総合オープン通信網サービスに係る契約約款等に定める端末回線若しくは当社契約者回線の終端、当社接続回線の終端、NSP I X P との接続

点又は分界点との間

4) 網内接続点とアクセスポイントとの間

5) 網内接続点又はアクセスポイントと相互接続点との間

6) 網内接続点と当社の電話サービス等に係る契約約款等に規定する当社契約者回線の終端又は当社のF T T Hサービスに係る契約約款等に規定するF T T H接続回線の終端との間（料金表第2（付加機能利用料）に定めるI P電話サービスIに係るものに限ります。）

(4) インターネット接続サービスの種類の変更

1) 旧高速I Pネットワーク対応サービス利用契約者は、第1種ダイヤルアップサービス、フレッツ対応サービス又は第1種A D S L接続サービス利用契約者への種類の変更の請求をすることができます。

ただし、その変更は、請求のあった日の属する料金月の翌料金月の初日からとします。

2) 前項の場合において、料金表第1（基本利用料）に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

3) 当社は、第1項の請求があったときは、第11条（第1種ダイヤルアップサービス利用契約申込の承諾）、第29条（フレッツ対応サービス利用契約申込の承諾）又は第44条（第1種A D S L接続サービス利用契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(5) 旧高速I Pネットワーク契約者回線の移転

旧高速I Pネットワーク対応サービス利用契約者は、旧高速I Pネットワーク対応サービスの移転の請求をすることはできません。

(6) 最低利用期間

1) 旧高速I Pネットワーク対応サービスについては、最低利用期間があります。

2) 前項の最低利用期間は、その契約に基づいて当社がインターネット接続サービスの提供を開始した日から起算して次のとおりとします。

区分	最低利用期間
旧高速I Pネットワーク対応サービス	6月間

3) 旧高速I Pネットワーク対応サービス利用契約者は、前項の最低利用期間内に旧高速I Pネットワーク対応サービス利用契約の解除又は付加機能の廃止があった場合は、当社が定める期日までに、第78条（定額利用料の支払義務）、第79条（利用料の支払義務）及び料金表の定めにかかわらず、残余の期間に対応する定額利用料（旧高速I Pネットワーク契約者回線の終端の場所に設置される回線終端装置の部分に係るものを除きます。）の額に消費税相当額を加算した額に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。

(7) 利用中止

1) 当社は、当社的高速I Pネットワークに係る契約約款に規定する高速I Pネットワークサービスの利用中止をしたとき、旧高速I Pネットワーク対応サービスの利用を中止することができます。

2) 当社は、前項の規定により旧高速I Pネットワーク対応サービスの利用を中止するときは、あらかじめ、そのことを旧高速I Pネットワーク対応サービス利用契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(8) 料金表

旧高速I Pネットワーク対応サービスに係る料金又は工事に関する費用は、インターネット接続サービスの提供区間と高速I Pネットワークサービスの提供区間とを合わせて、当社が設定するものとします。

1) 基本利用料

① 適用

旧高速IPネットワーク対応サービスに係る基本利用料の適用については、第78条（定額利用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区分	適用						
1) 品目に係る料金の適用	<p>当社は、旧高速IPネットワーク対応サービスに係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、品目を定めます。</p> <table border="1" data-bbox="475 499 1473 629"> <thead> <tr> <th data-bbox="475 499 730 544">品目</th> <th data-bbox="730 499 1473 544">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="475 544 730 629">100Mb/s</td> <td data-bbox="730 544 1473 629">最大100メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table>	品目	内容	100Mb/s	最大100メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの		
品目	内容						
100Mb/s	最大100メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの						
2) プランに係る料金の適用	<p>ア 当社は、旧高速IPネットワーク対応サービスに係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、プランを定めます。</p> <table border="1" data-bbox="475 734 1473 1120"> <thead> <tr> <th data-bbox="475 734 730 779">プラン</th> <th data-bbox="730 734 1473 779">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="475 779 730 949">ホーム100</td> <td data-bbox="730 779 1473 949">高速IPネットワークサービス（当社的高速IPネットワークサービスに係る契約約款に規定するメニュー1のものに限ります。）に係る他社接続回線を使用して行うもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 949 730 1120">SOHO</td> <td data-bbox="730 949 1473 1120">高速IPネットワークサービス（当社的高速IPネットワークサービスに係る契約約款に規定するメニュー2のものに限ります。）に係る他社接続回線を使用して行うもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 高速IPネットワーク契約者回線に接続することができる自営端末設備の数は、当社が別に定めるところによります。 （注）当社が別に定める自営端末設備の数は、プランIについては、5まで、プランIIについては、20までとします。</p> <p>イ 旧高速IPネットワーク対応サービス利用契約者は、旧高速IPネットワーク対応サービスのプランの変更の請求をすることはできません。</p>	プラン	内容	ホーム100	高速IPネットワークサービス（当社的高速IPネットワークサービスに係る契約約款に規定するメニュー1のものに限ります。）に係る他社接続回線を使用して行うもの	SOHO	高速IPネットワークサービス（当社的高速IPネットワークサービスに係る契約約款に規定するメニュー2のものに限ります。）に係る他社接続回線を使用して行うもの
プラン	内容						
ホーム100	高速IPネットワークサービス（当社的高速IPネットワークサービスに係る契約約款に規定するメニュー1のものに限ります。）に係る他社接続回線を使用して行うもの						
SOHO	高速IPネットワークサービス（当社的高速IPネットワークサービスに係る契約約款に規定するメニュー2のものに限ります。）に係る他社接続回線を使用して行うもの						
3) 旧高速IPネットワーク対応サービスの種類の変更に係る取扱い	<p>ア 第1種ダイヤルアップサービス利用契約者は、改正前の規定により、第15条（インターネット接続サービスの種類の変更）に定める高速IPネットワーク対応サービスへの種類の変更の請求をした場合において、当該第1種ダイヤルアップサービス利用契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、その請求のあった高速IPネットワーク契約者回線の開通日（その高速IPネットワークサービスの提供を開始した日をいいます。以下この欄において同じとします。）の属する料金月において、第1種ダイヤルアップサービスに加え、変更の請求のあった高速IPネットワーク対応サービスを利用することができるものとします。この場合において、第1種ダイヤルアップサービス利用契約者は、新たな料金の支払いは要しません。</p> <p>イ フレッツ対応サービス利用契約者は、改正前の規定により、第31条（インターネット接続サービスの種類の変更）に定める高速IPネットワーク対応サービスへの種類の変更の請求をした場合において、当該フレッツ対応サービス利用契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行</p>						

	<p>上支障がないときは、その請求のあった高速IPネットワーク契約者回線の開通日（その高速IPネットワークサービスの提供を開始した日をいいます。以下この欄において同じとします。）の属する料金月において、フレッツ対応サービスに加え、変更の請求のあった高速IPネットワーク対応サービスを利用することができるものとします。この場合において、フレッツ対応サービス利用契約者は、新たな料金の支払いは要しません。</p> <p>ウ ア及びイの取扱いは、その開通日の属する料金月の当社が指定する日から開します。</p> <p>エ ア、イ及びウの規定にかかわらず、請求のあったインターネット接続サービスの種類の変更は、その開通日の属する料金月の翌料金月の初日からとします。</p>
--	--

② 料金額

ア イ以外の部分

定額利用料

ユーザIDごとに月額

区分	料金額
プランⅠ	税抜額6,480円（税込額6,804円）
プランⅡ	税抜額14,800円（税込額15,540円）

イ 高速IPネットワーク契約者回線の終端の場所に設置される回線終端装置の部分

1 ユーザIDごとに月額

区分	料金額
定額利用料	税抜額900円（税込額945円）

2) 工事費

① 適用

旧高速IPネットワーク対応サービスに係る工事費の適用については、第81条(工事費の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

工事費の適用	
ア 工事費の適用	工事費は、旧高速IPネットワーク契約者回線ごと又は回線終端装置ごとに適用します。
イ 設置場所変更に関する工事費の適用	高速IPネットワーク契約者回線又は回線終端装置の移転を行わない場合であって、高速IPネットワーク契約者回線又は回線終端装置の設置場所の変更のみ行うときに適用します。
ウ 修理に関する工事費の適用	当社の責めによらない理由により、高速IPネットワーク契約者回線又は回線終端装置の修理を要する場合に適用します。

② 工事費の額

区分	単位	工事費の額
ア 高速IPネットワーク契約者回線の設置場所の変更に関する工事	1 高速IPネットワーク契約者回線ごとに	税抜額 10,000 円 (税込額 10,500 円)
イ 回線終端装置の設置、移転又は設置場所の変更に関する工事	1 回線終端装置ごとに	税抜額 2,000 円 (税込額 2,100 円)
カ 修理に関する工事		
(ア) 高速IPネットワーク契約者回線に係るもの	1 高速IPネットワーク契約者回線ごとに	税抜額 10,000 円 (税込額 10,500 円)
(イ) 回線終端装置に係るもの	1 回線終端装置ごとに	税抜額 10,000 円 (税込額 10,500 円)

6 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

7 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成20年10月30日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成20年11月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の日から平成21年1月31日までの間において、第46条（他社接続回線の移転）の請求をし、その承諾を受けた第1種ADSL接続サービス利用契約者（共用型のものに限り、）は、他社接続回線の移転に関する工事費（移転先の他社接続回線がプランⅧに係るもの場合に限り、）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成20年12月10日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則

この改正規定は、平成20年12月25日から実施します。

附 則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成21年1月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成21年2月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の日から平成21年4月30日までの間において、第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用のものに限りします。）のものに限りします。）の申込みをした者（第49条の11（メタルプラス電話サービスに係る契約の提供の開始があった場合の取扱い）の規定により第2種ADSL接続サービスへの種類の変更が行われた場合を除きます。）又は第22条の4（インターネット接続サービスの種類の変更）の規定により第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用のものに限りします。）のものに限りします。）への種類の変更の請求をし、その承諾をうけた第3種ダイヤルアップサービス利用契約者は、当社がその提供を開始した日の属する料金月までの間における第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用のものに限りします。）のものに限りします。）に関する定額利用料（料金表第1（基本利用料）に定めるものに限りします。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 3 この改正規定実施の日から平成21年4月30日までの間において、第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用のものに限りします。）のものに限りします。）の申込みをした者（第49条の11（メタルプラス電話サービスに係る契約の提供の開始があった場合の取扱い）の規定により第2種ADSL接続サービスへの種類の変更が行われた場合を含みます。）又は第22条の4（インターネット接続サービスの種類の変更）の規定により第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用のものに限りします。）のものに限りします。）への種類の変更の請求をし、その承諾をうけた第3種ダイヤルアップサービス利用契約者は、第2種ADSL接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 4 この改正規定実施の日から平成21年4月30日までの間において、第3種ADSL接続サービスの申込みをした者（第49条の7（メタルプラス電話サービスに係る契約の解除があった場合の取扱い）の規定により第3種ADSL接続サービスへの種類の変更が行われた場合を除く。）は、当社がその提供を開始した日の属する料金月までの間における第3種ADSL接続サービスに関する定額利用料（料金表第1（基本利用料）に定める加算額に係るものに限りします。）について、

この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。

- 5 この改正規定実施の日から平成21年4月30日までの間において、第3種ADSL接続サービスの申込みをした者は、第3種ADSL接続サービス利用契約の申込みの承諾に係る登録料、第3種ADSL接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費（第49条の7の規定により第2種ADSL接続サービスから第3種ADSL接続サービスへの種類の変更が行われた場合を除きます）及び回線新設費用について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 6 この改正規定実施の日から平成21年4月30日までの間において、第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用（50Mb/s品目のものに限ります。）のものに限ります。）のものに限ります。）への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第2種ADSL接続サービス利用契約者（コースⅡ（住宅用（10Mb/s品目のものに限ります。）のものに限ります。）のものに限ります。）又は、第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用（10Mb/s品目のものに限ります。）のものに限ります。）のものに限ります。）への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第2種ADSL接続サービス利用契約者（コースⅡ（住宅用（50Mb/s品目のものに限ります。）のものに限ります。）のものに限ります。）は、その品目の変更に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 7 この改正規定実施の日から平成21年4月30日までの間において、第3種ADSL接続サービス（50Mb/s品目のものに限ります。）への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第3種ADSL接続サービス利用契約者（10Mb/s品目のものに限ります。）又は、第3種ADSL接続サービス（10Mb/s品目のものに限ります。）への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第3種ADSL接続サービス利用契約者（50Mb/s品目のものに限ります。）は、その品目の変更に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 8 この改正規定実施の日から平成21年4月30日までの間において、第46条（他社接続回線の移転）の請求をし、その承諾を受けた第1種ADSL接続サービス利用契約者（プランⅧ又はプランⅨのものに限ります。）は、他社接続回線の移転に関する工事に係る工事費（その他社接続回線の移転に伴うADSL接続サービスのプランの変更に関する工事に係るものを除きます。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。
- 9 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
- 10 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附 則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成21年3月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附 則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成21年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成21年5月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の日から平成21年5月31日までの間において、第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）の申込みをした者（第49条の11（メタルプラス電話サービスに係る契約の提供の開始があった場合の取扱い）の規定により第2種ADSL接続サービスへの種類の変更が行われた場合を除きます。）又は第22条の4（インターネット接続サービスの種類の変更）の規定により第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）への種類の変更の請求をし、その承諾をうけた第3種ダイヤルアップサービス利用契約者は、当社がその提供を開始した日の属する料金月までの間における第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）に関する定額利用料（料金表第1（基本利用料）に定めるものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 3 この改正規定実施の日から平成21年5月31日までの間において、第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）の申込みをした者（第49条の11（メタルプラス電話サービスに係る契約の提供の開始があった場合の取扱い）の規定により第2種ADSL接続サービスへの種類の変更が行われた場合を含みます。）又は第22条の4（インターネット接続サービスの種類の変更）の規定により第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）への種類の変更の請求をし、その承諾をうけた第3種ダイヤルアップサービス利用契約者は、第2種ADSL接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 4 この改正規定実施の日から平成21年5月31日までの間において、第3種ADSL接続サービスの申込みをした者（第49条の7（メタルプラス電話サービスに係る契約の解除があった場合の取扱い）の規定により第3種ADSL接続サービスへの種類の変更が行われた場合を除く。）は、当社がその提供を開始した日の属する料金月までの間における第3種ADSL接続サービスに関する定額利用料（料金表第1（基本利用料）に定める加算額に係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 5 この改正規定実施の日から平成21年5月31日までの間において、第3種ADSL接続サービスの申込みをした者は、第3種ADSL接続サービス利用契約の申込みの承諾に係る登録料、第3種ADSL接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費（第49条の7の規定により第2種ADSL接続サービスから第3種ADSL接続サービスへの種類の変更が行われた場合を除きます）及び回線新設費用について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
ただし、本則第81条第2項に定める場合は、この限りでありません。
- 6 この改正規定実施の日から平成21年5月31日までの間において、第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用（50Mb/s品目のものに限ります。）のものに限ります。）のものに限ります。）への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第2種ADSL接続サービス利用契約者（コースⅡ（住宅用（10Mb/s品目のものに限ります。）のものに限ります。）のものに限ります。）のもの

に限ります。)又は、第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用(10Mb/s品目のものに限ります。))のものに限ります。)のものに限ります。)への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第2種ADSL接続サービス利用契約者(コースⅡ(住宅用(50Mb/s品目のものに限ります。))のものに限ります。)のものに限ります。)は、その品目の変更に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。

7 この改正規定実施の日から平成21年5月31日までの間において、第3種ADSL接続サービス(50Mb/s品目のものに限ります。)への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第3種ADSL接続サービス利用契約者(10Mb/s品目のものに限ります。)又は、第3種ADSL接続サービス(10Mb/s品目のものに限ります。)への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第3種ADSL接続サービス利用契約者(50Mb/s品目のものに限ります。)は、その品目の変更に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。

8 この改正規定実施の日から平成21年5月31日までの間において、第46条(他社接続回線の移転)の請求をし、その承諾を受けた第1種ADSL接続サービス利用契約者(プランⅧ又はプランⅨのものに限ります。)は、他社接続回線の移転に関する工事に係る工事費(その他社接続回線の移転に伴うADSL接続サービスのプランの変更に関する工事に係るものを除きます。)について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

ただし、本則第81条第2項に定める場合は、この限りではありません。

9 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

10 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成21年6月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の日から平成21年9月30日までの間において、第2種ADSL接続サービス利用契約(コースⅡ(住宅用のものに限ります。))のものに限ります。)の申込みをし、その承諾を受けたとき(第49条の11(メタルプラス電話サービスに係る契約の提供の開始があった場合の取扱い)の規定により第2種ADSL接続サービスへの種類の変更が行われたときを除きます。)又は第22条の4(インターネット接続サービスの種類の変更)の規定により第3種ダイヤルアップサービスから第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用のものに限ります。))のものに限ります。)へのインターネット接続サービスの種類の変更の請求をし、その承諾を受けたときは、当社がそのサービスの提供を開始した日の属する料金月までの間における第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用のものに限ります。))のものに限ります。)に係る定額利用料(料金表第1(基本利用料)に定めるものに限ります。)について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。

3 この改正規定実施の日から平成21年9月30日までの間において、第2種ADSL接続サービス利用契約(コースⅡ(住宅用のものに限ります。))のものに限ります。)の申込みをし、その承諾を受けたとき(第49条の11(メタルプラス電話サービスに係る契約の提供の開始があった場合の取扱い)の規定により第2種ADSL接続サービスへの種類の変更が行われたときを含みます。)又は第22条の4(インターネット接続サービスの種類の変更)の規定により第3種ダイヤルアップサービスから第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用のものに限ります。))

のものに限ります。)へのインターネット接続サービスの種類の変更の請求をし、その承諾をうけたときは、第2種ADSL接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。

4 この改正規定実施の日から平成21年9月30日までの間において、第3種ADSL接続サービス利用契約の申込みをしたとき(第49条の7(メタルプラス電話サービスに係る契約の解除があった場合の取扱い)の規定により第3種ADSL接続サービスへのインターネット接続サービスの種類の変更が行われたときを除きます。)は、当社がその提供を開始した日の属する料金月までの間における第3種ADSL接続サービスに関する定額利用料(料金表第1(基本利用料)に定める加算額に係るものに限ります。)について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。

5 この改正規定実施の日から平成21年9月30日までの間において、第3種ADSL接続サービス利用契約の申込みをしたときは、第3種ADSL接続サービス利用契約の申込みの承諾に係る登録料、第3種ADSL接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費(第49条の7の規定により第2種ADSL接続サービスから第3種ADSL接続サービスへの種類の変更が行われた場合を除きます)及び回線新設費用について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。

ただし、本則第81条第2項に定める場合は、この限りではありません。

6 この改正規定実施の日から平成21年9月30日までの間において、第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用のものに限ります。))のものに限ります。)に係る品目の変更(10Mb/sと50Mb/sの間のものに限ります。)の請求をし、その承諾を受けたときは、その品目の変更に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。

7 この改正規定実施の日から平成21年9月30日までの間において、第3種ADSL接続サービスに係る品目の変更(10Mb/sと50Mb/sの間のものに限ります。)の請求をし、その承諾を受けたときは、その品目の変更に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。

8 この改正規定実施の日から平成21年9月30日までの間において、第46条(他社接続回線の移転)の請求をし、その承諾を受けた第1種ADSL接続サービス利用契約者(プランⅧ又はプランⅨのものに限ります。)は、他社接続回線の移転に関する工事に係る工事費(その他社接続回線の移転に伴うADSL接続サービスのプランの変更に関する工事に係るものを除きます。)について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

ただし、本則第81条第2項に定める場合は、この限りではありません。

9 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

10 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成21年6月16日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、

なお従前のおりとしします。

附 則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成21年6月25日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成21年8月3日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成21年9月28日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成21年10月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の日から平成22年1月31日までの間において、第2種ADSL接続サービス利用契約（コースⅡ（住宅用のものに限りします。）のものに限りします。）の申込みをし、その承諾を受けたとき（第49条の11（メタルプラス電話サービスに係る契約の提供の開始があった場合の取扱い）の規定により第2種ADSL接続サービスへの種類の変更が行われたときを除きます。）又は第22条の4（インターネット接続サービスの種類の変更）の規定により第3種ダイヤルアップサービスから第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用のものに限りします。）のものに限りします。）へのインターネット接続サービスの種類の変更の請求をし、その承諾を受けたときは、当社がそのサービスの提供を開始した日の属する料金月までの間における第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用のものに限りします。）のものに限りします。）に係る定額利用料（料金表第1（基本利用料）に定めるものに限りします。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。

- 3 この改正規定実施の日から平成22年1月31日までの間において、第2種ADSL接続サービス利用契約（コースⅡ（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）の申込みをし、その承諾を受けたとき（第49条の11（メタルプラス電話サービスに係る契約の提供の開始があつた場合の取扱い）の規定により第2種ADSL接続サービスへの種類の変更が行われたときを含みます。）又は第22条の4（インターネット接続サービスの種類の変更）の規定により第3種ダイヤルアップサービスから第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）へのインターネット接続サービスの種類の変更の請求をし、その承諾を受けたときは、第2種ADSL接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しませぬ。
- 4 この改正規定実施の日から平成22年1月31日までの間において、第3種ADSL接続サービス利用契約の申込みをしたとき（第49条の7（メタルプラス電話サービスに係る契約の解除があつた場合の取扱い）の規定により第3種ADSL接続サービスへのインターネット接続サービスの種類の変更が行われたときを除きます。）は、当社がその提供を開始した日の属する料金月までの間における第3種ADSL接続サービスに関する定額利用料（料金表第1（基本利用料）に定める加算額に係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しませぬ。
- 5 この改正規定実施の日から平成22年1月31日までの間において、第3種ADSL接続サービス利用契約の申込みをしたときは、第3種ADSL接続サービス利用契約の申込みの承諾に係る登録料、第3種ADSL接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費（第49条の7の規定により第2種ADSL接続サービスから第3種ADSL接続サービスへの種類の変更が行われた場合を除きます）及び回線新設費用について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しませぬ。
- ただし、本則第81条第2項に定める場合は、この限りでありませぬ。
- 6 この改正規定実施の日から平成22年1月31日までの間において、第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）に係る品目の変更（10Mb/sと50Mb/sの間のものに限ります。）の請求をし、その承諾を受けたときは、その品目の変更に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しませぬ。
- 7 この改正規定実施の日から平成22年1月31日までの間において、第3種ADSL接続サービスに係る品目の変更（10Mb/sと50Mb/sの間のものに限ります。）の請求をし、その承諾を受けたときは、その品目の変更に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しませぬ。
- 8 この改訂規定実施の日から平成22年3月31日までの間において、第46条（他社接続回線の移転）の請求をし、その承諾を受けた第1種ADSL接続サービス利用契約者（プランⅧ又はプランⅨのものに限ります。）は、他社接続回線の移転に関する工事に係る工事費（その他社接続回線の移転に伴うADSL接続サービスのプランの変更に関する工事に係るものを除きます。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しませぬ。
- ただし、本則第81条第2項に定める場合は、この限りでありませぬ。
- 9 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
- 10 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附 則
（実施時期）

1 この改正規定は、平成21年10月23日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社と下表の左欄のサービスに係る契約を締結している者は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスに係る契約を締結しているものとし、その提供条件は、この附則の第3項、第4項、第5項及び第6項に規定するところによるほか、この約款に規定する第1種ADSL接続サービスに関する提供条件に準ずるものとします。

第1種ADSL接続サービス（タイプII（プランVのもの（1.1Mb/s及び24Mb/sのものに限ります。）に限ります。）のものに限ります。）	旧第1種ADSL接続サービス タイプII（IP電話&ADSL TOHKnetコースII）
--	--

3 旧第1種ADSL接続サービス タイプII（IP電話&ADSL TOHKnetコースII）に係る基本利用料の適用については、第78条（定額利用料の支払義務）及び第79条（利用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

(1) 適用

区分	内容						
1) 品目に係る料金の適用	<p>ア 当社は、旧第1種ADSL接続サービス タイプII（IP電話&ADSL TOHKnetコースII）に係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、品目を定めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 1Mb/s</td> <td>他社接続回線の終端の場所への伝送方向については最大1.1メガビット/秒まで、他の伝送方向については最大512キロビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>24Mb/s</td> <td>他社接続回線の終端の場所への伝送方向については最大24メガビット/秒まで、他の伝送方向については最大1メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 旧第1種ADSL接続サービス タイプII（IP電話&ADSL TOHKnetコースII）利用契約者は、アの品目の変更の請求をすることはできません。</p>	品目	内容	1. 1Mb/s	他社接続回線の終端の場所への伝送方向については最大1.1メガビット/秒まで、他の伝送方向については最大512キロビット/秒までの符号伝送が可能なもの	24Mb/s	他社接続回線の終端の場所への伝送方向については最大24メガビット/秒まで、他の伝送方向については最大1メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの
品目	内容						
1. 1Mb/s	他社接続回線の終端の場所への伝送方向については最大1.1メガビット/秒まで、他の伝送方向については最大512キロビット/秒までの符号伝送が可能なもの						
24Mb/s	他社接続回線の終端の場所への伝送方向については最大24メガビット/秒まで、他の伝送方向については最大1メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの						

(2) 料金額

ア イ以外の部分

定額利用料

1 他社接続回線ごとに月額

区分	料金額
1. 1Mb/s	税抜額1,870円(税込額1,963.5円)
24Mb/s	税抜額3,090円(税込額3,244.5円)

イ 協定事業者の契約約款等に規定するDSL等接続専用サービスに係る他社接続回線以外の部分

第1種ADSL接続サービスの場合に準じて取り扱います。

4 旧第1種ADSL接続サービス タイプII（IP電話&ADSL TOHKnetコースII）利

用契約者は、その旧第1種ADSL接続サービス タイプⅡ（IP電話&ADSL TOHKn e t コースⅡ）に係る他社接続回線の移転の請求をすることはできません。

- 5 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 6 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

この改正規定は、平成21年11月1日から実施します。

附 則

この改正規定は、平成21年12月1日から実施します。

附 則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成22年2月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施の日から平成22年3月31日までの間において、第2種ADSL接続サービス利用契約（コースⅡ（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）の申込みをし、その承諾を受けたとき（第49条の11（メタルプラス電話サービスに係る契約の提供の開始があつた場合の取扱い）の規定により第2種ADSL接続サービスへの種類の変更が行われたときを除きます。）又は第22条の4（インターネット接続サービスの種類の変更）の規定により第3種ダイヤルアップサービスから第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）へのインターネット接続サービスの種類の変更の請求をし、その承諾を受けたときは、当社がそのサービスの提供を開始した日の属する料金月までの間における第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）に係る定額利用料（料金表第1（基本利用料）に定めるものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 3 この改正規定実施の日から平成22年3月31日までの間において、第2種ADSL接続サービス利用契約（コースⅡ（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）の申込みをし、その承諾を受けたとき（第49条の11（メタルプラス電話サービスに係る契約の提供の開始があつた場合の取扱い）の規定により第2種ADSL接続サービスへの種類の変更が行われたときを含みます。）又は第22条の4（インターネット接続サービスの種類の変更）の規定により第3種ダイヤルアップサービスから第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）へのインターネット接続サービスの種類の変更の請求をし、その承諾を受けたときは、第2種ADSL接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 4 この改正規定実施の日から平成22年3月31日までの間において、第3種ADSL接続サービス利用契約の申込みをしたとき（第49条の7（メタルプラス電話サービスに係る契約の解除があつた場合の取扱い）の規定により第3種ADSL接続サービスへのインターネット接続サービスの種類の変更が行われたときを除きます。）は、当社がその提供を開始した日の属する料金月までの間における第3種ADSL接続サービスに関する定額利用料（料金表第1（基本利用料）に定める加算額に係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。

5 この改正規定実施の日から平成22年3月31日までの間において、第3種ADSL接続サービス利用契約の申込みをしたときは、第3種ADSL接続サービス利用契約の申込みの承諾に係る登録料、第3種ADSL接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費（第49条の7の規定により第2種ADSL接続サービスから第3種ADSL接続サービスへの種類の変更が行われた場合を除きます）及び回線新設費用について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。

ただし、本則第81条第2項に定める場合は、この限りではありません。

6 この改正規定実施の日から平成22年3月31日までの間において、第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）に係る品目の変更（10Mb/sと50Mb/sの間のものに限ります。）の請求をし、その承諾を受けたときは、その品目の変更に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。

7 この改正規定実施の日から平成22年3月31日までの間において、第3種ADSL接続サービスに係る品目の変更（10Mb/sと50Mb/sの間のものに限ります。）の請求をし、その承諾を受けたときは、その品目の変更に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。

8 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

9 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附 則

この改正規定は、平成22年3月1日から実施します。

附 則

（実施期日）

1 この改正規定は、平成22年3月14日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附 則

（実施時期）

1 この改正規定は、平成22年4月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の日から平成22年5月31日までの間において、第2種ADSL接続サービス利用契約（コースⅡ（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）の申込みをし、その承諾を受けたとき（第49条の11（メタルプラス電話サービスに係る契約の提供の開始があった場合の取扱い）の規定により第2種ADSL接続サービスへの種類の変更が行われたときを除きます。）又は第22条の4（インターネット接続サービスの種類の変更）の規定により第3種ダイヤルアップサービスから第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）へのインターネット接続サービスの種類の変更の請求をし、その承諾を受けたときは、当社がそのサービスの提供を開始した日の属する料金月までの間における第2種A

DSL接続サービス（コースⅡ（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）に係る定額利用料（料金表第1（基本利用料）に定めるものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しませぬ。

- 3 この改正規定実施の日から平成22年5月31日までの間において、第2種ADSL接続サービス利用契約（コースⅡ（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）の申込みをし、その承諾を受けたとき（第49条の11（メタルプラス電話サービスに係る契約の提供の開始があつた場合の取扱い）の規定により第2種ADSL接続サービスへの種類の変更が行われたときを含みます。）又は第22条の4（インターネット接続サービスの種類の変更）の規定により第3種ダイヤルアップサービスから第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）へのインターネット接続サービスの種類の変更の請求をし、その承諾を受けたときは、第2種ADSL接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しませぬ。
- 4 この改正規定実施の日から平成22年5月31日までの間において、第3種ADSL接続サービス利用契約の申込みをしたとき（第49条の7（メタルプラス電話サービスに係る契約の解除があつた場合の取扱い）の規定により第3種ADSL接続サービスへのインターネット接続サービスの種類の変更が行われたときを除きます。）は、当社がその提供を開始した日の属する料金月までの間における第3種ADSL接続サービスに関する定額利用料（料金表第1（基本利用料）に定める加算額に係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しませぬ。
- 5 この改正規定実施の日から平成22年5月31日までの間において、第3種ADSL接続サービス利用契約の申込みをしたときは、第3種ADSL接続サービス利用契約の申込みの承諾に係る登録料、第3種ADSL接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費（第49条の7の規定により第2種ADSL接続サービスから第3種ADSL接続サービスへの種類の変更が行われた場合を除きます）及び回線新設費用について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しませぬ。

ただし、本則第81条第2項に定める場合は、この限りでありませぬ。

- 6 この改正規定実施の日から平成22年5月31日までの間において、第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）に係る品目の変更（10Mb/sと50Mb/sの間のものに限ります。）の請求をし、その承諾を受けたときは、その品目の変更に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しませぬ。
- 7 この改正規定実施の日から平成22年5月31日までの間において、第3種ADSL接続サービスに係る品目の変更（10Mb/sと50Mb/sの間のものに限ります。）の請求をし、その承諾を受けたときは、その品目の変更に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しませぬ。
- 8 この改正規定実施の日から平成22年4月30日までの間において、第46条（他社接続回線の移転）の請求をし、その承諾を受けた第1種ADSL接続サービス利用契約者（プランⅧ又はプランⅨのものに限ります。）は、他社接続回線の移転に関する工事に係る工事費（その他社接続回線の移転に伴うADSL接続サービスのプランの変更に関する工事に係るものを除きます。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しませぬ。

ただし、本則第81条第2項に定める場合は、この限りでありませぬ。

- 9 平成16年5月1日より実施の附則第24項及び平成16年12月1日より実施の附則第5項については、「削除」に改めます。
- 10 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしませぬ。

11 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成22年4月12日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成22年4月20日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成22年4月23日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成22年5月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の日から平成22年9月30日までの間において、第46条（他社接続回線の移転）の請求をし、その承諾を受けた第1種ADSL接続サービス利用契約者（プランⅧ又はプランⅨのものに限ります。）は、他社接続回線の移転に関する工事に係る工事費（その他社接続回線の移転に伴うADSL接続サービスのプランの変更に関する工事に係るものを除きます。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

ただし、本則第81条第2項に定める場合は、この限りではありません。

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成22年5月28日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附 則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成22年6月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の日から平成22年9月30日までの間において、第2種ADSL接続サービス利用契約（コースⅡ（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）の申込みをし、その承諾を受けたとき（第49条の11（メタルプラス電話サービスに係る契約の提供の開始があった場合の取扱い）の規定により第2種ADSL接続サービスへの種類の変更が行われたときを除きます。）又は第22条の4（インターネット接続サービスの種類の変更）の規定により第3種ダイヤルアップサービスから第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）へのインターネット接続サービスの種類の変更の請求をし、その承諾を受けたときは、当社がそのサービスの提供を開始した日の属する料金月までの間における第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）に係る定額利用料（料金表第1（基本利用料）に定めるものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 3 この改正規定実施の日から平成22年9月30日までの間において、第2種ADSL接続サービス利用契約（コースⅡ（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）の申込みをし、その承諾を受けたとき（第49条の11（メタルプラス電話サービスに係る契約の提供の開始があった場合の取扱い）の規定により第2種ADSL接続サービスへの種類の変更が行われたときを含みます。）又は第22条の4（インターネット接続サービスの種類の変更）の規定により第3種ダイヤルアップサービスから第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）へのインターネット接続サービスの種類の変更の請求をし、その承諾をうけたときは、第2種ADSL接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 4 この改正規定実施の日から平成22年9月30日までの間において、第3種ADSL接続サービス利用契約の申込みをしたとき（第49条の7（メタルプラス電話サービスに係る契約の解除があった場合の取扱い）の規定により第3種ADSL接続サービスへのインターネット接続サービスの種類の変更が行われたときを除きます。）は、当社がその提供を開始した日の属する料金月までの間における第3種ADSL接続サービスに関する定額利用料（料金表第1（基本利用料）に定める加算額に係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 5 この改正規定実施の日から平成22年9月30日までの間において、第3種ADSL接続サービス利用契約の申込みをしたときは、第3種ADSL接続サービス利用契約の申込みの承諾に係る登録料、第3種ADSL接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費（第49条の7の規定に

より第2種ADSL接続サービスから第3種ADSL接続サービスへの種類の変更が行われた場合を除きます)及び回線新設費用について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。

ただし、本則第81条第2項に定める場合は、この限りではありません。

- 6 この改正規定実施の日から平成22年9月30日までの間において、第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用のものに限ります。))のものに限ります。)に係る品目の変更(10Mb/sと50Mb/sの間のものに限ります。)の請求をし、その承諾を受けたときは、その品目の変更に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 7 この改正規定実施の日から平成22年9月30日までの間において、第3種ADSL接続サービスに係る品目の変更(10Mb/sと50Mb/sの間のものに限ります。)の請求をし、その承諾を受けたときは、その品目の変更に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 8 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 9 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

この改正規定は、平成22年6月2日から実施します。

附 則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成22年6月29日から実施します。
- (経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
 - 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成22年8月1日から実施します。
- (経過措置)
- 2 この改正規定実施の日から平成22年11月30日までの間に、料金表第2(付加機能利用料)に規定する電子メール条件着信サービス又は送信電子メールウイルスチェックサービスの請求があり当社がその提供を開始したときは、インターネット接続サービス利用契約者は、第78条第1項の規定にかかわらず、当社がその付加機能の提供を開始した日の属する料金月及びその翌料金月について、その付加機能利用料(定額利用料に限ります。)の支払いを要しません。
 - 3 この改正規定実施の日から平成22年11月30日までの間に、料金表第2(付加機能利用料)に規定する電子メール条件着信サービスの請求があり当社がその提供を開始したときは、インターネット接続サービス利用契約者は、第81条第1項の規定にかかわらず、その付加機能に係る工事費の支払いを要しません。
 - 4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則

この改正規定は、平成22年8月16日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成22年9月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成22年10月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の日から平成23年3月31日までの間において、第2種ADSL接続サービス利用契約（コースⅡ（住宅用のものに限りします。）のものに限りします。）の申込みをし、その承諾を受けたとき（第49条の11の規定により第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用のものに限りします。）のものに限りします。）への種類の変更が行われたときに限りします。）は、料金表第4（工事費）に規定する第2種ADSL接続サービス利用契約に関する工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。

ただし、第81条第2項に定める場合は、この限りではありません。

- 3 この改正規定実施の日から平成23年3月31日までの間において、第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用のものに限りします。）のものに限りします。）に係る品目の変更（10Mb/sと50Mb/sの間のものに限りします。）の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第4（工事費）に規定する品目の変更に関する工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。

ただし、第81条第2項に定める場合は、この限りではありません。

- 4 この改正規定実施の日から平成23年3月31日までの間において、第3種ADSL接続サービスに係る品目の変更（10Mb/sと50Mb/sの間のものに限りします。）の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第4（工事費）に規定する品目の変更に関する工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。

ただし、第81条第2項に定める場合は、この限りではありません。

- 5 移転対象サービス（インターネット接続サービス（第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（事務用のものに限りします。）のものに限りします。）又はIP電話サービスⅡを除きます。）、当社のメタルプラス電話サービス契約約款に定める一般メタルプラス電話（住宅用のものに限りします。）又はFTTHサービス契約約款に定めるFTTHサービス（タイプⅠ、タイプⅡ又はタイプⅢに限りします。）に限りします。以下この附則において同じとしします。）の提供を受けている場合であって、この改正規定実施の日から平成23年3月31日までの間において、居住場所の変更に伴い、その移転対象サービスに係る契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに第2種ADSL接続サービス利用契約（コースⅡ（住宅用のものに限りします。）のものに限りします。）の申込みをし、その承諾を受けたときは、料金表第4（工事費）に規定する第2種AD

S L 接続サービス利用契約に関する工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

ただし、第 81 条第 2 項に定める場合は、この限りではありません。

- 6 移転対象サービスの提供を受けている場合であって、この改正規定実施の日から平成 23 年 3 月 31 日までの間において、居住場所の変更に伴い、その移転対象サービスに係る契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに第 3 種 ADS L 接続サービス利用契約の申込みをし、その承諾を受けたときは、料金表第 3（登録料）に規定する登録料及び第 4（工事費）に規定する第 3 種 ADS L 接続サービス利用契約に関する工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

ただし、第 81 条第 2 項に定める場合は、この限りではありません。

- 7 移転対象サービスの提供を受けている場合であって、この改正規定実施の日から平成 23 年 3 月 31 日までの間において、居住場所の変更に伴い、その移転対象サービスに係る契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに第 3 種 ADS L 接続サービス利用契約の申込みをし、その承諾を受けたときは、料金表第 4（工事費）に規定する回線新設費用について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 2,000 円（税込額 2,100 円）とします。

ただし、第 81 条第 2 項に定める場合は、この限りではありません。

- 8 第 5 項から第 7 項に定める取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により契約事務を行うインターネット接続サービス取扱所に通知した場合に限り適用します。

- 9 この改正規定実施の日から平成 23 年 3 月 31 日までの間において、第 46 条に規定する第 1 種 ADS L 接続サービス（プランⅧ又はプランⅨのものに限ります。）に係る他社接続回線の移転の請求をし、平成 23 年 5 月 31 日までの間において、当社がその移転先において第 1 種 ADS L 接続サービスの提供を開始したときは、料金表第 4（工事費）に規定する他社接続回線の移転に関する工事費（その他社接続回線の移転に伴う ADS L 接続サービスのプランの変更に関する工事に係るものを除きます。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

ただし、本則第 81 条第 2 項に定める場合は、この限りではありません。

- 10 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 11 この改正規定実施の日から平成 23 年 8 月 31 日までの間に、支払証明書の発行の請求をし、その承諾を受けたときは、インターネット接続サービス利用契約者は、別記 16 の 2) の規定にかかわらず、その請求に係る料金表第 6（支払証明書の発行手数料）に規定する支払証明書発行手数料の支払いを要しません。
- 12 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 13 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 23 年 2 月 1 日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

この改正規定は、平成23年3月15日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成23年3月31日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成23年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の日から平成23年4月30日までの間において、第2種ADSL接続サービス利用契約（コースⅡ（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）の申込みをし、その承諾を受けたとき（第49条の11の規定により第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）への種類の変更が行われたときに限ります。）は、料金表第4（工事費）に規定する第2種ADSL接続サービス利用契約に関する工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しませぬ。

ただし、第81条第2項に定める場合は、この限りでありませぬ。

3 この改正規定実施の日から平成23年4月30日までの間において、第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）に係る品目の変更（10Mb/sと50Mb/sの間のものに限ります。）の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第4（工事費）に規定する品目の変更に関する工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しませぬ。

ただし、第81条第2項に定める場合は、この限りでありませぬ。

4 この改正規定実施の日から平成23年4月30日までの間において、第3種ADSL接続サービスに係る品目の変更（10Mb/sと50Mb/sの間のものに限ります。）の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第4（工事費）に規定する品目の変更に関する工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しませぬ。

ただし、第81条第2項に定める場合は、この限りでありませぬ。

5 移転対象サービス（インターネット接続サービス（第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（事務用のものに限ります。）のものに限ります。）又はIP電話サービスⅡを除きます。）、当社のメタルプラス電話サービス契約約款に定める一般メタルプラス電話（住宅用のものに限ります。）又はFTTHサービス契約約款に定めるFTTHサービス（タイプⅠ、タイプⅡ又はタイプⅢに限ります。）に限ります。以下この附則において同じとします。）の提供を受けている場合であって、この改正規定実施の日から平成23年4月30日までの間において、居住場所の変更に伴い、その移転対象サービスに係る契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに第2種ADSL接続サービス利用契約（コースⅡ（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）の申込みをし、その承諾を受けたときは、料金表第4（工事費）に規定する第2種ADSL接続サービス利用契約に関する工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しませぬ。

ただし、第81条第2項に定める場合は、この限りではありません。

- 6 移転対象サービスの提供を受けている場合であって、この改正規定実施の日から平成23年4月30日までの間において、居住場所の変更に伴い、その移転対象サービスに係る契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに第3種ADSL接続サービス利用契約の申込みをし、その承諾を受けたときは、料金表第3（登録料）に規定する登録料及び第4（工事費）に規定する第3種ADSL接続サービス利用契約に関する工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

ただし、第81条第2項に定める場合は、この限りではありません。

- 7 移転対象サービスの提供を受けている場合であって、この改正規定実施の日から平成23年4月30日までの間において、居住場所の変更に伴い、その移転対象サービスに係る契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに第3種ADSL接続サービス利用契約の申込みをし、その承諾を受けたときは、料金表第4（工事費）に規定する回線新設費用について、この約款の規定にかかわらず、税抜額2,000円（税込額2,100円）とします。

ただし、第81条第2項に定める場合は、この限りではありません。

- 8 第5項から第7項に定める取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うインターネット接続サービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

- 9 この改正規定実施の日から平成23年4月30日までの間において、第46条に規定する第1種ADSL接続サービスに係る他社接続回線の移転の請求をし、平成23年4月30日までの間において、当社がその移転先において第1種ADSL接続サービス（プランⅧのものに限ります。）の提供を開始したときは、料金表第4（工事費）に規定する他社接続回線の移転に関する工事費（その他社接続回線の移転に伴うADSL接続サービスのプランの変更に関する工事に係るものを除きます。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

ただし、本則第81条第2項に定める場合は、この限りではありません。

- 10 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成23年4月15日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

この改正規定は、平成23年4月21日から実施します。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成23年4月29日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成23年5月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の日から平成23年9月30日までの間において、第2種ADSL接続サービス利用契約（コースⅡ（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）の申込みをし、その承諾を受けたとき（第49条の11の規定により第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）への種類の変更が行われたときに限ります。）は、料金表第4（工事費）に規定する第2種ADSL接続サービス利用契約に関する工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しませぬ。

ただし、第81条第2項に定める場合は、この限りでありませぬ。

3 この改正規定実施の日から平成23年9月30日までの間において、第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）に係る品目の変更（30Mb/sと50Mb/sの間のものに限ります。）の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第4（工事費）に規定する品目の変更に関する工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しませぬ。

ただし、第81条第2項に定める場合は、この限りでありませぬ。

4 この改正規定実施の日から平成23年9月30日までの間において、第3種ADSL接続サービスに係る品目の変更（30Mb/sと50Mb/sの間のものに限ります。）の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第4（工事費）に規定する品目の変更に関する工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しませぬ。

ただし、第81条第2項に定める場合は、この限りでありませぬ。

5 移転対象サービス（インターネット接続サービス（第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（事務用のものに限ります。）のものに限ります。）又はIP電話サービスⅡを除きます。））、当社のメタルプラス電話サービス契約約款に定める一般メタルプラス電話（住宅用のものに限ります。）又はFTTHサービス契約約款に定めるFTTHサービス（タイプⅠ、タイプⅡ又はタイプⅢに限ります。））に限ります。以下この附則において同じとします。）の提供を受けている場合であって、この改正規定実施の日から平成23年9月30日までの間において、居住場所の変更に伴い、その移転対象サービスに係る契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに第2種ADSL接続サービス利用契約（コースⅡ（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）の申込みをし、その承諾を受けたときは、料金表第4（工事費）に規定する第2種ADSL接続サービス利用契約に関する工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しませぬ。

ただし、第81条第2項に定める場合は、この限りでありませぬ。

6 移転対象サービスの提供を受けている場合であって、この改正規定実施の日から平成23年9月30日までの間において、居住場所の変更に伴い、その移転対象サービスに係る契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに第3種ADSL接続サービス利用契約の申込みをし、その承諾を受けたときは、料金表第3（登録料）に規定する登録料及び第4（工事費）に規定する第3種ADSL接続サービス利用契約に関する工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しませぬ。

ただし、第81条第2項に定める場合は、この限りでありませぬ。

7 移転対象サービスの提供を受けている場合であって、この改正規定実施の日から平成23年9月30日までの間において、居住場所の変更に伴い、その移転対象サービスに係る契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに第3種ADSL接続サービス利用契約の申込みをし、

その承諾を受けたときは、料金表第4（工事費）に規定する回線新設費用について、この約款の規定にかかわらず、税抜額2,000円（税込額2,100円）とします。

ただし、第81条第2項に定める場合は、この限りではありません。

8 第5項から第7項に定める取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うインターネット接続サービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

9 この改正規定実施の日から平成23年9月30日までの間において、第46条に規定する第1種ADSL接続サービスに係る他社接続回線の移転の請求をし、平成23年9月30日までの間において、当社がその移転先において第1種ADSL接続サービス（プランⅧのものに限ります。）の提供を開始したときは、料金表第4（工事費）に規定する他社接続回線の移転に関する工事費（その他社接続回線の移転に伴うADSL接続サービスのプランの変更に関する工事に係るものを除きます。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

ただし、本則第81条第2項に定める場合は、この限りではありません。

10 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

（実施期日）

1 この改正規定は、平成23年6月22日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次表の左欄の適用を受けている者は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の適用を受けているものとみなし、そのサービスに係る提供条件は、この附則の第3項及び第4項に規定するところによるほか、この約款に規定する第1種ADSL接続サービスに関する提供条件に準ずるものとしします。

第1種ADSL接続サービス（タイプⅡ（プランⅨのもの（3Mb/s及び50Mb/sのものに限ります。）に限ります。）のものに限ります。）	旧第1種ADSL接続サービス タイプⅡ（IP電話&ADSL ACCAコースⅡ）
---	---

3 旧第1種ADSL接続サービス タイプⅡ（IP電話&ADSL ACCAコースⅡ）利用契約者は、その旧第1種ADSL接続サービス タイプⅡ（IP電話&ADSL ACCAコースⅡ）に係る他社接続回線の移転の請求をすることはできません。

4 旧第1種ADSL接続サービス タイプⅡ（IP電話&ADSL ACCAコースⅡ）に係る基本利用料の適用については、第78条（定額利用料の支払義務）及び第79条（利用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとしします。

（1）適用

区分	内容	
1) 品目に係る料金の適用	ア 当社は、旧第1種ADSL接続サービス タイプⅡ（IP電話&ADSL ACCAコースⅡ）に係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、品目を定めます。	
	品目	内容
	3Mb/s	他社接続回線の終端の場所への伝送方向については最大3メガビット/秒まで、他の伝送方向については最大1メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの

	50Mb/s	他社接続回線の終端の場所への伝送方向については最大50メガビット/秒まで、他の伝送方向については最大5メガビット/秒(但し、この表の4)欄に規定するプラン区については、最大3メガビット/秒とします。)までの符号伝送が可能なもの
イ 旧第1種ADSL接続サービス タイプII (IP電話&ADSL A C C AコースII) 利用契約者は、アの品目の変更の請求をすることはできません。		

(2) 料金額

ア イ以外の部分

定額利用料

1 他社接続回線ごとに月額

区分	料金額
3Mb/s	税抜額1,870円(税込額1,963.5円)
50Mb/s	税抜額2,880円(税込額3,024円)

イ 協定事業者の契約約款等に規定するDSL等接続専用サービスに係る他社接続回線以外の部分

第1種ADSL接続サービスの場合に準じて取り扱います。

5 平成21年10月23日より実施の附則第4項について、次のように改めます。

4 旧第1種ADSL接続サービス タイプII (IP電話&ADSL T O H K n e t コースII) 利用契約者は、その旧第1種ADSL接続サービス タイプII (IP電話&ADSL T O H K n e t コースII) に係る他社接続回線の移転の請求をすることはできません。

6 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

この改正規定は、平成23年6月30日から実施します。

附 則

この改正規定は、平成23年7月27日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成23年8月29日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、対象サービス(第2種ADSL接続サービス(コースII(10Mb/sの品目のもの)に限ります。))又は第3種ADSL接続サービス(10Mb/sの品目のもの)をいいます。以下この附則において同じとします。)の提供を受けている場合(この改正規定実施の際現に、対象サービスに係るインターネット接続サービス利用契約の申込みについて当社の承諾を受けている場合を含みます。)、当社が定めるところにより順にその品目を30Mb/sのものに切替えます。

この場合において、品目を切替えるまでの間の料金その他の提供条件については、なお従前の

とおりとします。

- 3 平成23年5月1日より実施の附則第3項及び第4項中「10Mb/s」をそれぞれ「30Mb/s」に改めます。
- 4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成23年9月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成23年10月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施の日から平成24年1月31日までの間において、第2種ADSL接続サービス利用契約（コースⅡ（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）の申込みをし、その承諾を受けたとき（第49条の11の規定により第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）への種類の変更が行われたときに限ります。）は、料金表第4（工事費）に規定する第2種ADSL接続サービス利用契約に関する工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
ただし、第81条第2項に定める場合は、この限りでありません。
- 3 この改正規定実施の日から平成24年1月31日までの間において、第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）に係る品目の変更（30Mb/sと50Mb/sの間のものに限ります。）の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第4（工事費）に規定する品目の変更に関する工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
ただし、第81条第2項に定める場合は、この限りでありません。
- 4 この改正規定実施の日から平成24年1月31日までの間において、第3種ADSL接続サービスに係る品目の変更（30Mb/sと50Mb/sの間のものに限ります。）の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第4（工事費）に規定する品目の変更に関する工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
ただし、第81条第2項に定める場合は、この限りでありません。
- 5 この改正規定実施の際現に、対象サービス（第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（10Mb/sの品目のものに限ります。）のものに限ります。）又は第3種ADSL接続サービス（10Mb/sの品目のものに限ります。）をいいます。以下この第5項において同じとします。）の提供を受けている場合（この改正規定実施の際現に、対象サービスに係るインターネット接続サービス利用契約の申込みについて当社の承諾を受けている場合を含みます。）であって、第3項又は第4項に定める品目の変更の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第4（工事費）に規定する品目の変更に関する工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
ただし、第81条第2項に定める場合は、この限りでありません。
- 6 移転対象サービス（インターネット接続サービス（第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（事

務用のものに限ります。)のものに限ります。)又はIP電話サービスⅡを除きます。)、当社のメタルプラス電話サービス契約約款に定める一般メタルプラス電話(住宅用のものに限ります。)又はFTTHサービス契約約款に定めるFTTHサービス(タイプⅠ、タイプⅡ又はタイプⅢに限ります。)に限ります。以下この附則において同じとします。)の提供を受けている場合であって、この改正規定実施の日から平成24年1月31日までの間において、居住場所の変更に伴い、その移転対象サービスに係る契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに第2種ADSL接続サービス利用契約(コースⅡ(住宅用のものに限ります。)のものに限ります。)の申込みをし、その承諾を受けたときは、料金表第4(工事費)に規定する第2種ADSL接続サービス利用契約に関する工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

ただし、第81条第2項に定める場合は、この限りでありません。

- 7 移転対象サービスの提供を受けている場合であって、この改正規定実施の日から平成24年1月31日までの間において、居住場所の変更に伴い、その移転対象サービスに係る契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに第3種ADSL接続サービス利用契約の申込みをし、その承諾を受けたときは、料金表第3(登録料)に規定する登録料及び第4(工事費)に規定する第3種ADSL接続サービス利用契約に関する工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

ただし、第81条第2項に定める場合は、この限りでありません。

- 8 移転対象サービスの提供を受けている場合であって、この改正規定実施の日から平成24年1月31日までの間において、居住場所の変更に伴い、その移転対象サービスに係る契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに第3種ADSL接続サービス利用契約の申込みをし、その承諾を受けたときは、料金表第4(工事費)に規定する回線新設費用について、この約款の規定にかかわらず、税抜額2,000円(税込額2,100円)とします。

ただし、第81条第2項に定める場合は、この限りでありません。

- 9 第6項から第8項に定める取扱いは、その新たなインターネット接続サービス利用契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うインターネット接続サービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

- 10 この改正規定実施の日から平成24年3月31日までの間において、第46条に規定する第1種ADSL接続サービスに係る他社接続回線の移転の請求をし、平成23年5月31日までの間において、当社がその移転先において第1種ADSL接続サービス(プランⅧのものに限ります。)の提供を開始したときは、料金表第4(工事費)に規定する他社接続回線の移転に関する工事費(その他社接続回線の移転に伴うADSL接続サービスのプランの変更に関する工事に係るものを除きます。)について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

ただし、本則第81条第2項に定める場合は、この限りでありません。

- 11 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次表の左欄の適用を受けている者は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の適用を受けているものとみなします。

アクセスコミュファ対応サービス(タイプⅡ)	アクセスコミュファ対応サービス(タイプⅢ)
-----------------------	-----------------------

- 12 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年1月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年2月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の日から平成24年3月31日までの間において、第2種ADSL接続サービス利用契約（コースⅡ（住宅用のものに限りします。）のものに限りします。）の申込みをし、その承諾を受けたとき（第49条の11の規定により第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用のものに限りします。）のものに限りします。）への種類の変更が行われたときに限りします。）は、料金表第4（工事費）に規定する第2種ADSL接続サービス利用契約に関する工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。

ただし、第81条第2項に定める場合は、この限りではありません。

- 3 この改正規定実施の日から平成24年3月31日までの間において、第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用のものに限りします。）のものに限りします。）に係る品目の変更（30Mb/sと50Mb/sの間のものに限りします。）の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第4（工事費）に規定する品目の変更に関する工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。

ただし、第81条第2項に定める場合は、この限りではありません。

- 4 この改正規定実施の日から平成24年3月31日までの間において、第3種ADSL接続サービスに係る品目の変更（30Mb/sと50Mb/sの間のものに限りします。）の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第4（工事費）に規定する品目の変更に関する工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。

ただし、第81条第2項に定める場合は、この限りではありません。

- 5 移転対象サービス（インターネット接続サービス（第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（事務用のものに限りします。）のものに限りします。）又はIP電話サービスⅡを除きます。）、当社のメタルプラス電話サービス契約約款に定める一般メタルプラス電話（住宅用のものに限りします。）又はFTTHサービス契約約款に定めるFTTHサービス（タイプⅠ、タイプⅡ又はタイプⅢに限りします。）に限りします。以下この附則において同じとしします。）の提供を受けている場合であって、この改正規定実施の日から平成24年3月31日までの間において、居住場所の変更に伴い、その移転対象サービスに係る契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに第2種ADSL接続サービス利用契約（コースⅡ（住宅用のものに限りします。）のものに限りします。）の申込みをし、その承諾を受けたときは、料金表第4（工事費）に規定する第2種ADSL接続サービス利用契約に関する工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

ただし、第81条第2項に定める場合は、この限りではありません。

- 6 移転対象サービスの提供を受けている場合であって、この改正規定実施の日から平成24年3月31日までの間において、居住場所の変更に伴い、その移転対象サービスに係る契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに第3種ADSL接続サービス利用契約の申込みをし、その承諾を受けたときは、料金表第3（登録料）に規定する登録料及び第4（工事費）に規定する第3種ADSL接続サービス利用契約に関する工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

ただし、第81条第2項に定める場合は、この限りではありません。

7 移転対象サービスの提供を受けている場合であって、この改正規定実施の日から平成24年3月31日までの間において、居住場所の変更に伴い、その移転対象サービスに係る契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに第3種ADSL接続サービス利用契約の申込みをし、その承諾を受けたときは、料金表第4（工事費）に規定する回線新設費用について、この約款の規定にかかわらず、税抜額2,000円（税込額2,100円）とします。

ただし、第81条第2項に定める場合は、この限りではありません。

8 第5項から第7項に定める取扱いは、その新たなインターネット接続サービス利用契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うインターネット接続サービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

9 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

この改正規定は、平成24年2月14日から実施します。

附 則

（実施時期）

1 この改正規定は、平成24年4月1日から実施します。

（経過措置）

2 移転対象サービス（インターネット接続サービス（第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（事務用のものに限りします。）のものに限りします。）又はIP電話サービスⅡを除きます。））、当社のメタルプラス電話サービス契約約款に定める一般メタルプラス電話（住宅用のものに限りします。）又はFTTHサービス契約約款に定めるFTTHサービス（タイプⅠ、タイプⅡ又はタイプⅢに限りします。））に限りします。以下この附則において同じとします。）の提供を受けている場合であって、この改正規定実施の日から平成24年4月30日までの間において、居住場所の変更に伴い、その移転対象サービスに係る契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに第2種ADSL接続サービス利用契約（コースⅡ（住宅用のものに限りします。）のものに限りします。）の申込みをし、その承諾を受けたときは、料金表第4（工事費）に規定する第2種ADSL接続サービス利用契約に関する工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

ただし、第81条第2項に定める場合は、この限りではありません。

3 移転対象サービスの提供を受けている場合であって、この改正規定実施の日から平成24年4月30日までの間において、居住場所の変更に伴い、その移転対象サービスに係る契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに第3種ADSL接続サービス利用契約の申込みをし、その承諾を受けたときは、料金表第3（登録料）に規定する登録料及び第4（工事費）に規定する第3種ADSL接続サービス利用契約に関する工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

ただし、第81条第2項に定める場合は、この限りではありません。

4 移転対象サービスの提供を受けている場合であって、この改正規定実施の日から平成24年4月30日までの間において、居住場所の変更に伴い、その移転対象サービスに係る契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに第3種ADSL接続サービス利用契約の申込みをし、その承諾を受けたときは、料金表第4（工事費）に規定する回線新設費用について、この約款の規定にかかわらず、税抜額2,000円（税込額2,100円）とします。

ただし、第81条第2項に定める場合は、この限りではありません。

- 5 第2項から第4項に定める取扱いは、その新たなインターネット接続サービス利用契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うインターネット接続サービス取扱所に通知された場合に限り適用します。
- 6 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。